帝國百科全書

第百廿九編

文學士久保天隨著

朝鮮史

明治四十一年八月再版

東京博文館藏版

文學士久保天隨著

朝鮮史

東京博文館藏版

朝鮮史序

洛東江畔の巴月城、九層の浮圖、頽残すでに久しく、新羅の法興王、今安くにか在る。文運一時の盛、儒佛二教を我が邦に傳へし百濟の墟、晩風冷かに落花巖を吹くあり。遼河薩水、かつて、隋唐の大軍を却けし勇健なる高句麗、遺種なほ存するものありや。落日凄風、松都秋深き處、長竹石橋の上、鄭夢周の血痕、千古の碧を染むと雖も、龍愁鬣憤、觀音浦の月夜、誰か又李舜臣の英靈を弔ふものぞ。嗟乎、國破れて山河在り、半島の形勢、古今同揆、竹冠麻衣の民、復た起つなくして長しへに終らむとするか。

七朝の興亡、轉瞬三千年、その歷史を一貫するものは、道義の頽廢と、外交の屈辱と、唯だ是れのみ。

若し過去の事實、果して、將來の幾分を豫言するものとせば、今日大韓帝國の前途、亦た龜卜を俟たずして知るべし。こゝに於てか、予輩は、殷憂一片、霜を履んで堅氷至るの戒を思ひ、拮据經營、唇盡きて齒寒しの嘆を爲すなきを期せざるべからず。

半島史の研究は、ひとり學界の須要たるのみならず、刻下政治上の意義に於て、愈よ然るものあるを見る。予が斯篇に於ける、豈に微意の存するなからむや。

大凡、朝鮮の史料、從來その國の撰述に係るもの、頗る備はれりと雖も、印刻及び弘布・保存に關する方法の極めて不完全なる、その散亡、決して一日の故に非ず。三國史記・高麗史・文獻備考の如き。稀に之を傳ふと雖も、その價の貴き、連城も啻ならず、而して、我が邦に於て飜刻せしものは、東國通鑑を首とし、朝鮮史略・懲毖錄、近くは三國遺

事等の數種に過ぎず。私に思へらく、今にして、斯種の典籍を修整せずむば、半島の史實、數十百年の後、全く湮滅して、考ふべからざるに至らむ、而して、是れ實に東洋の先進國たる日本學者の任務に外ならず、と。

史料の蒐拾、難きこと、すでに此の如く、之に加ふるに、その對比互證を日本・支那の史乘に求む、半島史の研究、決して、期月の間に勉强して成るべきに非ず。予が斯篇の如き、瑣々たる一小册、考據未だ精ならず、徵證未だ密ならず、唯だ兎も角も成形せる一部の朝鮮史として、篳路山林を啓くの功、聊か庶幾すべきものあらば、願すでに足る、淺學粗才、敢て自ら、その多きを望まざるなり。

近時邦人の撰著、二三時に之あり、その未だ備はらざるは、均しく如上の理由を以て、固より深く咎むべからず、而かも、予亦た多少の

餘惠を被りしを公言するに躊躇せず。若し幸にして、今後學者研究の結果、愈よ觀るべきものあらば、ひとり、予輩の喜のみならず、東洋學界の爲に、大に氣を吐くに足る、未だ知らず、世に其人ありや否や。

嗚呼、昭々たる前史は、萬幾の鑒。半島史上の感慨は、ひとり、仁人志士と之を語るべく、かの百世の憂なきもの、固より、與かるを得ざるなり。

明治三十八年五月上澣

久保天隨

朝鮮史目次

第三篇 中古期 高麗時代

第四篇　近古期　朝鮮時代

第五篇　現代期　今帝時代

目次終

朝鮮史

文學士　久保天隨著

叙説

朝鮮の名稱
境界
位置
面積人口

朝鮮は、今の韓國にして、古しへ又高麗と稱す。朝鮮の名稱に就いては、諸說紛紛たれども、東表日出の地に居るの義にして、即ち東方を意味する支那の文學的稱號となすこと、最も穩當なるが如し。この地、亞細亞東部の半島にして、その境界、東は日本海に瀕し、北は鴨綠江・長白山脈及び豆滿江の一部を以て、滿州及び西伯利亞に接し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔てゝ我が九州に對し、東南對馬に對する處は、わづかに十餘里の水道を隔つのみにして、天晴れ氣朗かなる日は互に相望むべしといふ。その位置、東經百二十五度五分に起りて百三十度五十分に至り、北緯三十三度四十六分に起りて四十三度二分に盡く。面積大約一萬三千四百方里にして、我が日本の半より稍や大に、我が本洲より東山道を除きた

るものと略ぼ相匹敵す。人口大約一千五百萬にして、我が日本の三分の一に滿たず。然れども、これ皆大數を云ふものにして、その調査の精確詳密なるものは、今日なほ之を識る能はずといふ。

山系

長白山は、一に白頭山といひ、北境に聳ゆる峻嶺にして、支那大陸と朝鮮半島との區劃を爲し全國山脈の首となり、東、日本海に沿うて、蜿蜒連亙し、一たび南に向ひ、咸鏡江原、二道に至り、秀でゝ鐵嶺となり、又金剛山、大關嶺となり、太白山に至りて、嶺脊左右に分れ、左支は東に向つて走り、右支は小白山より、鳥嶺、俗離、德裕の諸山となり、智異山に至りて盡き、德裕山の一支、更に南走して、海南縣より海を踰えて濟州羅漢山となる。その他、平安黃海京畿、忠淸諸道の山は、皆その支脈の旁出せしものに係る。その狀、さながら、歐洲の伊太利がアルプス山脈を以て大陸を限り、アペナイン山脈を以て、その中央を貫穿するが如く、地勢上よりは、之を稱して東洋の伊太利國といふ。然れども、列國勢力の衝突點となる點よりいへば、歐洲のバルカン半島に酷似するを以て、政治上よりは、之を稱して東洋のバルカン半島といふ。

水系

河流の最も大なるは、鴨綠、豆滿の二江にして、ともに其源を長白山より發し、鴨綠江は、その西南に流れ、豆滿江は、その東に注ぐ。二大江の外、大同江、臨津江、漢江、錦江、洛東江等の諸流あり。この中、漢江は、源を江原道の山中に發し、西流して、京城の南を經て、臨津江に會して海に入る。大抵、全國の地勢、東北は高峻にして、西南に赴くに從ひ、漸く低下するが故に、嶺西諸道の水は皆西流し、咸鏡、江原の二道慶尙左道の水のみは東に向ひ、而して、慶尙右道及び全羅前部の水は、南流して海に入る。

島嶼、港灣

島嶼は、濟州、南海、巨濟、珍島、江華、喬桐等、最も大にして、その他、小島頗る多く、港灣は、咸鏡南道に元山あり、慶尙道に釜山あり、京畿道に仁川あり、他に全羅南道榮山江口の木浦、大同江口の鎭南浦等、皆外國互市通商の埠頭とす。大抵東岸は、斷崖絕壁多くして、良港に乏しく、西南は島嶼羅列、洲渚環曲、頗る其趣を異にし、

潮汐

潮汐の如きも、東岸は、其差わづかに二三尺に過ぎざれども、西南は、往々にして、急流渦旋を爲す處ありといふ。

潮流

朝鮮沿岸には、暖流及び寒流の二潮流あり。前者は、黑潮暖流の支派にして、濟

州島附近に於て、二派に分る。その一は小派にして、朝鮮海峽より入り、その初に當りては、一時間、三海里の速度なれども、後には、減じて一海里の緩流となり、これより、東海岸に近邇して、北に流る。他の一は、大派にして、黃海に入り、西南の沿岸を洗ふ。而して、寒流は、オホート海より來り、露領西伯利亞の沿岸に沿うて南する來滿流にして、朝鮮海峽を過ぎて、黃海に出づ。

氣候

氣候は、大陸的にして、寒暑ともに中和を得ず、單に緯度よりいへば、我が邦と大抵異ならずと雖も、その差、殊に甚しく、寒暑ともに太だ酷なり。夏期は、室內に於て、洋蠟自ら彎曲し、冬期は、麥酒、醬油等、氷結して、容器を破る。就中、北方豆滿江の如きは、氷合すること六個月に及ぶといふ。全羅、慶尙忠淸等、謂ゆる三南の地は、氣候最も中和と稱すれども、寒暖屢ば變じ、夏時の如きは、大雨殊に多くして、冥霧四方に塞がり、咫尺を辨せざるの日多し。

物產

土地は概ね肥沃豐饒なれども、咸鏡、江原の諸道は、山岳重疊、僻遠にして、拓開未だ全からず。耕作の主要なるは、米・綿・蕪菁・人參等にして、その他、動物には、牛馬虎豹羊羚等の屬あり、鑛物には、金銀銅鐵硫黃等あり。製造品には、苧・絲・木綿・紙・磁器、

團扇等あり。この國、もとより鑛物に富み、就中金と鐵とは、富裕餘あるも、國民わづかに農業の餘暇を以て、採掘に從事するのみ、その業、毫も發達せず。

食物

食物は、五穀を主とすれども、その中、米は唯だ慶尙、忠淸、全羅、京畿、黃海等、南部の地に限り、北部に至りては、更に之を產せず。故に平安道の如きも、平壤市中のみに米食するものあれども、その以北は、大抵粟稗の類を食す。又氣候寒冷なる爲に茶・砂糖を產せず、砂糖に代用するに、蜂蜜を以てす。

政治區劃

この國、古しへは、八道に分ちしが、我が明治三十二年、地方制を改め、全國を分つて、京畿、忠淸(南北)全羅(南北)慶尙(南北)黃海、平安(南北)江原、咸鏡(南北)の十三道となし、各道に觀察使を置いて、之を治めしめ、道は更に三百四十一郡に分ち、郡司之を治む。又特に府尹・牧使を置くところあり。諸道の中、古しへより更に異名あるものあり、忠淸は湖西と稱し、全羅は湖南と稱し、慶尙は嶺南と稱し、咸鏡は北關と稱し、平安は關西と稱し、江原は關東と稱し、又慶尙、全羅、忠淸の三道を合せて、三南といふ、實に半島富裕の地にして、史上最も顯著の關係を有する部分なり。

京城

首都を漢城府といひ、京畿道に在り、一に漢陽、又は京城と稱す。太祖李成桂、高

麗の王氏を滅ぼして、全國を奄有するや、松都より此に移り、以て今日に至る。人口大約二十五萬、日米英露清等の諸外國人、之に寄寓するもの多く、半島第一繁華の都市となす。

人種

人種は、蒙古種なれども、諸族混血の結果、自ら一別種を爲す。大抵我が日本人に類し、皮膚黃色、眼睛毛髮、ともに黑く、鼻小にして、鬚髯疎薄、體格は中等なり。その京畿、全羅、慶尙諸道に住する者は、懦にして寬優、生業を治むるもの、わづかに十の八九。平安、咸鏡、江原、黃海諸道の民は、愚にして强悍、謂ゆる北方の强にして、その勤苦、やゝ他道に過ぐ。人民中には、兩班、常漢の種別なり。政府の官職は、今日尙ほ事實上、兩班の獨占にして、常漢は農工商の業に服すのみ、又奴婢あり。その風俗言語、概ね支那に類似し、開明の度、甚だ低きが故に、一般に衣食住の陋穢なること、實に愍むべく、道路修らず、往來甚だ不便なり。學藝の如きも、亦た支那の古法を傳ふるのみにして、特に革造創始するところなし。

人種の沿革

往古、この國に住居せし人民は、獩貊及び韓種なるべく、他に沃沮等の小種族あり。然れども、その文化を開發するに與つて最も力ありしは、扶餘族を第一とし、

漢族、出雲族、之に次ぐ。 扶餘族は、元と長白山の西北、扶餘の地に居住せしものにして、その源を尋ねれば、出雲族と親近の關係あるものゝ如しと雖も、その來るや、北よりし、朝鮮半島の土人及び漢族の殖民を驅逐征服して、遂に全土を奄有せり。出雲族は、之に屈せずして、專ら南方の地を占め、抗衡して、多く年所を經たり。 その他、蒙古族、ツングス族等、往々にして、此地に入り、その血脈風俗を遺留し、遂に今日の朝鮮人種を成すに至りしものゝ如し。

政體

政體は、建國以來、君主專制政治にして、國王萬機を上に統べ、東班西班の二階級を以て、文武官を分ち、その位階、すべて九品、又八道に府縣を置きて、之に分轄す。古しへより、支那の牽制を受け、支那人、或は來つて王となり、或は其地を以て郡縣となし、之を支配せしことあり、又本國人にして王たるも、大抵支那の封爵を受け、正朔を奉じ、朝貢の禮を奉じ、殆んど、藩屛の屬國たるが如し。 故に古しへは、王と稱して帝と稱せず、薨と稱して崩と稱せず、臣下の其君に於ける、殿下と稱して陛下と稱せず、年號の如きも、歷朝大抵、支那の制に從ふ。 而して、支那の朝鮮國主を遇する、兵部尙書の位階に準じたりといふ。 然れども、我が明治三十二年、日本の

援助によりて、はじめて、全く支那の羈絆を脫し、國號を改めて大韓といひ、皇帝と稱し、大韓國國制を發布す。その要に曰く、大韓國は世界萬國の公認したる自主獨立の帝國にして、萬世に亙りて變せざる專制政治なり。大皇帝は、無限の君權を享有する自立政權なり、と。こゝに於て、中央政府の組織を變革し、大抵我が日本に倣ふ。

宗敎

宗敎は、古代佛敎盛に流行せしが、後、次第に衰へ、今日わづかに形骸を有するのみ。耶蘇敎は、傳來の後、屢ば政府の嚴禁を被り、一時殆んど、廢絕せむとせしが、頃ろ又復活の狀あり。學術文藝、皆之を支那に受け、孔孟仁義の道を崇尙し、詩賦の如きも、往々にして、作者輩出せり。又この國一種特別の言語文字を使用するも、官府の文書及び上流の交際は、すべて、支那の文字を用ひ、今日に至りて、なほ變せざるなり。

王統の沿革

朝鮮、國を建つること、尤も尙し。今試に王統の沿革を概言すれば、檀氏開國の傳說は、しばらく之を置き、殷の亡ぶるや、箕子東に避けて、遼河地方に來り、國を朝鮮と號し、はじめて、國土を經營し、子孫相傳ふること九百年、次第に東南に移りて

半島に入りしが、その後裔、準といふものに至り、燕人衛滿の爲に逐はれ、衛氏之に代り、國を治むること、凡そ八十餘年にして、漢の武帝の爲に亡ぼさる。　武帝その地を分つて四郡となし、昭帝又合して二府となす、蓋し箕子より、こゝに至るまで、凡そ千有餘年、皆支那人の制するところに係り、その領域、亦た今の朝鮮と同じからず。　衛氏滅ぶる時、半島の東南部には、馬韓・辨韓・辰韓の三部落、崛起せしが、新羅高句麗・百濟の三國、相繼いで起りて、之を滅し、こゝに三韓の世となりて、各鼎峙の勢を爲し、爭戰絕えず。　その中、高句麗・百濟の二國は、凡そ七百年にして皆滅亡し、新羅ひとり存し、全國を統一し、すべて、千年の久しきを保ち、この間、朴昔金の三氏、更る王位を繼ぎ、善く小康の治を致せり。　その衰ふるや、甄萱弓裔の徒、各一方に割據す。　王建はじめ弓裔に從ひしが、終に自立して王となり、全國を統一し、國を高麗と號す、その治世、凡そ五百年、當時契丹女眞、北方に起り、或は其侵陵を受け、或は與に和好を結びしが、蒙古が支那を統一し、兼ねて、亞細亞の大部を奄有するに及びて、其制を受くること、益す甚し、而して、内には權臣常に跋扈し、政權の爭奪、長く絕えず。　然れども、文化の進歩に至りては、頗る觀るべきものあり、その末世に

至りて、李成桂をして、遼東を攻めしむるや、成桂軍を回して、威望益す重く、遂に高麗に代りて、王位に登り、國號を復して、朝鮮といひ、明に服事すること、尤も謹み、世宗に至りて、國內治平、文物隆興、愈よ觀るべきものありしが、宣祖、日本豐臣氏の侵略に抗する能はず、社稷殆んど亡びむとし、援を明に請ひ、わづかに、之を回復して、和を講ず。幾もなくして、滿淸崛起、兵を發して、來り攻むるや、遂に之に降服し、朝貢の禮を修め、國王代立の際、必ずその册命を受く。明亡びて淸之に代るに及び、歷世臣事怠るなく、而かも、堅く國を鎖し、外國の事に與らず、故を以て、顯宗英宗の頃に來りて、黨禍殊に甚しく、國力內より疲弊し、殆んど救濟すべからざるに至れり。今王に至りて、佛國及び米國と兵端を開き、又日本と葛藤を生じ、尋いで、開國の已むを得ざるに至り、日本及び英獨露伊佛米等の諸國と條約を訂結し、獨立國の名位を存せしが、その實、專ら支那に倚賴し、その屬國たるを甘んず。こゝに於て、我が日本は、專らその扶植に從事し、兩國勢力の衝突は、日淸戰爭となり、朝鮮こゝに始めて獨立の帝國たらむことを期せり。然れども、その後、露國の干涉を受くること、更に甚しく、遂に刻下日露戰爭の一因を爲すに至る。朝鮮の地、東洋の

咽喉に當り、列國勢力の交會點たること、古今同揆、國勢常に振はざる、亦た怪むに足らざるなり。

第一篇　太古期　古朝鮮

第一章　半島の原始的住民

開國の傳說

朝鮮の歷史は、一條の神話を以て始まる。彼の書、傳ふるところに據れば、その國、はじめ君長なし、神人あり、檀木の下に降る、國人立てゝ君となす、これを檀君といひ、國を朝鮮と號す、是れ唐堯戊辰の歲なり。はじめ、平壤に都せしが、後、都を白岳(太白山)に徙し、商の武丁八年乙未に至り、阿斯達山に入つて神となる。又た傳ふるところに據れば、檀君、姓は桓氏、名は王儉、東方はじめ君長なし、神人桓因の子桓雄あり、太伯山神壇樹下に降る、これを神市在世理といふ、化して子を生む、號して、檀君といふ。檀君壽を享くること千四十八年、或は謂ふ、是れ檀氏世を傳へ年を歷る數にして、檀君の壽に非ずと。

日本古傳說との比較

これを我が日本の傳說に徵するに、素盞嗚尊、すでに出雲を定めし後、その子五十猛命を帥ゐて、根の國に至り、曾尸茂梨の地に處り、後、五十猛を遣して、出雲に歸らしめ、樹木の種子を齎らして、紀の國に播種

濊貊

せしむとあり。こゝに於て、如上兩國古傳說の符合を論ずるもの、少からず。謂へらく、根の國の根は、瑞穗の國の穗に對して、その根柢たる大陸を指し、滿州、或は咸鏡道、轉じて朝鮮半島全體となすも亦た妨げず。桓は神、桓因は神伊弉諾の略、桓雄は神須佐之男の略、神市在世理の市在は須在にして、即ち亦た須佐之男なるべく、檀君は韓音音便の上より、太祈と讀み、五十猛の猛と相近く、五十猛、一名を韓神と云ひたれば、事實大抵相符合す。又曾尸茂梨は、韓語牛頭の義、その之を樂浪地方となすは、或は非なれども、江原道春川の牛頭山、おもふに、其地なるべく、我が後世の俗、素盞嗚尊を牛頭天王と稱するは、之に因る、と。凡そ是等の諸說は、未決の疑案にして、輙ち信ずべからずと雖も、朝鮮の太古、漢族の文化、未だ及ばざりしとき、平安道もしくは江原地方には、原始的人民の多少棲息するありて、我が日本邊陲の民と往來交通せしことは、想像と雖も、謬らざるに庶幾し。而して、この遊離神話の一條は、前後の聯絡を缺くものにして、この外、特に證驗すべきものなし。

半島の原始的種族は、謂ゆる濊貊にして、なほ支那に苗族あり、日本にアイヌあるが如し。濊貊、もと一種にあらざれども、その關係の親密なること、支那の氐羌

その風俗

の如く、風俗習慣、頗る相似て、幾んど區別なきを以て合稱す。今の江原道江陵府の東に、穢時の故城あり、同道春川の北、照陽江上に、貊國の都ありといへば、江原の一道を中心として、慶尙及び平安の東北部より、遼東半島に及びしものならむ。

支那の諸史、その風俗を記する者は曰く、その人、愚愨にして嗜欲少く、請匄せず、男女皆曲領を衣る。その俗、山川を重んず、山川各部界あり、妄りに相干渉するを得ず。同姓と婚せず、忌諱するところ多く、疾病死亡、輙ち舊宅を捐棄して、更に新居を造る。麻を種ゑ、蠶を養ひ、綿布を作るを知り、曉に星宿を候し、豫め年の豐約を知り、常に十月を用つて、天を祭り、晝夜飲酒歌舞、之を名づけて舞天といひ、又虎を祠り、以て神となす。邑落相侵犯するものあれば、輙ち相罰し、生口牛馬を責め、之を名づけて責禍といひ、人を殺すものは死を償ふ。寇盜少く、能く步戰し、矛を作る、長さ三丈、或は數人共に之を持す、樂浪の檀弓、その地に出づ、又文豹多く、果下馬あり、海に斑魚を出す、と。謂ゆる果下馬は、高さ三尺、之に乘じて果樹の下を行くべき故に名づけしものにして、現今慶尙道及び濟州島に產する小馬は、其遺種ならむといふ。この種は、はじめに、韓族に壓服せられ、次に漢族に逼迫せられ、後

日本の穢多

に獩君南閭、衛氏の政に堪へず、二十萬口を率ゐ、遼東に至りて漢に內屬し、因つて半島より、その根據地を失へり。而して、性愚直にして耕作を能くし、賤業に甘ずるを以て、捕虜となり、奴隷となり、處々に輸出せらる。或人の說によれば、我邦の穢多、亦た是ならむといふ。蓋し、穢は獩と音相通じ、元と此種固有の名、多は語尾の付辭にして、意義なく、從來或は我が兵の爲に俘にせられ、或は新羅・百濟より贈獻したるもの、大抵この種を主とすればなり。穢多の卑斥されし所以、ひとり、獸を屠り、皮を製するを以て其業となす故のみに非ずして、種族的嫌忌の念、因襲的に附隨すればならむ。獩、すでに滅ぶや、貊、亦た衰へ、わづかに、江原道の邊隅を守りしが、後には、高句麗の部民となれり。

馬韓族

獩貊將に衰へむとして、韓種はじめて盛なり。韓種中、最も古るくして、且つ最も純なるものを馬韓となす。前三韓の末運に及びても、馬韓なほ五十四國を有し、他の辰辨二韓、名は韓なれども、實は漢族にして、各十二國に過ぎず。馬韓族、一時勢力の盛なりしこと、知るべきのみ。これより先、獩貊は、その官、侯邑君、三老、耆舊あるのみにして、大君長なし。馬韓に至りて、はじめて、原始的國家の體制を見

その風俗

る。おもふに、馬韓の漸く盛なるや、獩貊の二種、或は其下に屈從し、或は漸次西北境に逃亡し、半島の主部は、全く此種の統治に歸せしならむ。馬韓人、田蠶を知り、綿布を作る、大栗を出す、梨の如し。長尾雞あり、尾の長さ五尺。邑落雜居、亦た城郭なし、土室を作りて、形、冢の如く、戸を開いて上に在り。跪拜することを知らず、長次男女の別なく、金寶錦罽を貴ばず牛馬に騎乘するを知らず、唯だ瓔珠を重んじ、以て衣に綴りて飾となし、又頸に懸け、耳に垂る。大率皆魁頭露紒、布袍草履、その人壯勇、少年室を築いて力を作すものあり、輙ち繩を以て脊皮を貫き、縋するに、大木を以てし、嚾呼して健となす。常に五月を以て、田竟鬼神を祭り、晝夜酒會、群聚歌舞、舞は輙ち數十人相隨ひ、地を蹋んで節をなす。十日農功畢れば、亦た復た之の如くす。諸國邑、一人を以て天神を祭るを主らしめ、號して、天君といひ、又蘇塗を立つ、大木を建て、以て鈴鼓を懸け、鬼神に事ふ。その南界、倭に近く、亦た文身の者あり。馬韓、後、箕氏の統治に歸し、次いで新羅に亡ぼされ、その遺民は、獩貊と等しく皆奴隸となる。

如上二種族の蟠踞する間、半島の歷史は、なほ太古鴻濛の雲霧中に在り。我が

前三韓と後三韓

古朝鮮の版圖

神武の皇兄稻飯命、新羅に王となりしといふが如きも、亦た此時に非ざるを得むや。かくの如くして永續せば、朝鮮は、長しへに、非文明邦土として終るべきなり。然れども、その地、日支の中間に介立し、交通の便、固より少からざりしを以て、この兩大國の殖民は、自然に之を開發して、東洋舊國の一とならしむるに至る。箕衞二氏の古朝鮮は、文化の光を北方より傳へ、齊秦流亡の子孫たる辨秦二韓は、南方に國を立て、その後、箕氏南に移りて馬韓に主とし、謂ゆる前三韓の君長は、ともに漢族たり。然る後、扶餘族は、西北の山地より入りて高句麗、百濟となり、出雲族は、東南の海島より來りて、新羅任那となり、こゝに、後三韓の世となり、半島の歴史は、日支交涉の局面に於て、一大開展をなすに至れり。

第二章　箕衞二氏の朝鮮

古朝鮮の版圖は、後世の朝鮮と異にして、主として、遼東の地を汎稱し、西は遼河を界とし、東は大同江に至り、今の平安道及び淸國盛京省を奄有す。支那三代の頃、この地に棲息せし蠻族數種、その盛なるもの、一に東胡、二に林胡、三に山戎、而し

て、漢族の始めて此に入りしものを殷の箕氏となす。

殷の箕子

殷の太師箕子、本姓は子氏、名は須臾、紂の諸父なり。紂無道、比干は諫めて死し微子は之を去る、箕子即ち髮を被り、佯狂して奴となる。かつて曰く、商は其れ淪喪せむ、我は臣僕となること罔からむ、と。周の武王、紂を伐つて、天下を定むるに及び、道を箕子に訪ふ。箕子、爲に洪範九疇を陳す。すでにして、箕子、中國の五千人を率ゐて、地を朝鮮に避く。詩書禮樂醫巫陰陽卜筮の流、百工技藝、皆從ふ、言語通譯して之を知る能はず。武王、從つて之を封ず。こゝに於て、箕子民に敎ふる

八條の敎

に禮義田蠶織作を以てし、民の爲に禁を設くること八條、相殺せば當時殺に償ひ、相傷くれば穀を以て償ひ、相盜むもの、男は沒入して、その家奴となし、女は婢となし、自ら贖はむと欲するものは、人ごとに五十萬、免れて民となると雖も、俗なほ之を羞ぢ、嫁娶售るところなし。之を以て、其民相盜まず、門戶の閉なし、婦人貞信にして淫辟ならず、その田野都邑、飲食には籩豆を以てし、仁賢の化あり。その都せ

箕子の都城

しところ、韓史には今の平壤といふ。之を信ずる者は曰く、平壤の地たるや、平安道沃野十里の中に在り、山を拓いて城を築き、東に大同江を帶び、曠野を控へ、北に

丘陵を負ひ、又普通江、その西北に流れて、山河の要塞、寔に天造に出づといふべし。その東、大同江より、西、普通江に至るの間、幅員大約一里、平坦盤の如く、謂ゆる箕子井田の遺制、この中に在り。而して、箕子の井・箕子の宮址等は、井田の中に在り。井田の狀たるや、東西を經とし、南北を緯とし、道路平直、溝洫修明、規畫井然として一絲紊れず、宛がら、碁を布くが如し。城の西北に當りて喬林あり、松楡蓊欝として、日光を陰翳す、これを菟山といふ、箕子の墓、こゝに在り、今に之を箕林と稱し、斧斤之に入るを禁ず、と。然れども、箕子國を闢くの時、その領域、玆に及びしや否や、固より考ふべからず。たとひ、之に及ぶとするも、故らに邊境に都するの謂なし。おもふに、是れ、後世唐宋の懷柔政策に出でしに非ずむば、朝鮮の儒流、故らに作爲して、以て中華に媚びしものならむ。宋史に曰く、遼陽府は、古しへの朝鮮國、之に据す、即ち箕子の封せられしところ、今の朝鮮、蓋し故號を襲ふのみ、と。この說、本づくところを知らずと雖も、頗る憑信すべく、すでに、遼河一帶の地を有せし以上、都城亦た其中に在りしや必せり。

おもふに、箕子の時は、東境鴨綠江に達せざりしやも知るべからず。殷人固よ

朝鮮侯

り豪毅なりと雖も、箕子の國を創むるや、武力を以てせしにあらず、故を以て、その祖國より傳へし文化も、漸次陵遲せしならむ。　この時に方りて、山戎勢を逞うし、遂に燕の北邊を襲ふに至りしを以て、齊の桓公、五覇の首として、攘夷を事とし、山東より渤海に浮び、燕を助けて、山戎を追ひ、その大部落の長たる孤竹君を亡ぼす。この間、箕氏亦た難を避けて次第に東南に遷徙し、はじめて、半島に入りしなるべく、こゝに至りて、再び西進して、舊土を復し、更に邊を開いて、燕と境を接す。　箕子の後、朝鮮侯といふもの、周衰へて、燕、王と稱するを見、將に地を略せむとして、自ら王と稱し、兵を興して、燕を伐ち、以て周を尊くせむとす。　大夫禮、之を諫めて止む。仍つて、禮をして、西、燕に說かしむ。　燕亦た止つて攻めず。　蓋し當時の燕領は、今の長城以北、はるかに遼河の畔に至り、古朝鮮領は、遼陽海城より大同江に至りしならむ。　朝鮮侯の後、子孫やゝ驕虐なり、燕、乃ち秦開を遣し、其西を攻めしめ、地を取ること二千餘里、滿潘汗に至つて境となし、朝鮮遂に弱し。　滿潘汗、今考ふべからず、或は遼河となし、或は摩天嶺となす。　要するに、箕氏は、この前後、大に勢を失ひ、遼東故土の大半を失ひしならむか。

箕氏の南竄

秦の始皇、天下を併せ、長城を築いて、遼東に至るや、箕子四十代の孫否立ち、秦を畏れて遂に之に服屬す。否死して、その子準立つ。二十餘年にして、秦大に亂れ、陳項起る。こゝに於て、燕齊趙の民、愁苦し、或は陸に由り、或は海に浮び、亡げて準に歸するものあり。漢、すでに天下を定め、盧綰燕王たるに及び、準、燕とともに浿水を以て界となす。浿水は、今の鴨綠江、箕氏こゝに至りて、全く半島に住し、その版圖も、亦た今の平安・黃海、兩道に過ぎざりしが如し。その後、盧綰反して匈奴に入り、東胡の盧王と稱するに及び、燕人衞滿、亡命し、黨を聚むる千餘人、魋結蠻夷服して、東、浿水を渡り、永く西界に居て、藩屏たらむを請ふ。準、之を信じ、寵異して博士となし、賜ふに圭を以てし、之を百里に封じて、西鄙を守らしむ。滿、亡命の士を誘ひ、蓋牟城(盛京省蓋平)に據り、詐告して曰く、漢廷兵を擧げて來り侵さむとす、予、因つて兵を率ゐ、入つて宿衞せむ、と。準之を許す。滿、その不意を窺ひ襲うて之を破り、自立して王となり、平壤に都す。準、海を航して、南馬韓に逃る。箕子の建國より、こゝに至るまで、凡そ九百年といふ。

衛滿の朝鮮

時に、漢廷は、孝惠・高后の間、天下はじめて定まるに會し、遼東太守、滿に約して、外

右渠

臣たらしめ、塞外の諸國を保つて邊に寇するなからしめ、諸國入朝せむと欲すれば禁ずるなからしむ。故を以て、滿、兵威財物を以て、其傍の小邑を侵降するを得、眞番(盛京省興京府)臨屯(江原道江陵府)等、來つて服屬し、その地、方數千里といふ。

その孫右渠に至り、稍や驕虐なりしを以て、穢君南閭、二十八萬口を率ゐ、遼東に至りて漢に服屬す。右渠、之を惡み、私に漢の亡人を誘致し、又眞番辰韓の入朝せむとするを壅閼して通せず。漢の武帝元封二年、涉何をして、右渠を誘諭せしむ。終に詔を奉ずるを肯んせず。何、去つて界上に至つて、浿水に臨み、御をして、送り來りしもの、朝鮮の裨王長を殺さしめ、馳せて塞に入り、歸り報ず。こゝに於て、何を拜して、遼東東部都尉となす。朝鮮、何を怨み、兵を發し、襲ひ攻めて之を殺す。元封三年、武帝、罪人を募り、その秋、樓船將軍楊僕をして、齊より渤海に浮ばしめ、左將軍荀彘をして、遼東より出でゝ之を討たしむ。右渠、兵を發して之を拒ぐ。兩將城を圍みしが、戰つて利あらず。朝鮮の大臣、陰に人をして、降を樓船に約さしむ。樓船、之を納る。左將軍、急に擊てども、樓船約に就かむと欲して、戰はず。左將軍、その叛するを疑うて、相善からず。武帝、兵久しく決せざるを以て、濟南太守

衞氏亡ぶ

公孫遂を遣し往いて、之を征せしめ、便宜を以て事に從ふを得せしむ。遂、至る。左將軍、遂に告げて、樓船を執らへ、その軍を幷せて、急に之を擊つや、朝鮮の相路人、相韓陰、尼谿の相參、將軍王唊、相與に謀り、右渠を殺して、漢に降る。衞滿の自立せしより、こゝに至るまで、凡そ三世、八十七年といふ。

漢の四郡

漢の朝鮮を定むるや、樂浪、臨屯、玄菟、眞番の四郡となす。樂浪は漢江以北、鴨綠江に至る一帶の地、其郡治は、朝鮮縣、蓋し右渠が都せしところを以て治所となす。臨屯は今の江原道、其郡治は、東暆縣。玄菟は今の咸鏡道、其郡治は、沃沮城、後、夷貊の爲に侵されて、郡を句麗の西北に移す。眞番は、今の平安道東北部以往、其郡治は霅縣。郡、はじめ吏を遼東に取る。吏、民閉藏なく、及び賈に往く者を見て、夜は盜をなし、俗稍や益す薄く、禁を犯すこと、浸や多く、六十餘條に至りて、仁賢の化變ずといふ。

二府

その後、昭帝始元五年の頃に至り、朝鮮の舊地、平那、玄菟の二郡を以て、平州都督府となし、臨屯、樂浪の二郡を以て、東府都督府となす。但し、その地域は、毫も變せず。武帝以後、朝鮮、漢の版圖に入りしこと、凡そ五十餘年。而して、塞外諸蠻族大移動の結果、匈奴より逐はれし東胡は、一たび衰へしが、後に烏桓、鮮卑と

なり、遼東一帶に據り、靺鞨扶餘は、その勢、蹙つて、半島に入り、局面復た一變せり。

第三章　前三韓

漢威、半島の西北部に及びし時に當り、東南の一部には、三國の興起するあり。馬韓、辰辨、辨韓是れなり。　馬韓は先住の種族にして、濊貊二族を壓し、五十餘國を有し、一時やゝ盛なりしこと、前に述べたるが如し。　箕準の衞滿に攻奪せらるゝや、その左右宮人を率ゐ、走つて海に走り、韓地金馬郡に居り、遂に之を奪ひ、自立して武康王と號し、子孫相繼ぐ、故に詳言すれば、宜しく後馬韓と稱すべきなり。　但し、其民の多數は、從來の韓種にして、その俗、前に具す。

後馬韓

辰韓

辰韓は、今の慶尙道の一部にして、一に秦韓と稱す。　馬韓の東に位し、北は濊貊に接し、南は辨韓に鄰り、凡そ十二國を有す。　秦の苛法嚴刑を以て、天下を治むるや、その民、役を避けて、この地に流移せしが、馬韓、東界を割いて、之に與へ、城柵を建てゝ、境域を限れり、これ秦韓の稱ある所以。　秦韓、世、首領ありと雖も、流徙の人なるを以て、自ら立つて王となるを得ず、常に馬韓の羈制を受く。　その俗、城柵屋室

弁韓

支那文化の影響

あり、諸別小邑、各渠帥あり、大なるものを巨智と名づく、次に儉側あり、次に樊秖あり次に殺奚あり、次に邑借あり。土地肥美、五穀に宜しく、蠶桑を知り、縑布を作り牛馬に乘駕し、嫁娶禮を以てし、行くもの路を讓る。國、鐵を出し、濊倭馬韓、並に從つて之に市す。凡そ諸貿易、皆鐵を以て貨となす。俗、歌舞を悅び、酒を飮み、琴を鼓す。兒生るれば、その頭をして扁ならしめむと欲し、皆之を押すに石を以てす。その地、東は近く我が日本に對し、交通の便、最も宜しきを以て、後に新羅の爲に滅せらるゝや、その民、相率ゐて東航す、我が古代投化の秦韓人種は、多く其遺孽といふ。

弁韓は、辰韓の南に在り。一に弁辰又は卞弁といふ。その地、慶尙道の南陲に位す。もと齊東亡人の一團、舟に乘じて、山東岬角より漂着せしもの、その民、辰韓と雜居し、城郭衣服皆同じく、言語風俗、やゝ異なるのみ。その人、形皆長大、美髮、衣服潔淸にして、刑法嚴峻、その國、倭に近く、故に頗る文身の者ありといふ。

如上の三韓、漢族の裔、此に主たりと雖も、これが爲に、當時朝鮮の文化、支那に劣らざりしを想像するは、非なり。何となれば、箕子に依りて傳へられたる般末の

文化は、その二回の移動中に漸次消失し、辰辨二韓は、元と支那邊境の民、その勢力微弱なるにより、止むを得ずして故土を去りしものに過ぎざればなり。然れども、族長制度、その中に發達し、遂に後三韓となりしは、自然の勢にして、半島の文化これより漸く觀るべきものあらむとす。前三韓は、その時代、大抵支那の前漢と相若く、但し其詳は、固より考へ知るべからず。

第二篇　上古期　三韓鼎立の世

第一章　三國の興起

後三韓

前三韓の末運に際して、新羅・高句麗・百濟の三國、新に興起して、互に干戈爭鬪を事とし、遂に半島を分割して、鼎峙の勢をなす。この三國の中、新羅先づ起る。

新羅

新羅は、本と出雲族の殖民地なり。兩國の交通は、迎日灣より鬱陵島を目標とし、隱岐を望みて出雲の松江灣に入る。素盞嗚尊の如きも、亦た必ずや、この航路を取りしならむ。されば、武甕槌・經津主の二神、出雲を招諭せしとき、之に服せざる者は、獨り、建御名方神のみならず、而かも、この輩、如上の航路を取り、素尊の遺跡を尋ねて朝鮮に入り、新羅の始祖、或は此より出でしに非ざるか。韓史傳ふるところに據れば、新羅の始祖、姓は朴、名は赫居世。これより先、東海の濱の山谷に、古代出雲族、即ち韓史に謂ゆる朝鮮の遺民あり、六村をなす、曰く閼川楊山、曰く突山高墟、曰く觜山珍支、曰く茂山大樹、曰く金山加里、曰く明活山高耶、これを辰韓六部

赫居世

赫居世の德化

となす。高墟の村長蘇伐公、楊山の麓を望むに、蘿井林間、馬の嘶くあり、往いて見れば、大卵を得たり、之を剖くに嬰兒あり、之を養ふに、岐嶷夙成、六部之を異とし、立てゝ君となす、年十三、居西干と號し、國を徐羅伐と號す。その朴を以て姓となすは、剖くところの卵、瓠に似、俗、瓠を謂うて朴となせばなり。即位五年の後、閼英を立てゝ妃となす。はじめ、龍、閼英の井に見はれ、右脇より女兒を生む。老嫗あり、異として、之を養ひ、井を以て名となす。長ずるに及びて、德容あり。赫居世、納れて妃となす、賢行あり、能く內輔す、時人之を二聖といふ。王、六部を巡撫して、農桑を勸督するや、妃常に從ふ。

赫居世の在位中、日本來つて邊に寇せしも、王の神德あるを聞いて、乃ち還り、辨韓當時甚だ衰微し、遂に其國を以て來り降る。樂浪の人、來り侵さむとせしが、邊人、夜、戸扃さず、露積野に被るを見、相謂つて曰く、民、相盜まざるは、有道の國といふべし、吾儕師を潛めて之を襲へば、盜に異なるなし、愧ぢざるを得むやと。乃ち引いて退く。東沃沮（今の咸鏡道）亦た其德を聞き、稱して聖人となし、使を遣して、良馬を獻ず。赫居世、幼時の事、怪誕信を措くに足らずと雖も、年はじめて十三、居西

干の位に即きしより見れば、出雲族中、名門の遺裔たるべく、且つ德化を以て人民を撫育し、依つて國威を半島に耀せしこと、斷じて疑ふべからず。

瓠公

赫居世、その臣瓠公といふものをして、馬韓に來聘せしむ。馬韓王、讓めて曰く、辰辨二國、我が屬國たり。比年職貢を輸せず、大に事ふるの禮、其れ是の如くならむや、と。蓋し、新羅の之を防遏するを疑ふなり。瓠公對へて曰く、我が主、威德盛大にして、よく力を民事に致し、辰韓・辨韓・倭人に至るまで、畏服せざるなし。今我が主、下臣をして、來聘して、禮を修めしむ、何ぞ之を無禮といはむ、と。馬韓王、語塞り、怒つて之を殺さむとせしが、左右之を諫めて止む。瓠公は、元と倭人、その族姓を詳にせず、はじめ瓠を以て腰に繫ぎ、海を渡つて來る、故に之を瓠公といふ。おもふに、九州地方、もしくは山陰の地より漂流して、彼土に投化せしものか。その後、馬韓王の死するや、或は赫居世に說いて曰く、彼さきに我が使者瓠公を辱かしむ、今その喪に當りて、之を征せば、その國、平げ易し、と。王曰く、人の喪に乘ずるは、不仁なり、と。更に人を遣して、弔慰せしむ。人咸な其仁を稱せざるなし。

南解

赫居世、在位六十九年にして殂し、その妃閼氏、また之に後ること僅に七日にし

昔脱解

多婆那

て卒す。子南解立ちて、次々雄と稱し、或は慈允と稱す、方言に巫を慈允といふ、蓋し神として之を敬畏するなり。樂浪の兵、來り侵せしが、幾もなくして、引いて、去る。南解、二聖の餘威、乃ち然りとなし、爲に其廟を立つ。

時に國内楊山部に昔脱解といふものあり、脱解は元と多婆那國の人、多婆那は、倭國の東北一千里に在り、はじめ、その王、女王國の女を娶り、大卵を生む。王以て不祥となし、之を棄て、裹むに帛を以てし、寶物を併せて櫝中に置き、海に浮べて、その之くところに任かす。すでにして金官國に至り、遂に阿珍浦に至る。浦口の老嫗、之を得て、櫝を開けば、一兒あり、大に喜び、養つて子となす。長ずるに及び、骨表英偉、智識人に過ぐ。はじめ、櫝の來るとき、鵲の隨つて鳴くあり、因つて鵲の鳥を省き、昔を以て姓となし、又櫝を解いて出で脱せしを以て、名を命じて脱解といふ。脱解、常に漁釣を以て、業となし、以て嫗を養ふ。嫗曰く、汝の容貌、常人に異なれり、宜しく、學を力めて、功名を立つべし、と。脱解、遂に學問に志し、地理に通じ、地を楊山の下に卜して、之に居る。南解、その賢を聞き、妻はすに長女を以てし、大輔となし、委ぬるに軍國の政事を以てす。多婆那の地、或は我が但馬となし、或は肥

儒理

後玉名郡玉杵名となし、或は又、脫解を以て、我が國史に謂ゆる比多軻、垂仁の朝、常世國に使せし田道間守となすものあり、但だ倭人たるに至りては、固より論なし。南解、病篤きに及び、その子儒理及び脫解に遺言して曰く、吾が死後は、朴昔の二姓、年長を以て位を嗣ぐべし、と。その殂するに及び、儒理、脫解に讓る。脫解辭して曰く、神器は庸人の堪ふるところに非ず、吾聞く、聖智の人は歯多し、と。因つて、試に餅を以て噬ましむるに、儒理、歯理多し、乃ち立てゝ尼師今となす、尼師今は歯理なり。儒理、人となり、仁慈にして、心を政事に盡くす。一日國中に巡撫し、一老嫗の凍餒するを見て、左右に謂つて曰く、予、人の上となりて、民を養ふ能はずして、この極に陷らしむ、と。之に衣食を賜ひ、なほ有司に命じて、鰥寡孤獨の自活する能はざるものを賑給す。隣國、その德を聞き、來り歸するもの、甚だ衆し。又六部の名を改めて姓を賜ひ、その婦女をして、桑麻を勉めしめ、その他、官位十七等を定め、大に力を內外に盡くす。儒理、終に臨んで臣僚に謂つて曰く、脫解、身、國戚に聯り、位、輔臣に居り、屢ば功名を著はす、朕が二子、その才及ばず、且つ先君の命あり、吾死するの後、位に即かしめよ、と。脫解、遂に位に即く。

脫解、亦た力を國政に盡し、瓠公に任じ、朴氏一族をして、州郡を分理せしむ。百濟、兵を以て來り侵せしも、其志を逞うするを得ずして引いて還る。

金閼智

一夜、城西始林の間に雞聲あり、明日瓠公至り見るに、金櫝樹梢に掛りて、白鷄その下に鳴くあり。瓠公還つて、之を王に告ぐ。王、人をして櫝を取り、之を開かしむ、一男兒あり、櫝中より出づ、姿貌奇偉。王大に喜び、左右に謂つて曰く、これ、天、我を祚するに好胤を以てするに非ずや、と。因つて、姓名を命じて金閼智といひ、之を養つて子となす。閼智は、小兒といふが如し。

雞林の國號

これより、始林を雞林と名づけ、後、國號となる。昔氏在位二十四年、位を朴氏に復し、儒理の第二子婆娑王立つ。

婆娑王

婆娑王、即位の後、令を下して曰く、今國家、西は百濟に鄰り、南は伽耶に接す、宜しく、城壘を繕葺して、不虞に備ふべし、と。因つて、加召馬頭の二城を西鄙南陲に築き、又吏數十人を州縣に分遣して、吏人を察せしめ、その職事を務めず田野を荒廢せしむるを黜け、高年を訪うて物を賜ひ、農桑を勸め、水旱蝗災には、其窮を賑ひ、專ら恭儉を勉めて、殷富を致す。伽耶の人、南鄙を襲ふや、婆娑王、兵を遣して防がしめ、自ら勇士五千を率ゐて出でゝ戰ひ、大に之を破り、進んで、伽耶を伐たむとす。

逸聖王

伽耶大に恐れ、使を遣して來謝し、事遂に止む。百濟、亦た使を遣して、和を請ひ、悉督・押督の諸國、亦た讋服す。王の後、祇摩王を經て、逸聖王に至り、政事堂を置き、堤防を修め、田野を闢き、民間の金銀珠玉を用ふることを禁じ、專ら先王の遺法を行ふ。かくの如く、新羅に於ては、賢君しきりに輩出し、國本益す鞏固なり。

高句麗
朱蒙

新羅建國の後、二十一年を經て、高句麗の始祖朱蒙立つ。高句麗は、古朝鮮の地、其北に國あり扶餘といふ。その王金蛙、河伯の女柳花と婚して朱蒙を生む。王七子あり、最も朱蒙を愛す。朱蒙、幼にして、魁梧英偉、射を善くす、俗、善射を朱蒙といひ、遂に以て名となす。兄弟皆その材能を嫉み、之を害せむとす。朱蒙、禍を畏れて、東南の方、卒本扶餘に逃れ、都を沸流河上に定め、自ら高辛氏の後と號し、國を高句麗と號し、高を以て氏となす。朱蒙、勢日に熾にして、四方來附するもの甚だ衆し。その地、挹婁に鄰るを以て、その侵盜せられむことを恐れ、人民の邊境に在るものを一時攘斥せしが、挹婁敢て來り侵さず。

沸流國

一日、朱蒙外に出で、沸流水に菜葉の流れ下るを見、人の上流に住むを知り、往いて尋ぬるに、果して國あり、沸流といふ。その主松讓、朱蒙を見て曰く、汝、何より來る。朱蒙曰く、我は天帝の子、來つ

て卒本に都す、と。松讓曰く、我、累世こゝに王たり、汝盍んぞ我が附屬たらざるや、と。朱蒙、大に怒り、與に藝を較ぶ。松讓抗する能はず、遂に降る。朱蒙、之を故國沸流に封じて、多勿侯となす、方言に舊土を復するを謂うて多勿となせばなり。次いで、朱蒙、城郭宮室を營み、靺鞨の來り侵さむことを患ひて、之を攘斥し、荇人及び北沃沮を滅し、國力大に振ふ。

瑠璃明王

朱蒙殂して、太子類利立つ、これを瑠璃明王となす。王、鮮卑を降し、梁貊を滅し、漢の王莽、匈奴を伐たむとして、兵を徵せども應せず、却つて、漢の邊境を侵す。

大武神王

その子太武神王に至り、扶餘と戰つて、其王を殺し、蓋馬・勾茶・樂浪を取つて、疆城を拓き、勢最も盛なりしが、その末年、漢の光武、兵を遣し、海を渡つて、樂浪を伐ち、其地を取つて郡縣となし、薩水(平安道成川府)以南、復た漢に屬す。閔中王を經て、慕本王に至り、暴戾殺を好み、居常坐するとき、侍人を以て几に代へて之に憑り、臥すときは枕となして之に依る。侍人もし動搖すれば、輙ち之を殺し、諫むる者あれば、之を射る。

杜魯の弑逆

侍人杜魯、禍の及ばむことを恐れて、大に哭す。或は曰く、汝、何をか哭する、古人謂はずや、我を撫するものは后、我を虐するものは讎なり、と。汝、其れ之を

圖れ、と。杜魯、意決し、刀を藏して、王に近づき、遂に之を弑す。太子翊、不肖にして、

太祖王

社稷に主たるに足らず。國人乃ち王の孫宮を迎へ立つ、これを太祖王となす。王幼にして岐嶷、位に即くに及び、賢良を擧げ、鰥寡を問ひ、時に出でゝ東沃沮・藻那、朱那等を略し、又屢ば穢貊・馬韓・鮮卑とともに漢を侵し、玄菟遼東を收め、その勢、頗る盛なりしが、深く其弟遂成を信任して、威福を擅にせしめ、遂成田獵に荒み、陰に異心を懷く。王、在位九十四年、老耄して察する能はず、遂に位を遂成に傳ふ、王者の禪位、こゝに始まる。

百濟

百濟の始祖温祚は、高句麗、高朱蒙の子なり。はじめ朱蒙の卒本扶餘に至るや、その王の女を妻とし、二子を生む、長を沸流といひ、次を温祚といふ。すでにして、朱蒙、少子類利を愛し、立てゝ太子となすに及び、二子その相容れざるを恐れて南行し、沸流は彌鄒忽に居り、温祚は河南の慰禮城に居る。馬韓王、東北百里の地を

温祚の建國

割いて、之に與ふ。沸流、彌鄒忽の地、卑濕にして安居するを得ず、慰禮の都邑、すでに定まり、人民安堵するを見、慙恚して死す。こゝに於て、その臣民、皆慰禮に歸す。はじめ、温祚の南行するや、その臣、烏干馬黎等、十人を隨行せしめ、事を濟さむこと

を期せしが故に、はじめ國號を十濟といひしが、こゝに至りて、百濟と改號し、その系、高句麗と同じく扶餘に出でしを以て、扶餘を以て氏となす。　その興起、高句麗に後るゝこと、殆んど二十年。　その後、樂浪・靺鞨、屢ば境域を擾すを以て、城を築き、柵を設けて、之を防ぎしが、侵暴なほ止まざるを以て、遂に地を漢水の南にトし、都を漢山に徙し、使を馬韓に遣して、境域を定め、北は浿水に至り、南は熊川に限り、西は大海を窮め、東は走壤を極む。

馬韓の滅亡

二十七年、馬韓の微弱に乘じ、遂に之を亡ぼす。その後、多婁・已婁の二王を經て、蓋婁王に至る。　この間、屢ば旱魃ありて、飢民高句麗に流亡し、外は靺鞨・樂浪等の侵略を被り、國勢甚だ振はず。　三國の中、最も微弱と稱す。　但だ多婁王の時、數次兵を出して、新羅の邊境を襲ひしも、亦た其志を逞うするを得ずして止む。

駕洛

三國鼎立の時に當りて、駕洛國の始祖、金首露、位に即き、都城を築き、宮室を營み、時に新羅の南鄙を侵伐せり。　駕洛は、元と阿羅伽耶・古寧伽耶・星山伽耶・小伽耶・大伽耶の五部に分れ、その地、新羅の西南に在りしが、金首露、之を領してより、金官國と改稱し、この五部を總稱して、駕洛といふ。　その中の大伽耶は、一に任那といひ、

三韓の鼎立

伐林

沾解王

我が邦と古來緊密なる關係あり、但し駕洛任那の事蹟、彼史に載するところ、甚だ詳ならず、後、皆新羅の滅ぼすところとなる。

三國の中、新羅は出雲族にして、麗濟二國は扶餘族なり。この中、新羅最も强盛にして、南方に雄鎭し、高句麗は國勢相遜らざるも、その地、西北に在るを以て、支那との交渉、常に絶えず、百濟は二國の間に介在し、その力、敵せざるを以て、後には、專ら我が日本に倚頼して、其援を請ふに至れり。但し創業の當時は、各内治に專にして、侵寇爭奪、なほ甚しからず、その後、年所を經るに從ひ、その交渉、愈よ多端となるは、自然の結果にして、今後の趨勢、豫めトして知るべきのみ。

第二章　三國の中世

新羅婆娑王の孫阿達羅、薨じて嗣なく、昔脱解の孫伐林、位に即く、これを昔氏中興の祖となす。伐林、聰明にして、豫め水旱豐凶を知り、又善く人の邪正を辨じ、州郡を巡つて、風俗を察す。數傳して、助賁王に至り、甘文を破り、骨伐の主、亦た衆を率ゐて來り降る。王、皆その地を以て郡縣となす。次いで、沾解王に至り、沙梁伐

倭國との關係

を滅し、はじめて、政を南堂に聽く。王の時に當りて、倭人來侵して于老を殺す。はじめ、倭、葛耶古をして、來聘せしむ。沾解王、于老をして、之を賓せしむ。于老戲れて曰く、早晩、汝が主を以て、鹽奴となし、王妃を爨婢と爲さむ、と。倭王、之を聞いて大に怒り、將軍于道朱君をして、來り侵さしむ。王、出でゝ柚村に居る。于老曰く、今日の倭寇は、臣の言によりて之を致す。臣請ふ、之に當らむ、と。遂に倭の軍に至りて曰く、前日の言は、之に戲るゝのみ、豈に師を興して、こゝに至るを意はむや、と。倭人、之を執らへ、薪を積み、之を燒き殺して去る。後、倭の來聘するや、于老の妻、王に請うて、私にその使者を饗し、その醉へるに乘じて、執らへて、之を焚殺す。倭人怒り、大擧して來り、金城を攻めしが、克つ能はずして引いて去る。或は葛耶古を以て、我が葛城襲津彥となし、于道朱君を以て大矢田宿禰、もしくは武內宿禰となし、この役を以て、神功皇后の征伐に擬するものあれども、時なほ早きに過ぐ。おもふに、我が九州地方の豪族との衝突に外ならざるべし。

金味鄒

沾解王、殂して嗣なく、國人、助賁の婿金味鄒を推して、主となす。味鄒は、金閼智の裔孫なり。こゝに於て、金氏、はじめて位を嗣ぎ、これより後、王統久しく金氏に

奈勿王

神功皇后の征韓

厲す。王在位二十三年、頗る人君の德あり、親ら政刑の得失を正し、貧窮を賑恤し、百姓の疾苦を問ひ、臣僚或は宮室を改作せむことを請へども、その民を勞するを重んじて從はず。儒禮、基臨、皆助賁の胤を以て、位を嗣ぐ。奈解の孫、訖解、之に繼いで、立ちしが、その薨ずるや、昔氏統絕え、奈勿王、味鄒の姪を以て、入つて大統を承く。その九年、倭、大擧して、新羅を侵すや、王懼れて、草偶人數十を造り、兵を持して吐含山下に列し、勇士一千を斧峴東原に伏す。倭、衆を恃みて、直に進むや、伏發して、その不意を擊ち、追擊之を殺して、幾んど盡くといふ。論者云ふ、是れ神功征韓の役にして、その勝敗を顚倒したるは、彼の訛傳ならむ、と。我が史、新羅王の名を波沙寐錦となす、論者又云ふ、波沙寐錦は即ち波珍飡金、金は金閼智の後、新羅三姓の一、波珍飡は新羅官等第四階に位するもの、金氏の族、州郡の守令に任じ、我が軍門に降りて、和親を結びしものならむ、と。彼の國史の詳確を缺くや、到底之を明かにし難きも、年代事實の上より云へば、如上の說、蓋し中れるに庶幾し。

新羅中世の君は、大抵天下に臨みて失德なく、深く心を農桑に用ひしを以て、國勢漸く隆、はるかに二國の上に在り、その他日統一の大業を爲せしもの、決して偶

蓋婁王

然ならざるを知了すべし。

百濟は、開祖温祚王より四世、蓋婁王に至り、人と爲り、淫虐にして、國政大に紊る。王、その臣都彌の妻、美にして艶なるを聞き、都彌を召し、語つて曰く、婦人の德は貞潔を以て先とす、然れども、幽昏無人の地に在りて、誘ふに、巧言を以てすれば、能く心を動かさざるものあらず、と。　都彌對へて曰く、人情測るべからずと雖も、臣の妻の如きは、死すとも、必ず不貞を爲さず、と。　王、都彌を宮中に留め、近臣をして、其家に至つて、妻を招かしめ、之と私せむと欲す。　妻、之を知り、一婢子を艶裝し、伴つて、宮に至らしむ。　王、之を悟つて、大に怒り、都彌を誣ふるに罪を以てし、その兩目を矐し、小舟に乘せて河に浮べ、更に妻を拘らへて、之を亂さむとす。　妻曰く、良人すでに死す、妾が身、自ら保つ能はず、妾何ぞ辭せむ、但だ今日事あり、請ふ他日を竢たむ、と。　王之を許す。　妻、間かに逃れ、都彌とともに高句麗に至る。

官制の修治

肖古王より以後、百濟或は新羅を侵し、或は靺鞨を襲ひ、專ら戰鬪を事とし、古爾王の如き、頗る田獵に耽りしが、又大に力を官制の修治に用ひ、內臣佐平は宣納の事を掌り、內頭佐平は庫藏の事を掌り、內法佐平は禮儀の事を掌り、兵官佐平は兵馬の事を掌り、

百濟の國勢

以上の官位を一品となし、以下達率・恩率・將德・施德等、十有五、諸官を定めて、十五品となし、又犯贓の禁を立て、凡そ官人財を受け、及び盜するものは、三倍の金を徵して、終身禁錮せしむ。然れども、百濟力足らず、しかも、專ら外を事とするや、禍難しきりに臻り、責稽王は、貊兵の爲に害せられ、汾西王は樂浪太守の刺客に殺され、比流王の時、飢饉荐りに至り、民生を聊んせず、契王・近肖古王に至るまで、安靜の日、極めて少し。

遂成王

高句麗の太祖、位を其弟遂成王に讓る。王、人と爲り、剛愎にして、暴を好み、姦佞を近づけ、忠臣を遠ざく。一日野に田するや、白狐あり、射れども中らず。師巫曰く、狐は妖獸、今出づるは吉祥に非ず、況んや、其色を白くするは、尤も怪むべし。これ、天、妖怪を見はし、人君をして、恐懼修省、自ら新にせしめむとするなり。君、もし德を修むれば、善く禍を轉じて福と爲さむ、と。王怒りて、之を殺す。右輔國高福章、忠誠を以て太祖を輔導し、又遂成を諫むること少からず、王また之を殺し、併せて太祖の子莫勤に及ぶ。明臨答夫といふもの、民の忍びざるに乘じ、遂成を弑して、その弟伯固を立つ、之を新大王といふ、時に年七十七。答夫之が相となり、國政

を釐正す。漢の遼東太守、兵を以て來り擊つや、新大王、その弟罽須をして、之を拒がしむれども、克つ能はず、親ら精騎を率ゐて、與に坐原に戰ひ、大に之を破る。王

故國川王

の子故國川王、その臣左可慮等、外戚を以て、國柄を執り威權を擅にするを惡み、之を誅除し、處士乙也素及び晏留等、賢才の士を登用し、また遂成王が田獵を以て民を苦しめしを痛み、窮民に給するに衣食を以てし、賑貸の法を行ひ、每歲三月より七月に至るまで、官穀を出し、家口の多少に應じて、之を賑貸し、冬月に至りて、之を還さしむ。王の殂するや、その后于氏、秘して喪を發せず、王弟發岐の第に往き、位を嗣がむことを勸む、發岐從はず、又その弟延優の家に奔る、延優迎へ入れて之に飲ましむ。后、遂に延優の手を執らへて宮に入れ、遺命を矯めて、位に即かしむ、こ

山上王

れを山上王となす。發岐、師を遼東太守公孫度に請ひ、延優を討ちしが、克たずして死す。王亦た于氏を立てゝ后となす、淫逆こゝに至りて極まれりといふべし。而して、乙也素、上相の位に在りと雖も、矯正するところなし。王の子東川王、位に

東川王

即くや、魏の明帝、幽州刺史母丘險を遣し、高句麗の丸都城を屠らしむ。王、南沃沮に奔り、魏兵退いて後國に還り、都を平壤に移す。はじめ、王の逃れて南沃沮に之

安國侯

烽上王

慕容皝の來襲

かむとして竹嶺に至るや、東部の人紐由といふもの、詐つて、魏に降り、刀を藏して、魏將を刺殺し、その軍を却けしを以て、王、國に還つて後、大に之を賞す。王、在位二十二年、その殂するや、民、追慕して止まず、近臣或は自殺して殉するものあるに至る。中川王を經て、西川王に至り、肅愼來り侵す。王、その弟達賈を遣して、之を伐ち、檀盧城を拔き、酋長を殺す。達賈、封せられて安國侯となり、梁貊、肅愼の諸部落を統督す。その子烽上王、位に即くや、叔父達賈及び弟咄固を殺す。達賈は、諸父中、尤も功業あり、國人倚賴するところなり。こゝに於て、國人皆その死を哀みて曰く、梁貊、肅愼の難、安國君を微つせば、吾輩死を免れずと。涕泣して、相弔ふに至る。時に年穀登らず、黎民所を失ふ。王、之を顧みず、大に宮室を修め、人民役に苦んで流亡し、群臣諫むれども聽かず。國相倉助利、王を廢す。王、免れざるを知り、自經して死す。はじめ咄固の殺さるゝや、その子乙弗、害を畏れて遁逃す、助利之を民間に迎へて、位に即かしむ、これを美川王となす。王、殂して、故國原王、位を繼ぐ。

これより先、晉の司馬氏、政を失ひ、鮮卑漸く盛にして、慕容廆、屢ば來り侵せしが、

廆の子皝、燕王と稱するに及び、先づ高句麗を取り、而して後に、宇文氏を滅ぼさむと欲し、自ら勁兵を以て、來り攻む。王、之を拒いで、大に敗れ、單騎走り出づ。燕兵、王の父美川王の墳を發き、その屍を載せ、王母王妃を虜にして歸る。王、已むを得ずして、臣と稱し、貢を輸し、母及び父の屍を請うて還さしむ。幾もなくして、燕大に亂れ、秦王苻堅の爲に併せらるゝや、はじめて、その羈絆を脱するを得たり。高句麗の地、三面遼東と境域を接す、その常に多事なる、勢之を然らしむるなり。

第三章　三國の爭亂

濟麗の爭戰

高句麗、故國原王の末年、はじめて、百濟と爭ふ。百濟の近肖古王、太子とゝもに精兵三萬を率ゐて、高句麗を侵し、平壤を圍む。故國原王、拒戰して克たず、流矢に中つて殂し、太子小獸林王立つ。これより、濟麗二國、怨を結び、侵伐長く絶えず。

枕流王

百濟は、近肖古王の時、高興を以て博士となし、その國、はじめて文字あり。後、枕流王の時に至り、文學愈よ盛に、遂に大學を建て、律令を頒布す。この間、高句麗の廣開土王、親ら水軍を帥ゐて、來り侵し、諸城を陷れしことあり。

阿花王

枕流王の子阿花

王に至り、大に兵馬を徵して、之を伐たむと欲すれども、民之を苦み、多く新羅に走りしを以て果さず。爾後、五十餘年、兩國しばらく、戰を止めしが、その怨、なほ解けず。

腆支王

阿花王の子を腆支王となす、はじめ倭國に質たり。阿花王の殂するや、腆支の仲弟訓解、政を攝し、太子の還るを待つ。季弟碟禮、訓解を殺して自立す。腆支、王の訃を聞いて還らむとするや、倭國兵を以て之を送る。すでにして、國界に至り、その內變を聞いて、海島に留まる。國人、碟禮を殺し、腆支を迎立して王と爲す。或は曰く、腆支は、我が國應神の朝に來聘せる阿直岐、その人なり、と。

道琳の間諜

腆支の後、數傳して、蓋鹵王に至り、使を魏に遣し、師を出して、高句麗を伐たむことを請ひしが、魏、許さず。時に高句麗は、小獸林王より三傳して、長壽王に至る。王、浮屠道琳をして、佯つて罪を得たりと稱し、亡げて、百濟に入らしむ。蓋鹵王、碁を好む。琳亦た碁を善くするを以て、王の信昵を得、仍つて、王に勸めて、宮室樓閣を壯麗にし、苑囿を廣大にし、妄りに、不急の土木を興さしめ、府庫空竭、國用乏絕せし頃に至りて、逃れ還つて、長壽王に告ぐ。王、自ら將として、之を攻め、七日にして、

釋號

佛教

に用ひ、智證王の如き、文化の治、頗る觀るべきものあり、他日統一の基、こゝに成れりといふも不可なし。

はじめ、新羅は、或は斯羅と稱し、或は斯盧といひ、一定の國號なかりしが、こゝに至りて、國號を新羅と定む。蓋し、新は德業日に新に、羅は四方を網羅するの義なり。又始祖の時よりして、君主の稱、居世干、次々雄、尼師今、麻立干等の名を用ひしが、智大路に至りて、はじめて、新羅國王と稱し、法度を制し、州郡縣名を定め、殉死を禁じ、その殂するや、謚して智證王といふ。國號を定め、王と稱し、謚を定むる、皆こゝに始まる。

法興王、嗣いで立ち、律令を頒ち、官制を定め、又はじめて、年號を立てゝ建元といふ。眞興王、之に繼ぎ、百般の制度、頗る觀るべく、眞平王に至りては、官制益す備はりて、紀綱愈よ整へり。

佛教の朝鮮に入るや、秦王苻堅、使を遣し、浮屠順道及び佛像經論を高句麗に贈りしを以て、その權輿となす。新羅は、訥祇王の時、沙門黑胡子といふもの、高句麗より一善郡に來り、又炤智王の時に至り、僧阿道といふもの、その教を弘布す。法

金后稷

興王、大に佛教を崇信す。群臣皆諫めて曰く、僧侶言ふところは、頗る詭異にして、用ふべからず。若し之に從へば、恐らくは、後に悔ゆることあらむ、と。王、遂に其言を納る。後、近臣に異次頓といふものあり、ひとり曰く、佛法は淵貞、信ずるを可となす、と。王、その衆論に逆ふを以て、吏に下して之を治せしむ。異次頓曰く、佛もし靈あらば、吾が死するとき、必ず異あらむ、と。斬らるゝに及び、鮮血その斬處より迸溢し、色白うして乳の如し。衆之を異とし、復た佛を毀らず。これより、上下大に佛を信じ、眞興王の如きは、末年髮を剃り、僧衣を被り、自ら法雲と號し、妃亦た尼となりて、佛門に歸す。

眞平王、畋獵を好む。金后稷といふものあり、切諫を以て殺さる。死に臨んで、其子に謂つて曰く、吾、生きて君の惡を匡救する能はず、死すと雖も、君の惡を悔悟せしめむと欲す。汝、宜しく、吾を王の遊畋途上に瘞むべし、と。その子、之に從ひ、父の言の如くす。一日王畋するとき、途上髣髴として聲あり、曰く、王畋する勿れ、と。王、顧みて之を問ふ。從者曰く、聲は后稷の墓より來る、と。仍つて、其死に臨んで言ひしところを陳ぶ。王、流涙して曰く、夫子生きては忠諫し、死して尙ほ忘

れず、その吾を愛するや、深し、と。これより、遂に復た敢て獵せず。王、大に官府の制を革め、心を民事に用ひ、賢明の英主と稱せらる。その末年、新羅の西鄙、洪水大に溢れ、人戶三萬餘を漂沒す。高句麗之に乘じて來寇し、百濟亦た兵を加ふ、然れども、皆志を得ずして歸る。

新羅の女王

眞平王、薨じて男子なく、王女德曼、位に卽く。これを善德女王となす。新羅の女王、こゝに始まる。この後、眞平王の弟國飯の女勝曼、繼いで立つ。この間、屢ば百濟の侵擊に遇ふと雖も、未だ嘗て挫折せず。武烈王に及びて、國運益す隆なり。蓋し、眞平王以來、使を隋唐に遣して、その懽心を結び、麗濟二國の侵陵するを患ひ、しきりに援助を乞ふや、隋唐相繼いで、兵を二國に用ひ、その後、新羅遂に三韓を統一するに至る。

第五章　隋唐の來侵

高句麗は、文咨王の後、五傳して、嬰陽王に至り、靺鞨の衆を率ゐて、遼西を侵す。

隋の文帝

この時、隋の文帝、はじめて天下を統一し、之を聞いて、大に怒り、漢王諒をして、之を

伐たしめしが、偶ま水潦に値ひ、餽轉繼がず、又疾疫あり、遂に師を班へす。王、亦た懼れて、之と和す。煬帝即位、大業八年に至り、新羅を援けむとし、大に兵士を發し、親ら六師を總べ、二十四軍に命じ、左右に分れ、進んで遼水に至る。麗兵水を阻んで、濟るを得ず。帝、乃ち宇文愷に命じ、浮橋を作つて渡り、遼東城を圍み、諸軍ともに鴨綠江の西に會す。嬰陽王、大臣乙支文德を遣し、其の營に詣つて、詐つて降らしめ、實は軍情を觀むとす。右翊衞大將軍于仲文、之を執らへむとして果さず。文德、鴨綠江を濟つて歸る。仲文、左翊衞大將軍宇文述と、之を追ふ。文德、詐り走つて之を誘ふ。仲文等、遂に進みて、薩水を濟り、平壤を去ること三十里にして營を爲す。文德復た詐つて、述に降る。述等、平壤の城、險固にして、猝に拔き難きを知り、遂に其詐に因つて還る。文德、乃ち軍を出して鈔擊し、薩水に至り、隋軍半ば濟るに乘じて、後より之を擊つ、諸軍ともに潰えて、禁止すべからず、一日一夜にして、鴨綠江に至る、行くこと四百五十里。これより先、來護兒は、別に江淮の水軍を帥ゐ、海に浮びて浿水より入りて、平壤に造り、高句麗の爲に破られ、退いて海浦に屯せしが、述等の敗を聞いて、亦た師を班へす。はじめ、隋軍遼に至る、凡そ三十萬

五千たりしが、その還つて遼東城に至るに及びて、唯だ二千七百人のみ、資儲器械、皆失亡蕩盡す。煬帝大に怒りて、述等を鎖繫して引いて還る。この役の前、百濟の武王、使を隋に遣して、應援せむことを請ひ、煬帝之を許し、高句麗の動靜を覘はしめしが、武王潛かに高句麗と通じ、隋軍遼水を渡るに及びて、兵を境上に出し、隋に應ずる爲して、その實、兩端を觀望す、隋軍の敗、主として、之に因る。

煬帝の再征

明年、煬帝再び師を出し、遼東城を攻むること數十日、城固うして拔けず。會ま楊玄感、黎陽に反するの報至るや、大に懼れ、遂に軍を引いて還る。これより、麗主大に隋を畏れ、倭國に黃金を贈つて、造佛を資け、その歡心を得て、隋の再擧を防がむとす。隋王、復た軍を出すの志ありしが、嬰陽王、降を請ふに及びて、その事寢み、尋いで、その國、大に亂るゝや、亦た高句麗を顧みざるに至れり。

長城の修築

嬰陽王、在位二十八年にして殂し、異母弟榮留王立ち、東部の酋、泉蓋蘇文といふ者に命じて、長城を築かしむ。西北扶餘城より、南、海に至るまで千有餘里、十六年にして功を竣ふ。今日存するところの滿州盛京省開原の長柵は、即ち其遺なりといふ。時に隋すでに亡び、唐之に代る。王、太子桓權をして、唐に朝せしむ。唐

陳大德

太宗の親征

の太宗、陳大徳をして、高句麗に來つて答禮せしむ。大德の來るや、至るところの城邑、山水の勝地を探るに託して、遊歷殆んど遍ねく、山川道里の險易距離を詳にするを得て還り、且つ國中虛實の狀を具申す。太宗これより、高句麗を取るの志ありといふ。

榮留王、權臣泉蓋蘇文の爲に弑せられ、その姪寶藏王立つ。蓋蘇文、自ら莫離支となり、國事を擅にす。時に麗濟再び和を約し、力を協せて、新羅を伐たむとせしを以て、新羅使を唐に遣して、援を乞ふ。太宗、璽書を下し、諭すに兵を戢めむことを以てすれども、蓋蘇文、聽かずして、其使を囚らふ。唐の貞觀十八年、太宗自ら將として、諸軍を指揮し、新羅、百濟、奚、契丹に命じて、兵を出さしむ。すでにして、遼東道行軍大總管李世勣、副大總管江夏王道宗、進んで遼水を渡り、蓋牟城を拔き、その地を以て、蓋州となす。平壤道行軍大總管張亮、別に舟師を率ゐて、東萊より海を渡りて、卑沙城を襲うて、之を陷れ、太宗自ら進んで、遼東、白巖の二城を拔き、遼州、巖州となし、更に轉じて、安市を攻む。北部耨薩高延壽、南部耨薩高惠眞、之を救ひ、その軍及び靺鞨の衆を合せて、陣を爲す、長さ四十里。太宗之を望み見て、懼るゝ色

あり。道宗、直に平壤を擣かむことを請ふ。太宗應せずして進み攻む。延壽、惠眞、遂に降る。太宗、その居るところの山を名づけて駐蹕山といひ、その獲るところの牛馬五萬匹、明光鎧萬領、他の器械、亦た之に稱へりといふ。安市城、險にして兵精しく、城主亦た材勇あり、唐兵城を圍むこと殆んど六旬、交戰日に六七合、衝車礮石、その城堞を毀てば、復た隨つて木柵を樹て、その缺を塞ぎ、堅守して、降らず。太宗、遼左早寒、草枯れ、水凍り、士馬久しく留まり難く、且つ糧食將に盡きむとするを以て、遂に師を班へす。その初、出づるとき、士十萬、馬萬匹、還るに及びて、僅に千餘人、馬亦た死するもの十に八九。こゝに至りて、蓋蘇文、驕奢益す甚し。唐また數ば偏師を出し、疆域を侵軼して、奔命に疲れしめむと欲し、萊州より海を渡りて、之を伐たしめ、更に劍南道に命じ、木を伐つて船艦を造らしめ、大擧の計を爲す。蓋し前役力を陸路に專にして、其志を得ざりしを以てなり。然れども、幾もなくして、太宗崩せしを以て、遂に果さず。

第六章　濟麗の滅亡と新羅の統一

百濟の義慈王

金庾信

百濟は、威懷王、惠王、法王、皆德政の人心を維持するなく、武王に至りて、强を恃み、驕滿にして、新羅を侵掠すること、殆んど虛歲なく、唐屢ば使を遣し、之を諭して、兵を戢めしむれども、從はず。而かも、內に在るや、盤樂遊傲、これ事とす。義慈王、之に嗣ぎ、暴虐にして、淫を好み、政事を恤へず、望海亭を作りて、宮人と日夜こゝに耽樂す。その臣、佐平成忠、之を極諫するや、王怒り、之を囚らへて、遂に戮殺す。この間、又兵を出し、新羅の邊境を擾し、高句麗と和して、新羅唐に朝貢するの路を絕つ。將軍義植、兵を以て、新羅の茂山、甘勿、洞岑の三城を圍むや、新羅の金庾信、これを拒ぎ、苦戰して力竭く。軍中、丕寧といふものあり、銳意力戰す。庾信謂つて曰く、今日事急なり、子に非ざれば、誰か能く、奮勵して、奇策を出し、衆心を激せむ、と。丕寧、直に槊を橫へ、陣を突き、數人を殺して死す。その子擧眞曰く、父の死を見て、生を偸み、苟くも存すべけむや、と。亦た陣を冒して死す。その奴合節、呼んで曰く、我が天とするところ、皆すでに死す、吾死せずして何をか爲さむ、と。亦た鋒を交へて死す。三軍皆感激して、齊しく進み、向ふところ摧陷せざるなく、義植わづかに身を以て免る。幾もなくして、庾信奮戰、百濟を伐つて、大に之を敗る。

武烈王

新羅、金法敏を遣し、唐に之いて、大捷を報せしむ。時に唐の太宗、すでに崩じて、高宗位に即く。新羅の勝曼女王、在位八年にして殂す。はじめ、大和と改元せしが、後、唐の永徽の年號を用ひ、はじめて、百官の朝賀を受く。こゝに於て、群臣、金春秋を立てゝ王となす、これを武烈王となす。時に唐の永徽五年、我が齊明天皇即位の年なり。

金歆運

武烈王、屢ば朝聘使を唐に遣し、その歡心を得、その援助を待ち、必ず百濟を亡ぼさむとす。金歆運、兵を率ゐて、百濟に入り、楊山の下に屯す。一夜濟人來り襲ひ、羅軍大に驚駭す。歆運、馬に跨り、槊を握り、徑に敵軍を擣かむとす。衆曰く、敵は暗中に起る、死すと雖も、識るものなからむ。歆運曰く、すでに身を以て國に許す、人の知ると、知らざると、我に關せず、と。遂に敵陣を突き、數人を殺して死す。その臣寶用那、歆運の死を聞いて曰く、我が主、王族を以て、猶ほ死を愛まず、况んや、吾生きて益なきものに於てをや、と。遂に敵に赴いて死す。王、之を聞いて傷悼し、各官を贈る。時人楊山の歌を作つて、之を哀むといふ。

唐の出師

唐の高宗、羅主屢ば援を請ふを以て、遂に大兵を發し、蘇定方を以て神丘道行軍

百濟の滅亡

大總管となし、羅人金仁問を以て副總管となし、水陸兩軍を帥ゐて、萊州より海を渡つて、百濟を擊たしむ。武烈王、大に喜び、太子法敏・大將軍金庾信、等をして、之が聲援を爲さしむ。百濟の義慈王、大に驚き、群臣を會して、戰守の便宜を問ふ。佐平義直曰く、先づ唐兵を擊たむ、と。達率常永曰く、先づ羅軍を擊たむ、と。王猶豫、未だ決せずして、興首に問ふ。興首乃ち策を獻じて曰く、白江・炭峴は我國の要衝なり。宜しく勇士を簡びて、之を守り、唐兵をして江に入るを得ず、羅軍をして炭峴を過ぐるを得ざらしむべし。而して、大王は重閉固守して、その糧盡き卒疲るるを待つて奮擊すれば、之を破らむこと必せり、と。左右沮みて用ひず。すでにして、唐羅の軍、すでに白江・炭峴を過ぐるを聞くに及び、遂に階伯を以て將となし、死士五千を帥ゐて、之を禦がしむ。階伯、その必敗を知り、盡く家族を殺し、黃山に至り、卒かに羅兵に遇ひ、決戰して死す。羅兵、益す逼る。王急に兵を集めて、熊津口を禦ぐ。唐軍左涯に出で、山に登つて陣し、王、之と戰つて大に敗る。唐兵勝に乘じ、進んで都城に薄るや、義慈王、その免れざるを知り、歎じて曰く、悔ゆらくは、成忠の言を用ひざることを、と。佐平成忠は、さきに王が望海亭を建てし時、兵革の

百濟の餘孽

近きに在らむことを述べて、諫死せしものなり。王、遂に太子孝及び左右とともに夜遁れて熊津城に保つ。王宮の妃嬪諸姫、徒跣して、大王浦に至り、斷崖の上より身を投じて死す、後に其處を名づけて落花巖といふ。唐兵勝に乘じて益す進む。王、遂に定方の軍門に詣つて降る。定方、王及び太子孝、その他六臣將士八十餘人を執らへ、海を渡つて、京師に還り、百濟遂に滅び、その地五部・三十七郡・二百城・七十六萬戶、皆唐に入る。百濟は、始祖温祚王、基を開いてより、こゝに至るまで、凡そ三十王、六百七十八年。はじめ温祚王は河南慰禮及び漢山に、近肖古王は北漢山に、文周王は熊津に、聖王は泗沘及び南扶餘に都す。唐、その地を以て、熊津・馬韓・東明・金漣・德安の五都督府を分置し、州縣を統べ、渠長を擢んでゝ、都督刺史・縣令となし、劉仁願をして、之を理めて、泗沘城に居らしむ。時に唐の高宗顯慶五年、我が齊明天皇即位六年なり。唐主、又定方の功を賞し、新羅を以て雞林州大都督府となし、新羅王を以て、大都督となす。

百濟の義慈王、遂に唐に卒す。而して、宗室福信、浮居道琛等と謀り、周留城に據り、兵を起して、恢復を圖り、王子扶餘豐、日本に質たるを迎へ、立てゝ王となし、日本

白村江

亦た舟師を出して之を援く。時に西北部、皆豐に應じ、唐將劉仁願を熊津城に圍む。すでにして、福信、豐と漸く相猜み、豐遂に之を斬り、使を日本及び高句麗に遣して、其師を乞ふ。然れども、新羅と唐と之を攻むること、愈よ急なり。日本の兵、白村江に戰つて、大に敗れ、豐、遂に高句麗に奔る。劉仁軌、仁願に代りて、善く其地を治む。義慈王の子隆といふもの、唐に在り、因つて、熊津城の都督となし、仁軌及び新羅と同じく誓はしむ。然れども、隆、新羅を畏れて、敢て舊國に入らず高句麗に寄寓して死し、その地、漸く新羅の併すところとなる。

軍主匹夫

新羅の武烈王、すでに百濟を滅ぼせしが、高句麗・靺鞨の屢ば來寇することを憂ひ、忠勇の材、綏禦に堪ふるものを求め、遂に軍主匹夫といふものを得て、七重城下の縣令となせしが、後、高句麗は、新羅の百濟を亡ぼせしを嫉み、兵を擧げて、來り侵し、匹夫城に嬰り、力戰して死す。すでにして武烈王殂し、太子文武王立つ。

高句麗の滅亡

唐の高宗、又兵を起し、契苾何力、蘇定方を以て、行軍大總官となし、道を分つて、高句麗を伐たしむ。新羅の兵、之に會し、軍糧を平壤に輸す。然れども、風雪冱寒、人馬疲憊せるを以て、幾もなくして、唐兵引いて還る。高句麗、寶藏王二十五年、權臣

泉蓋蘇文死し、その子男生、代りて莫離支となり、弟男建と權を爭ふや、男生遂に國內城を以て、唐に降る。唐、之に官爵を授けて、嚮導となし、李勣を以て、遼東行軍大總管となし、郝處俊、薛仁貴を以て、之に副たらしめ、兵を帥ゐて高句麗を伐ち、劉仁願及び新羅王に命じて、勣の節度を受けしむ。文武王、師を出し、漢城州に次し、金欽純等をして、應援せしむ。勣、進みて、扶餘・大行の諸城を拔き、諸道の軍、皆會して、鴨綠の柵に至る。麗人防ぎ戰ひしが、勣之を敗り、平壤城を圍むこと月餘。高句麗、救を日本に請ふ。日本、水師を出して、之を防ぎしが利あらず。寶藏王、遂に男產を遣して降る。勣、之を以て還る。唐、乃ち王を赦し、男建を黔州に流し、安東都護府を平壤に置き、薛仁貴を以て都護となし、五部百七十六城六十九萬戶を分つて、九都督府四十二州百縣となし、都護府、之を統べ、高句麗將帥の功ある者を以て、都督・刺史・縣令として、之を治めしめ、後、その三萬八千戶を江淮の南及び京西諸州空隙の地に移す。高句麗は、その始祖東明王、國を卒本扶餘を立てしより、二十八王を歷、その間、瑠璃明王は尉那巖に、山上王は丸都に、東川王は平壤に、故國原王は復た丸都及び平壤、その他、東黃城に、長壽王は平壤に、平原王は長安及び平壤に都

し、年を歴ること、合せて七百五年といふ。その後、唐、高藏に開府儀同三司遼東都督を授け、朝鮮王に封じ、又その子孫をも封じたりしが、部民漸く分散して、高氏遂に跡を絶つ。

高句麗滅亡の理因

高句麗は、國力强盛にして、兵馬精鋭、隋の煬帝唐の太宗、しきりに兵を加へしも、皆志を得ずして止む。然れども、寶藏王、泉蓋蘇文に擁立せられ、政柄その手に移り、國勢次第に陵遲し、加ふるに、蘇文死後、骨肉相爭ひ、上下離心、しかも、王、恬として顧みず、驕侈侮慢、好を鄰國に失ふこと、一日の故に非ず。唐の高宗、中材の主を以て、一老將を遣し、之を滅ぼし、その易きこと、枯を摧き、朽を拉するが如し、その禍、蓋し自ら之を招くのみ。

新羅の統一

新羅の小國寡衆を以て、ひとり、長く存せしものは、主として、地利と人和とに在り。その既に唐と力を弁せて、濟麗二國を滅ぼすや、唐、その地を分ち、都督を置いて、之を治めしが、文武王、漸く百濟の地を蠶食し、又高句麗の叛衆を納れ、之を封じて、平壤等の地を取る。唐の總督薛仁貴、僧琳潤を遣し、書を王に致して、その異圖を責むれども服せず。唐兵、進んで平壤を攻む。羅軍大敗し、阿禰含、之に死す。

金庾信

薛聰花王の說

文武王、上表して、罪を唐に請へども、唐主聽かず、遂に王の爵を削り、劉仁軌等をして、來り擊たしむ。王、又使を遣して、方物を獻じて、罪を謝す。唐主、これを赦して、官爵を復し、高句麗の南境に至るまで、その地、悉く新羅に入る。大凡、新羅統一の大業は、金庾信の力にして、武烈・文武の世、自ら社稷の重きを以て任じ、忠を竭し、心を傾け、唐及び濟麗の間に周旋して、畫策至らざるなし。卒するとき、年七十九。その疾革まるや、王親ら存問して、泣いて曰く、もし不諱の事あらば、人民社稷を奈何せむ、と。對へて曰く、今日三國一家となり、百姓二心なし、これ小康といふべし。然れども、古しへより、繼體の君、善く終るもののなきは、甚だ懼るべし。願はくは、君子を親み、小人を遠ざけ、朝廷をして、上に和し、民物をして下に安んぜしめば、臣死すとも憾なからむ、と。王感動して、その子孫を厚遇すといふ。

第七章　新羅の治世

文武王、在位二十一年にして殂し、神文王、嗣いで立つ。王、州縣を百濟の舊地に置き、文武官に田を賜ふ。一日燕居、薛聰を延いて、問うて曰く、子、亦た異聞あるか、

渤海國

試に吾が爲に之を陳せよ、と。　聰、乃ち花王薔薇白頭翁の說を進めて、王を諷す。その略に曰く、むかし花王の始めて來るや、一佳人あり、名を薔薇といふ、朱顏玉齒、鮮粧靚服、香帷に枕を薦めむことを請ふ。　又一丈夫あり、名を白頭翁といふ、布衣革帶、戴白杖を持し、傴僂して來つて曰く、識らず、王、意ありや、と。　花王曰く、丈夫の言、亦た道理あり、然れども、佳人再び得難し、之を奈何せむ、と。　翁曰く、凡そ君たるものは、老成を親近して興り、妖艶を昵比して亡びざるはなし。　而かも、妖艶は合ひ易く、老成は親み難し。　故に夏姬は陳を亡ぼし、西施は吳を滅ぼし、而して、孟軻は不遇にして、身を終へたり、と。　花王之を聞き、大に謝して曰く、吾、過てり、と。　言未だ畢らざるに、神文王、亦た大に其說に感じ、左右に命じて之を書せしめ、以て戒となす。　聰、字は聰智、博學能文を以て後生を導化せしこと、少からずといふ。

神文王の後、その弟聖德王立つ。　その在世中、渤海新に興起せり。　渤海は、本と粟末靺鞨にして、高句麗の北に在り。　上古より、屢ば三韓を侵陵せしが、高句麗の亡ぶや、餘衆稍く之に歸し、遂に其地を幷せ、その酋祚榮、姓は大氏、自ら震國王と號し、國勢俄に盛に、唐の睿宗、之を拜して左驍衛大將軍渤海國王となす。　これより、

聖德王

はじめて、靺鞨の號を去つて、渤海と稱す。その後、武藝・仁秀に至りて、益す境宇を開き、その地、南は新羅に接し、東は日本海に至り、西は契丹に連り、五京・十五府・六十二州あり、肅愼・濊貊・沃沮・高句麗・扶餘・挹婁・率賓・拂涅・鐵利・越喜の故地を奄有し、諸生を唐に遣し、その文物制度を模擬し、又我が日本と通ず。後、契丹の阿保機起るや、力敵せずして、遂に降り、その國、十四王、二百十四年にして亡び、世子大臣以下數萬戸は、皆高句麗に降るといふ。

聖德王、大に力を政事に用ひ、高年を訪ひ、租を免じて民を賑はし、又文司を改稱して通文博士となし、詞命を掌り、はじめて漏刻を造り、漏刻博士を置き、祠典・典屬・禮部を置き、大學を設け、文宣王・十哲・七十弟子の畫像を置き、釋典の禮を行ひ、文學を奬勵し、屢ば使を唐に遣し、欵を輸せしを以て、唐、與ふるに浿水以南の地を以てせり。この時、國號を改めて、三城國と稱せしが、幾もなくして、舊に復す。王在位三十五年にして殂す、民、皆その惠を稱す、その諡して聖德といふ、亦た宜なりといふべし。孝成王、嗣いで立つ。唐の玄宗、贊善大夫邢璹をして、前王を弔祭せしむ。玄宗、璹に謂つて曰く、新羅は號して、君子國となし、頗る書紀を知る、宜しく、經義を

孝成王

宣德王の簒立

述べて、大國文教の盛を知らしむべし、と。因つて、參軍楊季鷹を以て副となし、新羅に來らしめ、贈るに道德經を以てすといふ。

孝成王、在位二十年にして殂し、その弟景德王立つ。王の時、伊飡金思仁、上大等となり、災異屢ば見はるを以て、上疏して、時政の得失を論じ、王悉く之を納る。王、又大學に幸し、博士に命じて、尙書を講ぜしめ、且つ國學博士・助教等を置き、大に文學を勵まし、又九州を置き、郡縣を分統し、官號を定む。時に唐の玄宗、安祿山の亂を避けて、蜀に幸す。王、因つて使を遣して、弔慰せしむ。王在位二十三年、人と爲り、仁惠にして、鰥寡孤獨を存問し、穀を老疾に賜ひ、善く忠諫を納る。後世、その德を欣慕して、聖德王と並び稱す。太子健雲立つ、これを惠恭王と爲す。

この時に方り、新羅數世の統治、漸く衰へ、大恭、大廉、金志貞の徒、更る與り、國內爭擾す。上大等金良相、伊飡金敬信とともに、兵を擧げて、叛賊志貞の徒を討伐し、その功を負みて、威權を弄す。王、恬然として、之を顧みず。聲色に淫し、巡遊度なく、良相遂に王を弒して、簒立す。良相は、海飡孝芳の子にして、奈勿王十世の孫なり、これを宣德王となす。

憲德王

宣德王、簒立の非を蔽はむが爲に、民心を得むことを力め、且つ大國の歡心を買はむとして、屢ば使を唐に遣し、又社稷の壇を設けて、祀典を修め、且つ敬信を登庸して、上大等となし、大に爲すところあらむとせしが、在位わづかに五年にして殂す。王、嗣なきを以て、群臣その族子周元を立てむとせしが果さず。敬信、德望衆に超え、且つ人君の度あるを以て、遂に位に即く、これを元聖王となす。時に飢疫蝗旱、民、生を聊んせず。王殂して、哀莊王立つ。王、其臣彥章の爲に弑せられ、彥章仍つて、自立して、憲德王と稱し、唐の憲宗の徽に應じ、順天將軍金雄元に命じ、甲兵二萬を率ゐて唐の叛臣李師道を討つ。この時、宣德王の族子周元の子憲昌、その父の立つ能はざりしを慍り、兵を起して、亂を爲せしが、幾もなくして亡ぶ。興德王、嗣いで立ち、窮を恤み、孝を賞し、その政、稍や稱すべきものありしが、その殂するや、堂弟均貞及び堂弟憲貞の子悌隆立つを爭ひ、金陽は均貞の子祐徵とともに均貞を奉じて王と爲し、族兵を以て宿衛す。悌隆の黨金明、來り圍む。陽、圍を突いて出づ。均貞、遂に害に遭ふ。明等、乃ち悌隆を立つ、これを僖康王となす。祐徵、禍を懼れて清海鎭の大使張保皐に依る。金陽亦た兵士を募りて、清海鎭に入り、

神武王の即位

祐徵を見て、事を擧げむことを謀る。すでにして、金明、王を弑して自立す。こゝに於て、金陽、祐徵を奉じて、兵を淸海鎭に起し、金明を討つ。張保皐、兵五千を以て、其友鄭年に授けて、之を助けしむ。陽等、晝夜兼行して、達伐丘に至る。金明、兵を遣して、之を拒がしむ、陽等一戰して之に勝ち、進んで明を斬り、乃ち謚して閔哀といひ、祐徵を立つ、これを神武王となす。こゝに至りて、國勢危くして復た振ふ、然れども、この後、數世、叛者常に絕えず。文聖王の時には、良順、興宗、金貳、大昕あり、憲安王の後、景文王の時には、允興・叔興・金銳・金鉉・近宗あり、憲康王の時には信弘あり、皆速に誅せられて、稍や平康なりしが、君臣久しく宴安に耽り、詩賦琴瑟を以て相樂み、互に相稱譽して、晏然自ら肆にし、毫も警戒するところなく、內部の腐敗、愈よ甚しく、遂に救濟すべからざるに至る。

眞聖女王

憲康王の後、定康王を經て、その妹、眞聖女王に至り、內行修まらず、恣に淫穢を事とし、嬖人魏弘を寵し、醜聲外に洩る。弘の死するや、又潜かに年少美丈夫を宮中に招いて、之と私し、授くるに、要職を以てし、倖幸これより意を肆にし、綱紀日に紊亂す。時人これを憤慨し、路に榜標して譏誹す。女王、隱者王巨仁の爲せしとこ

新羅の衰亡

弓裔

ろとなし、命じて獄に下し、之を誅せむとす。巨仁、その寃を憤り、詩を作つて曰く、于公慟哭三年旱、鄒衍含愁五月霜、今我幽愁還似古、皇天無語但蒼蒼、と。この夕、大に震雷して雹降る、女王大に懼れて、之を釋るす。

女王、すでに淫虐を事として、政事を恤へず。盜賊四方に蜂起して、州郡貢賦を輸せず、國用益す窮乏して、新羅の衰亂、こゝに極まる。こゝに於て、弓裔先づ叛をなし、國を泰封と號し、甄萱これに次いで、後百濟を起し、而して、王建高麗の基を建て、泰封後百濟を合せ、新羅亦た從つて亡ぶ。

第八章　新羅の末路

眞聖女王の淫行、新羅愈よ衰運に臨む時に方りて、弓裔といふもの、北原(江原道原州)に起る。裔は、憲宗王の庶子にして、はじめ、祝髮して僧となり、善宗と號せしが、僧律に拘檢せず、頗る膽氣あり、常に己れ王孫を以て立つ能はざるを憾み、仍つて、大に爲すあらむと欲し、北原の賊梁吉に投じて、地を略し、自ら將軍と稱し、軍聲漸く盛なり。かつて、人に語つて、曰く、新羅兵を唐に請うて、高句麗を亡ぼす、吾必

泰封

甄萱

後百濟

ず麗國の爲に讎を報せむ、と。　後遂に、自立して、王と稱し、國號を摩震といひ、元を紀し、百官を設け、都を鐵圓(江原道鐵原府)に定め、諸州を降し、土地を廣め、天下を三分して、その二を有し、後、國號を泰封と改む。　然れども、弓裔、素より驕奢を喜び、又佛に惑ひ、自ら彌勒佛と稱し、頭に金幘を戴き、身に方袍を着け、出づる時は、白馬に騎し、綵を以てその鬃尾を飾り、童男女をして、幡蓋香火を奉じて、前導せしめ、比丘二百餘人に命じ、梵唄して後に隨はしめ、又經文二十餘卷を撰ぶ。　その言、皆妖妄にして不經なり、妻康氏、之を諫むるや、大に怒つて虐殺し、その後、驕暴日に甚し。

弓裔の起つてより後數年にして、甄萱といふもの、亦た叛いて完山州(全羅道全州)に據り、國を後百濟と號す。　萱は、元と尙州農家の子にして、志氣倜儻、智略あり、はじめ、徒を率ゐて完山に至るや、州民迎勞するもの甚だ多し。　萱、自ら人望を得たりとなし、左右に其意を告げて曰く、吾、三國の始を原ぬるに、馬韓先づ起り、赫居、後に國を爲し、辰韓二國、之に服從す。　而して、百濟は國を開き、世を傳ふること、六百年、唐と新羅を合して、之を攻滅す。　予、不德なりと雖も、義慈の宿憤を雪がむと欲す、と。　遂に完山に都し、官制を定め、使を吳越に遣す、吳越王、貽報聘して、萱に檢

校大保を加ふ。

王建

はじめ、松嶽郡の人王建、その父隆とともに弓裔に歸し、軍功を以て、侍中となる。建、人と爲り、器度雄深、寛厚にして濟世の量あり。裔の驕虐、日に甚しきを見、その左右に居るを樂まず、請うて、錦城に鎮す。裔、一日、建を召し、詰つて曰く、卿、衆を聚め、反を謀らむと欲す、その意、惡むべし、と。建、しきりに、其寃を訴ふれども、聽かず。或は建に諷して曰く、服せざれば危からむ、と。建悟り、因つて、裔に謂つて曰く、臣實に反を謀れり。裔笑つて曰く、卿、その實を明かにせるは、直と謂はざるを得ず、と。却つて、之を賞し、金銀粧鞍を以て、褒賜し、位、百僚に冠たらしむ。建、禍を畏ると雖も、唯だ情を抑へ、務めて人心を得るを以て事となす。

高麗の建國

幾もなくして、泰封の諸將皆叛き、私に建を立てゝ王となし、國を高麗と稱し、建元して、天授といふ。これを高麗の太祖となす。

弓裔の死

弓裔驚擾して、巖谷に逃れ、斧壤(江原道平安府)に至り、農民の殺すところとなる。弓裔、王と稱してより、こゝに至るまで、凡そ十七年、時に支那五代梁の末帝貞明三年にして、我が醍醐天皇延喜十四年に當る。
羅主眞聖女王、すでに殂し、孝恭・神德の二王を經て、景明王に至る。この時、高麗

最も強く、太祖都を松嶽に定め、官制を定め、屢ば甄萱と戰ふ。

景哀王

景明王、使を遣して、之と連和し、殆んど對等の禮を用ふ。王在位七年、神德王の孫、景哀王、嗣いで立つや、日に宴遊に耽り、美姬を聚めて、長夜の飲をなす。こゝに於て、甄萱、急に高鬱府を襲うて、王都に入る。王、時に出遊して、鮑石亭に在り、兵の至るを聞き、妃とゝもに走りて、城南の離宮に匿れ、遂に萱の爲に殺され、妃亦たその辱しむところとなる。萱、乃ち王の族弟金傅を立てゝ、王となす、これを新羅の末主敬順王となす。

高麗と後百濟

高麗の太祖、之を聞き、先づ使を新羅に遣して、先王を弔祭せしめ、親ら精騎五千を率ゐ甄萱を公山桐藪（慶尙道慶山縣）に迎へしが、利あらず、申崇謙・金樂等、之に死す。後、萱の衰ふるや、書を吳越王貽に送り、其兵を借りて、高麗を防がむとす。麗主、乃ち萱が羅主を滅せし狀を奏す。萱、大に怒り、兵を派して、古昌郡（慶尙道安東府）を侵せしが、大に敗れて歸る。

敬順王

すでにして、敬順王、使を高麗に遣し、相見むことを請ひしを以て、麗王之を許し、隊を整へて、國都に會す。都人相慶して曰く、むかし甄氏の來るや、掠奪慘刻を事とし、吾輩之を畏るゝこと、恰も豺虎に遇ふが如し。今麗公の來るや、父母に見ゆ

るが如し、と。幾もなくして、敬順王、人心の高麗に歸するを知り、心自ら安んずる能はず、群臣を會して、高麗に降らむことを議す。王子ひとり可かずして曰く、國の存亡、必ず天命あり、忠臣義士と相謀り、民心を收合し、死を以て自ら守るべし、豈に一千年の社稷を以て、輕しく人に與ふることを爲すべけむや、と。王、聽かず、金封休をして、書を齎して降を高麗に請はしむ。王子哭泣して離別し、徑に皆骨山に入り、巖に倚つて、屋を作り、麻衣草食、以て其身を終ふといふ。

新羅の滅亡

羅主の國都を出でゝ、高麗に朝するや、百三十餘里の間、幡蓋を擁し、行々奏吹せしめ、美童を隨へ、香車に乘じ、その華麗の狀、人目を眩煌せしむ。高麗の太祖、之を柳花宮に館し、妻はすに、長女樂浪公主を以てし、庭見の禮を行ひ、新羅の故領を改めて、靈州となす。新羅は、朴氏十世、昔氏八王、金氏三十七王、合せて五十五王、ともに九百九十二年にして亡ぶ。

後百濟の滅亡

新羅滅亡の後、わづかに一年にして、後百濟亦た亡ぶ。濟王甄萱、第四子金剛を愛して、之を立てむとす。長子神劍、之を怨みて、その臣能與と謀り、遂に金剛を殺し、萱を金山の佛寺に幽して自立す。萱、幽四中、鬱々として樂まず、一日守卒を醉

はしめ、寺を脱し、その季男能乂とともに、奔つて、高麗に投ず。太祖禮を厚うして、之を待ち、號して、尙父といひ、その請に依り、親ら三軍を率ゐ、進んで、一善(慶尙道善山府)に至る。神劍、その敵すべからざるを知り、肉袒して降る。太祖、先づ能奥を誅し、特に神劍を赦す。萱、之を見て平かならず、憂懣病を成して死す。すでにして、太祖進んで都城に入り、甄氏の族を誅し、ひとり、萱の壻朴英規、先づ降を納れ、且つ萱を慰めて至情ありしを以て、特に爵を授く。後百濟は、甄萱自立せしより、凡そ四十五年にして亡ぶ。こゝに於て、半島再び統一し、太祖新に高麗の基を開く。時に太祖即位の十九年、晉の高祖天福元年、我が朱雀天皇承平五年なり。

契丹

耽羅の服屬

惠宗

らず、且つ北人をして武職に上らしめ、南人を文官に置き、その平衡調和を保ちしが如き、施設の巧妙、稱するに足らずとせず。その五百年の基業を開くを得たる、亦た決して偶然に非ず。

然れども、太祖の外に對するや、一定の主義なく、且つ漢族の勢力を過重し、爲に怨を北虜に結ぶに至りしは、頗るに惜むべしと爲す。はじめ、契丹使を遣して、槖駝五十匹を贈るや、太祖、その國、かつて渤海と連和し、一朝之を殄滅したるを以て、無道の甚しきものとなし、その使者三十人を海島に流し、槖駝を萬夫橋下に繫ぎ、皆餓死せしむ。これより、契丹屢ば邊に寇す、太祖の失計、蓋し自ら取るのみ。これより先、耽羅國の太子末老、入朝し、太祖その王に爵を賜ふ。耽羅は南海中に在り、即ち今の濟州島にして、その始祖を詳かにせざれども、世、百濟に臣屬し、次いで新羅に從ひしが、こゝに至りて、高麗に服事し、後、遂にその版圖となる。

太祖、在位すべて三十二年、壽六十七にして殂し、太子即位す、これを惠宗義恭王となす。はじめ、太祖、大匡王規の女を納れて妃となし、一子を生む。王規、之を立てむことを謀り、仍つて、王を弑せむとす。崔知夢、奏して云ふ、將に變あらむとす、

王規の逆謀

宜しく移御すべし、と。こゝに至つて、王、潜かに重光殿に徙つて免るを得たり。然れども、遂に其罪を治めず。王、在位一年にして殂し、その弟定宗文明王、立つに及び王規及び其黨三百人、皆誅に伏す。王、人と爲り、猜忌多く、内外怨嗟せしが、在位四年にして殂し、その弟光宗大成王、嗣いで立つ。

光宗の治

光宗、學を好み、常に貞觀政要を嗜讀し、因つて、大に、文治を布かむと欲し、後周の翰林學士雙翼に命じて、貢擧を司らしめ、詩賦頌及び時務策を試みて、進士を取ることゝなせしを以て、これより、文武兩班、相分れ、奎運一時大に振ふ。然れども、王、西來の歸化人を禮重し、臣僚の第宅及び其女を擇取して、之に與へしを以て、怨望するもの漸く多し。これより先、支那にては、後晋に次いで、後漢、後周起り、高麗之に歷事せしが、王の十四年、はじめて、宋の年號を行ひ、二十三年、内史侍郎徐熙を遣して、貢聘の禮を修め、又使を日本に遣して聘問す。こゝに於て、宋商多く東航し、その中、往々觀相の術を善くする者あり、都鄙に敬重せられ、又崔知夢といふもの天文卜筮に精しく、太祖以下六代に仕へ、豫め禍福を告ぐるを以て、大に寵異せらる。王、亦た佛を尊崇し、堂塔伽藍を建て、多く民財を竭し、流弊百出、民心漸く離畔

せむとす。こゝに於て、末年に至りて、刑獄を嚴にするや、或は奴その主を訴へ、或は子その親を讒し、囹圄常に溢れしを以て、別に假獄を置くに至る。王、在位二十六年、浮華餅文の弊、すでに甚しく、たとひ、一時、文雅の美あるも、全く稱するに足らず。

景宗

太子景宗獻和王、即位の初、流竄を召還し、租調を減じ、假獄を毀ち、讒書を焚き、一時中外の心を得しが、末年亦た漸く萬機を厭ひ、聲色に沈溺し、小人を昵近し、君子を疎遠せしを以て、政教大に衰ふ。王、在位六年にして殂す。太祖の後、すでに四世、わづかに成業を保守するに過ぎず。而して、成宗文懿王に至りては、その治、やや觀るべきものあり。

成宗の治

成宗、名は治、太祖の孫にして、戴宗旭の次子なり。即位の元年、官號を改め、京官五品以上をして、時政の得失を論せしむ。崔承老といふもの、上書して、列祖行事の美惡を論じ、時君政事の得失に及び、指摘隱すところなし。王大に喜び、拜して、門下侍郎平章事となす。こゝに於て、穀を圜丘に祈り、はじめて、十二牧を置き、三省六曹七寺を定め、軒に臨みて、進士を覆試し、新に五服給暇の式を定め、次いで十

崔沖

蕭遜寧の來侵

二枚に、經學醫學の博士各一員を置かしめ、修書院を西京に置き、國子監を立て、縉紳の子弟を敎授す。時に崔冲、儒を以て名あり、後進を收召して、敎誨倦まず、諸生門巷に塡溢し、擧子甚だ多く、その逝後、文憲と謚せらる。東方儒學の興隆、冲より始まり、世之を東海の君子といふ。又國內を分つて、中原、關道、河南、江南、嶺南、山南、嶺東、海陽、朔方、渭西の十道となし、開州を改めて開城府となし、赤縣等の諸縣を管せしむ。こゝに於て、前代の弊、漸く釐革せられ、衆庶仍つて蘇す、すでにして、契丹の事あり。

第二章　契丹の關係

はじめ太祖、契丹と絕つてより、歷世皆宋に事ふ。成宗四年、宋の太宗、契丹を伐つて、燕薊の地を收復せむと欲し、因うて監察御史韓國華を遣し、高麗をして、兵を出さしむ。時に契丹の景宗殂し、聖宗新に立ち、版圖廣大、兵馬精强、高麗動もすれば、侵略を免れざるを以て、王、遷延して兵を出さず。國華、逼るに威德を以てし、强ゐて之を諾せしむ。越えて八年、契丹、蕭遜寧を遣し、兵を率ゐて、西部に寇せしめ、

徐熙

高麗の疆界を侵蝕するを責め、蓬山郡を攻め、安戎鎭に至る。こゝに於て、麗廷震懼、或は降を乞ひ、或は地を割くの議を獻ず。内史侍郎徐熙、ひとり不可を陳し、故らに親征の令を出して、西京に幸せしめ、安北府に次し、自ら國書を奉じて、契丹の營に至り、事由を尋ぬ。遜寧、之を庭に拜せしめむと欲すれども、熙、禮を守り、往復屈せず、乃ち堂に升り、禮を行ひ、東西對坐す。遜寧曰く、汝の國、新羅の地を興せしを以て、其地は汝の有に任かすと雖も、高句麗の故地は、固より我が所有に係る、而して、汝、之を侵蝕す、且つ、汝、我と壤を連ね、却つて我を棄てゝ宋に事ふ、故を以て、今來り討つ、と。熙、答へて曰く、我が國は即ち高句麗の舊、故に國號を高麗といふ、若し地界を論ずれば、貴國の東京、皆我が疆域に在り、何ぞ之を侵蝕すといふを得むや。鴨綠江の内外、亦た我が境内、今女眞その地に盜據す。朝聘の通せざるは、一に女眞の故なり、と。辭氣頗る慷慨、遜寧その强ゆべからざるを知り、之を其主に聞し、遂に兵を罷む。この時、成宗師を宋に請ひ、大に契丹に報せむと欲せしも、宋從はざりしを以て、遂に之と絕ち、はじめて、契丹の年號を行ひ、その封冊を受け、又鴨綠江に勾當を置き、河拱辰をして、之を守らしむ。

藏經の校刊

王、在位十六年にして殂す。　天資嚴正、器宇寛洪、風を移し、俗を易へ、その政、頗る觀るべきものあり、然れども、光宗の女、弘德院君の妻を以て妃となせるが如き、その失、決して小とせず。　王又佛教を好み、かつて、大藏經を刋刻せむとし、宋本及び契丹本を求めて校合す、世之を高麗本と稱して、甚だ貴重す。　景宗の長子開寧君、嗣いで立つ、これを穆宗宣讓王となす。

千秋太后

穆宗即位の後、母千秋太后、政を攝す。　后の外族金致陽、后と通じて、一子を生み、驟に遷つて閤門通事舍人となり、内外相助けて、親黨を植つ。　時に王未だ嗣子あらず、太后その生むところの子を立てむと欲し、太祖の諸孫、大良君詢の威望を忌み、逼つて僧とならしむ。　後、王の不豫に及び、謀を爲すこと、益す急なり。　王、之を知り、給事蔡忠順等を召し、之に囑して曰く、太祖の孫、大良君あり、卿、崔沆と同じく素より、忠義の士、心を盡して匡扶し、社稷をして異姓に屬せしむる勿れ、と。　仍つて皇甫愈義をして、詢を迎へしむ。

康兆の逆

王、なほ變あらむことを恐れ、西北面郡巡檢使康兆を徵して、入衞せしむ。　時に中外恟々として、王すでに殂すと傳ふ。　兆之を信じ、國難を靖せむと欲し、兵五千を領して、平州に至る。　すでにして、王の未だ殂

せざるを聞き、爲すところを知らず。然れども、勢、中止すべからざるを以て、遂に意を決し、王を廢して讓國公となし、致陽父子を斬り、太后及び其黨を流し、太良君詢を迎へて位に即かしむ。これを顯宗となす。康兆、遂に前王穆宗を積城に弑す、顯宗その逆を知らず、拜して吏部尚書參知政事となす。臣民痛怨、憤怒せざるなく、而して、王は唯だ燃燈八關の會に汲々たるのみ。

契丹の入寇

契丹の聖宗、之を聞き、先づ使を馳せて、詰つて曰く、前王の死、何の故ぞ、亂臣賊子、人々得て之を誅す、高麗一人の忠臣義士なきか、と。次いで、自ら歩騎四十萬を率ゐ、義軍天兵と號し、鴨綠江を渡り、興化鎭(平安道義州)を圍む。顯宗、康兆、安紹光等をして、之を禦がしむ。兆、兵を引いて、通州に出づ。契丹の兵、三水砦を破るに及び、驚起すれば、恍惚として、穆宗の鬼、其後に立つて叱するを見る、曰く、天伐詎んぞ逃るべけむや、と。兆、即ち盔を脫し、長跪して曰く、死罪死罪、と。言未だ訖らざるに、契丹の兵、すでに兆を縛して去る。聖宗、その罪を數へて之を斬り、勝に乘じ、長驅して、西京を攻む。王、中郎將智蔡文をして、之を援けしむ。蔡文至りて、降者を誅し、門を閉ぢて固く守らしめ、奔り還つて、西京の敗狀を奏す。群臣多く降を議

契丹の入寇

河拱辰の死

す。姜邯贊、ひとり曰く、今日の事、罪、康兆に在り、但だ當に其鋒を避くべきのみ、と。遂に南行を勸む。王、后妃禁軍五十餘人を率ゐて、京城を出づ。契丹の兵、西京を攻めて拔く能はず、遂に圍を解き、東して京城に入り、宮廟を燒き、民屋亦た皆蕩盡す。王、河拱辰をして、丹營に往いて、和を請はしむ。聖宗、之を留めて還さず。この時、王は楊州・廣州を經て、遂に羅州に入る。聖宗、その道の遠きを聞き、兵を退く。巡檢使楊規、その前鋒を艾由に迎へ擊ち、斬首千餘級、俄にして、大軍至るや、龜州の別將金叔興とともに力戰し、矢竭きて死す。鎭使鄭成、亦た丹兵を鴨綠江に追うて、これを擊ち、溺死するもの、甚だ衆し。聖宗、屢ば追擊に遇ひ、且つ大雨に因つて、駝馬疲乏せしを以て、遂に國に歸る。王、乃ち羅州を發して、開京に歸り、戰功を賞し、楊規に工部尙書、金叔興に將軍を贈り、歲に粟をその母妻に餽り、幷せて其子を祿す。こゝに於て、使を契丹に遣し、その師を班へしたるを謝し、且つ臣從を約す。契丹王をして親ら朝せしむ。王從はず。これより先、河拱辰、拘へられて、契丹に在り、外、忠勤を示して、內、ひそかに國に還らむことを圖る。人、その謀を知り、之を聖宗に告げて鞫問せしむ。辰、對ふるに實を以てし、且つ曰く、臣、本國に於て敢て

大に契丹を敗る

二心あらず、故に生きて大朝に事へ、その粟を食ふを得ず、と。辭氣益す厲、遂に害せらる。丹人、その節を稱せざるなしといふ。

その後、契丹使を遣し、興化、通州、龍州、鐵州、郭州、龜州の六城を求め、且つ通州・郭州を攻む。王、乃ち郭元を宋に遣して援を乞ひ、その年號を行ふ。すでにして、契丹の蕭排押、衆を領し、入寇するや、姜邯贊姜民瞻等、之を禦ぎ、寧州に屯し、進んで興化に至り、大に之を敗る。排押、兵を引いて、京城に趨くや、民瞻趙元等、又之を敗り、その兵を回すや、邯贊之を龜州に迎へ撃ち、又大に之を敗り、駝馬車仗を獲ること、その數を知らず。はじめ、契丹と兵を交へてより、大捷未だ此の如きものあらず。然れども、遂に敵すべからざるを知り、その後、使を遣し、表を奉じて藩と稱し、貢を納れ、その正朔を奉じ、使聘常に往來せり。

顯宗の治

その後、上將軍金訓・崔質等、諸衞を率ゐて亂を作すや、王、西京に僞遊し、漢高雲夢の謀に擬し、遂に之を誅す。又御史臺を罷めて金吾臺を置き、三司を罷めて都正署を置き、武官常參以上をして、文官を兼ねしむ。これより、武臣臺閣に布列し、朝綱紊紀せしもの少からず。然れども、姜邯贊、崔沆、周佇等、左右に在り、力めて、之を

矯正せしを以て、內外底寧、農桑屢ば熟し、仍つて中興の稱あり。　王在位二十二年にして殂し、太子欽即位す、これを德宗敬康王となす。

關防

德宗即位の初、王可道をして、國史を監修せしめ、又契丹の內亂を幸とし、平章柳韶に命じて、北境の關防を創置せしむ。　鴨綠江、海に入る處より起つて、東は朔州等十四州に跨り、靜邊、和州、その他三城に抵る、延袤千餘里。　その制、石を以て城となし、高厚各二十五尺。　王在位わづかに三年にして殂し、弟平壤君立つ、これを靖宗容惠王となす。

長城

王又長城を西北路、松嶺の東に築き、德宗の關防と同じく、邊寇の衝を扼す。　契丹牒して之を知り、責むること甚しきを以て、遂に和を議し、聘を修むること、舊禮の如くす。　高麗の契丹に於けるや、力すでに敵せず、且つ宋亦た常に之に苦しみ、相援くる能はず、その此に至る、亦た宜なり。

文宗の治

文宗仁孝王、靖宗に嗣いで立ち、主として、小人を黜け、賢才を擧げ、鰥寡孤獨廢疾の者を憫み、孝子順孫義僕節婦を旌し、田制を定め、大に心を政治に致し、因つて、仁惠の稱あり。

崔惟善

かつて一刹を創置するや、知中樞院事崔惟善、之を諫めて曰く、唐の太宗、寺觀を

佛教の極盛

創立するを許さず。我が太祖の訓要、亦た曰く、嗣王及び公侯臣僚に至るまで、爭つて寺觀を修することなかれ、と。奈何ぞ、民の財力を竭くして、邦本を危くせむや、と。王之を納れ、大に其忠を稱す。御史盧旦、かつて旨に忤ふ、王怒り、命じて冠幱を解き、之を縛せむとす。惟善諫めて曰く、朝官罪あれば、有司之を行ふべし、と。王怒霽れ、唯だ其職を罷むるのみ。

王、人と爲り聰哲、學を好み射を善くし、志略宏遠、寬仁衆を容れ、屢ば諸州郡守令の勤惰淸濁を按驗し、百姓の疾苦を訪問す。この時、宋は仁宗の世に當り、英賢輩出、文物頗る盛にして、王頻りに之を慕ひしが、顯宗の時、一たび交を絕つより、幾んど五十年、こゝに至りて、なほ契丹を畏れて之と通せず。後、契丹國號を改めて遼といふ。王、末年佛宇塔廟を盛にし、やゝ德の累と稱せらる。又王子二人を度し、屢ば三萬僧を供養す。後、王子釋煦、宋に遊學し、還つて釋典經書一千卷を宣宗に獻じ、又興王寺に致藏都監を奏置し、書を遼宋日本に購ふこと四千卷、皆世に刊行す。高麗の佛教、この時を最も盛なりとす。

文宗の後、長子順宗宣惠王、在位僅に四月、次に宣宗思孝王、在位十一年、宣宗の元

肅宗

子獻宗泰殤王在位一年、次いで、文宗の第三子顒立つ、これを肅宗文孝王と爲す。はじめて、鑄錢官を置き、錢を行ひ、州縣に命じ、米穀を出して貿易を許し、以て錢利を知らしめ、又銀瓶を用ひて貨を爲らしむ。その制、銀一斤を以て、之を爲り、本國の地形に像る、俗に闊口と稱す。蓋し高麗の初、未だ貨幣の制あらず、唯だ麁布を用ひしが、成宗の時、はじめて鐵錢を行ひ、之を使用するを務めたれども、人民なほ便とせず、後には、唯だ茶酒食味等の飲食店に於て、錢を使用し、その他の交易は、土物を用ふるに任かすのみ。こゝに至りて、錢貨銀瓶を鑄造し、京城の左右に酒保を置き、又街衢の兩傍に店舗を置き、以て使錢の利を興さしむ。

第三章　女眞の役

遼の衰ふるや、高麗復た宋と通せしが、但だ封冊は舊に依りて、之を遼より受く。後、宋、女眞とともに遼を攻め滅ぼしてより、女眞益す隆興して、雄を北方に奮ひ、遂に高麗との關係を生ずるに至れり。

女眞

女眞は、元と靺鞨の遺種にして、高麗の東北、今の咸鏡道の東北境及び滿州吉林、

定州の役

黑龍江の二省に居り、未だ統一するところあらず。その黑水、即ち黑龍江に居るものを東女眞といひ、その西に居るものを西女眞といふ。成宗以後、或は使を遣して方物を獻じ、或は時に邊境を侵せしことあり。文宗の時、その部族內附せしもの頗る多し。肅宗の世に至りては、東女眞の酋、盈歌、烏雅東、相繼いで、最も強く、しかも高麗を以て、その祖宗の出でしところとなし、臣屬甚だ謹みしが、偶ま內亂に因つて、騎兵を發して、定州關外に來り屯す。邊吏誤つて我を謀るとなし、朝に報ず。こゝに於て、肅宗、林幹に命じて、東女眞を伐たしむ。直史館李永、諫めて曰く、兵は兇器、戰は危殆、妄りに動かすべからず、今日無事の時に方り、兵を用ひ釁を生ずるは、不可なりと。王聽かず。林幹、遂に女眞と定州城外に戰つて敗績す。尹瓘、東西行營兵馬都統となり、女眞と戰ひ、二千餘級を斬りしが、麗軍死傷陷沒するもの過半にして、軍勢甚だ振はず、遂に和を女眞に請ひ、盟を結んで還る。王乃ち發憤し、誓詛を作り、再擧を謀りしが、未だ果さずして殂す。

睿宗文孝王、嗣いで立ち、精を勵まし、治を圖り、考課を行ひ、直言を求め、又先王の志を紹述し、即位二年、兵十七萬を發し、尹瓘を以て元帥となし、吳延寵を副となし、

北界の九城

諸軍を統督して、女眞を伐ち、その百三十五屯營を破り、斬首五千級、遂に地を相し、英福雄吉咸宜の諸州及び通泰・平戎・公嶮鎭に城き、林彥をして、記を作らしめ、功を英州廳壁に勒し、又碑を公嶮鎭に立て、地界を畫定し、北界の九城と號し、南界の民を徙して、之に實たし、悉く高句麗の舊地を復す。

女眞と和す

女眞、すでに、その巢窟を失ひ、誓つて報復せむと欲し、諸部に號令して、連年來り侵さしむ。尹瓘呉延寵等、大に敗れ、高麗の兵、喪失するもの多し。九城遼遠、狄境に臨み、守禦固より易からず女眞亦た兵を厭苦し、裹弗を遣して、和を請はしむ。王猶豫して決せず。諫議金緣曰く、人主の土地を取るは、もと民を育せむと欲すればなり、今城を爭つて人を殺さむよりは、むしろ、其地を還へして、民を息むるに如くはなし、と。王之を然りとし、戰具資粮を內地に輸して、其城を撤し、盡く九城を以て女眞に還へす。女眞來謝して、馬及び金を獻ず。

睿宗の治

後十年、女眞の主烏雅東卒し、その弟阿骨打立ち、自ら皇帝と稱し、國を金と號す。然れども、その志、常に遼を圖るに在るを以て、務めて、和を高麗に求む。而して、高麗また遼金に對して、その交を修め、隙を生せず。遼の金を討つや、屢ば兵を徵せ

宋の要求

ども、之に應ぜず、抱州を改めて、義州防禦使となし、鴨綠江を以て界となし、關防を置く。睿宗、はじめ、境を拓くの志ありしが、漸く兵を用ふるの難きを知るや、武を偃せ、文を修め、孤を恤み、老を養ひ、學を興し、敎を立て、日に儒臣と六藝を講論し、頗る清平の治を致す。この時、宋の徽宗、大晟樂を王に賜ふ。王、李資諒を遣して、之を謝せしむ。徽宗、密に資諒に諭して曰く、聞く、汝の國、金と壤を接す、と。之を招引して來らしむべし、と。資諒、女眞は夷狄中の最も貪醜强狡なるものなれば、その通ずべからざるを述べて歸る。王、亦た深く之を憂ひ、宋醫高麗に來りしもの、歸國するに會し、之に傳語して、金に通ずるの不可を言はしむ。徽宗聽かず。海路より金に約して、夾んで遼を攻め、遂に之を滅ぼす。すでにして、宋金又兵を交へ、徽欽二帝、金の爲に囚はれて、北狩するの禍を致す。宋、高麗の兵をして、金を攻めしめむと欲し、傳諭使閤門祇候侯章歸中孚を遣す。時に睿宗すでに殂し、仁宗恭孝王、位に在り、大に其答に苦み、天災流行、府庫焚蕩、禦戎の具なく、當に師徒を訓勵し、器械を修整し、宋師彼境を壓するを待ちて、兵を發すべきを述べ、又名儒金富軾を遣す。富軾、明州に至り、金兵すでに汴京に入るに會ひ、使命を果さずして還

る。

宋使の來往

翌年、宋の高宗、刑部尚書楊應誠、齊州防禦使韓術等をして、路を假つて、二帝を五國城に迎問せむことを請はしむ。王、答書して曰く、金の俗、戰を好み、常に我が上國に樂從するを疾み、疆界に近接して、城壘を修葺し、兵士を屯集す、その意、小國を侵陵せむと欲するに在り。もし使節路を假つて境に入るを聞かば、必ず猜疑して、事を生ぜむ、特に此の如くなるのみならず、必ず報聘を名とし、道を小邦に假り、使を遣して、入朝せむとせば、我將た何の辭を以て拒まむ。彼、苟くも海道の便を知らば、小國の保全難し。而して、淮南兩浙、緣海の地、その窺窬を慮らざるを得むやと。因つて又、禮部侍郎尹彥頤を宋に遣し、その意を申陳せしむ。然れども、その後、宋の都綱卓榮來り、高宗の蹕を越州に駐むるを報ずるや、その舊誼を思ひ、禮部員外郎崔惟清、閤門祇候沈起を遣して、宋に往かしむ。その表中、上、周室を尊んで、晉伯の前功を追ふなきを媿ぢ、內、漢庭に屬して、朝鮮の舊事を失はざるを冀ふの語ありといふ。

金との關係

高麗、時に宋に通ずと雖も、その金に事ふるは、なほ遼に於けるが如く、その封册

を受け、方物を進め、使節屢ば來往して、吉凶相問ふの禮を行ふこと、その亡ぶるに至るまで、渝はることなし。

第四章　李資謙及び妙清の變

睿宗在位十七年にして殂するや、太子楷、なほ幼にして、王の諸弟頗る覬覦の志あり、外祖李資謙、太子を奉じて、位に即かしむ、これを仁宗恭孝王となす。資謙、中書令となり、宰臣の己に附かざるものを流竄し、又その女を納れて、貴人となし、宮中の動靜を探知し、族戚を以て、要職に布列し、一時の名臣、或は心を傾けて、諂附し、或は事を其第に執るに至る。資謙、又軍國の事を知らむと欲し、王を要し、その第に幸して、冊を授けむことを請ふ。王頗る之を惡む。內侍祗候金粲、錄事安甫鱗等、王の意を揣り知り、同知樞密院事智祿延と謀り、資謙を除かむと欲し、上將軍崔卓、吳卓等を召して、之を圖る。時に拓俊京、資謙に黨して、門下侍郎平章事となり、その弟俊臣と尤も事を用ふ。卓等之を惡み、軍を率ゐて、宮に入り、先づ俊臣を殺す。資謙、俊京、大に恐れ、宰樞百僚を其第に會し、俊京遂に軍卒を率ゐて、宮門を破

その敗

り、呼噪して入り、火を縱つて、之を焚き、須臾にして、延いて內寢に及ぶ。王、歩して近臣十餘人と山呼亭に至り、その害せられむことを恐れて、位を資謙に禪らむとす。平章事李壽、颺言して、之を折き、事乃ち寢む。こゝに於て、資謙、侍衞の臣僚を殺し、粲等を遠地に流し、王を己の宅に遷し、左右皆その黨を用ふ。王動靜飮食、毫も自由ならず、鬱々として極めて無聊なり。資謙、かつて、圖讖に、李氏國を得るの語ありしを信じ、こゝに至りて、不軌を圖り、毒を餅中に進む。妃、密に之を王に告ぐ、王餅を以て烏に投じ、烏斃る。又毒藥を贈る、妃、椀を奉じ、詐り蹶きて、之を覆し、幸に其禍を免る。妃は、資謙の第四女なり。すでにして、俊京、資謙と隙あり、王、密に內醫崔思全をして、旨を俊京及び尙書金超に諭す。超、泣いて曰く、旨ある此の如し、義當に死すべし、と。遂に俊京等と謀を合せ、將校僚吏を率ゐ宮に入り、王を奉じて、出で、軍器監に御せしめ、兵衞を嚴にして、資謙を召す。資謙、素服して至る。乃ち之を拘囚して、靈光郡に流し、その將康好、高珍守等を斬り、資謙の妻子支黨を遠地に分流し、金粲を召し還し、殿中內給事となし、其黨に賞を賜ふこと、差あり。後、俊京又功を恃みて、漸く跋扈せしを以て、王、左右の議を容れ、その前罪を責めて、

妙清の叛

之を巖墮島に流す。こゝに於て、李氏の亂、全く平らぎしと雖も、幾もなくして、又妙清西京の變あり。

陰陽禍福圖讖の說は、新羅の僧道詵、その端を開き、高麗に至りて、大に行はれ、肅宗南京を作り、睿宗龍堰の新宮を營む。妙清は、元と西京の僧なり。その徒、日者白壽翰とともに、陰陽秘術に託して、多く衆を惑はし、王の近臣鄭知常等、亦た深く其說を信ず。妙清、寵を王に得、因つて上言して曰く、西京の林原驛は、陰陽家の謂ゆる大華勢なり、もし都を此に建つれば、天下幷すべく、金亦た贄を執つて自ら降るべし、と。こゝに於て、大華宮を林原に營み、王屢ば西京に幸す。妙清、白壽翰等、密に大餅を併り、その中を空うし、一孔を穿ち、熱油を盛りて、大同江に沈む。油漸く出でゝ、水面に浮び、五色の雲の如し。妙清等、因つて神龍涎を吐くといひ、百官の表賀を請ふ。王、人をして之を驗せしめ、其詐を知ると雖も、妙清を信ずること、益す衰へず。任元凱、林完等、上疏して、之を誅せむことを請へども、許さず。妙清又王の西幸を請ひ、逆謀を濟さむと欲せしが、王、大臣諫官の言を以て、行くを果さず。十三年、妙清遂に柳旵・趙匡等と西京に據つて叛し、留守の員僚及び兵馬使を

囚らへ、兵を遣し、岊嶺の道を斷ち、諸城の兵を劫發し、國を天爲と號し、元を建てゝ天開といひ、自ら天建忠義軍と號す。

西京の平定

こゝに於て、平章事金富軾等に命じて、之を征せしむ。富軾、發するに臨み、諸將に謂つて曰く、鄭知常、金安、白壽翰等、實に妙清に通じて、內應をなさむとす。之を去らざれば、西都平らぐを得ず、と。乃ち勇士をして、三人を宮門外に曳き出して斬らしめ、然る後、兵を引いて、成州より漣州に道して、安北府に至り、僚屬を西京に遣して、曉諭せしむ。趙匡、乃ち妙清・柳昰等を斬つて降り、尹瞻等をして、その首を獻じて、罪を請はしむ。臺諫、その首を梟し、瞻等を獄に降す。匡等、之を聞いて復た叛す。富軾力を盡して、之を攻むること年を彌り、賊兵大に破れ、趙匡自ら焚死し、その黨、悉く誅せられ、西京遂に平定す。

仁宗の治

王、幼冲にして位に即き、權臣跋扈の害を被り、又深く浮圖を信じ、害を生民に貽し、妙清等の邪説に惑ひ、卒に西京の變を致せし所以、その天性、慈愛に偏し、優柔不斷に由らずむばあらずと雖も、又學を好み、師を禮し、節儉を崇び、宴遊を節し、官寺を省き、宋及び金に於ける頗る誠信、臣事の禮を盡くし、その好を失はず。これを

以て、邊境久しく事なし。王在位二十四年にして殂し、太子晛即位す、これを毅宗莊孝王となす。

第五章　鄭李の逆

鄭襲明

仁宗の末年、任后その次子を愛して、太子を易へむとす。侍讀鄭襲明、力を盡くして調護し、幸に廢せられず、遂に位に即くを得たり、これを毅宗となす。仁宗殂するに臨み、之に囑して曰く、國を治むるは、須らく襲明の言を聽くべし、と。こゝに於て、襲明、承宣となり、自ら先朝の顧託を受け、知つて、言はざるなく、匡救頗る力む。毅宗、はじめは之を憚つて、敢て肆にせざりしが、金存中等、日夜之を短するに及び、遂に其職を代ふ。襲明、王の意を揣り知り、自ら藥を仰いで死す。

鄭誠

金存中等、官寺鄭誠等と相結び、己に反するものを構陷して、讒妬至らざるところなし。後、存中死するに及び、鄭誠、權知閤門祇候に任じ、政柄を擅にして、縉紳を箝制す。宦寺の朝官に列する、こゝに始まる。

毅宗の驕奢

毅宗、襲明の死後、荒淫遊幸を縱にし、臺省諫官の言を納れず、離宮を大内の東に

文克謙の上書

普賢院の變

作り、多く池臺亭榭を構へ、名花怪石を聚めて、侈麗を極盡し、嬖幸諸臣と詩を賦して唱和し、酣歌流連の樂をなし、又佛道兩教を崇奉し、齋醮の費、頗る多く、倖幸の輩、民に剝して供給すれども、なほ足らず、臺省又鄭誠等の威を畏れて、一人の之を諫止するものなく、群臣皆見るところの物を指して、瑞となし、正月には、王自ら臣僚の賀表を製して、百官に宣示し、林宗植・韓賴の徒、文藻詞華を以て進み、諂諛を事とし、寵を怙み、物に傲りて、武士を蔑視し、兵勇皆俸祿を減せられて食を得ず、往々凍死するものあるに至る。左正言文克謙、上書して曰く、宦者白善淵は、威福を專にし、宮人無比と醜行を爲し、術人榮儀は、左道を執り、媚を上に取り、常侍崔褒偁は、職權要を掌り、勢中外を傾け、貪欲厭くなし。請ふ善淵を誅し、榮儀を黜け、褒偁を罷め、一國に謝せむ、と。疏中、言、又宮禁帷薄の事に及ぶ。毅宗大に怒り、その疏を焚き、克謙を貶して、普州判官となす。

毅宗、一日普賢院に幸す。大將軍鄭仲夫、素より不軌の志あり、こゝに至りて、散員李義方、李高等と謀りて亂を作し、先づ林宗植・李復基・韓賴等、扈從の文官宦寺を殺し、兵を遣して、盡く留都の文臣を殺さしめ、凡そ文冠を戴くものは、皆害に遇は

金の詰問

ざるなく、死屍積んで山の如し。王、大に懼れ、仲夫を召して、亂を弭めむことを諭せども、唯々して對へず、遂に王を以て宮に還り、逼つて、之を巨濟縣に放ち、王弟翼陽公皓を迎へて、位に即かしむ、これを明宗光孝王となす。文克謙、釋るされて、承宣となり、文臣李公升等、幸に免れて外に在りしを以て、武臣之に倚りて、多く故事格例を咨訪するを得たり。

明宗即位、工部庾應圭を遣し、前王毅宗の使者と稱して、金に如き、上表して讓位を告げしむ。金主詰つて曰く、兄を廢し、位を簒し、虚辭を造飾して、上國を欺罔す、と。應圭、辯對屈せず、中庭に立つて、食はざること五日。金主その忠誠を嘉し、厚諭して、之を還へす。後、金主、完顏福詢を遣し、前王傳位の事故を問はしむ。明宗對へて曰く、前王すでに位を避けて他所に遷り、病篤くして位に就き、命を奉ずる能はず、路亦た險遠、使者の宜しく往くべきところに非ず、と。遂に詐つて、之を還へす。幾もなくして、東北面兵馬使金甫當、兵を東界に起し、前王を復せむと欲し、張純錫、柳寅俊を南路兵馬使となし、巨濟に至り、前王を奉じ、出でゝ慶州に居らしむ。すでにして、安北都護府、甫當を執らへ、李義方、これを鞫殺す。甫當、死に臨ん

毅宗の死

で、文臣皆謀に與るといふや、大に朝臣を殺し、前日の禍を脱せしもの、こゝに至りて免るゝなし。仲夫義方、將軍李義旼に命じて、兵を領つて慶州に赴かしむるや、州人內應して、前王を囚らへ、義旼、之を引いて、坤元寺北淵の上に至り、脊骨を拉して、之を弑し、裹むに褥を以てし、兩釜を合して、淵中に投ず。寺僧に善く泅ぐものあり、釜を奪ひ、其屍を水溪に棄つること日あり、州戶長弼仁等、之を悲み、密に棺を具へて、水濱に瘞むといふ。

武人の跋扈

仲夫の亂を作せしは、庚寅の歲に在り、甫當の兵を起して敗れしは癸巳の歲に在り、故に之を庚癸の亂といふ。文臣の災厄に罹る、この時より甚しきはなく、一時殺戮、幾んど遺すなく、その後、三京・四都護・八牧より、郡縣館驛の任に至るまで、皆武人を用ひ、武人の跋扈、こゝに至りて極まれりといふべし。

趙位寵

次いで、西京留守趙位寵、武人の跋扈を憤り、仲夫・義方を討たむことを謀り、檄を東北兩界に傳へ、岊嶺以北の四十餘城、皆之に應ず。仲夫・義方等、大に驚き、平章事尹鱗瞻をして、三軍を率ゐて、往いて西京を攻めしめしが、岊嶺に至りて、敗れ還り、西京の兵、京師に向ふ。義方、怒つて自ら將として之を擊破し、勝に乘じ、北ぐるを逐うて大同江に至りし

が、復た西兵の爲に敗られて還る。こゝに於て、再び鱗瞻をして、西京を攻めしめ、之を圍むこと年餘、位寵食盡きて窮困し、遂に使を金に遣し、岊嶺以北の四十餘城を以て内屬し、その師を興して救援せむことを乞ひしが、金主許さず、使を執らへて來り送る。鱗瞻等、遂に西京を攻めて、之を破り、位寵を擒にして、之を斬る。

慶大升

これより先、義方は、鄭仲夫の子筠の爲に斬られ、仲夫、門下侍中となり、家僮門客、皆勢に依つて、恣横至らざるなく、筠及び宋有仁等、表裏事を用ふ。將軍慶大升、常に之を討たむとし、隱忍して發せず、會ま筠ひそかに公主に尙せむことを圖り、王之を患ふや、大升機至れりとなし、夜、兵を率ゐて宮に入り、筠を直廬に斬り、又仲夫・有仁等を捕へて、之を殺し、首を市に梟す、大升は、清州の人、膂力人に踰え、常に武人の跋扈を憤り、慨然として廓清の志あり、文臣倚重す。こゝに至りて、武臣畏憚、敢て放肆せず。幾もなくして、大升年三十を以て卒し、その功、遂に全からず。加ふるに、王柔懦にして、燕安遊戲を事とし、政を恤へず、賄賂公行、宦官又威福を弄す。こゝに於て、遂に武臣の意に從ひ、上將軍崔世輔を以て同修國事となし、弑逆の罪を掩ふ。はじめ、李義旼、大升を畏れて、その鄕慶州に在り、屢ば召せども至らず。

李義旼の死

崔忠獻の專恣

こゝに於て、中使を遣して、諭し來らしめ、委ぬるに、重權を以てす。義旼益す貪虐を肆にし、諸子亦た專橫なり。時に將軍崔忠獻、その弟忠粹等と謀り、義旼を誅して、その三族を夷げ、盡くその奴僮及び黨附せしものを誅す。これより、崔氏日に盛にして、王室益す衰ふに至る。

第六章　崔氏の專擅と蒙古の關係

將軍崔忠獻、すでに李氏を誅し、勢威甚だ强く、又多く朝臣を殺し、林景升等を流し、明宗を昌樂宮に幽し、その弟平凉公晫を立つ、これを神宗靖孝王となす。忠粹、その女を以て東宮に配せむとす、忠獻之を止むれども聽かず、遂に兵を治めて、相攻め、忠粹遂に殺さる。こゝに於て、忠獻、兵部尙書兼吏部事となり、三重大匡守太尉上柱國に進み、文武兩途を總督し、出入兵を出て自ら守り、合番擁衞、戰陣に赴くが如し。又變の不測に生ぜむことを恐れ、大小文武官吏閑良の士より、軍卒勇力の者に至るまで、並に皆招致し、分つて六番となし、日を更へて、己の家に宿直せしめ、號して都房といふ。而して、その政を專にするや、賄賂を招納し、官爵を鬻賣し、

熙宗の廢位

一時の名流、琴儀・李奎報・李公老・崔滋等の如き、皆その門に趨く。時に前王明宗は遷所に殂し、その翌年、神宗疽を患ひて又殂し、その子熙宗成孝王、忠獻に擁立せられて位に即く。

熙宗、忠獻を以て守太師門下侍郎同中書門下平章事となし、その擁立の功あるを以て、臣禮を以て、之を待たず、呼んで、恩門相國となし、晉康侯に轉じ、府を立てゝ興寧といひ、後改めて晉康府となし、僚屬を置かしめ、自後宮禁に出入するに便服蓋を張るを許し、侍從門客、殆んど三千の多きに及ぶ。その婿晉材、門客亦た甚だ多く、兩氏その盛を競うて、相下らず。晉材流言して曰く、舅氏君を無みするの志ありと。忠獻その己を害するを知り、之を詰り、脚筋を斷つて、遂に之を殺す。忠獻、册使及び諸王を其第に宴するや、帷幕花果聲伎の盛、三韓以來、人臣の家、未だ有らざるところといふ。酔餘、都房の力士をして、手搏せしめ、勝者には校尉隊正を授けて、之を賞す。又熙宗をその別亭に招き、終夜劇飮驩呼す。亭は男山の里内に在り、傍に雙松を植ゆ、崔頤爲に雙松の詩を報じ、李奎報、文を作つて之を稱す。王、忠獻に因つて立ち、之を遇すること厚しと雖も、己れ徒に虚位を擁し、動靜號令、

大遼の入寇

自由ならず、事毎に制を受くるを憤り、內侍、王濬明及び于承慶等と謀り、僧兵を宮に伏せて、忠獻を除かむと謀りしが、事泄れ、王は江華に遷され、太子祉は仁川に放たれ、忠獻新に明宗の子漢南公貞を立つ、これを康宗元孝王となす。王、在位わづか二年にして殂し、太子瞋、亦た忠獻の擁立するところとなる、これを高宗安孝王となす。この時、忠獻國を擅にすることすでに久しく、專ら荒淫を事とし、國政を恤へず。こゝに至りて、外難忽ち起り、契丹入寇するも、遂に禦ぐ能はざるに至れり。

はじめ契丹の遺種、金山・金始の二王子、舊遼を復せむと欲し、河朔の民を脅し、自ら大遼收國王と稱し、天成と建元し、金兵を避け、其衆九萬餘を率ゐ、席卷して東に向ひ、鴨綠江を渡り、義靜朔昌の諸州を侵す。上將軍盧元純、大將軍金就礪、三軍を統べ、はじめ、之を朝陽驛に禦ぎしが、後、渭州に敗れ、將軍李陽升等、千餘人、之に死す。京師之を聞き哭するもの、城に滿つ。丹兵、勝に乘じて西京を指し、大同江を渡り、西海道より進みて、長湍原州・忠州・濱州を侵し、轉じて咸州に赴き、女眞の舊址に入り、その兵を得て、復た振ひ、更に長驅して來り、高州・和州に寇し、豫州を陷る。宰樞

契丹塲

崔瑀の專恣

奏して云ふ、太祖の苗裔及び文科の出身を論ずるなく、悉く軍に從はしめむ、と。高宗之に從ひ、趙冲をして、兵を順天館に點せしむ。然れども、驍勇の士、皆忠獻の門客たるを以て、點ずるところは、唯だ老少羸弱のみ、こゝに於て、賊勢益す熾なり。

この時に方り、蒙古の太祖鐵木眞、すでに位に卽き、その元帥哈眞、蒙兵一萬、東眞兵二萬を率ゐて來屯し、高麗と約して、契丹を夾攻せむことを求む。中外震駭、その實に非ざるを疑ひ、依違して决せざりしが、西北面都元帥趙冲・兵馬使金就礪、切りに之を勸め、高宗六年、遂に兵を合せて、丹兵を伐ち、江東城に至り、之を降し、且つその俘虜を以て、各道州縣に分送し、閑曠の地を擇び、之をして聚居し、土田を給して、農作を務めしむ、俗、之を稱して契丹塲といふ。

時に崔忠獻すでに死し、その子瑀、はじめ忠獻が占奪せし公私の田民を以て各その主に還へし、多く寒士を拔いて、人望を收めしが、參知政事兵吏部尙書となるに及び、その專恣、父よりも甚しく、政房を己の第に置き、政柄を掌握し、百官を黜陟左右し、その妻鄭氏の死するや、王后の禮を以て、之を葬るに至る、他は知るべきのみ。

蒙古の來寇

蒙古の哈眞、兵を引いて歸るや、東眞人四千餘名を義州に留めて、高麗語を習はしめ、次いで、兵を鎭溟城に屯し、歲貢土物を督納せしむ。高麗、之と好を結ぶと雖も、その使者を遇する、禮頗る曖昧なり。十二年正月、蒙古の使者著古與の歸るや、鴨綠江を渡つて、金人の殺すところとなる。蒙古、高麗之を殺せしを疑ひ、大元帥撒禮塔をして、大兵を率ゐて、來寇せしめ、鐵州を屠り、龜州を圍む。兵馬使朴犀分道將軍金慶孫等、討つて、之を却けしが、平州より京城に至り、轉じて、忠州・淸州に向ふや、過ぐるところ、殘破せざるなし。高宗、乃ち閔曦を遣して、和親を結ばしめ、後更に上將軍趙叔昌を遣し、上表して、臣と稱し、方物を獻せしむ。

崔瑀の遷都

崔瑀、なほ難を恐れ、王を脅して、都を江華に遷す。時に昇平日久しく、人心遷都を好まざれども、瑀を恐れて、敢て言ふものなく、ひとり、夜別抄指諭金世冲、瑀を詰る。瑀、之を斬る。この時に方り、瑀は晋國侯となり、勢に倚つて、威をなし、守宰を凌辱し、無賴の惡僧を聚め、貨殖を事とし、宗室及び佞臣を其第に聚め、唯だ宴樂を恣にし、その王を享し、及び宰樞を宴するや、器皿饍饌絲竹鼓吹、一として其盛を極めざるなく、醉歌踏舞、至らざるなく、國家の多難、毫も顧慮するところに非ず。

崔沆

高宗、すでに蒙古に服すと雖も、麗廷の向背、未だ定らず、或は蒙古の達魯花赤を殺すものあり、蒙古之を責む。高宗、意を決して、江華の防禦を務め、蒙古元帥撒禮塔を射殺し、又叛將畢賢甫等を誅す。高宗二十三年、蒙古の太宗、大兵を以て來り攻め、全國兵禍を被り、麗廷わづかに江華に偏安するのみ。こゝに於て、王、族子永寧公綧を以て、假りに王子と稱し、蒙古に之いて質たらしむ。三十四年、蒙古の定宗、元帥阿母侃を遣し、王に訓し、江華を離れ、陸に出でゝ、之を迎へしむ。時に崔瑀すでに死し、その子沆、之に繼ぎ、凡そ私憾あるものは、誣ゆるに叛を謀るを以てし、權威を弄し、蒙古の命を聴かず。蒙古の元帥也窟・車羅大等、來り迫り、虜にするところの男女無慮二十萬六千八百餘人、殺戮は其數を知らず。經るところの州縣、皆煨燼し、哭泣の聲、山野に滿つ。崔氏久しく權を弄し、國內疲弊、民その苦に耐えず、却つて、蒙古の來侵を喜び、趙暉等、遂に和州以北を以て、蒙古に附き、蒙古乃ち雙城總管府を置く。

崔氏の誅除

崔沆の死せむとするや、其子竩を以て、宣仁烈・柳能に屬し、輔導して、家業を受けしむ。竩、年少暗劣、賢士を禮過せず、庸隷輕躁の徒を親信し、大司成柳璥・別將金仁

俊等と相惡し。こゝに於て、瑊、仁俊及び都領郎將林衍等相謀りて、竩を誅し、政を王に復す。王、久しく權臣に制せられしを以て、こゝに至つて、群臣を燕して、喜ぶこと甚しく、又和を蒙古に議し、太子倎を遣して朝見せしめ、江華城を壞つ。後、幾もなくして、高宗殂するや、太子倎、蒙古より歸つて、位に即く、これを元宗順孝王となす。崔氏四世專橫の禍、わづかに止み、これより、元室專制の世となる。

第七章　倭寇の起源と元寇の導

倭寇は、支那・朝鮮の沿岸を侵擾せし海賊の名にして、その起源、頗る古るし。我が日本、王朝の政衰へ、承久の亂、藤原純友、伊豫に叛して、海島に據りし後、瀨戶內海の海上權は、その遺孽たる海賊の手に落ち、或は關を設けて、通行稅を課するに至る。次いで、源平亂後、海上なほ穩ならず、然れども、北條氏の威令、天下に行はるゝや、この輩、內に在りて志を得ざるを以て、はじめて外に出で、首として、朝鮮地方に向ひしが如し。倭寇の警、彼土の史に見ゆるは、高麗の高宗王十二年、我が後堀川天皇嘉祿元年四月、慶尙道を侵し、尋いで、肥前の松浦黨、對馬の島民を誘ひ、戰艦數

洪泞日本に使す

隻を以て、大に沙島に戰ひしを以て、嚆矢となす。その後、邊民、金州に寇し、防護監盧と戰ひ、轉じて、熊神縣に入り、その將鄭金德等と戰ひしことあり。高宗、沿海州縣の安からざるを憂ひ、行人朴寅等を我が日本に遣し、牒文を送りて、好を修め、且つ邊民の侵掠を禁せむことを請ふ。太宰少貳武藤資賴、敢て之を咎めず、專斷を以て、松浦の兵九十人を斬り、高麗に答書す。後、朝議資賴外國の不遜を責めず、私に報書を作り、我が人民を刑し、大に國體を損せしを以て、相摸守北條泰時に命じて、其罪を處理せしむ。尋いで、筑前鏡社の部民、高麗を侵すや、泰時、その守護に命じ、罪を論じて、誅せしむ。

然れども、倭寇なほ絕えざるを以て、元宗王即位の後、大官署丞洪泞、詹事府錄郭王府を遣し、日本に如き、賊を禁せむことを請ひ、且つ牒して曰く、兩國交通せしより以來、歲常に進奉すること一度、船は二艘に過ぎず、もし他船ありて、托して我が沿海村里を擾さば、嚴に懲禁を加ふることを定約せり。今春貴國船一隻、熊神縣勿島に入り、その貢船を掠め、又椽島に入り、我が民產を奪ふ、甚だ交通の意に乖けり、請ふ掠めしところのものを懲して、兩國和親の義を固めむ、と。留ること數月

元の世祖

にして、洪貯等、日本より還り、報じて曰く、海寇を窮推せしに、乃ち對島の倭なり、と。高麗之を銜むこと、すでに久しく、遂に元兵を引いて、我に寇するに至る。

高麗の元に服するや、元宗王、倭寇の事を訴へ、且つ日本の伐つべきを言ふ。時に咸安の人、趙彝といふものあり、はじめ僧となり、善く諸國の語を解し、海外の事情に通じ、還俗して蒙古に入るや、また之を言ふ。この時に當り、蒙古すでに宋を滅して、海内を統一し、安南・交趾・暹羅・緬甸・瓜哇・高麗・琉球、皆その命を奉せざるなく、因つて、亦た我を從へむと欲し、乃ち黒的・殷弘等を高麗に遣し、日本の嚮導たらしめむとす。麗主、因つて宋君斐・金贊に命じ、黒的とともに日本に往かしむ、巨濟松邊浦に至り、風濤の險を畏れて、空しく引き還る。麗主、乃ち宋君斐をして黒的に、隨つて、元に如いて奏せしめて曰く、詔旨を奉じ、謹んで、陪臣宋君斐等を遣し、使臣を伴うて、巨濟縣に至り、はるかに對馬島を望めば、大洋萬里、風濤天を蹴るを見る、意謂へらく危險此の如くむば、安んぞ、上國の使臣を奉じ、險を冒し、輕しく進むべけむや、と。世祖、その辭を飾つて徒に歸りしを責め、後に黒的等を遣して、高麗に諭し、その官人をして、我が日本に通せしむ。麗主、乃ち其臣潘阜を遣し、元主の書

潘阜

及び國書を齎して、我が太宰府に來らしむ。少貳覺惠、之を鎌倉に報じ、鎌倉之を京師に奏す。朝廷、右近衛大將藤原通雅を遣し、宸筆の宣命を伊勢太廟に奉らしめ、參議藤原長成をして、答書を草せしむ。鎌倉執權北條時宗、以爲へらく、書辭無禮、報ずべからず、と。太宰府に命じて、却還せしむ。こゝに於て、上下騷然、因つて、後嵯峨天皇五秩の賀宴を停め、二十二社に奉幣して、蒙古の難を告げしめ、幕府又令を下して、關西沿海の守備を警戒せしむ。時に我が文永五年なり。

潘阜等、要領を得ずして還るや、元主、なほその詐辭なるを疑うて、之を責め、且つ軍須を備へしむ。麗主、その臣崔東秀を元に遣し、兵艦とともに備はるを奏す。元主乃ち吾都止晩朶兒・王國昌・劉傑等を遣し、戰艦軍額を閱し、日本の水道を黑山島に視せしむ。この間、高麗の使、申思佺・黑的・殷弘を導いて、對馬に至り、前年の復牒を請ふ。使者、適ま島人と鬪爭し、遂に島人塔次郎・彌次郎を執らへて歸る。元主大に喜び、二人に問ふに、我が日本の國情を以てし、後、之を放ち還し、以て我に通せむとす。この時、高麗の臣林衍、反をなし、麗主元宗王、爲に廢せられしが、すでにして、位に復し、その餘黨、耽羅に走るや、元主將を遣して、之を平らげしめ、武臣跋扈の

兩國我と絶つ

禍、はじめて息みしを以て、愈よ日本の事に勉め、以て其恩に報ぜむとす。

我が文永八年、元の世祖、その臣趙良弼を以て、秘書監となし、國信使に充て、日本に使せしめ、兵を發して、之を高麗に送る。高麗、又康允紹等をして、隨つて行かしむ。日本又報ぜず。良弼、還つて、日本君臣の爵號·國都の名數土宜を以て元主に告ぐ。次いで、高麗又張鐸を遣せしが、報を得ず。兩國ともに我に絶ち、遂に意を決して來寇す。

忠烈王の即位

これより先、高麗の世子諶、久しく燕京に留まるや、從臣歸るを思ひ、因つて、諶に勸めて、元主に謂はしめて曰く、日本未だ聖化を被らず、戰艦兵糧、方に須ふるところなり、もし此を以て臣に委ねば、臣請ふ力を盡くして、之を辨ぜむ、と。元、乃ち之を還し、命じて、舟糧を具へ、役を助けしむ。すでにして、元宗王在位十五年にして殂し、諶、位に即く、これを忠烈王となす。

文永の役

我が文永十一年、元、總管察忽を遣して、戰艦三百艘を造らしめ、又軍兵を發し、日本を伐つを助けしめ、その年十月、都元帥忽敦左右副元帥洪茶丘劉復亨、蒙漢軍二萬五千を率ゐ、高麗都督使金方慶の兵八千を合せ、戰艦すべて九百艘、合浦より發

し、十一月、對馬に寇す。宗助國、之に死す。尋いで、壹岐に寇し、遂に二島を取り、進んで、筑前今津を犯す。鎭西の豪族、兵を發して、博多に會して、之を防ぐ。一夕俄に大風雨、船艦漂沒、還らざるもの、萬三千五百人、高麗の將金侁、亦た溺死し、餘は皆引いて還る。我が國史、これを文永の役といふ。

杜世忠

こゝに於て、諸軍膽落ち、氣挫け、加ふるに、軍務浩繁、その船艦器械、糧食、皆高麗の辨ずるところにして、上下その弊に堪へず、翌年、金方慶を元に遣し、征東の師を罷めむことを請はしむ。こゝに於て、我が建治元年、元主復た禮部侍郎杜世忠、兵部侍郎何文著、計議官撒都魯丁等を遣して、修好を要し、高麗の譯語郎將徐贊、之を導いて、我が太宰府に來る。北條時宗、之を鎌倉に召し、國法を犯すを責め、世忠等を併せて、之を龍口に斬る。麗王、之を聞き、郎將池瑄をして、元に如いて、狀を告げしむ。元主大に怒り、大軍を發して之を征服せむと欲し、急に船艦を督造せしむ。この間、我が邊民は、固城、漆浦、合浦等の諸要津に入寇し、兵戈愈よ迫る。

弘安の役

元主、征東行中書を高麗に置き、麗王をして、軍務を典らしめ、我が後宇多天皇弘安四年、元の至元十八年、都元帥范文虎、南軍を率ゐて江南を發し、忻都、洪茶丘、北軍

を率ゐて高麗を發し、兵凡そ十萬、麗將金方慶等、兵一萬・艄工一萬五千・糧十餘萬碩を以て、之を助け、その先鋒となり、船艦數千艘、海を蔽うて來り、直に壹岐に向ふ。船軍及び艄工、風に遭うて、之く所を知らず。 方慶等、力戰、斬首甚だ多しと雖も、軍中大疫死するもの三千餘人、忻都等、累戰利あらず、且つ范文虎期を過ぎて、來らざるを以て、爲に軍を廻すを議す。 すでにして、文虎、戰艦三千五百艘、兵十餘萬を以て至り、因つて又發し、元軍先づ太宰府に至り、能古・志賀の二島に據る。 高麗の戰艦、壹岐對馬を犯すや、島人山林に竄匿す、麗兵小兒の啼聲を聞き、搜出して之を殺すに至る。 次いで、對馬より、轉じて宗像に至り、元軍と合す。 その報、我が京師に至るや、龜山上皇、深く之を憂ひ、親ら石清水に祈り、又手書の願文を伊勢大廟に捧げ、身を以て、國難に代らむことを請ひ、各道の神社佛刹、悉く戰捷を祈る。 こゝに於て、關東及び九國二島の兵、悉く太宰府に會し、堤を海岸に築く、連亘數百町、その高さ丈餘、外面峻削、以て射に便にし、堤上には、炬を連ね、守禦甚だ嚴なり。 然れども、衆、文永の前役に懲り、頗る難色あり、賊亦た敢て岸に近かず、尙ほ志賀島に在り、草野次郎、ひとり奮つて進み、輕舸に乘じて、夜、敵船一艘を襲燒し、二十餘人を殺し

て還る。こゝに於て、元軍乃ち巨船を連鎖し、弩を列ねて備を設け、我が船、進むものあれば、列弩連發、船皆摧壞せられ、死傷するもの、甚だ多し。乃ち令して曰く、隊を離れて、ひとり進むこと勿れ、と。時に河野通有、ひとり堤を背にして陣し、一巨艦の旗幕華麗なるを望見し、伯父通時とともに、二舟を以て進む。元兵指笑して曰く、日本黠猛、乃ち然り、と。その巨艦に近づくや、元兵弓弩を亂發して、之を禦ぐ。部下多く死傷し、通有亦た左肩を傷く。然れども、勇氣愈よ發し、便ち舟檣に緣り、一躍して、敵艦に上り、刀を舞はして鏖擊し、元兵數十人を殺し、一將を虜にして還る。大友貞親・秋田城二郎の諸軍、次いで進み、九國の兵士、皆死戰し、元兵氣やゝ沮み、轉じて、鷹島に至る。范文虎、大に怖れ、單艇先づ逃る。七月晦夜、西北風、俄に起り、海水簸盪、舟船破壞、元兵皆溺死し、その屍、潮汐に隨つて、港浦口に至り、爲に充塞し、海上步して行くべし。敗卒數千、なほ鷹島に在り、壞船を修繕し、將に逃れ歸らむとす。少貳景資等、擊つて、之を殲し、降虜千餘人を博多に斬り、その三人を釋るして、元に還り、その狀を元主に報せしむ。この役、元軍の返らざるもの十萬有餘、麗軍の返らざるもの七千餘人といふ。我が後宇多天皇及び深草・龜山の二上皇

大に喜び、使をして、伊勢太神に報賽せしむ。我が國史、これを弘安の役といふ。

元主、意を日本に絶つ

元の世祖、我が日本に敗れしを以て、一時征東行省を罷めしが、後、復た怨を報ゐむと欲し、屢ば高麗に命じて、戰艦を修め、又罪囚をして水戰を習はしめ、更に征東行省を置き、麗王をして、之を督せしむ。麗王前役に懲り、その臣金有成を宣諭使となし、日本に遣して、招諭せしめむとして、太宰府に來り、書を奉じて、元の爲に媾和を說かしめしが、北條貞時、之を鎭西に拘留して、還る能はざらしむ。元主、當時兵を占城・安南に用ひ、且つ我を侵さむとするや、國內爲に騷然、群盜蜂起す。吏部尙書劉宣、時勢を洞察し、日本孤遠、これを伐つは大に民力を困むるのみ、却つて損あるを以て、元主を諫め、遂に之を罷めしむ。

其後の趨勢

元主の積威を以て、敗を我が日本に取る、こゝに於て、對外敵愾の情、愈よ勃發し、倭寇の警、益す盛にして、高麗その害を被ること、殊に甚しく、遂に滅亡の一因をなすに至る。

第八章　元室の專制

元の侵虐

元の世祖、絶代英明の主を以て、大に其威を振ふや、高麗小國を以て、之に服屬し、甘んじて、その侵虐を受く。 高宗、元宗の間、元は和州に雙城總管府を置き、次いで、崔坦、西京を以て、元に附き、その兵を請うて之を鎭するや、元乃ち西京を内屬せしめ、改めて、東寧府となし、慈悲嶺を以て、其界となす。 こゝに於て、高麗の北部は、全く元の有となり、達魯花赤、その地に鎭し、國政を聽斷し、軍糧を徵收し、婦女を求むること止まず。 殊に元の日本に入寇するに際し、高麗は、その徵發に苦しみ、國内疲弊、極めて甚し。 而して、忠烈王、元に事ふること、尤も謹み、屢ば往來し、又鷹坊を置き、畋獵を事とし、遊宴淫逸、以て日を送る。

哈丹の來寇

すでにして、元の叛賊乃顏の餘黨哈丹、來り侵し、和州、登州を陷れ、人を殺して糧となし、聚集して脯となし、鐵嶺を踰え、交州道に入り、楊根を陷る。 麗王、兵を江都に避け、師を元に請ふ。 鄕貢進士元冲甲等、奮擊して之を郤け、その鋒、屢ば挫け、將に剿滅に就かむとせしが、幾もなくして、諸將之を輕んずるの心あるを以て、賊復た勢をなす。 元主、乃ち那蠻歹大王及び薛闍干等をして、之を援けしめ、力を合せて、遂に哈丹を敗る。 時に元の世祖崩じ、成宗嗣いで立つ。 忠烈王、又元に請ひ、位を世子謜に傳ふ、これを忠宣王となす。

すでにして、元の成宗、忠宣王の多く舊章を更革し、專擅にして命を用ひざるを惡み、未だ歲を踰ゆるに及ばずして、之を廢し、忠宣王をして、位に復せしむ。こゝに於て、王、壽康宮に駐御し、群小に狎昵し、宴遊に耽り、政事を恤へず。はじめ、元、王を册して征東行中書省事となせしが、こゝに至りて、王、その衆を服する能はざるを以て、闊里吉思を遣して、その官に代らしむ。吉思、亦た人民を御する能はざるを以て、罷めらる。これより先、世子忠宣王、元に在りて宿衞す。吳祁石天補・宋璘等、之に乘じて、王の父子を間す。左中贊洪子藩等、王宮を圍み、吳祁等を執らへて、元に送る。然れども、王なほ世子の國に還らむことを恐れて、之を沮み、その妃薊國大長公主を瑞興侯琠に改嫁せしめむとす。元、刑部尙書塔察兒等をして、來り諭さしむ。王、感泣す。塔察兒、遂に宋璘等を囚らへて歸る。その後、王の元に如くや、王維紹・宋邦英等、又しきりに世子を譖す。洪子藩、中書省に至り、其罪を言ひ、維紹等を囚らへしむ。時に元の成宗崩じ、武宗位に即くや、世子、成宗の姪愛育黎拔力八達とともに定策の功あるを以て、瀋陽王に封せらる。こゝに於て、受育黎拔力八達の旨を奉じて、忠烈王を慶壽寺に遷し、王の任ずるところの者は、悉く之を

罷め、瑞興侯及び維紹・邦英等を誅し、王たゞ拱手するのみ、國政盡く前王に歸す。すでにして、王殂し、忠宣王、元より歸つて位を復す。

高麗の叛臣

當時元と高麗とは、本屬母子の關係にして、王位の繼承・王妃の婚嫁より、官制教令に至るまで、一として、その命を受けざるなく、且つ、忠烈王以後、歷代多くは元室の女を請うて、妃となす。而して、內に在りて、志を得ざるもの、皆元に如いて其君を讒し、屢ば本國を危うするに至らしむ、道義地を拂ふこと、甚しといふべし。元の盛なるや、高麗人、燕京に留るもの、二萬餘人、多くは無賴子弟、常に兩國を離間し、その弊、言ふべからず。洪福源・趙彝の如きは、早く元宗の世に在りて、その端を發す。安平公主、かつて、高麗の閹人數名を世祖に獻じ、その徒、制旨を奉じて來使し、高麗その家を復し、其族を官し、恩惠甚だ厚かりしを以て、僥倖の徒、或は自ら宮して元に入り、宮掖に奉使し、或は官、大司徒に至るものあり。

忠宣王の配流

忠宣王の燕京に在るや、此輩と狎れ、因つて、その最も近幸せるもの十六名を封じて鄉邑を賜ふ。王、世子たりしときより、元に在りて、或は朝政をも與り聞きしを以て、位に即くに及び、還つて其國に居るを欲せず、數歲にして、位を忠肅王に傳へ、延安君暠を以て、その

忠肅王

世子となし、常に燕京に淹留して、名儒學士と遊ぶ。元の仁宗崩じて、英宗立ち、鐵木迭兒、事を用ふるや、王、忠肅王と好からざるを以て、閹人伯顏禿吉思の爲に譖せられて、吐蕃の撒思結に流さる。崔誠之李齊賢等、百方請願し、因つて、朶思麻に量移せられ、吐蕃に在ること凡そ四年、泰定帝の立つに及び、大赦に遇うて歸り、遂に燕邸に薨す。

忠宣王の吐蕃に在る時に當り、忠肅王、元に如き、贊成事權漢功等、上王の時より、專橫にして賄を納るゝを告げ、之を杖して、遠島に竄す。これに因つて、漢功等、王を怨み、書を元に上り、王を廢して、瀋王暠を立てむことを謀り、柳淸臣等、又征東省を立て、國號を罷め、內地に比せむことを請ひしが、皆果さず。淸臣等、又王の盲聾瘖瘂にして、政事を親らせざるを誣奏す。元、平章政事買驢をして來つて之を察せしめ、その詐なるを知り、事行はれず。然れども、王、悒々として樂まず、位を世子禎に傳へむことを請ひ、元之を許す、これを忠惠王となす。王、元より還つて國に就くや、惟だ日に遊畋を事となすのみ。元、又忠肅王をして其位に復せしむ。すでにして、王、政に倦み、出でゝ外郊に舍し、嬖幸朴靑等を信任して、國事を委し、毫

忠惠王

も自ら之を顧みず。忠惠王、はじめ、元に在り、丞相燕帖木兒と甚だ親む。時に大保伯顏、燕帖木兒の權を弄するを惡み、王を禮すること薄し。忠肅王の殂するや王歸つて位を襲がむことを求む。伯顏寢めて奏せず、因つて、瀋王暠を立てむとす。政丞曹頔・蔡河、之に附し、留元無賴の子弟二千餘人をして、連署して、王を訴へしめ、暠頔等と謀り、王宮を襲ひしが、軍敗れて殺さる。元、遂に王をして、位を襲がしむ。然れども、議者なほ絕えず、尋いで、斷事官頭麟等を遣して、王を執らへ、歸つて之を離問し、伯顏ひそかに頔の黨を輔けしが、會ま伯顏貶せられしに因り、釋されて位に復するを得たり。然れども、王、荒淫無道、群小志を得、忠良の士悉く斥けらる。ここに於て、元使大卿朶赤、來つて王を縛して歸り、之を揭陽縣に流す。王、單身孤行、一人の隨從するものなく、艱苦萬狀、途、岳陽縣に至りて殂す。しかも、國人之を聞いて、悲むものなしといふ。

忠穆・忠定、皆幼冲にして、位を嗣ぎ、母后制を專にし、康允忠・辛裔・田淑蒙・鄭思度等、夤緣して、事を用ひ、殊に忠定は、狂惑無道なりしを以て、元、之を廢して、忠惠の母弟顓を立つ、これを恭愍王となす。元の順帝、第二の皇后奇氏は、高麗幸州の人、その

恭愍王

諸兄、郷に在つて跋扈窮なく、次いで、叛を謀り、皆誅せらる。 高麗の權臣、元に倚つて、親となし、その本國に殃すること、大抵かくの如し。

恭愍王、位に即き、精を勵まし、政を爲す。 時に元の叛賊、高郵に據り、丞相脱々、之を討ち、因つて、使を高麗に遣し、廉悌臣・柳濯・鄭世雲・崔瑩・李芳賀・安祐等を召す。 悌臣等、兵を率ゐて至り、六合城を陷れ、又淮安に移防し、元の衰運を目睹せしを以て、兵を發して、鴨綠以南、雙城以北の地を收復し、五年遂に征東行省理問所を廢し、元の年號を停め、舊官制を廢し、辮髪の俗を革め、更に印璫姜仲卿等をして、鴨綠江を渡つて、婆娑府(奉天府東南境)を陷れ、北方部を恢復せしむ。 元主、之を聞いて大に怒り、中書省斷事官撒迪罕を遣して、來つて之を責めしむ。 恭愍王、止むを得ず、印璫を斬りて、之に謝し、又政堂文學李仁復を遣し、上書して、從前干渉の諸弊を除き、並に雙城・三撒等の地を復收せむことを請ふ。 すでにして、紅頭軍の入寇あり、高麗復た暫く元に服屬す。

元主順帝、西僧を寵昵し、淫宴に耽り、國勢愈よ衰ふや、當州廣西の猺苗、先づ亂を始め、汝潁の劉福通、亦た兵を起し、紅巾を以て號となし、河南の諸州縣を陷れ、韓林

紅頭軍の入寇

兒を迎立して宋帝となし、遂に其將毛居敬等をして、兵四萬を率ゐて、鴨綠江を渡らしむ。これを紅頭軍、又は紅賊といふ。その移文に曰く、生民久しく胡に陷るを慨念し、兵を擧げて中原に恢復し、東は齊魯を踰え、西は函秦を出で、南は閩廣を過ぎ、北は幽燕に抵るまで、すでに悉く欵附せり。民の歸化するものは、之を撫せむ、執迷旅拒するものは、之を罪せむ、と。その義州・麟州を陷るや、李芳實、精騎一千を率ゐて、遂に之を敗り、殘兵鴨綠江を渡つて走る。すでにして、賊將潘誠沙・劉關先生・朱元帥等、兵十餘萬を率ゐ、再び鴨綠江を渡り、朔州・泥城に寇し、岊嶺の柵を破る。王、事の急なるを以て、太后を奉じ、南行して福州に至る。この日、賊兵、京城を陷る。幾もなくして、鄭世雲、總兵管となり、李芳實等、大に紅軍を敗り、京城を復す、餘黨復た鴨綠江を渡つて去る。鄭世雲等、元主の玉璽二顆・金印一顆・金銀銅印等の物を得たり。後、世雲・芳實等、金鏞の忌むところとなりて殺さる。

納哈出

次いで、納哈出、元の衰微に乘じ、叛いて瀋陽に據り、行省丞相と稱し、三撒等の地に入寇す。麗主、李成桂を以て、東北面兵馬使となし、これを禦がしむ。成桂、之を

李成桂

德山洞及び韃靼洞に敗る。納哈出、その威を畏れ、馬を麗主及び成桂に獻ず。成

桂は、朝鮮王朝の始祖、この時、すでに威名あり、後二十年、遂に王位を簒するに至る。

崔濡

高麗、すでに元に服せず、元亦た高麗の異圖あるを知り、當時燕京に在りし先王の庶子德興君塔思帖木兒を立てゝ、國王となさむとす。これより先、崔濡といふもの、罪を得て、元に奔り、その權臣に諂事し、亦た王を讒構し、諸奇族の元に在るもの、皆之を助く。王、之を聞き、奇后の外從兄李公誠をして、陳情表を奉じて、順帝及び奇后に說かしむ。元主納れず、遂に王を廢して德興君を立つ。こゝに於て、崔濡、はるかに謀を王の寵臣金鏞に通じて、內應を爲さしめ、遼陽の兵一萬を請うて、德興君を納れむとす。

金鏞の變

王、時に城南興王寺に在り、金鏞遂に反し、其黨を遣して、王を圍む。すでにして、密直使崔瑩・知都僉議安遇慶等、京城より來り救ひ、遂に鏞を捕へて、雞林府に轘し、首を京城に傳へ、その家を籍して、三十餘人を殺す。王、尙ほ其姦を悟らず、これが爲に、涕を流せしといふ。こゝに於て、崔瑩を以て都巡慰使となし、李成桂に命じ、精騎一千を率ゐて、之を助けしめ、崔濡の軍を隨州の獺川に迎へ、大に之を敗る。元の順帝、勢の不可なるを知り、翰林學士承旨奇田龍を遣して、王の位を復し、崔濡を執送せしむ。こゝに於て、高麗復た元に服屬し、しばらく、

遍照

至正の年號を行ふ。

第九章　恭愍王の失政

崔金の變平らぐや、麗主又妖僧遍照を寵し、尊んで師傅となし、號を賜うて清閑居士といひ、國政を諮訪し、眞平侯に封ず。密直使金蘭といふもの、照に阿り、その二女を以て、之に與ふ。崔瑩、之を責む。照、因つて、瑩を譖し、出して雞林尹に貶す。照、愛憎を以て、百官を陞黜し、或は之を誅流し、威權當るなく、人皆爭つて之に趨附す。任君輔といふもの、麗主に謂つて曰く、崔瑩・李龜壽、皆王の功臣、何の罪ありてか貶黜す、且つ師傅もと僧なり、國朝人に乏しと雖も、豈に賤僧をして政を爲さしめ、笑を天下に取るべけむや、と。麗主聽かず。君輔、退いて人に謂つて曰く、累葉衣冠を以て、乏きを廟廊に承くと雖も、無識の僧をして、其奸を肆にするを得せしむれば、後世それ我を何とか謂はむ、と。金普、亦た王を諫む。遍照、普を譏して相を罷め、并せて、君輔を斥けむと欲す。王、一時ともに黜くべからざるを以て、只だ普を罷む、君輔位に在りと雖も、これより復た國事に與らず。

辛旽の誅

明に通ず

辛禑

恭愍王、遍照を以て、領都僉儀司事となし、鷲峰宮に封ず。 遍照、還俗して姓を辛名を旽と稱し、跋扈强梁、殊に甚しく、王を勸めて、酒色に沈湎せしめ、勳舊名臣を讒害誅戮して、凶橫日に甚しく、後、王己が奸を覺らむことを恐れ、ひそかに、弑逆を謀りしが、事露はれて、遂に誅せらる。

時に明の太祖朱元璋、すでに蒙古を驅除し、元を建てゝ洪武といふや恭愍王、臣服せむことを約し、洪武五年、知密直使事洪師範を正使とし、中正大夫成均司成鄭夢周を書狀官とし、南京に赴いて、前年平蜀の功を賀し、且つ子弟の入學を請はしむ、高麗すでに元と絕つて明に服し、歲儀甚だ謹む。

これより先、王后魯國公主、難產を以て薨じ、恭愍王、日夜思慕して、其眞を手にし、哀痛禁せず。 因つて、公主の爲に影殿を起し、壯麗を極盡し、民を勞し、財を費すを顧みず。 王、遂に子なく、次いで諸妃を納れしも、意に滿たざるを以て、皆御せずして別宮に置き、辛旽未だ誅せられざりしとき、之と約して、その妾般若生むところの牟尼奴を以て己の子と詐稱し、之を取つて、宮に入れ、李仁任に囑して曰く、予、かつて旽の家に至り、侍婢を幸して、この子を擧ぐ、と。 因つて、名を禑と改め、江寧府

院君に封じ、故の宮人韓氏の祖考を追封す、蓋し禑を以て韓氏の出となし、以て世を欺かむと欲するなり。その後、旽の誅せらるや、王、深く禑の恃むに足らざるを慮り、且つ己れ終に子なきを知り、洪倫・韓安・權瑨・洪寛・盧瑄・金興慶等、嬖幸の少年に命じ、強ゐて諸妃に通せしむ。定恵慎の三妃は死拒して從はざりしが、ひとり益妃は、王の脅嚇を懼れ、其命に從ひ、諸少年と往來して私す。宮廷の敗徳不倫、こゝに至りて極まれりといふべし。すでにして、益妃遂に身むあり、一日宦者崔萬生、王に從つて厠に之き、益妃の懐姙、すでに五月に及ぶを告ぐるや、王大に喜んで曰く、妃すでに身むあらば可なり、と。因つて、又曰く、明日昌陵に謁し、將に倫等を殺し、以て口を滅せむとす、汝、この謀を知らば、亦た免れざるべし、と。萬は大に懼れ、即夜、倫・瑨・寛・安・瑄等と謀り、王の大酔に乗じて、之を手刃し、大呼して曰く、賊、外より至る、と。黎明、李仁任、内に入り、屏障及び萬生の衣に血痕あるを見、萬生を捕へて獄に下し、鞠問して、その狀を得、遂に倫等を繋ぎ、後、萬生及び倫を輕刑に處し、安・瑄・寛等を斬り、大に群臣を會し、先王の遺命と稱して、遂に禑を立つ。王位すでに異姓に移り、邦基搖動、その對外政策、又一變せり。

諸臣の志望

この時、高麗の名臣、李穡・鄭夢周の輩、默然として、毫も爲すなかりしは、何の故ぞ。蓋し、内には李成桂の聲望、愈よ赫灼、或は異志を疑ふあり、外には、明、すでに使聘を通ずと雖も、元は北方の故地に退き、長城以外、なほ其令を奉じ、遠く遼左に及び、高麗の運、旦夕に逼るあり。辛禑固より王の子に非ずと雖も、なほ一時その寵を得たるもの、しばらく、之をして、秦の始皇、晉の元帝たらしむるもの、或は可なり、而して、憂ふるところは、專ら外交の一邊に在るが故ならむのみ。

第十章　辛氏の簒位

辛禑元に通ず

李仁任、先王の遺命を矯めて、辛禑を擁立したる後、自ら相となり、權勢異常、しかも明主問罪の師を起さむことを恐れ、密に安師琦を遣し、金義といふものに囑して、當時の事情を知りたる明使蔡斌を要して路に殺し、仍つて、元と和親を通ぜむとす。こゝに於て、順逆利害の論、一時に囂然たり。鄭夢周等、明に通ぜむことを主張し、禑、亦た其議を容れ、判宗簿事崔源を遣し、喪を告げ、謚を請ひ、且つ金義の事を辨釋せしむ。然れども、その未だ發せざるに、元使早く境に臨み、李仁任・池大淵

辛禑の失政

等、之を迎へむとし、鄭夢周・朴尙衷・金九容等、十餘人、上疏して之を爭ひ、皆貶黜せらる。仁任、乃ち黃裳を擧げて、西北面都體察使となし、成石磷を體察使となし、江界に如いて、元使を慰還せしむ。これより先、元は恭愍王殂して、嗣なきを聞き、瀋王暠の孫脫脫不花を高麗王に封せしが、こゝに至りて、兵部尙書孛哥帖木兒を遣し、禑の即位を許し、元の回復を助くべきを諭し、遂に冊して開府儀同三司征東行省左丞相高麗國王となす。高麗、乃ち又元の宣光の年號を用ふ。尋いで、元、明の定遼衞を夾攻せむことを求むるに及び、李仁任の威、漸く衰へ、國內の情勢、又一變せしを以て、辛禑即位の四年、又明の洪武の年號を行ふことゝし、夢周以下、皆召し還され、遂に元と絕つ。

辛禑即位の初、その生母般若、一夜潛に宮中に入り、呼んで曰く、我實に王を生む、何ぞ韓氏の出となさむ、と。仁任、直に般若を捕へ、之を獄に下す。般若鞫に臨み、呼んで曰く、天、もし吾が寃を知らば、この門、必ず頹れむ、と。後、果して門壞れしを以て、人皆はじめて禑實に般若の出たるを知るといふ。禑、はじめは、學に向ひしが、長ずるに及び、游戲度なく、日に淫佚を縱にし、倡優群妓を諸道に徵し、狂惑日に

鄭夢周明に使す

甚し。當時年しきりに饑え、加ふるに、倭寇猖獗、國内困弊、倉庫空竭、民心附かず。しかも、その明に事ふるや、甚だ謹まざるを以て、その使、屢ば來り、擧廷震駭、辛禑之が爲に、遂に位を失ふに至る。

明主、常に高麗の反覆を疑ふを以て、洪武十五年、遼東都指揮使、人を遣し、俘虜及び逃軍を索むるに托して、高麗元と通ずるの虛實を察せしむ。次いで、邵壘・趙振、高麗の使とともに來りしが、甜水站に至り、高麗元に遣すの使者に遇ひ、大に怒つて還る。明主、因つて兵を加へむとし、しかも其辭の足らざるに苦み、先づ歲貢を增定し、良馬五千匹・金五百斤・銀五萬兩・細布匹の類は銀兩の如くし、五歲の貢、約の如くならずといふを以て、入朝の麗使を遠州に杖流す。辛禑、之を聞いて、大に懼れ、洪武十七年、鄭夢周を遣し、之を辨せしむ。明主、意解け、さきの使者を附して送還し、且つ通聘を許し、翌年明使來り、辛禑を册して、王となし、先王に謚を賜うて恭愍といふ。

然れども、辛禑、實は猶ほ元と通じ、又遼東都司の部兵を殺せしことあり、故を以て、明、高麗の使者を却けて入れず。洪武二十一年、明主、鐵嶺(盛京省鐵嶺縣)もと元

辛禑廢せらる

に屬せしを以て、之を遼東に歸さしむ。麗廷愕然たり。辛禑、百官を會して、その可否を論ぜしむるに、崔瑩之を不可とし、禑に勸めて、密に定遼衞を攻むるの議を定め、大に兵を起す。幾もなくして、遼東都司、鐵嶺に至るまでの間に、七十站を置き、守備頗る嚴なるを聞くや、辛禑方に東江に遊んで歸らむとし、馬上に泣いて曰く、群臣、吾が攻遼の謀を聽かず、遂に此に至らしむ、と。因つて大に八道の兵を徵し、百僚をして、元の冠服を着せしめ、西海道に如き、四月朔、鳳州に次し、崔瑩及び李成桂をして、將たらしむ。李成桂、四の不可を陳すれども、聽かれず。辛禑、復た洪武の年號を停め、以て宣戰の令に代へ、曹敏修、左軍を統べ、成桂、右軍を統べ、衆十萬、平壤より發して、遼東に向ひ、すでに鴨綠江を渡りて、成化島に次す。然れども、軍士皆戰を欲せず。辛禑・崔瑩、しきりに之を促して止まず。李成桂、もとより大志あり、仍つて、諸將に諭して曰く、若し上國の境を犯さば、罪を天子に得て、宗社生民の禍、立どころに至らむ。予、順逆の理を以て、上書して師を還さむことを請へども、王省みず、瑩亦た耄して聽かず。如かず、卿等と還つて王に見え、親しく禍福を述べ、君側の姦を除き、以て生靈を安んぜむには、と。諸將奮つて命を聽き、因つて

辛昌

恭讓王の即位

誓をなす。こゝに於て、李成桂、軍を班へし、郭忠輔等と謀り、崔瑩を高峰縣に流し、辛禑を江華島に放ち、傳國の寶を奉じて定妃に獻じ、以て繼嗣を定めむことを請ふ。曹敏修、命を矯めて、禑の子昌を立つ。昌は任仁の族にして、李氏の出なり。國人服せず、獄事紛起し、敏修遂に昌寧縣に流さる。

この時に方り、明主屢ば高麗の執政大臣を徵して入朝せしめ、其事を審問せむとす。麗廷、皆畏懼して行かず。韓山君李穡、自ら請うて之き、僉書密直司事李崇仁及び李成桂の第五子芳遠と偕にす。明主、素より李穡の名を聞きしを以て、禮待甚だ厚く、兩國の交際、舊に復し、因つて、重ねて洪武の年號を行ひ、華制を襲ひ、胡服を禁ず。尋いで、尹承順・權近の明に使して還るや、禮部、高麗の罪を數へ、特に異姓を立つるを責む。李成桂、之を利とし、宗室の子定昌府院君瑤を立つ、これを高麗の末主恭讓王となす。辛禑・辛昌、皆誅せらる。辛禑在位十一年、辛昌在位一年、李氏こゝに於て愈よ大、幾もなくして、遂に國を奪ふに至る。

第十一章　倭寇

倭寇の猖獗

元寇以後、我が日本の對外侵略的精神は、愈よ勃發し、加ふるに、南北分立の結果として、朝令邊陬に及ばざるや、不逞の徒、毫も忌憚するところなく、次いで鎭西の豪族、菊池・少貳諸氏の衰ふるや、その遺臣、皆海に入りて、寇盜と合し、餘憤を海外に漏らさむとし、東亞一帶の沿岸、その害を被らざるなく、就中半島の地、最も近邇するを以て、極めて甚しとなす。

忠定王以後の倭寇

高麗忠定王即位の二年、我が後村上天皇正平五年、我が邊民、高麗を犯し、千戸崔禪・都領梁琯等の兵と巨濟及び合浦に戰ふ。麗主、李權を以て、慶尙全羅兩道都指揮使となし、僉議參理柳濯を全羅楊廣兩道都巡問使となし、之に備ふ。すでにして、我が邊民、船百餘艘を以て、順天府を侵し、南原・求禮・靈光・長興等の漕船を奪ひ、合浦に入りて、その兵營を焚き、開城・會原・諸郡を掠む。麗主大に懼れ、親ら延慶宮に臨んで、倭兵祈禱の法席を設くるに至る。その翌年八月、倭寇船百三十隻、紫燕・二木の二島を侵し、火を縱つて、盡く廬舍を燒き、南陽府を掠めて歸る。その翌、恭愍王即位の年、南海縣を陷る。麗將金暉南、戰艦二十五隻を率ゐ、出でゝ楓島に禦ぐ。我が兵、之を破り、追擊して喬桐に至り、西江に次す。暉南、急を都城に告げて、援兵

金逸

を請ひ、副將張成一の兵と合して、窄梁・安興・長巖等に戰ひしが、皆敗れ、遂に西口より退く。こゝに於て、都城戒嚴、荷擔して起ち、老幼痛哭の聲、街衢に滿つ。後三年、倭寇、全羅道を侵して、漕船四十隻を得、翌年又た二百餘隻を奪ふ。都城戒嚴、上將軍李玄牧等をして之を防がしめしが、怯懦戰はずして北ぐ。後四年を經、恭愍王七年、角山を襲ひ、船三百隻を焚き、全羅一道の船舶、奪掠殆んど盡く。後二年、又全羅道を侵し、轉じて江華を襲ひ、斬首三百餘級、米四萬餘石を取り、遂に喬桐縣を燒く。十三年、固城・泗川・梁州を侵し、二百餘戸を燒き、十五年、又大に喬桐縣を屠り、兵皆奄留して去らず、開城大に震駭す。

倭寇猖獗、漕船を掠め、城邑を焚き、京畿・楊廣・全羅・慶尙・江陵の諸道、その害を被らざるなく、人民堵に安んぜず。而して、恭愍王、その初年に反し、比歲民を役して、殿堂を築造し、庶政これが爲に廢弛し、倉廩空竭、軍政を修むるに由なく、兵甲羸敗、戰守に備ふる能はず、諸軍索然觀望、敢て進むものなし。こゝに至り、その十三年、我が後村上天皇正平二十二年、前典義令金逸等を遣し、國書信物及び元の中書省の牒文を持して、兵庫に來り、海寇を禁せむことを請ふ。足利義詮、之を京師天龍寺

藤原經光

に召見し、辭するに當時南北分立、紛亂止まず、故に禁令の及ぶところに非ざるを以てし、報書を與へず。その翌年、對馬の宗經茂、使を遣して報聘し、土物を贈る。時に辛旽、王の師傅と稱し、禮を爲さず、館待甚だ薄かりしを以て、その使、怒つて去り、これより寇掠愈よ甚しく、遠く安邊成州に及ぶ。

辛禑初年、我が後龜山天皇天授元年、判典客寺事羅興儒を日本に遣し、海寇を禁じ、且つ隣交を修めむことを求む。足利義滿、その陰謀あらむことを疑ひ、之を獄に繫ぐ。時に歸化の高麗僧良柔、京師に在り、その諜者に非ざるを證して、之を釋さむことを請ふ。義滿、乃ち之を放つて、良柔を附遣し、土物を贈り、且つ邦內擾亂未だ定らず、制御及ばざるを報ず。これより先、藤原經光、衆を率ゐて高麗に投歸し、順天・燕岐等に處り、官より資糧を給せらる。全羅道元帥金先致、その異志あるを疑ひ、酒食を具して、之を誘殺せむとす。經光、之を偵知し、衆を率ゐて、遁れ歸るや、鎭西の人、大に怒り、爲に復讎の軍を發す。はじめ、倭寇の州郡に入るもの、居民を殺さゞりしが、これより以後、每に城邑を屠り、婦女孩嬰に及ぶまで、殺戮遺すなく、全羅・楊廣、瀕海の州郡、蕭然一空、全國大抵抄掠を被る。こゝに於て、判典客寺事

鄭夢周

安吉常を日本に使し、寇賊を禁せむことを請ひしも、その使命を果さずして、日本に客死したるを以て、更に大司成鄭夢周を遣す。夢周、太宰府に至り、九州探題今川貞世(了俊)を見、隣交の利害を說く。了俊旨を諒し、館待甚だ厚し。僧徒、又夢周の博識を聞き、坌集して、其詩を求め、日に肩輿を擔うて、奇勝を縱觀せしむ。その歸るに及び、俘虜尹明・安遇世等數百人を刷還し、且つ三島に令して、侵掠を禁ず。次いで、了俊、僧信弘に命じ、軍を率ゐて、高麗に之き、我が邊人の侵寇するものを捕へしむ。然れども、その兵寡少、賊と兆陽浦に戰つて、わづかに一船を捕へ、その虜にせし婦女二十餘人を高麗に還付したるに過ぎず。而して、日本海盜捕捉軍官朴居士は、反つて、大に敗られ、寇盜毫も衰へず、麗廷屢ば使を遣して、禁寇を請へども、了俊時々高麗の俘虜を還へし、强ゐて、其責を塞ぐのみ。

倭寇の內地割據

倭寇、はじめ、內地に割據せず、後に麗軍、崔茂宣、製せしところの火藥を用ひて、その五百艘を焚擊したるより、善州・雲峰等の地に據守し、險を恃んで去らず、沿海入寇の軍、相呼應し、殺掠を肆にし、楊廣・全羅・慶尙、沿海の地、全く人烟を絕つ。こゝに於て、恭愍王、侍中崔瑩及び李成桂をして、陸兵を率ゐ、鄭地をして、水兵を統べて、之

阿只拔都

を夾擊せしむ。雲峰の倭兵中に一將あり、年わづかに十五六、骨表端麗、驍勇比なく、白馬に乘じ、槊を舞はして、馳突し、向ふところ皆披靡す。高麗の軍、稱して、阿只(あき)拔都(はると)といひ、爭つて、之を避く。李成桂、その將李豆蘭と力を併せて、之を射殺す。阿只拔都の本名、知るべからずと雖も、日本豪族の子弟たりしや、疑なし。こゝに於て、內地割據の賊、わづかに平らぎ、海寇亦た稍や弛む。

倭寇の進路

倭寇の朝鮮・支那に寇するもの、大抵三路よりす。一は壹岐・對馬より發して、朝鮮に寇し、更に進んで、遼東に向ひ、一は肥前五島より發し、直隸・山東・浙江に入り、一は薩摩より發して、閩廣に入る。時に風力潮勢に從つて、遷徙すれども、その侵掠區域、大抵一定せり。こゝに於て、鄭地、麗主に上書して曰く、連歲日本の兵、邊を犯すは、蓋し其國の叛民、壹岐・對馬に分據し、出でゝ、侵掠を恣にするに因る。今若し兵を遣し、その巢窟を覆さば、一擧して、二島を滅し、長く邊寇を除くべし、と。後に

對馬の寇

恭讓王即位の年、我が後龜山天皇元中五年、遂に其策を納れ、慶尙道元帥朴葳、兵船一百艘を以て、對馬阿佐尾浦に寇し、民舍を毀ち、日本兵船三百艘を燒き、さきに、獲られしところの民一百餘人を收めて還る。王、その功を賞し、衣服鞍馬銀錠を賜

鄭夢周の諫疏

ふ。高麗倭寇の剿治、之を以て第一の大捷となす。次いで、その將金宗衍等、女眞の兵一萬八千を以て來り侵す。宗貞茂、擊つて之を却く。すでにして、高麗亡ぶや、朝鮮の太宗、先づ宗氏に通じ、次いで、之を介して、大内義弘に通ずるに及び、倭寇はじめて緩むを得たり。

第十二章　高麗の滅亡

恭讓王、柔懦姑息、一意佛を奉ずるを以て務となし、絕えて、國政を恤まず。鄭夢周、藝文館大提學に拜し、門下贊成事を兼ね、かつて、經筵に侍し、言を進めて曰く、儒者の道、皆日常有用の事、飮食男女、人の同うするところ、至理存す、堯舜の道、亦た此に外ならず、動靜語默、その正を得れば、即ち是れ、堯舜の道、はじめより甚だ高く行ひ難きに非ず。彼の佛氏の敎は然らず、親戚を辭し男女を絕ち、獨り巖穴に坐し、草衣木食、觀空寂滅を宗とす、これ豈に平常の道ならむや、と。王納れず。時に內外多故、機務浩繁、夢周相となりて、聲色を動かさず、大事を處し、大疑を決し、左酬右答、咸な當時の俗に通ず、凡そ喪祭專ら桑門の法を尙び、忌日には、僧を齋し、時祭に

は唯だ紙錢を設く、夢周請うて、士民をして、朱子の家禮に倣うて、廟を立て、主を作り、以て先祀を奉せしむ、禮俗復た興る。且つ守令を選擇して、上に參せしめ、德望あるものを以て、之に任じ、仍つて、監司を遣し、その黜陟を嚴にし、疲瘵復た蘇す。又た都評議使司・經歷都事を置いて、金穀出納を籍せしめ、內には五部學堂を建て、外には鄕校を置き、その他、紀綱を整へ、國禮を立て、冗散を汰し、俊良を登ぼし、胡服を革め、華制を襲ひ、義倉を立て、窮乏を賑はし、水站を設け、漕運に便するに至るまで、皆その畫するところに係る。夢周、四方に使して、君命を辱かしめず、外交に長じたるとともに、良治の才に至りては、更に過ぎたるものあり、後に李氏の朝鮮を治むるや、皆又その遺制に沿ふといふ。

この時に方り、李成桂の威德、日に盛にして、統一の基、殆んど成る。その初、女眞を剿討して雙城等の地を收復し、紅頭軍を開城に攻めて、先登奇功を奏し、叛黨德興君塔思帖木兒を討つに與つて、崔瑩をして、大功を成さしめ、尋いで倭寇を雲峰等數處に討つて、之を掃蕩したるは、皆李成桂にして、中外心を歸せしもの、固より偶然ならず。況んや、王氏德衰へ、天、すでに與せざるに於てをや。恭讓王、成桂定

策の功を以て、深く之に依頼し、都總制使となし、位、百僚の上に在り、以て樞機を掌らしむ。成桂、疾を以て、之を辭せしと雖も、文武の大權、皆その手に在り。鄭道傳・趙浚・南誾等、帷幄に參與して、謀臣となり、推戴の志を抱くこと、決して一日の故に非ず。然れども、一概すれば、これ全く文武兩班の爭にして、夢周等の文臣は、程朱の性理を主奉し、あくまで、理義を重んじ、必ず王氏の後を存せむと欲し、武人輩は、成桂の將略を敬慕し、その下に在りて、功業を爲さむと欲す。こゝに於て、彈劾上奏は、互に提出せられ、李穡以下の重臣、皆放逐せられ、ひとり、夢周その德器を以て、猶ほ朝に立ち、成桂と相並んで、隱然兩黨に魁たるの狀あり。夢周、因つて、機に乘じて、成桂を除かむを圖る。會ま成桂の世子奭、朝見して、還るや、成桂之を黃州に迎へ、遂に海州に畋し、馬より墜ち、體甚だ平かならず。夢周、之を聞いて、大に喜び人を遣して、臺諫等を嗾さしめて曰く、成桂今馬より墜ちて病篤し、宜しく、先づ羽翼を翦り、然る後に、圖るべきなり、と。遂に趙浚・南誾・鄭道傳、及び素より心を歸するもの五六人を劾し、將に之を殺して、成桂に及ばむとす。成桂還つて、碧瀾渡に至り、將に宿せむとするや、その第五子芳遠、馳せ至つて、告げて曰く、夢周、必ず我が

鄭夢周の死

家を陥れむ、と。成桂答へず。又こゝに留宿すべからざるを告げしも、聽かず。固く請うて、然る後、疾を力め、遂に肩輿を以て、京城の邸に還る。夢周、事を濟さゞりしを憂ひ、食はざること、すでに三日。芳遠又曰く、勢、すでに急なり、將に如何せむとす、と。成桂曰く、死生命あり、但だ順受すべきのみ、と。こゝに於て、芳遠、成桂の弟和・婿李濟等と麾下の士を會し、議して曰く、李氏の王室に忠なるは、國人知るところ、今夢周の陥るゝところとなり、加ふるに、惡名を以てせば、後世誰か能く之を辨ぜむ、と。乃ち夢周を去らむことを謀る。成桂の兄元桂の婿卞仲良、その謀を夢周に洩らす。夢周、成桂の邸に至り、變を觀むとす、成桂之を待つこと初の如し。芳遠曰く、期失ふべからず、と。夢周の還るに及び、乃ち趙英桂等四五人を遣し、城中の長竹橋に要し、擊つて、之を殺す。夢周年五十六といふ。すでにして、芳遠入つて告ぐるや、成桂震怒、疾を力めて起ち、芳遠に謂つて曰く、汝等擅に大臣を殺す、國人我を以て知らずとなさむや、吾が家、素より忠孝を以て聞こゆ、汝等何ぞ不孝をなして、乃ち爾るか、と。芳遠對へて曰く、夢周等、將に我が家を陥れむとす、豈に坐して亡ぶるを待たむや、これ乃ち孝たる所以、宜しく麾下の士を召して、不

虞に備ふべし、と。成桂已むを得ず、黄希碩をして、王に白さしめて曰く、夢周等、罪人を黨庇し、陰に臺諫を誘ひ、忠良を誣陷す、今すでに誅に伏す、請ふ俊閭等を召し、臺諫と辨明せしめむ、と。こゝに於て、臺諫を鞫して、之を流し、幷せて、其黨を斥け夢周の首を市に梟し、上疏して、其家を籍す。夢周、字は達可、初名は夢蘭、圃隱と號す、襲明の後、迎日縣の人、豪邁絶倫、學術精深、忠孝の大節あり。當時經書の東方に至るもの、唯だ朱子集註のみ、而して、夢周の學官たるや、講說發越、人意に超出し、聞くもの、頗る疑ふ。後、雲峰胡氏の四書通を得るに及び、夢周論ずるところと吻合せざるなく、諸儒最も嘆服を加へ、李穡推して東方理學の祖となす。李成桂、亦た之を器重し、閫を分つ毎に、必ず引いて之と偕にし、屢ば薦達を加へ、同じく升つて相となる。著はすところの詩文、豪放峻潔、その人と爲りに類し、今なほ世に傳ふ。

夢周の黨、すでに斬滅せられ、恭讓王、亦た原州に放たれ、後三年にして薨じ、高麗遂に亡び、李成桂、衆に推されて、其統を承く、これを現今大韓帝國の始祖、太祖高皇帝(康獻王)となす。高麗は、太祖の統一より、こゝに至るまで、王氏三十二王、四百四十二年、辛氏の世を合せて、凡そ四百五十六年、時に我が南北講和の前一歲、後小松

天皇明德三年、明の太祖洪武二十五年なり。

第四篇　近古期　朝鮮時代

第一章　太祖太宗の基業

李氏の出身

朝鮮の太祖、姓は李、名は成桂、後に旦と改む、咸鏡道永興の人、李子春の第二子なり。子春、高麗に仕へて、榮祿大夫判將作監事朔方道萬戶兼兵馬使に至る。成桂、高麗忠肅王後元四年に生る。天姿奇偉、神采英發、最も射術に長じ、數ば大功を立て、聲望次第に著はれ、世の衰亂に乘じて、遂に王位に即く、實に高麗恭讓王四年なり。

王氏の誅勠

太祖、王氏の後患をなさむことを恐れ、鄭道傳の策により、王氏の宗族を除かむとし、王康・王承寶・王承貴・王禑を海島に徙すといひ、一大船に載せて、海に浮ばしめ、密に船を鑿つて沈ましむ。唯だ王琠は、其女を太祖の第七子芳蕃に嫁せしに因つて、纔に免るゝを得たり。後人、之を痛恨せざるなし。こゝに於て、吉再・元文錫・禹玄寶・曹信忠・朴愈・尹忠輔の徒は、二君に事ふるを愧ぢ、隱居して出でず、一時の名

臣、朝を拂つて去り、舊人復た存するものなし。

明の通聘

太祖既に、高麗に代り、國中を統一するや、始めに、藝文學士韓尙質を遣し、又知樞密院事趙胖、中土に生長して、漢語に熟し、明主の人と爲りを知れるを以て、擧げて奏聞使となし、明に使す。明主、之を引見して、簒奪の罪を詰るや、趙胖、漢語を用ひて、辯辨理あり、明主復た之を咎めず、古號に從つて、朝鮮と稱さしめ、又印信を改めしむ。太祖、仍つて、國號を改め、都を漢陽に遷し、都城を築き、禮儀法度を新にし、前代の弊制を革め、一に民心を得むことを力む。すでにして、明主、朝鮮さきに金帛を以て遼東の邊將を誘ひ、且つ女眞に說いて鴨綠江を渡らしめしことあるを聞き、詔を下して、之を責む、朝鮮、使を遣して、之を辨せしも、意を達せずして空しく歸ること五回。こゝに於て、靖安君芳遠に趙胖・南在を附し、表を奉じて、南京に至らしめ、親しく、明主に謁して陳情し、兩國の交際、復た舊の如し。

日本の通交

これより先、我が日本の邊民、朝鮮の沿岸を襲ふもの、なほ絕えず。太祖、乃ち都統使金士衡等に命じ、壹岐對島を攻むと稱し、親ら南大門外に餞して、その儀容を盛にす。然れども、士衡、舟師を帥ゐて出で、未だ一月ならずして歸る。こゝに於

琉球遣羅

太祖の文治

て、太祖、僧覺鎚を日本に遣し、國書を齎し、海寇を禁じ、隣交を修めむことを請ふ。足利義滿、答書して曰く、海隅の小民、化を斆り、制に遵はざるは、我が君臣の愧づるところ、當に鎭西の守臣に命じて、之を禁止せしむべし、但だ通信結交の事に至りては、我が國、古來その例なきを以て、擅に來意に應ずる能はずと。太祖、又秘書監朴敦之を遣し、前請を申ねしむ。鎭西探題大內義弘、之を義滿に報す、義滿、その禮を厚うして來聘したるを悅び、請ふところを聽るし、使者を優遇して、遣歸せしむ。これより、彼此通問、絕ゆることとなし。但し海寇の警、なほ、依然たり。琉球暹羅、又同じく明に事ふるを以て、朝鮮と約して兄弟の國となり、殊に琉球の如きは、辭を卑くして、臣と稱したりといふ。

太祖即位の初、賢良遺逸を擧げしめ、直言を求め、科擧考課の法を定め、都を漢陽に移し、成均館・文廟を建て、又鄭道傳及び河崙に命じて、經國元典・續典を撰せしむ。然れども、事皆草創に屬し、百度の整頓せしは、實に數世の後に在り。

太祖明決寬厚、善く衆議を容れ、因つて、威望を得て、國を創む。八子あり、芳雨・芳果・芳毅・芳幹・芳遠・芳衍・芳蕃・芳碩といふ。芳雨より芳衍までは、神懿王后韓氏の出

鄭道傳の亂

朴苞の亂

にして、芳蕃・芳碩は神德王后康氏の出なり。　太祖、かつて、世子を立てむことを議す。　時に韓氏すでに薨じ、康氏坤位に在り、裴克廉等、康氏の意を迎へ、遂に請うて、第八子芳碩を封じて世子となす。　こゝに於て、鄭道傳・南誾等、芳碩に附し、諸王子を忌みて、之を去らむとす。　諸王子中、芳遠、最も威名あり、豪邁果敢、太祖の業を輔けて、最も功あり、又ひそかに繼儲たらむことを期す。　道傳等、太祖の疾に乘じ、移御に托して、諸王子を召し、之を殺さむとするや、芳遠、之を知り、安山郡事李叔蕃の兵を藉りて、宮に入り、道傳・誾等を殺し、芳蕃・芳碩、亦た皆害に遇ふ。　群臣乃ち芳遠を立てゝ、世子となさむことを請ひしが、芳遠固く讓りて、芳果を立て、太祖遂に位を傳ふ、これを定宗恭靖王となす。　太祖在位七年、禪位の後、上王と稱す。　知中樞朴苞、鄭道傳の亂に大功ありしが、賞及ばざるを怒り、芳幹に勸めて、兵を擧げ、芳遠を殺さむとす。　こゝに於て、芳遠亦た兵を率ゐて、之と戰ひ、遂に芳幹を擒にして、兎山に流し、朴包を淸海に竄し、尋いで、之を殺す。　定宗、人と爲り、謹直仁險、すでに芳遠の威望を知り、久しく、位に居るを欲せず。　その妃金氏、芳遠の入朝する每に、定宗を諫めて曰く、殿下何ぞ其目を視ざる、速に位を傳へ、以て其心を安んずべし、

上王

太宗の施政

と。定宗之を諾し、在位二年にして、位を芳遠に傳ふ、これを太宗泰定王となす。

諸王相爭ふこと、前後二回、上王心平かならず、禪位の後、咸興に奔つて還らず。太宗即位、屢ば位を遣して、安否を存問せしも、皆殺され、次いで、成石璘・朴淳、反覆開陳せしに因り、漸く都に還る。然れども、その太宗と相見るや、怒未だ釋けず、弓を挽いて之を射むとするに至る。上王禪位の後、八年にして殂し、明より謚號を賜うて、康獻といひ、これより常例となる。

李氏、國を創むるの前、すでに田制を革め、定宗の世、私兵を解除し、次いで、官制を革め、經國元典を改めて經國六典となす。太宗の世、はじめて活版を傳へ、大に印書の業を奬勵し、又讖緯の書を焚き、奴婢開放の令を下し、外戚の封君を罷め、敦寧府を置き、女服を革め、佛敎の禁を布く。明主、かつて太監黃儼を遣して、濟州島の銅佛を迎へしめ、その至るや、儼、太宗をして、先づ拜せしめむとす。太宗曰く、藩國の禍福、天子に在り、佛に在らず、宜しく、先づ天子の使臣を見るべし、豈に吾土の銅佛を拜せむや、と。遂に拜せず。こゝに於て、わづかに禪敎の二宗を許し、他の五敎を嚴禁し、悉く都鄙の寺社を廢し、その奴婢土田を官沒し、後、之を三十八寺に限

世宗

文學の奬勵

る。

太宗在位十八年、位を第三子世宗莊獻王に禪り、しかも、なほ上王として、政に預り、兵馬の權を握り、姜尙任・沈泟等の服せざるを疑ひ、妄りに寃獄を起し、失政少しとなさず。すでにして、殂するや、世宗はじめて政を親らす。

第二章　世宗世祖の至治

世宗、寬裕溫柔、勤勉にして寡言、每日四夜衣を命じ、平明朝を受け、次に事を視、次に諸臣と輪對し、次に經筵に御して經史を講究し、盛夏極寒、未だ甞て懈らず。三十年、一日の如し。又九族に親しみ、二兄に友なり、最も讀書を好み、手に卷を釋てず、通鑑綱目の如き、一たび眼を過ぐれば忘れず、該博にして密察、精義神に入る。この時に方り、人材輩出、內外ともに治まり、國祚その盛を極む。

凡そ武を偃せ文を修め、以て亂離の弊を防がむとするは、太祖治國の訣にして、國初以來、文學の奬勵、固より絕えず。太祖、はじめて、成均館を建て、貴戚の子弟をして、學に就かしめ、寶文閣を興し、趙浚・權仲和・趙璞・權近を擧げて、提調官となし、文

臣五品以上を校理に、七品以下を說書正字に充て、更日に經義を講論せしむ、こゝに至りて、集賢館を復し、賢士を聚め、經筵を開き、又編纂の業に從はしめ、改修高麗史・農事直話・三綱行實・葬日通要・治平要覽・龍飛御天歌・新製陣法等を刊行頒布す。次いで、鄭麟趾・申叔舟・成三問・崔恒をして、新字を創成せしむ、諺文、一に吏道又吏套といふもの、即ち是れなり。その他、音律を改定し、金墪・金銚・蔣英棠に命じて、星象を觀測せしむ。當時の名臣、許稠・黃喜・金宗瑞・朴彭年・成三問・鄭麟趾・申叔舟の如き、學術詞章、ともに秀越、文彩一時に朗映す。

世宗、又我が邊民の侵掠絕えざるを怒り、領議政柳延顯の策を用ひ、援を韃靼に借り、李從茂をして、船艦五百隻を率ゐて、對馬を襲ふ。事、不意に出で、島兵利あらず、退いて嶮峻に據る。宗貞茂・澁川滿賴等、故らに弱を示し、其懈るに乘じて左軍を擊ち、大に之を敗り其船を焚き二千百人を殺す。乃ち曩に虜にせられし明の男女百四十六人を獲て還り、八月復た大擧して之に逼る。我が兵、善く防ぎ、每戰皆克つ、すでにして大風雷、雹を飛ばすに會し、戰艦覆沒、死者數を知らず。從茂等、纔に免れて歸る。世宗深く敗に懲り、以爲へらく、對馬は、兩國の間に介立し、彼此

の事情に熟す、若かず、宗氏と好を結び、その歡心を求め、以て侵掠を止めむにはと。こゝに於て、宗氏と通交の議あり。次いで、鎭西探題澁川義俊、使を遣して土宜を贈る。

足利氏の通交

はじめ、足利義持、僧周護を遣し、使者の還るに從つて、大藏經を求めしむ。蓋し、その摹刻精確なるを以てなり。すでにして、使を遣し、書翰土宜を齎らし、重ねて之を求む。世宗、大藏經一部及び錢數貫を幕府に獻じ、俘虜を還さむことを求む。義持、僧圭壽を遣し、俘若干を還し、又書翰土宜を齎らし、往いて贈物を謝し、兼ねて大藏經全部の鑄版を求む。世宗、一版の外、別に頒つべきもののなきを以て、之を辭す。然れども、後、義澄の時に至りて之を贈るといふ。

宗氏の貿易獨占

足利氏の中葉以後、西國の豪族、周防の大内氏・安藝の小早川氏・壹岐の志佐氏・肥前の五島氏等、皆貿易の利を認め、私に使を遣し、通商を求む。我が嘉吉三年、世宗、その臣李藝を對馬に遣し、宗貞盛と和を議す。貞盛、島民かつて朝鮮沿海を劫掠したるもの十三人を藝に附す。こゝに於て、和親再び成り、世宗、貿易勘合章を宗氏に贈り、毎歲我より船五十艘を送り、米豆二萬石を得るを限となし、西南諸州の

使船及び商船の朝鮮に至るもの、皆宗氏の紹介文引を携へざれば、航すべかざるを約し、釜山・薺浦・鹽浦を以て、船舶碇泊の處となし、稱して、三浦といふ。爾後兩國の舟楫、互に往來し、帆影海上に相望み、從來倭寇の關係、略ぼ變じて、こゝに貿易通交となる。

朝鮮の明に服屬するや、その禮、甚だ謹む。明初、太祖李成桂を高麗の臣李仁任の後なりと誣ゐしものあり、大明會典、之を記し、併せて、簒滅の事を書す。定宗以後、專使を發し、其誤を辨し、訂正を請ひしこと、幾回なるを知らず。世宗、明に事へて、尤も謹み、明の仁宗の崩ずるや、群臣をして、三日の喪に服せしめ、自ら素服を着くること二十七日、以て誠意を表す。明廷之を喜び、他日必ず訂正せむことを論せしも、未だ行はず。時に蒙古再び盛にして、宣宗親征、虜廷に陷り、北京亦た圍を受け、明の建州衞、屢ば女眞の爲に陷れられ、朝鮮の北邊、亦た侵寇を被る。この頃朝鮮國內しばらく兵革なく、宿將輩、功を殊域に建てむことを欲するを以て、兵を發して之を防ぎ、一は國威を耀かし、一は明の爲にし、以て其誠を表し、服屬決して虛禮に非ざるを明かにし、その後數世、また屢ば明の爲に兵を出し、その功、頗る多き

を以て、後に宣祖の時に至り、明、遂に朝鮮の請を納れ、會典中、朝鮮の記事を重修して、宗系簒滅の誤謬を正し、謝恩使の歸國に托して、會典の成書を賜ふ。

世宗在位三十二年、日本對馬の役、終りて後、國中靜謐、因つて、祿法を頒ち、箕子の廟を建て、都城を改築す。治世の良主、朝鮮稀に觀るところといふべし。

端宗

世宗薨じて、文宗恭順王嗣ぐ。在位わづかに二年にして殂し、世子弘暐、位を繼ぐ、これを端宗となす、年わづかに十二。文宗遺言して、特に領議政皇甫仁に命じ、且つ金宗瑞を右議政となし、ともに幼主を輔けしむ。成三問・朴彭年・河緯地・申叔舟・李塏・柳誠源等、皆世宗の附託を受けて、左右協贊たり。

世祖の簒位

時に宗室首陽大君瑈、王の叔父を以て、勢に倚り、賓客を迎致し、權擥・韓明澮を信任し、ひそかに、異圖を蓄へ、自ら金宗瑞の家に至りて、之を椎殺し、又皇甫仁・趙克寛等數人を殺し、安平大君瑢を誣ゐて、江華に竄し、尋いで、死を賜ひ、自ら領議政となり、內外兵馬都統使軍國重事を兼ね、その功を周公に比し、鄭麟趾・韓明澮等、三十六人、皆靖難の功を錄せらる。すでにして、遂に端宗に逼り、其禪を受く、これを世祖惠莊王となす。

六臣の變

世祖簒位の後、端宗、上王と稱して、壽康宮に在り、成三問及び其父勝・朴彭年・李塏・

魯山君の死

河緯地、柳誠源、金礩、兪應孚等、密に上王を復せむことを謀り、世祖元年六月、明の使節來るや、日を期して、昌德宮に宴し、三問、彭年等、成勝、兪應孚を雲劍として、事を擧げむとす。すでにして、計齟齬して發せず。金礩、尹鈴孫、ひそかに、之を悔ゐ、馳せて闕下に至りて變を上る。こゝに於て、三問、應孚等は、灼刑を加へて、鞫問せられ、後、彭年、塏、緯地とゝもに、皆誅に伏し、柳誠源、外に在り、變を聞いて、自殺す。世人之を六臣といふ。その他、坐して、罪を被るもの、數十人。上王、降封して魯山君と稱し、寧越に放たる。錦城大君瑜、謫せられて順興に在り、府使李甫欽と相謀り、魯山を迎へて回復を爲さむとし、事露はれて殺され、魯山又廢せられて、庶人となり、後藥を賜うて死す。

李施愛の叛

世祖、簒逆を以て、國を得、その德、頗る缺くと雖も、天性豪邁、最も射御に長じ、又韜鈐に深く、親ら兵書を撰し、五衞都總府を立て、專ら軍務を委ねて、兵曹に隷せず、精を勵まし、治を圖り、文武俊異の材を擧げ、申叔舟を以て、江原咸吉都體察使となし、婆豬江の野人を服し、吉州の人前會寧府使李施愛、叛をなし、咸興以北の州郡、守令を殺し、爭つて之に應ずるや、龜城君浚を四道都總使となし、許琮を節度使となし、

康純・魚有沼・南怡等を大將となし、數萬の兵を發して、之を討せしめ、洪原・北青等に戰つて、大に之を破り、施愛の野人に奔らむとするを捕らへて、之を軍前に斬り、賊黨全く平らぐ。次いで、建州衞、李滿住の明に叛くや、魚有沼・南怡等に命じて、咸吉道より、直に軍を移して、鴨綠江を渡り、九獮府の諸塞を敗り、李滿住及びその子古納哈打肥剌等を斬る。明、因つて物を賜うて之を賞す。

世祖、又文治に志あり、親ら民政を察し、刑獄を愼み、量用をなし、官制を改め、暇あれば、學を講じ、道を論じ、最も易理に通じ、親ら周易口訣を作り、諸臣をして、論難せしめ、圖書を刊行し、學問を奬勵す。故を以て、この後數世、有用の撰著、頻々として、出づ。その主要なるもの、國朝寶鑑・易學啓蒙補解・東國通鑑・改正五禮儀・經國大典・世祖實錄・大學衍義輯略・輿地勝覽・三國節要・大典續錄・歷代年表・筆苑雜記・東文選・太平閑話・東人詩話・四佳集・儒先錄・東湖問答・聖學輯要等あり。太祖・世宗以來、經國六典・續典の編輯ありしが、未だ完からざるを以て、詳定局を開き、崔恒・金國光・韓繼禧等に命じて、斟酌會通して、萬世の成法となさむと欲し、更に經國大典を纂修せしむ。世祖在位十三年、その完成を見るに及ばずして殂す。

大典の完成

世祖の後、睿宗襄悼王、位に卽く。その元年、經國大典六卷成る。王在位一年にして殂す、故を以て、未だ之を發布するに及ばず。王の嗣子、幼騃なりしを以て、貞熹王后尹氏、世祖の長子暲の第二子娎を立つ、これを成宗恭孝王となす。時に年十三、尹氏簾を垂れて政を聽きしが、七年にして之を還へす。王、重ねて、崔恒等に命じて、大典を修正せしめ、二年之を中外に頒つ。次いで李克增・魚世謙等に命じて、再び大典續錄を撰せしめ、二十四年、之を頒ち、又申叔舟・姜希孟に命じて、五禮儀を完成せしむ。蓋し大典は吏戶禮兵刑工の六典にして、大抵唐六典明會典等こ傚うて斟酌損益せしものに係り、太祖以來の政法を集めて大成し、後世奉じて圭臬となすところ、その內容の紀述は、餘白なきを以て、こゝに略す。

成宗の文治

成宗、天性聰明、學を好み、經史百家より星歷鐘律に至るまで、一として、通曉せざるなく、射御書畫、亦た其妙に臻る。王、尤も心を風化に用ひて、治民の官を重んじ、臺諫を崇び、親ら藉田を耕し、王妃親ら蠶し、屢ば大學に幸し、養老の宴を宮中に開き、外邑の諸臣をして、群老を宴せしめ、尊經閣を作り、養賢庫を設く。これより先、集賢殿、一時廢されしが、卽位の年、その規模に傚うて弘文館を開き、且つ龍山の佛

燕山君の淫虐

前後二回の士禍を經て、賢臣悉く斥逐せられ、燕山君、漸く驕恣の念を生じ、內豎金子猿等、專ら機密に參し、之に勸めて、惡を爲さしめ、諸道に妓樂を設けて運平と號し、三百人を擇んで、內に入れ、地科興淸・天科興淸等の目あり。又採紅駿使・採靑使を遣して、美女良馬を徵求せしめ、成均館を廢し、祖廟を撤移して、遊嬉の所となし、弘文館を罷め、司諫院を革め、經筵を廢し、司僕寺・掌樂院の官を增し、淫虐日に甚しく、宗社將に危からむとす。十二年、前吏曹參判成希顏・知中樞朴元宗・吏判柳順汀等、相謀り、慈順大妃尹氏の敎を奉じ、王を廢して、燕山君となし、喬桐島に移し、成宗の次子、晋城大君懌を奉じて、位に卽かしむ。これを中宗恭僖王となす。朴元宗・柳順汀・成希顏・柳子光等、百餘人、定策の功を以て、皆靖國功臣となる。

中宗の卽位

中宗卽位、大に前代の弊政を革め、賢良の科を設け、人材を登庸し、學田を賜ひ、文學を振興し、王親ら田を耕し、妃親ら蠶桑し、儉を主として、祭祀を謹み、上下の禮、衣服の制を改め、仍つて中興の良主と稱せらる。然れども、この間、亦た時に禍亂なき能はず。即位の初、夫人愼氏を立てゝ、王妃となせしが、その父守勤、驕縱なるを以て、領相柳洵・右相金童等、王に白し、八日にして之を廢し、章敬王妃尹氏を立つ。

金淨の貶謫

十年尹氏薨ずるや、金淨・朴祥等上疏して、廢妃愼氏を復せむとす。大司諫李荇・大司憲權敏手等、之を斥けて邪論となし、柳洵・鄭光弼等救解すれども及ばず、金淨等、遂に貶謫せらる。

己卯の禍

次いで、王、趙光祖を登庸し、副提學より大司憲に進め、諸賢亦た多く薦引せらる。會ま前牧使金友曾、士林を誣毀して、延訊せらるゝや、光祖之を窮治するに意なかりしを以て、矯激銳進の徒、却つて、之を彈劾せむとし、禮判南袞・都總管沈貞等、平生不平を懷き、遂に光祖等を讒す。領相鄭光弼・左相安瑭等、極諫せしも、王聽かず。光祖及び金湜・金絿等數十人、皆竄黜せらる。こゝに於て、館學諸生、李若水・申命仁等、一千餘人、上疏して寃を訴ふるや、愈よ其勢を激成し、光弼・瑭皆罷められ、南袞・李惟清、左右の相となり、金銓は領相となり、賢良科を罷め、光祖に死を賜ひ、その餘を竄黜す、これを己卯の禍といふ。

辛卯の三奸

南袞・沈貞の政を專にするや、金安老、吏曹判書となりしが、罪を以て、豊德に流さる。すでにして、南袞死し、鄭光弼、相となるや、沈貞・李沆・金克愊等、謂ゆる三奸の徒、事を用ふ。安老、再び用ひられむことを冀ひ、東宮を保護するを名とし、陰に之が計をなし、遂に召し還され、復た入つて政に與り、遂に沈貞・李沆を殺す。三奸すで

丁酉の三凶

に除かると雖も、安老亦た姦邪狡猾にして、李彦迪・朴紹等を逐ひ、鄭光弼を竄し、許沆・蔡無擇等、その爪牙となり、屢ば大獄を興す、時人これを丁酉の三凶といふ。こゝに於て、參判尹安仁、文定王后に告げて王に請ひ、大司憲梁淵を誅し、三凶を捕らへて、之を竄し、遂に死を賜ふ。こゝに至りて、中宗大に悔悟し、流配の人を召還し、遺逸の士を擧げしが、再び政を振擧する能はず、在位三十九年にして殂し、長子仁宗恭靖王、嗣いで立ちしが、わづかに八月にして殂し、弟峘嗣いで立つ。これを明宗恭憲王となす。

尹元衡の專橫

明宗、年はじめて十二、その母文定王后尹氏、簾を垂れて、政を聽き、后の弟尹元衡、國に當りて、事を用ふ。元衡は、仁宗即位の初、工曹參判に擢んでられしが、大諫宋麟壽の爲に、彈劾されしものなり。こゝに於て、外戚專權の端、はじめて發す。仁宗の母章敬王后の弟尹任、元衡と相善からず、中宗の末年より、黨を分つて相軋り、

大尹小尹

大尹小尹の目あり、こゝに至り、元衡、その黨鄭順朋・李芑・林百齡・許磁等とともに、尹任及び柳灌・柳仁淑を除かむを謀り、その異志あるを譏し、因つて、之を竄逐し、次いで死を賜ふ。これより、羅織構陷、愈よ甚しく、諸王名士の竄配せられしもの、乙巳

宣祖の即位

黨禍の漸

より丁未に至るまで、數年の間、百人に上る。而して、元衡の黨、皆勳を錄せられ、人心之を憤れども、王后を畏れて、敢て言ふものなく、王、亦た李樑を擢んでゝ、之に當らしめしが、勢焔兇盛なるを以て、副提學奇大恒の言によりて、之を斥け、元衡依然として、政を擅にし、進んで相位に登り、生殺與奪の大權を弄すること、二十餘年、文定王后の薨ずるに及び、はじめて、爵を削つて、田里に放還せらる。明宗、乙巳諸臣の寃を悟り、盧守愼・柳希春等を量移せしが、幾もなくして、在位二十二年にして殂す、その病篤きや、後嗣未だ定まらず、領相李浚慶、入つて候せしが、王すでに語る能はず、仁順王妃沈氏、王の意を傳へ、浚慶命を奉じて、中宗の第七子德興君昭の第三子昖を迎へて、位に即かしむ、これを宣祖昭敬王となす。沈氏簾を垂れて同じく政を聽きしが、幾もなくして、之を還へす。その後、浚慶の將に卒せむとするや、遺疏を上り、朝臣朋黨の漸あるをいふ。王、その疏を朝臣に示す。議論洶々、浚慶士林に禍せむと欲するの意あるを以て、官爵を追奪すべきを論じ、李珥の如き、詆斥最も甚し。しかも、數年にして、東西の黨論、はじめて起り、その言、遂に驗あり、識者今に至りて、その志を悲むといふ。

半島の衰運

野人

第四章　南北の寇警

宣祖即位の後、李滉・李珥等を登庸し、學を講じ、治を論じ、南袞の官爵を追奪し、尹元衡・李芑・鄭順朋・林百齡等の勳籍を削り、乙巳以來の寃枉を伸ぶ。然れども、綱紀の頽廢は、未だ容易に更革すべからず。況んや、當時外警日に臻り、半島危亡の秋に近づきしに於てをや。顧れば、世宗以後、文學を奬勵し、武伎を廢絶せし結果、士林の禍となり、國力愈よ疲弊し、遂に此に及ぶ。當時外寇の警、北には野人あり、南には倭寇あり、その由つて來るところ、亦たともに久しと爲す。

はじめ成宗十年、明の命によりて、建州衞・野人を夾攻するや、魚有沼、滿浦鎭に至り、氷解けて渡り難く、空しく還りしを以て、その罪を治め、更に左議政尹弼商に命じて、之を伐たしめ、俘獲を明に獻じ、二十二年、野人、永安道に寇して鎭將を殺すや、觀察使許琮をして、之を伐たしむ。中宗・明宗の間、野人の警、常に絶えず、兵を發して、之を驅除せしと雖も、滿浦の僉使沈思遜の殺されし時は、師を發する能はず。宣祖の初、野人の酋長尼陽介、六鎭に出沒するや、王、之に假すに官祿を以てし、接待

申叔舟の遺言

頗る厚し。十六年、尼陽介、邊將の禮薄きを怒り、隣部の衆を併せて入寇し、慶源府を陷る。こゝに於て、吳沄・朴宣を助防將とし、勇士八千を率ゐて、先づ赴援せしめ、鄭彥信を都巡察使となし、李戩を南兵使となし、京畿以下五道の兵を發す。時に昇平日久しく、士民刀槍に習はず、その徵さるゝや、巷哭の聲、相聞こゆといふ。すでにして、穩城府使申砬、兵を率ゐて赴援し、大に之を破り、遂に金義賢・申尙節等と、豆滿江を渡り、その部落を掩擊して還り、一時の急を濟ふを得たりしが、その後、野人猶ほ時に出沒し、その患、長しへに絕えず。

倭寇の警、さきに暫らく息みしが、半島の衰運に際し、六十年來、貿易の關係、忽ち變じて、侵掠入寇、又甚し。はじめ、申叔舟疾篤く、成宗その言はむと欲するところを問ふや、叔舟對へて曰く、願はくは、國家和を日本に失する勿れ、と。成宗その言に感じ、李亨元等に命じて、書幣を對馬に致さしむ。然れども、その後、復た使を遣さず、日本の使至れば、例に因つて接待するのみ。こゝに於て、燕山君の末年、日本の兵船、全羅道に寇し、守令柳軒・金良輔等を殺し、又加德島を奪ひ、濟州の貢船を奪ひしにより、王、禮賓寺正尹殷輔を對馬に遣し、島民の暴行を禁せむことを請ひし

が、宗氏、制する能はず。この時に方り、宗氏の支族、皆朝鮮に通交し、邦人亦た宗氏に依らずして往來し、互市間なく、住家を釜山近傍に構へ、婚姻を通ずるもの多し。これを麗倭といひ、一に倭戶といふ。にの輩、漸次增加して、戶數四五百、人口二千餘の多きに上り、動もすれば、韓民と利を爭ひ、又海寇を引いて掠となす。中宗五年、釜山僉使李友曾、かつて居留の對馬人を鞭つや、倭戶大に怒り、對馬國主宗義盛、その族盛弘を遣し、兵三百を率ゐて至らしめ、薺浦の移民と謀り、夜、備なきに乘じて、釜山城を陷れ、李友曾等を殺し、薺浦僉使金世鈞を執らへ、遂に進みて、熊川・東萊等を陷る。韓廷、警を聞いて、大に驚き、安德潤を都體察使となし、黃衡・柳聃年を防禦使となし、兵を率ゐて、之を討つや、倭戶相率ゐて對馬に還る、これを庚午三浦の亂といふ。時に我が後柏原天皇永正六年、朝鮮中宗即位の四年、庚午の歲に當るを以て、一に庚午の變といふ。こゝに於て、朝鮮對馬の通交、一時杜絕せしが、宗義盛、その不利を感じ、之を足利義植に訴ふ。義植、僧弸中を遣し、書を贈つて、鄰交を修し、中宗之を諾す。然れども前年の故を以て、舊約を革め、三浦の居留戶を撤し、ひとり倭館を薺浦に置き、宗氏の帆船五十隻を半減し、貿易米豆、亦た二百石を減

す。　對馬島民之を怨み、常に邊を掠め、庚午變後三十年、薺浦居留の邦人三百、韓人と鬪ふ。　中宗大に怒り、全く邦人を逐はむとせしが、勢已むを得ずして、倭館を釜山に移す。　蓋し、薺浦は、洛東江口に位し、內地交通の衝に當り、一朝警あらば、全國を震動せしむるに反して、釜山は、海隅の僻地、甚だ防ぎ易きを以てなり。　又熊川海中に、加德・天城等の諸鎭を設けて之に備ふ。　すでにして、對馬の民、復た蛇梁に寇せしより、交通を絕ちしが、明宗二年、又約條を定む。　後八年を經、倭船七十餘隻、全羅に寇し、達梁を陷れ、兵使元績・長興府使韓蘊を殺し、靈巖郡守李德堅を虜にし殺掠甚だ衆し。　こゝに於て、李浚慶を都巡察使となし、金景錫・南致勳を防禦使となし、之を討たしめ、金州府尹李潤慶等力戰して、わづかに勝を制す。　この年、はじめて備邊司の制を定め、中外軍國の機務を總領せしむ。　後に、足利義昭、使を遣し、再び薺浦を開き、且つ船數を舊に復せむことを請ひしも、韓主聽かず。　この時に方り、倭寇殊に甚しく、四國鎭西の諸豪族、陰に聲援を與へ、東亞沿岸一帶、その害を被らざるなく、朝鮮尤も甚し。　韓主、之を怒りて、漸く日本と絕つの意あり。　すでにして、國中弊政日に甚しく、民、命を堪へざるや、或は我に投化して、その嚮導をな

宣祖以後の國勢

すものあり、遂に日韓間の大交渉を起すに至る。

宣祖即位の前後、我が足利氏、すでに衰へ、兩國の使聘全く絕え、次いで壬辰の亂、即ち豐公征韓の役に及ぶ。東亞の形勢、こゝに復た一變し、爾後朝鮮は、長しへに其國を鎖し、八道の山川、舊時の容を改めずと雖も、元氣中に餒えて、遂に救濟するに由なく、國運陵遲、その極まるところを知らざるに至る。

第五章　豐臣秀吉の征韓

宣祖の弊政

宣祖昭敬王、自ら太平の君主を以て居り酒色に沈湎し、權臣政を擅にして、八道の人心、漸く解體し、或は遼東に走るあり、或は日本に投化するあり、加ふるに、黨論はじめて起り、國運日に衰ふ。こゝに至りて、經筵官李珥、亦た諫めて曰く、國政振はざること久し、禍測るべからず、願はくは、兵備を嚴にして、以て緩急に應せむ、と。柳成龍、可かずして曰く、太平無事の時は、經筵を勸勉し、聖經を講ずるを先務とすべし。軍旅は、急とするところに非ず、と。李珥歿後、當路者、唯だ逢迎を事とし、政彌よ衰ふ。王、之を顧みず、仁嬪金氏、寵、後宮を傾け、言として聽かれざるなく、領相

李山海、金氏の兄公諒と結び表裏事を用ひ、人心解體、或は亂を思ふものあるに至る。

壬申の亂

この時に方り、我が日本は、戰國の末運に際し、織豐二氏、相踵いで崛起し、秀吉遂に群雄を統率し、自ら關白太政大臣となり、天下兵馬の權を掌握し、遂に征韓の役を興すに至る。半島史に謂ゆる壬辰の亂、即ち是れなり

秀吉の夙志

秀吉の意、固より、ひとり朝鮮に在らず、實は之を經由して明に入り、一擧直に燕京を擣かむとするに在り。而して、その夙志、固より久し。はじめ、秀吉、毛利氏を討たむとして、信長に辭するや、乃ち曰く、君、臣の鄙陋を以てせず、勳舊諸將を舍いて、大任を臣に命ず、臣、敢て力を竭さゞらむや。叛を討ち、服を撫し、機に臨み、變に應じ、以て中國を定むるは、臣の度內に在るのみ。君の近臣、功を積み、勞を累ね、而かも未だ報ずるところあらず、中國すでに定まれば、願はくは、以て此輩を封ぜよ。臣は直に進んで、勢に乘じて、遂に九州を下さむ。九州下らば、願はくは、その一歲の入を賜はり、糧仗を蓄へ、舟艦を作り、海を濟つて朝鮮に入らむ。君、臣の功を賞せむと欲せば、願はくは、朝鮮を以て請となさむ。臣、乃ち朝鮮の兵を用ひ、以て明

柚谷康廣

に入らむ。庶幾はくは、君の威靈に倚り、明國を席卷し、三國を合して一となさむ。これ臣の夙志なり、と。或は之を以て、秀吉の明智、早く信長の猜忌を知り、豫め他日の禍を避けむと欲するの意に出で、後年猶ほ必ず志を遂げむとせしものとなす。然れども、その事、固より確證なく、予輩は唯だ秀吉が天成の大征服者にして、しかも、元寇以來、漸を以て發達したる對外侵略的精神を鼓煽して、最後の一掉をなせしを知るのみ。而して、秀吉の壯志、暮年に至りて猶ほ止まず。その北條氏を平らげ、旌を關東に前むるや、かつて、鎌倉に遊び、源賴朝の塑像を觀、進んで其背を撫して曰く、若は我が友なり、徒手天下を有つは、惟だ吾と若とあるのみ、然れども、若は籍を名族に承く、吾が人奴より起りしに若かざるなり。吾、遂に地を略して明に至らむと欲す、若以て何如となすか、と。之を要するに、西征の擧は、秀吉の壯年以後、夢寐なほ且つ其懷に忘れざりし一大企圖に外ならず。

はじめ、秀吉の畿内を定め、次いで、西海に向ふや、對馬の宗義智に謂つて曰く、汝、朝鮮をして來聘せしめよ、然らざれば、兵を擧げて、之を征せむ、と。義智、命を奉じ、その臣柚谷康廣、韓事に諳熟するを以て、秀吉の書を齎らして往かしむ。康廣、年

老ひたれども、氣なほ壯、擧止倨傲、平時の使者と異なり。朝鮮、大に之を怪しむ。尙州牧司宋應洞、之を饗し、盛に妓樂を張る。康廣、之に謂つて曰く、老夫久しく干戈の間に馳驅す、故を以て、鬚髮盡く白し。君、常に聲妓管絃の間に居り、一も憂ふるところなく、しかも皓白なるは、何ぞや、と。すでにして、座上の妓工、禮を失ふ、康廣喝して曰く、汝の國、必ず亡びむ、紀綱廢壞せり、と。然れども、宣祖、豐臣氏の書辭甚だ倨れるを惡み、長しへに、その關係を絕たむと欲し、辭を水路險遠、航し易からざるに託して應せず。康廣、遂に要領を得ずして還る。秀吉大に怒り、且つ康廣朝鮮と私あるを疑ひ、之を族誅す。

竹島の寇

秀吉、朝鮮の應せざるを憤り、先づ之を滅して、明に入らむと欲し、投化の民沙乙・背同を以て嚮導となし、兵船十六艘を遣し、嶺南外洋より直に興陽に至り、竹島を剿し、以て朝鮮の兵力を試む。朝鮮、之を竹島の倭寇と稱し、各鎭の舟師、震慴せざるなし。ひとり、鹿島の李大源、進み戰ひしが、我が兵、擊つて之を殺し、即夜兵を引いて去る。朝鮮、大に之を銜むといふ。

朝鮮通信使の來聘

その翌年、秀吉の關東を伐たむとするや、宗義智、自ら請うて、朝鮮に使し、僧玄蘇・

秀吉の書

柳川調信、之に隨ふ。宣祖、答ふるに、竹島の事を以てし、且つ投化の叛民を還さば、通信を議すべしといふ。義智乃ち沙乙·背同等、全羅道の逋民、我が五島に在るもの、凡そ十餘人を捕へて之を還へす。朝鮮、大に震讐し、しかも聘使を拒むの口實なきに苦み、宣祖自ら仁政殿に御し、義智等を請うて臨ましめ、先づ逋民を斬り、紛議の後、李德馨·柳成龍の奏言に因り、遂に信を通ずるに決し、僉知黃允吉·司成金誠一を以て通信使となし、典籍許筬を書狀官となし、國書方物を齎らし、義智等に從つて、日本に來聘せしむ。時に秀吉關東を伐つ、より歸り、仍つて、之を聚樂の邸に延き、使者に白銀若干を給す。但だ允吉等の言辭曖昧、且つ明使未だ來らざるを以て、心平ならず、直に使者を放還せしむ。允吉等、堺浦に止まり、答書を請ふこと再三、秀吉乃ち史に命じ、書を作つて、之に與ふ。其略に曰く、日本國關白秀吉、朝鮮國王閣下に奉復す。吾が邦、諸道久しく分離に屬し、綱紀を廢亂し、帝命を阻格す。秀吉之が爲に憤激し、堅を被り、鋭を執り、西討東伐、數年間を以て、六十餘國を定む。秀吉は鄙人なり、然れども、その胎に在るに當つてや、母、日輪の懷中に入るを夢む。占者曰く、日光の臨むところ、透徹せざるなく、壯歲必ず武を八表に耀かさむ、と。

これが故に、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取る。今や海内すでに治まり、民富んで財足り、帝京の盛、前古比なし。夫れ人の世に在るや、古しへより、百歳に滿たず、安んぞ能く鬱々として、久しく、此に在らむや。吾、道を貴國に假り、山海を超越し、直に明に入り、その四百州をして、盡く我が俗に化せしめ、以て王政を億萬斯年に施さむとす、これ秀吉の宿志なり。凡そ海外諸藩、後れて至るものは、皆釋さゞるところに在り、貴國先づ使幣を修む、帝、甚だ之を嘉す、秀吉明に入るの日、其れ士卒を率ゐ、軍營に會し、以て我が爲に前導せよ、と。因つて、復た柳川調信及び僧玄蘇を遣して、與に偕にし、その虛實を探らしむ。允吉等、明の萬曆十九年(天正十九年)三月を以て還る。宣祖、秀吉の書を得て疑惧し、狀を允吉に問ふ。允吉は答ふるに秀吉遠征の意あるを以てし、誠一は以て虛喝となし、左相柳成龍、亦た之を贊す。宣慰使吳億齡、玄蘇の言を聞いて上疏し、時議に忤ふを以て貶黜せらる。兩黨相鬩いで、遂に決するところなし。こゝに於て、宣祖、誠一を擧げて善使となし、堂上に陞し、私に玄蘇調信を饗し、以て情實を探らしむ。調信曰く、我が主、明に通せむと欲し、明、答禮せず、故に伐たむと欲するのみ。貴國盍んぞ間に居て、之を和解せ

日韓國交の斷絶

ざる、と。誠一依違す。玄蘇、聲を勵まし、言つて曰く、今日の議首鼠、和を講ずるを欲せざれば、乃ち戰はむのみ、と。因つて、辭訣して去る。宣祖、はじめて恐れ、因つて、之を明に訴へむとす。大司憲尹斗壽・黃廷彧・柳根・朴東賢等は、之を可とし、領相李山海・柳成龍・金晬は、之を不可とす。宣祖、斷じて、通報に決し、賀節使金應南に附して、之を明主に奏せしむ。これより先、琉球王尙寧、日本に貢するや、秀吉乃ち之に囑して、明に通ずるを求めしむ。明、報せず。すでにして、朝鮮の報を得るや、復た宗義智を遣して、宣祖を責めしむ。釜山に在ること旬餘、報を得ず。怒つて對島に還り、悉く釜山の居留民を撤回す。朝鮮、はじめて震驚し、軍官黃進は、誠一の欺罔を論じて、之を斬らむを乞ふに至る。こゝに於て、日に戰守の策を講じ、金晬・李洸・尹先覺を以て慶尙・全羅・忠淸の監司となし、柳成龍、井邑縣監李舜臣を薦めて全羅左水使となし、器械を備へ、城池を修めしむ。この時に方り、中外久しく無事に狃れ、民、勞役を憚りて、怨聲路に滿ち、郡邑皆文具を以て法を避くるのみ。

この時、秀吉、小子鶴松を喪ひ、悲哀累月、鬱々として樂まず。一日、淸水閣の寺に登り、西望して從者に謂つて曰く、大丈夫、當に武を萬里の外に用ふべし、何ぞ自ら

悒鬱するを爲さむ、と。乃ち還つて、大に諸將を會し、之に謂つて曰く、吾、諸臣の力を藉りて、海內を平定す、亦た以て休むべし、特に諸醜夷、王化を阻むものあり、吾深く之を羞づ。且つ漢土の我を侵すは、屢ば之あるも、我よりせしものは、往古神功征韓の一擧あるのみ。吾、側陋より起り、位、人臣を極む、何の不足か之あらむ、而して、今齡六十、掌中の珠、偶ま碎け、憂戚の深き、殘年殆んど蹙まらむとす。大丈夫、豈に偏土に終るべけむや。すでに、秀次をして、邦治を掌らしめ、京師を警衛す、國事憂ふるところなし、因つて、自ら將として、朝鮮に入り、其兵を以て先鋒となし、以て明に入らむとす。彼、我が命を拒まば、擊つて之を滅ぼさむ、而して、遼東より、直に北京を襲ひ、その土を奄有し、多く土壤を割いて、諸君に予へ、諸功臣をして、皆その望を厭かしむる、亦た快ならずや。我、之を策して、すでに熟す、諸君其れ能く我が爲に力を出さむか、と。浮田秀家、首として之を賛し、衆亦た異議なし。秀吉大に喜び、行營を肥前の那古耶に設け、朝鮮の地圖を諸將に頒ち、西南四國の兵を分つて、八軍となし、以て朝鮮の八道に分當し、別に水軍を置き、水陸九軍、合せて十五萬人、又遊軍六萬人を團集す。部署すでに定まるや、明年師を出すを約し、關白職を

明の神宗

申砬、李鎰

秀次に讓り、自ら太閤と稱し、軍國の事、一に自ら處決す、時に我が天正十九年九月二十四日なり。

すでにして、秀吉、琉球の機密を洩さむを恐れ、使を遣し、明に貢することを止めしむ。時に明の賈舶陳申等、琉球に在り、琉球の長史鄭迥と謀り、之を明に告ぐ。明の江右の人許儀俊、薩摩に在りて、醫を業とし、又之を福建の軍門に告ぐ。明の神宗、朝鮮の使、未だ至らず、その日本に通ずるを疑ひしが、賀節使金應南至るに及び、はじめて釋然たり。因つて、應南の歸るや、朝鮮に令して、暹羅・琉球と連和して、日本に當らしむ。然れども、宣祖自ら這般の任務を擔當する能はず、冬至使李祐仁の入朝に附して、その途なきを奏せしむ。

宣祖、又申砬・李鎰等に命じ、沿海の守備を巡視せしむ。鎰は忠淸・全羅の二道に往き、砬は京畿・黃海の二道に向ふ。二人、素より名將を以て聞こゆ。柳成龍、砬に問ふに、敵勢の難易を以てす。對へて曰く、憂ふるに足らず、と。成龍曰く、さきに日本は唯だ短兵のみ、今鳥銃を兼ね、輕視すべからず。且つ國家昌平日久しく、士卒怯弱、省せざるべからず、と。砬、勇を恃み、懼るゝところを知らず。識者豫め其

敗を知るといふ。

小西行長

文祿元年(萬曆二十年)三月、四日、諸將皆發す。小西行長宗義智、海路を諳んずるを以て、衆に告げず、先づ其軍を拔いて潛行し、倭戶麗倭の徒を以て嚮導となす。十三日、釜山に着し、直に其城を衝く。城は背に高山を負ひ、要害に據り、守兵凡そ二萬。時に僉使鄭撥、偶ま出でゝ絕影島に獵し、警を聞いて、馳せ歸る。我が兵四面雲集、且つ後山の頂に踞して、銃を放ち、遂に之を陷る。鄭撥、擄へられて死す。行長進んで、慶尙道を徇へ、東萊に向ふ。時に釜山近海、朝鮮の戰艦、多く聚る。我が水軍の將藤堂高虎、巨濟島を奪ひ、進んで、多太・西生の兩浦を陷る。行長、東萊を圍み、半日にして之を拔き、守將宋象賢を殺し、次いで、梁山・鵲院を屠り、兵を分つて長驅し、向ふところ前なく、慶尙右道、忽ち空虛となる。

加藤清正

はじめ、加藤清正、行長とともに先鋒の命を受けしが、その朝鮮に至るや、後るゝこと三日、因つて憤慨して措かず、乃ち別路を取り、慶州を陷れ、進んで、京城に向ふ。

京釜間の道路

釜山より京城に至る、凡そ三路あり。中路は、梁山・清道・大丘及び尙州・聞慶を經て、鳥嶺を踰え、忠州を過ぐるものにして、これを普通の行路となす。而して、東路

日本軍の進路

は、機張・蔚山より、慶州・永川を經て、安東・豐基より竹嶺を踰え、亦た忠州に至りて中路に合し、西路は、金海より星州・金山を經て、秋風嶺を踰え、忠清道に出で、清州・竹山より京城に達するものなり。行長先づ至りしが故に中路を取り、清正はその捷徑を擇んで東路よりし、黑田長政は、西路よりす。三路の兵、齊しく進み、警報日に至るや、宣祖大に驚き、急に李鎰を巡邊使として中路に下し、成應吉を左防禦使として東路に下し、趙儆を右防禦使として西路に下し、劉克良・邊機を助防使として竹嶺・鳥嶺を守らしめ、柳成龍を體察使として諸將を檢督せしめ、次いで、申砬を都巡邊使として、兵を引いて鎰の後に隨はしむ。行長、鎰を尙州に敗るや、申砬進んで、鳥嶺を守らむとせしが急に其軍を歸して、ともに忠州に退く。清正の軍、龍宮河を渡り、行長の軍と聞慶に合す。

忠州陷る

鳥嶺、すでに守兵なし、我が軍、直に之を踰え、遂に忠州を陷れ、丹月驛に至り、砬を彈琴臺に討つて之を殺し、鎰を走らし、路を分つて京城に向ふ。

宣祖の出奔

宣祖諸道の兵を徵して、京師を援けしめしが、應ずるものなし。こゝに於て、遂に平壤に走るに決し、急使を明に馳せ、因つて王子を諸道に分遣して勤王の兵を召さしめ、長子臨海君珒を咸鏡道に、第六子順和君玒を江原道に遣

京城陷る

京城陷落後の光景

し、右相李陽元・都元帥金命元・申恪等を留めて、漢江を扼して、京城を守らしめ、王自ら世子光海君琿等とともに、宮門を出づ。時に扈從するもの、領相李山海・左相柳成龍以下、凡そ百餘人、夜雨陰黑、天、墨の如く、途に上れば、雨益す甚しく、その困苦、殆んど名狀すべからず。すでにして、我が軍、漸く近づくや、李陽元等、城の守るべからざるを知つて、遁れ去り、五月二日、行長先づ京城に入り、清正は、其翌日を以て至り、我が諸將、咸な此に會す。我が軍はじめて釜山に上陸してより、こゝに至るまで、二十日に滿たず、その迅速、想ふべきなり。

京城の陷落は、朝鮮開國以來の大事變にして、劫後の荒廢、亦た甚しきものあり。我が兵の入るに先ち、掌隸院刑曹の奴婢文書は、亂民の爲に焚かれ、內帑の金帛は搶掠して殘すなく、景福・昌德・昌慶の諸宮は、一炬に付し、文武樓・弘文館の圖書、承文院の日記及び歷代の寶玩珍器は、悉く灰燼に歸し、諸道勤王の兵、一齊に潰え、叛寇隨處に蜂起す。韓史、當時の慘狀を詳記して曰く、京城の民、皆奔避せしも、未だ久しからずして、稍々坊里に還入し、市肆舊に依り、賊と相雜つて販賣す。賊、城門を守り、人の賊帖を帶ぶるものは、出入を禁ぜざらしむ。こゝに於て、民盡く賊帖を

受け、賊に服從し、敢て違拒するなく、亦た賊に媚びて相嚚み、嚮導して惡を作すものあり。もし賊を殺さむことを謀議するものあれば、輒ち其民の爲に告げられ、鐘樓前及び崇禮門外に燒殺せられ、その慘酷を極め、以て威を示し、髑髏その下に堆積せり、と。

二路の進軍

浮田秀家、軍監を以て、京城景福宮址に營し、諸將をして、各進取を圖らしむ。ここに於て、行長は平安道に向ひ、進んで大同江岸に陣し、淸正は咸鏡道を徇へ、鐵嶺を陷れ、會寧府に向ふ。

開城の駐御

宣祖の奔るや、先づ暫く開城に駐る。大諫金瓚等、李山海が金公諒と結託して、國を誤りし罪を論じて之を斬らむことを請ひ、又王の金氏に溺惑せしを責むるものあり、王已むを得ず、山海を竄し、柳成龍を領相となし、崔興源・尹斗壽を左右の相となす。臺諫又成龍を劾す、王乃ち成龍を罷め、因つて哀痛己を罪するの書を八道に下して義兵を召募す。山海すでに竄せられしも、金公諒なほ在り。府中の士民、相集り、大呼して曰く、金公諒一人あるが爲に今日あるを致す、何ぞ公諒をして敵に當らしめざる、と。衆憤怨、或は王に石を投ずるものあり、公諒遂に逃る。

すでにして京城陷るの報至るや、王、急に開城を發して平壤に至る。王坡州に至り、行在に宿するや、鞭を以て地を叩き、諸臣を呼び、號泣して曰く、事急なり、策何にか出でむとす、と。左相尹斗壽曰く、今方に臨津を、守れば、防禦するに足らむ、三南北道の兵、亦た將に來り援けむとす、以て國家を恢復すべし。若し誤つて援を明に乞はゞ、後必ず威に憑り、橫暴して公私を侵擾し、明兵の爲に蹂躪せられむ、と。李恒福、頓首して曰く、我が國、固より弱、以て賊に當るべきなし、今の計を爲すものは唯だ西、天朝に賴るべきのみ、と。王曰く、予の意、本と此の如し、と。乃ち使を明に遣す。すでにして、行長の兵、臨津を渡り、進んで大同江岸に至るや、王大に恐れ、尹斗壽·李元翼を留めて、平壤を守らしめ、城を出でゝ、肅川·安州より寧邊に至り、北道に入らむとす。すでにして淸正の軍、すでに咸鏡道に向ふを聞くや、路を轉じて、博川より義州に至る。行長、平壤を攻めむとし、王城灘の淺處より大同江を渡る。尹斗壽等、事の爲すべからざるを知り、軍器を池中に沈めて逃れ、平壤遂に守を失ふ。當時、漢城·開城·平壤は三都と稱して、人民殷盛なりしが、皆我が軍に歸し、八道の要樞、復た韓兵なし。

小西行長の平壤占領

行長の軍、遂に平壤を陷れ、積粟十餘萬を得たり。乃ち使をして、國都駐在の諸將を趣し、ともに西せむと欲し、謂はしめて曰く、太閤の志は、明を伐つに在り。今すでに平壤を取る、平壤以西は復た支ふるものなし。鴨綠江より明の北京に至るまで百餘里に過ぎず、我が全軍、甲を卷いて之に趨き、彼をして備ふるに及ばざらしむれば、以て志を得べし、と。浮田秀家、三奉行等と謀り、答へて曰く、全羅江原の二道、未だ定まらず、我未だ深く入るべからず、我が水軍、將に全羅を徇へ、而して、北、黃海に會せむとす。然る後、水陸並び進まば、是れ萬全の策なり、と。乃ち諸將をして、國都平壤間の諸城を守らしむ。

日本軍海陸聯絡の斷絕

これより先、我が水軍の將、九鬼嘉隆等、全羅道に出づ。全羅左水軍節度使李舜臣、勇奮にして智略あり、艨艟鬪艦數千艘を以て、巨濟洋に艤し、屢ば我が軍を敗り、後大に乃梁に戰ひ、巨熕を以て我が船を擊碎し、來島康親、之に死し、脇阪安治、苦戰せしが、その衆を亡うて退く。舜臣、因つて、閑山島に屯し、以て我が水軍を拒ぐ。我が水軍、これを以て陸軍と合する能はず、糧を運ぶ、一々陸路に依り、聲息通せず。陸軍亦た繼ぐものなきを以て、後難を懼れて進む能はず。舜臣の朝鮮に於ける、

その功非常、まことに半島古今稀に見るの好將帥といふべきなり。

舜臣、字は汝階、父名は貞、忠淸道德山の人。性豪俠、幼時木を削つて弓となし、里閭を橫行し、長老なほ之を憚るに至る。李氏、世、儒を以て身を起せしが、舜臣に至り、武擧に及第し、宣祖の初、權知訓練院奉行となる。兵曹判書金貴榮、庶出の女を與へて妾となさしめむとせしが、權貴に託して榮達を求るを嫌ひ、之を辭す。後、咸鏡道慶興府管造山の萬戶となり、次いで、全羅道井邑縣監に進む。日本出師の警あるや、柳成龍の爲に擢んでられて、全羅左水軍節度使となり、慶尙右水軍節度使元均とともに海上に戍す。はじめ、元均、九鬼嘉隆に敗られ、急使を馳せて援を請ふや、舜臣應せず。すでにして、戰艦八十艘を以て至り、元均と力を合せて、大に玉浦に捷ち、我が船二十六隻を焚く。後、南海島邊に戰ひ、飛丸左肩に中りしも屈せず、又大に捷ち、功を以て嘉善大夫となり、次いで、唐項浦に戰ふや、我が船百餘隻を焚き、資憲大夫を加へらる。而して、乃梁の役、我が船を擊碎すること、七十餘隻。これより、我が水軍、全く功なし。明年、三道水師統制使を置くに及び、其職を兼ね、海上に駐まること數年、威名大に中外に震ふ。

各地の義兵

征韓の諸將、大抵連戰連勝、向ふところ、破竹の如しと雖も、その間、時に挫折なき能はず、李廷馥の延安に於ける、權慄の梨峙及び幸州に於ける、韓兵の勝を制せしものにして、殊に金時敏の晋州城を固守するや、細川忠興・毛利秀元等、苦戰十晝夜に及びしも、遂に拔く能はず。その他、各地に義兵を起せしものは、郭再佑・趙憲・鄭仁弘・金千鎰・高敬命・鄭文孚等にして、儒生韜略に通せず、屢ば敗衄せしも、さすがに敵愾の心は、容易に滅せず、隨つて散せば又隨つて集り、屢ば我が軍を苦む。朝鮮の滅びざる、ひとり明の援兵を待つのみに非ざるなり。

明廷救韓の議

宣祖の博川に在るや、深く己を責め、世子光海君に委ぬるに軍國の事を以てし、權宜處理せしむ。すでにして、平壤の敗報至るや、光海君は寧邊に向ひ、王は龍川を過ぎて義州龍興館に至り、しきりに使を明に遣し、將に遼東に入つて內附せむとす、然れども、異議百出せし所以、一たび國境を出づる後、その族、亂民の爲に殺さるを憂慮すればなり。こゝに於て、從ふ者を募るに、廷臣中、李恒福・李碩・洪進・李山甫を除くの外、之を願ふものなく、皆年老疾病を以て、甚しきは、妻子の安危を訴ふに至る。この間、使者明に之くもの冠蓋途に相望む。明廷之を議して決せず、兵

部侍郎石星、ひとり救援を可とし、且つ朝鮮王、從者百名・婦人二十名を限りて、容納すべきに決す。然れども、その日本に對するや、亦た頗る異議あり。或は曰く、浙江・福粤の水軍を募り、直に日本を擣くべし、と。或は曰く、堅く遼東の境土を守り、隣邦の爭鬪に與るべからず、と。或は曰く、日本と和を媾じて兩國の兵戈を歇むべし、と。布衣程鵬起、暹羅の兵を借りて、日本の虚を擣くの策を獻じ、爲に貨賂拾萬を費す。石星又建議し、遂に命を巡按都史郝杰に傳へ、遼東副總兵祖承訓・遊擊史儒算等をして、兵七千を以て、援けしめ、且つ行人を遣し、宣祖に諭すに、興復の大義を以てす。すでにして、明軍義州を經て來り、平壤城外安定館に軍す。行長、その我を輕んずるを見、銃手をして之を攻めしむ、明軍大に敗れ、儒算は死し、承訓は僅に身を以て免る。宣祖、又鄭崑壽・沈友勝を以て求援使となし、星夜馳行せしむ。崑壽、明廷に至り、石星を見て、痛哭懇請、悲哀自ら勝へざるもの丶如し。石星、大に感動し、しかも尚ほ指揮黃應暘を義州に簡派し、以て形勢を察せしめ、又出師の議を決し、兵部侍郎宋應昌を經略都督となし、李如松を提督軍務となし、南北の兵四萬三千人を率ゐ、進んで朝鮮に入らしむ。

清正の北進

これより先、清正の咸鏡道に向ふや、韓克誠を擒にして、會寧府に迫る。この時、王子臨海君珒・其弟順和君玒・王妃從臣等と、城に在り。順和君、さきに江原道に在りしが、兵を避けて、亦た此に來りしなり。府使鞠景仁、二王子を拘らへ、人をして來つて降を請はしむ。清正、之を許し、宣祖の在るところを驗問し、王子等を鏡城に置き、厚く之に供給せしむ。時に王妃宮女、帛を以て面を覆ひ、ひそかに城を出づ。我が兵、之を捕へむとす。清正、戒めて曰く、面を視る勿れ、觸犯する勿れ、と。因つて、知らざる爲（まね）し、飲食を與へ、麾いて去らしむ。韓人、清正の驍勇にして、且つ仁慈なるを仰ぐといふ。すでにして、清正、兵八千を率ゐ、鞠景仁を嚮導とし、女眞遺孼の居るところ、兀良哈の地に臨み、一城を拔き、武を耀かして歸る。

沈惟敬

明師すでに發せし後、嘉興の人沈惟敬、日本の事情に通曉すといふを以て、擧げられて、遊擊官に拜し、媾和を主とし、ひとり、先づ平壤に至り、小西行長を見、宗義智・柳川調信・僧玄蘇等と議し、佞辯委曲、遂に七條を約し、弭兵を以て己の功となさむとす。行長曰く、天朝、幸に兵を按じて動かざれ、我亦た久しからずして還るべし、大同江を以て界となし、平壤以西は、盡く朝鮮に歸さむのみ、と。因つて、之を遣歸

震天雷

行長平壤の敗

せしめ、期を定めて五十日となす。

この時に方り、韓將沈岱・元豪等、兵を江原道に徴し、京城を復さむことを謀りしが克たず。江原すでに定まり、福島正則の將某、慶州城を守る。時に朝鮮はじめて、巨礟を鑄り、震天雷と名づく。夜に乘じて、城に放つや、忽にして、鐵彈四に迸り、響、雷霆の如く、死傷數百、某遂に城を棄てゝ走る。沈惟敬、さきに明に歸り、和の成るを奏せしが、廷議之を信ぜず。宋應昌を趣して、兵を進めしむ。時に李如松、久しく西邊に在り、寧夏の賊を平らげて還り、防海禦倭總官に任じ、弟如栢・如梅等と、並に師を率ゐ、この年十月二十七日、山海關を發し、十二月を以て軍に至る。明の神宗、亦た惟敬をして、我が軍の動靜を伺はしむ。行長なほ平壤に在り、惟敬の期を過ぎて來らざるを怒り、將に軍を進めて遼東に入らむとす。偶ま惟敬至り、兩國和成るをいふ。すでにして歸るや、如松の軍に遼東に遇ふ。惟敬曰く、和議すでに成り、日本の兵、將に平壤を撤去し、大同江を以て界となさむことを約す。將軍軍を行るなきに若かず、と。如松、惟敬の憸邪を叱して、之を斬らむと欲す。參謀李應試曰く、惟敬を藉り、倭を欺き、封じて陰に之を襲ふ、奇計なり、と。如松以て然

りとなし、乃ち惟敬を營に置き、師に誓つて、江を渡り明年（文祿二）正月、平壤西北の肅寧館に泊す。行長以て封使至れりとなし、牙將を遣し、之を迎へしむ。明軍、進んで平壤に次す、行長猶ほ未だ覺らず、風月樓に佇んで、之を待つ。如松の衆、五萬餘、その將士、逡巡して未だ入らず、形大に露はる。行長、はじめて惟敬に欺かれしを悔ゐ、陴に登つて拒守す。如松、諸軍をして之を圍ましむ。鳳山の守將、大友義統、先づ遁る。はじめ、我が兵、素より朝鮮の軍を輕んず。如松、乃ち祖承訓をして、詭つて、其裝をなして、西南を攻めしめ、遊擊吳惟忠をして、攻めて、牡丹臺を逼らしめ、而して、如松親ら大軍を提げて、その東南を攻む。軍少しく郤くや、如松先づ退きしものを斬つて徇へ、死士を募り、鈎梯を援けて直に上る。我が兵、南面の軍を輕んず。承訓等、忽ち裝を卸して甲を露はす。我が軍、大に驚き、急に兵を分つて捍拒す。如松・如柏等、すでに道を分つて、並び入る。如松の馬、礮に斃れ、因つて馬を易へ、塹に躍つて上り、兵を麾いて益す進む。行長、殊死して戰ひ、千六百人を亡ひ、孤軍深く入り、大敵に抗し難きを料り、八日の夜、營を燒き、兵を收めて退き、大同江を渡つて、龍山寨に赴く。黒田長政等、敗を聞いて憤り、行長を迎へ、殿して、京城

に赴く。朝鮮の兵、之を聞いて、所在蜂起、明軍に應ず。すでにして、如柏開城を復し、失ふところの四道、尋いで復す。こゝに於て、京城留守の三奉行、増田長盛・石田三成・大谷吉隆等、相議して、諸將の兵を京城に集む。明軍、すでに連勝、因つて、我を輕んずるの心あり。會ま韓人、我が兵、さきに京城を棄てゝ遁れしを告ぐるものあり。如松之を信じ、輕騎を以て、馳せて赴く。

時に小早川隆景、開城より還つて京城に赴かむとし、この月二十七日、明軍の先鋒查大受に礪石嶺に遇ひ、立花宗茂とともに擊つて之を潰走せしむ。すでにして、如松、兵十萬餘を以て至る。隆景、衆を勵まして、之を碧蹄館に要擊し、一以て百に當らざるなし。明將楊元、來り援く。如松、力を得て復た進む。隆景奮進、遂に大に之を破る。如松、馬より墜つ、井上某、殆んど之を刺さむとす、如梅來り救け、井上を射、如松を扶けて逃る。隆景、北ぐるを逐うて、臨津に至り、明兵を江に擠し、江水之が爲に流れず。如松痛哭、夜に徹し、退いて、開城に駐まり、人を遣して、明に還らしめ、病を以て代を請ふ。隆景、京城に凱旋す。如松なほ北に退かむとして、その機を得ず。時に淸正、咸鏡道より陽德・孟山を踰えて、平壤を襲はむとするを傳

和議

ふるものあり。如松大に驚き、王必迪を留めて開城を守らしめ、自ら軍を平壤に回す。すでにして權慄幸州の捷を聞くに及びて、その軍を回すの早きを悔ゐたりといふ。

明軍さきに平壤の捷あり、我が軍新に碧蹄館の捷あり、その勢、略ぼ相敵し、明軍は京城以北に駐まり、我が軍は全羅一帶に戍す。然れども、明軍は、糧食給せず、我が軍は、全く海上の利を失ひ、兩國の將士、或は戰に倦むものあり。こゝに於て、李如松、沈惟敬を宥し、行長に遣して、前議を重ねしむ。行長疑惧して決せず。清正その議を排して可かず。すでにして、行長遂にその辯論を信じ、龍山に會して、和を定め、遂に自ら那古耶に來り、之を秀吉に勸む。秀吉之を許し、次いで、清正に命じて、捕虜の二王子を還さしめ、諸道の兵を撤す。四月、諸將京城より退いて釜山に至る。李如松、先づ京城に入り、柳成龍、之に勸めて我が軍を追擊せしめむとせしが、如松之に應せず、その遠く去るに及びて、はじめて起行し、聞慶に至つて還る。こゝに於て、我が軍、蔚山・西生浦より、東萊・熊川・巨濟に至るの間、凡そ十八屯を設け城を築き、塹を堀り、朝鮮の降民をして耕種せしめ、久留の計をなして海を渡らず、

和平條件

韓兵の敗

豫め他日の備を爲す。五月、宣祖義州より歸つて京城に入る。明、又薊遼總督顧養謙をして、兼ねて朝鮮の事を理めしめ、宋應昌・李如松を召還し、唯だ劉綎をして兵萬人を率ゐて駐屯せしむ。

五月、明使謝用梓・徐一貫、那古耶の行營に至る。秀吉、乃ち之を引見し、その還るに及び、和平條件七條を定む。(一)明帝の女を日本朝廷の後宮に充つべし、(二)勘合船を舊に復すべし、(三)兩國大臣、誓書を交換すべし、(四)朝鮮八道を兩分し、その一半、即ち四道を朝鮮國王に還付すべし、(五)朝鮮は、王子及び大臣一二を質すべし、(六)去年生擒の二王子を還すべし、(七)朝鮮樞要の大臣、永世日本に叛かざる誓書を呈すべし、と。因つて、行長をして、之を處理せしめ、明使の還るや、行長、その臣內藤如安・小西如淸をして同行せしむ。

我が將士の京城より去るや、八道の兵、大に奮ひ、前日の耻を雪がむとし、李如松の大兵を按じて駐まるを見、しきりに追擊を迫り、韓將權慄、我が兵の幸州に在るものを破り、次いで我が七將、大に晋州に敗る。こゝに於て、加藤淸正・黑田長政等、兵を合して、往いて攻め、城將府使徐禮元・金千鎰等を斬り、六萬餘人を鏖にす。秀

宣祖遜位の議

明韓兩國の使節

吉乃ち和議を危み、書を淸正に贈つて備を怠らざらしむ。次いで淸正、安骨城を攻めて、明の援將劉綎を慶州に走らし、福島正則、明の哨船を唐島に敗る。

この時、朝鮮の將士、柳永慶・李爾瞻・鄭仁弘等、和議を妨害するの意あり、故を以て、戰爭なほ絕えず。而して、明主は、朝鮮が民命を恤まず、守備を修めず、遂に此に至りしを怨み、宣祖をして、位を遜らしめむと欲す。宣祖、亦た其意を察し、之に從はむとす。柳成龍、明使に抗辯し、又百官を率ゐ、極諫して之を止む。

沈惟敬の明に歸るや、秀吉の辭命を改め、唯だ明の封冊を請ふものとなす。然れども、明廷異議多し。すでにして、薊遼總督顧養謙、亦た封貢を決行せむことを請ひ、且つ宣祖をして太閤に代つて之を請はしむるに及び、神宗はじめて之を許し、入貢は侵軼を馴致する厲階なるを以て、之を拒み、ひとり、封王の一事を議し、日本國王の印を鑄り、李定誠・楊方亨を册封使となし、沈惟敬を嚮導として、日本に派遣するに決す。定誠、釜山に至り、我が軍容の盛なるを視て、大に懼れ、遂に逃れ歸る。こゝに於て、石星奏請し、正亨を陞して正使となし、惟敬を副使となし、宣祖亦た修信正使黃愼、副使朴弘長を遣す。在韓の諸將、和の成るを聞き、皆戍を置いて

秀吉、封冊を裂く

釜山に歸る。

慶長元年八月十六日、明韓兩國の使船、泉州堺浦に着し、九月二日、明使、秀吉に伏見城に謁し、金印冕服を呈す。秀吉、朝鮮の王子、至らざるを以て、約に背くとなし、其使を責めて、見るを許さず。三日、大に諸將を會し、明の二使を饗し、すでに罷みし後、僧承兌をして、明の冊書を讀ましめ、爾を封じて日本國王となすといふに至り、大に怒り、封冊を取つて之を扯裂し、罵つて曰く、吾、日本を掌握す、王たらむと欲せば自ら王たらむ、何ぞ髯虜の封を待たむ、且つ吾にして王たらば、天朝を如何、と。乃ち行長を召して詰讓し、清正及び三奉行をして、即夜明使を逐はしめ、且つ謂はしめて曰く、汝、亟に去つて汝の君に告げよ、吾、再び兵を出して汝の國を屠らむ、と。翌日に至り、怒なほ釋けず、韓使を斬らむとす。承兌等、諫めて止む。蓋し、秀吉、ひとり明の封冊の無禮を怒りしに非ずして、實は兩國前約に違ひ、且つ韓廷の處置、我を重んぜざるに憤激せしなり。こゝに於て、再び征討の師を起し、明年二月を以て期となす。柳川調信、私に韓使に囑して曰く、太閤の意、すでに決す、速に三道を獻じ、王子をして來謝せしめよ、然らざれば、貴國復た禍を被らむ、と。惟敬等、な

はその虚喝を疑ふ。すでにして、沿道兵を治むるの狀を見、大に驚いて奔り去る。

明使の詐

韓使黃愼の還るや、秀吉の問罪書を宣祖に呈す。擧朝震駭、乃ち李元翼、野を淸むるの策を納れ、又鄭期遠・柳思援を遣して、之を明に馳奏せしむ。楊方亨の明に歸るや、僞造の表文・私購の貨物を獻じ、詐つて、太閤封を受けたりと奏す。すでにして、日本出師の警、吳越より北京に達するや、方亨、はじめて實を首白す。神宗大に怒り、方亨を捕へ、石星の職を褫ぎ、復た援軍を發するに決し、尙書邢玠を以て薊遼に總督たらしめ、麻貴を改めて備倭大將軍となし、楊鎬を以て僉都御史となし、ともに朝鮮の軍務を經略せしむ。宣祖、又復讎軍を創置し、兵を八道に募り、成允門・權應銖は慶州に在り金應瑞は宜寧に在り、元均舟師を以て閑山島を守る。

沈惟敬の死

沈惟敬、詔を假稱し、營兵三百を率ゐて彼此東西に奔走し、兩國の間を調停して罪を逃れむとせしが、後に淸正の兵、兩湖に向ふに及び、困窮して、日本に投せむとし、明將楊元の爲に捕へられ、遂に棄市せらる。

慶長二年正月、秀吉復た那古耶に至る。小早川秀秋、元帥となり、淸正・行長、復た先鋒となり、その軍、凡そ十三萬人、釜山を以て根據地となし、令を傳へて、先づ士卒

の暴掠を禁ず。諸道風を望んで潰え去る。宣祖前役に懲り、遽に海州に走り、急を明に告ぐ。

日本軍の戰略

はじめ、我が再び師を出すや、大に前役に鑑み、海陸通用の便を取り、藤堂高虎・加藤嘉明・脇坂安治を以て、水軍を專督せしむる外、小西行長・島津義弘・宗義智・鍋島直茂・同勝茂等をして、各舟師を備へしむ。すでにして、行長等諸將、加德・絕影、諸島の敵を破り、清正・秀家の軍、南原・金州の兵を逐ひ、全羅・慶尙を犯し、將に京城に入らむとす。これより先、李舜臣、漸く元均と善からず、均、專ら舜臣を排せむとす。小西行長、又反間を放つて、之を宣祖に譖す。こゝに於て、舜臣、我が軍を海上に防ぐ能はざりし罪を以て、京城に錮せられ、元均、三道水軍統制使となる。我が軍、大に之を閑山島に破り、盡く全羅の海岸を占領し、鍋島直茂等は、忠淸道唐津に至り、藤堂高虎は稷山の攻城を助く。宣祖、大に驚き、復た舜臣を起して、之に代つて、全羅道に入らしむ。舜臣、乃ち戰艦を收拾し、器械を修備し、海道の民、先を爭つて迎投し、軍氣大に振ふ。舜臣、順天・會寧に至り、次いで、錦島に軍す。我が水軍の別將菅正

碧波亭下の海戰

蔭、戰艦二百隻を以て進み、之に碧波亭下に遇ふ。舜臣、船十二隻に大砲を載せ潮

我が陸軍

に乘じて來り攻む。正蔭の軍、利あらずして死す。翌年、舜臣進んで全羅康津縣の南、古今島に軍す。明の舟師都督陳璘、兵船五百隻を以て至り、力を合せて、我が水軍を制す。こゝに於て、我が海陸兩軍、復た相通ずるを得ず、因つて功なし。

我が陸軍は、行長・清正を先鋒とし、路を分つて、慶尙道の南邊を略し、進んで全羅に向ひ、南原を圍み、水軍の一部と合す。南原は、明の副總兵楊元及び韓將李福男・任鉉・金敬志・申浩等、之を守りしが、我が軍、攻めて之を陷れ、楊元わづかに身を以て免れ、福男等、之に死す。陳愚衷、兵を擁して、金州に在り、援兵を發せず、南原の敗を聞くに及び、戰はずして遁走し、金州亦た陷る。こゝに於て、京畿大に震ひ、都民負擔して起ち、明軍退いて、京城を守り、漢江の險を扼す。楊鎬、久しく平壤に留まりて進まざりしが、こゝに至りて、はじめて京城に入り、副總兵解生・牛伯英・楊登山等をして稷山を守らしむ。黑田長政等、之を攻め、素沙坪に戰つて敗績す。これより先、秀吉すでに退軍の令を發し、明兵侮るべからず、天候將に寒からむとするを以て、我が軍還つて、慶尙道の南邊に駐り、攻守忽ち其地を易へ、こゝに於て、蔚山の役あり。

毛利秀元等、進んで京城に逼らむとして、全義館に陣し、清正蔚山を守り、行長順天に駐まり、島津義弘、泗川に軍し、首尾凡そ六七十里、海岸に沿うて營をなす。明將邢玠・楊鎬・麻貴等、進取を議し、都元帥權慄等、之に從ひ、分れて三となり、協合して、蔚山を攻む。清正、その臣加藤清兵衞を留めて、蔚山を守らしめ、自ら西生浦に赴き、水城を築く。楊鎬等、その虚に乘じて、蔚山を圍む。清正、之を聞き、急に見兵五百を以て、蔚山に入る。楊鎬等、兵を合して四面仰ぎ攻め、遊擊陳寅、連りに島山の二柵を破り、第三柵、拔くに垂んとす。而して、鎬等、固より李如梅と善く、時に如梅未だ至らざるを以て、寅の戰功、如梅の上に出づるを欲せず、遽に金を鳴らして、軍を收め、長圍を築く。清正、淺野幸長等と巨石大木を投じ、明兵を斃し、之を守ること自若たり。明軍、我が汲糧の道を絕ち、城中飢渇、愈よ甚しく、皆紙を嚙み、壁土を煮、馬血を飲み、馬盡くるや、溺を飲み、夜、城外に出で、明兵の屍を捜ね、その佩ぶるところの糗糧牛炙を取つて之を食ふ。天、大に雪ふり、士卒皸瘃、指を墜すものあり。清正、毫も屈せず、意氣益す壯なり。黑田孝高、梁山に在り、蔚山の急を聞き、人を釜山に馳せて援軍を出さしむ。諸將電馳して至り、楊鎬等、敗走す。城兵出でゝ、諸

軍とともに追擊し、大に明兵を殺し、糧仗を委棄するもの、野に盈つ。すでにして、秀吉諸將に諭し、釜山・蔚山・泗川・順天の四屯兵、凡そ十萬を留め、餘は悉く罷めて歸り、重ねて指揮を待つて發せしめむとす。諸將乃ち斬獲するところの馘を獻ず。秀吉命じて、之を京都に埋めしめ、稱して耳塚といふ。

蔚山の役、明は海內の全力を傾けて、朝鮮通國の衆と合し、而かも、一旦に委棄し擧、朝嘆恨す。楊鎬、すでに奔つて京城に還るや、邢玠とともに、詭つて捷を以て奏す。贊畫主事丁應泰、敗を聞いて、鎬に詣り、後計を咨ふ。鎬、揚々として、自ら功に伐る。應泰憤り、抗疏して、盡く敗狀を列す。明主乃ち鎬を罷めて、聽勘せしめ、萬世德を以て之に代らしむ。邢玠、前役水兵なきが故に敗れしを以て、乃ち益す江南の水兵を募り、海運を謀り、持久の計をなし、四路に分つて軍を進む、その兵凡そ十萬。麻貴は東路を主りて淸正に當り、董元は中路を主りて義弘に當り、劉綎は西路を主りて行長に當り、陳璘は水路を主りて應援に備へ、朝鮮諸道の防禦使、皆明軍に屬す。然れども、麻貴は淸正を攻めて克つこと能はず、劉綎は僞つて和を約し、行長を擒にせむとして亦た成らず、董元泗川の新寨を攻めて大に義弘に敗

られて晉州に還り、明韓二國の人、尤も島津氏の兵威を畏れ、使を遣して和を議し、質を送るに至る。而して、陳璘海に在り、未だ戰を始むるに及ばず、四路の兵、皆成功なく、兩軍しばらく相持す。

秀吉の訃

慶長三年八月十八日、秀吉病篤く、將に瞑せむとするや、目を張つて曰く、我が十萬の兵をして、海外の鬼とならしむる勿れ、と。言畢つて薨ず、年六十三。德川家康、遺命を奉じ、前田利家等と議し、德永壽昌・宮木豊盛を朝鮮に遣し、諸將に令し、和を講じて振旅せしめ、次いで、淺野長政・石田三成・毛利秀元等、博多に至り、諸軍を收む。時に明兵來つて、新寨泗川を襲ふ。島津義弘、その子忠恒とともに、擊つて、之を敗り、斬首三萬餘級、伏尸二百餘里、我が軍、糧乏しきを以て窮追せず、望津に至り、秀吉の訃を聞き、潜に諸將に告げ、歸裝を治めしむ。

釜山南海の大海戰

釜山の軍、秀秋に從つて、先づ對馬に還る。清正・義弘、亦た兵を收めて還り、行長次いで還らむとす。明兵來つて之を圍む。清正、義弘とともに返り擊ち、行長を拔いて、皆舟に上らしむ。明の西浦都督陳璘、副將鄧子龍を遣し、水軍千人を督し、三巨艦に駕し、朝鮮の水軍と併せて、我が舟を釜山の南海中に要す。清正、すでに

去り、義弘鬪つて且つ郤き、加德島に至る。明兵、行長に四集し、行長士卒を厲まして止り戰ふ。鄧子龍、素より慷慨、所在戰功を樹つ、時に年七十を踰え、意氣彌よ厲、必ず首功を得むと欲し、急に壯士三百人を携へ、躍つて朝鮮の舟に上り、直に前んで奮戰す。會ま他舟誤つて火器を擲ち、子龍の舟に入り、舟中火起るや、我が軍、之に乘じ、其兵を鏖にして、子龍を斬る。朝鮮の水將李舜臣、來り救ひ、大に觀音浦に戰ひ、遂に亦た射殺せらる。舜臣、忠勇絕倫、兵を用ふること神の如し、八道の民、その死を聞いて、痛哭せざるなく、今に沿海多く之を祠り、蘋藻を薦むるもの絕えず。宣祖哀悼、右議政を贈り、又諡して忠武といふ、その文集、今存す。我が軍、愈よ奮戰し、明將陳璘を圍み、幾んど、之を獲たり。而して、陳蠶·季金·馬文煥等、繼いで至り、銃砲交も發し、盡く我が船を焚く。行長、一島に上り、敵寨(曳橋砦?)を奪つて之に據る。明の兵艦、環守す。行長、夜に乘じて、ひとり遁れて義弘に歸す。義弘、還つてその餘衆を載せ、陳蠶等と戰ひ、明將陶明宰を擒にして還り、皆加德に至る。劉綎生兵を以て、來り攻む。我が軍、擊つて、之を郤け、因つて帆を揚げて盡く去る。明軍復た追躡せず、遂に對馬に達し、尋いで、元帥小早川秀秋、諸將とともに伏見に至

戰後三國情勢の差異

り、秀賴に諷し、諸老之を勞し、各國に就かしむ。 時に我が後陽成天皇慶長四年、明の神宗萬曆二十七年、朝鮮に在りては宣祖即位の三十二年なり。 はじめ、秀吉、文祿元年、壬辰の歲を以て兵を出し、一年を隔て、甲午の歲、再び師を出せしを以て、朝鮮の史、之を呼んで、壬辰の亂といひ、一に甲午の變といふ。 壬辰より己亥に至るまで、凡そ七年、我が戰兵三十萬、軍械糧食の費、固より算なく、而かも、太閤の宿志遂に成らざりしと雖も、我が邦の威武を海外に耀かせし功、亦た沒すべからず、加ふるに、與國の風氣は、この大事の後を承け、能く平和と繁榮とを得せしめしに反し、明韓二國は、衰亡の末運に際し、前者に於ては顚覆となり、後者に於ては疲弊となる、亦た勢の免れざるところなり。

第六章　日本との和好

壬辰の亂、朝鮮は、我が軍の抄掠殺戮に惱まされしと同時に、明軍の掠奪汚瀆に苦み、之を狼虎に比し、山中に逃匿するものあるに至る。 明軍、所在婦女を姦し、その還るや、兵丁皆朝鮮の婦女を隨へて去り、山海關に至り、守將の爲に拒まれ、婦人

亂後の光景

入るを得ずして留るもの五萬人といふ。この役、男丁死亡、殆んど盡き、男子長じて父の面を知らざるものあり、或は明兵の爲に汚され、子生るゝも、その姓を知らざるものあり、而して、縉紳の婦女、亦た免れず、乾淨の家、戰後之と婚を通ずるを忌み、人口益す凋殘せしを以て、宣祖特に戚臣に命じて、婚嫁以て其弊を防がしむ。この時に當り、國內疲弊甚しく、餓莩道路に滿ち、盜賊四方に橫行す。宣祖、さきに給事中魏孝學・兵部王軍丁應泰等の劾奏誣疏に遇うて、將に位を遜らむとせしが、

明韓の關係

我が兵却くや、深く明主を德とし、兩國の關係、愈よ親密となり、その後、愛親覺羅氏の滿州に起るや、朝鮮は、その初、數ば援兵を派し、以て前日の恩に報ゐむことを勗せり。

丙午の通信

七年の攻戰、漸く終を告げ、我が諸將、凱旋するや、德川家康、朝鮮の舊交を思ひ宗義智を召し、謂つて曰く、朝鮮は我が隣壤たり、相善からざるは、兩國の利に非ず、孤固より彼に憾むところなく、彼誠に仇視すべからず、彼若し和を欲せば、孤且つ之を許さむ、然れども、强ゐて求むべきに非ず、汝の家、彼と舊交あり、宜しく孤の意を領し、彼に至り、善く之を謀れ、と。　宗氏因つて使を遣し、朝鮮に告ぐるに、修交の事

を以てす。宣祖、我が將士の侵掠を恣にしたるを憤り、復た通信和睦を欲せず。然れども、宗氏之を求むること、愈よ切にして、和を許さゞれば、兵禍圖り難きをいふや、宣祖大に懼れ、僧惟政を日本に遣し、情狀を探らしめ、且つ曩に擄へられし男女三千人を還さむことを請ふ。然れども、和議未だ調はず。次いで柳永慶、領相となるに及び、壬辰の時、宣陵靖陵を發掘せし賊を送らば、和を爲さむといふ。義智乃ち二人を縛送す、皆二十餘歳の男子、李德馨・李恒福・尹承勳等、その人に非ざるを論じ、且つ兵を發して、對馬を擊ち、仇を報せむことを建議せしが、宣祖可かず、遂に柳永慶の言を容れて和を許し、僉知金繼信・錄事孫文彧等を對馬に遣し、次いで我が慶長十三年、遂に正使呂祐吉副佐慶暹・從事官丁好寬等を遣し、江戸及び駿府に來りて、國書方物を獻じ、隣交の禮を修めしむ。これを德川時代朝鮮來聘の始となす。その國書の略に曰く、弊邦何ぞ貴國に負かむ。壬辰の變、故なくして、兵を動かし、禍を構へ、慘を極め、先生の丘墓を發くに至る。弊邦の君臣、皆痛心切骨、義として貴國と倶に天を戴かず。數年來、對馬の主、和事を以て請と爲すと雖も、實に是れ弊邦の耻づるところ、今貴國前代の非を改め、舊交の道を行はむとす。

まことに斯の如くなれば、豈に兩國の福といはざらむや。故に使价を馳せて、和好の驗となす、と。こゝに於て、兩國復た信を通ず。時に宣祖即位の四十一年、丙午の歲に當るを以て、これを丙午の通信といふ。

巳酉の條約

後一年、宣祖昭敬王薨じ、その子琿繼いで立つ、これを光海君となす。德川氏亦た宗義智に命じ、僧玄蘇・柳川景直をして、國書を齎らし、去年の來聘に報せしめ、後復た使を遣し、館を釜山に設け、歲船貿易條例を約す。こゝに於て、通商貿易、すでに舊に復し、使聘往來、絕えざること、足利氏の時の如し。時に光海君即位の二年、巳酉に當るを以て、これを巳酉の條約といふ。元和三年に至り、吳元謙・朴梓・李景稷等、一行凡そ四百餘人、我に來聘し、大阪の戡定を賀す。其書に曰く、日本の大阪を滅勦するは、固より爭戰に出で、實に我が國の爲に怨を報ずるに非ざれども、或は天、その意を誘ひ、手を假りて之を致すか、我が國、甚だその蕩掃の績を嘉し、使を遣し、喜を報ず、と。韓人の怨を豊臣氏に銜むの深き、知るべきなり。德川氏、報じて曰く、大阪の孤主、逆謀を以て、太平の姦賊たり、速に之を誅戮して、孽遺あるなし。

德川氏贈書の署名

事、貴國に聞え、弊邦の無爲を賀せらる、實に宿契堅ければなり。願はくは舊盟を

渝えず、永く鄰交を修めむ、と。　徳川氏平生、辭を卑くして、朝鮮と通せしこと、この一書により、その一斑を窺ふべし。　宗義成、導いて京都に入り、大德寺に館し、秀忠に伏見城に謁す。　はじめ德川氏の書、前例に從ひ、日本國源某と署す。　後に對馬の老臣柳川調興、議して曰く、朝鮮、我が國書の日本國王と云はざるを見ば、天下未だ統一せざるを疑はむ、宜しく、改めて日本國王と書すべし、と。　德川氏、從はず。調興、私に僧玄蕃と謀り、書式を改めて日本國王と書し、使者に授く。　すでにして、事露はれ、寛永十二年、調興を津輕に流し、玄蕃を南部に幽す。　これより先、幕府の書は、大抵緇從の手に成り、書中唯だ干支を錄して、我が年號を用ひざりしが、この頃、林信勝の議を納れて、年號を用ふることゝなせり。

第七章　滿州の入寇及び講和

光海君、在位十四年、國運仍ほ振はず、しかも、政を爲すこと不德、しきりに賦歛を重くし、屢ば大獄を起し、苛法峻刑を以て、民を苦しめ、又賣官贖刑の科を設け、直を棄て、枉を擧げ、嬖姬佞豎、朝に在り、綱紀全く地に墜つ。　時に淸の太祖、新に滿州に

姜功烈の降

起り、遂に明の開原鐵嶺を陷れ、蒙古を破り、葉赫を滅す。これより先、壬辰の亂の初、使を朝鮮に遣して、救援せむとするの意を告げしが、その後害を貽さむことを恐れ、宣祖、柳成龍の議を用ひ、邊將をして、婉辭之を謝せしむ。太祖天命四年、明兵四路より滿州を討つや、光海君、その將、都元帥姜功烈を遣し、明を援けて、建州衞を協攻せしめしが、密に敎を下して、形勢を觀望せしむ。その富察の野に營するや、天、風を反して疾雨、火器却焚し、姜功烈、遂に兵五千を以て降る。太祖、その部將十餘を歸し、書を以て、光海君に諭して曰く、むかし、明、兵を以て爾の大難を救ふ、故に爾の國、亦た兵を以て、明に勤む、勢已むを得ず、我に於て、怨あるに非ざるなり。今擒にするところの將吏、王の故を以て、釋るして國に還らしむ、王其れ自ら去就を審にせよ、と。然れども、韓民なほ明の德を忘れず、光海君、衆議に從ひ、遂に報謝せず。すでにして、明將毛文龍、皮島に據る。朝鮮、之に賴り、明と連和して、專ら滿州を禦ぐ。

光海君の失德

光海君、はじめ其兄臨津君珒を超えて、位を繼ぎしを以て、明は冊封を許さゞりしが、李德馨、明に赴き、陳辨して之を得たり。即位の初、珒不軌を圖るを告ぐるも

仁祖の即位

のあり、之を喬桐島に遷し、後、遂に之を殺す。　李爾瞻、亦た前王の愛子永昌大君㼁、仁穆大妃金氏の側に在るを忌み、之を讒す、光海君、㼁を江華に放ち、尋いで又之を殺し、次いで大妃の尊號を廢削して西宮に幽す。　光海君、屢ば大獄を起し、擅に誅竄を行ひ、且つ風水の說を信じて妄りに土木を興し、官職を除拜するに銀の多少を以てし、賄賂公行、尙宮金介屎、寵を擅にして事を用ひ、宮禁嚴ならず、僥倖の路、大に開く。　こゝに於て、李貴・申景禛・沈器遠・金自點等、相謀り、金瑬を推して大將となし、義兵を擧げ、光海君の弟定遠君琈の子倧を立てゝ王となさむとす。　その兵、宮に入るや、光海君、驚き走り、朝官衞士、皆逃散す。　すでにして、李貴等、光海君を擁し、寶璽を大妃金氏に納れしめ、大妃その三十六罪を數へて之を殺さむとせしが果さず、幾もなくして、之を江華に放ち、李爾瞻・鄭仁弘等數十人を誅し、坐して竄逐削黜せられしもの數百人、倧遂に位に即く、これを仁祖慰文王となす。

李适の叛

仁祖即位、靖社の功を錄するや、李适第二等に列し、平安兵使兼副元帥となりて寧邊に屯す。　适、任に趣き、怏々として樂まず、陰に異謀を蓄へ、仁祖二年、遂に部兵一萬二千餘人、降倭百三十人を率ゐて南向し、龜城府使韓明璉等、之に從ふ。　都元

清兵の來侵

帥張晩、平壤に鎭し、之を止むる能はず、賊進んで碧蹄に至る。仁祖公州に走り、适等遂に京城に入る。すでにして、晩、鄭忠信・李曙等と力を協せ、大に适の兵を鞍嶺に破り、适・明璡等、逃れて利川に至る。部將奇益獻等、之を殺して降り、仁祖因つて京城に還るを得たり。明璡の子潤等、逃れて滿州に入る。

時に朝鮮、なほ明を懷うて、滿州に通せず。太祖の軍、瓦爾哈を攻むるや、仁祖兵を出して之を拒ぎ、屢ば烏拉部の貝勒布泉泰と兵を構へ、次いで、太祖の殂落するや、使を遣して弔問せず。明將毛文龍、遼の遺民數萬を招いて、皮島を守る。この地、亦た東江と名づけ、鴨綠江口に在り、朝鮮の西境及び滿州の東境を去ること、各八十里、屢ば師を出して、沿海の城塞を襲ひ、滿州を牽制して、朝鮮と犄角す。會ま、韓潤・鄭梅、亡びて滿州に入り、嚮導となりて、兵を構へむことを請ふ。時に清の太祖の天聰元年にして、明の天啓七年、朝鮮仁祖の五年なり。清將貝勒阿敏等、兵三萬を率ゐ、降將姜功烈を嚮導となし、鴨綠江を渡り、先づ毛文龍を鐵山に破り、遁れて皮島に還らしめ、郭山・定州を攻め、朴有健・金搢を擒にし、奇協を斬り、又南漢山城に克ち、その軍民數萬を屠り、糧百餘萬を燒き、長驅して進み、淸川江を渡り、安州に

清と和す

克ち、師を平壤に進む。仁祖、張晩を以て、都元帥となし、西に出でゝ、之を禦がしむ。晩、平山に至る。而して、平安監司尹暄、安州の陷るを聞き、平壤を棄てゝ走る。こゝに於て、滿州の兵、大同江を渡り、中和に次し、二月黃州に抵る。國中震恐し、援を明に求め、又成を清に求むるの使、絡繹たり。而して、清の太宗、明が國內の虛實を窺はむことを恐れ、親ら出でゝ、邊を巡り、兵を遼河の岸に列して、備をなす。こゝに於て、滿朝震駭、金尙容を留都大將となし、李元翼・申欽・韓俊謙に命じ、世子を奉じて南走せしめ、二月、仁祖親ら廟社主を奉じて妃嬪王子を携へ、領議政尹昉・右議政吳允謙等とともに江華に逃る。阿敏の中和に次するや、書を送り、七條の罪案を述べて、朝鮮の滿州に敵せしを責む。時に京城は人民悉く潰散し、金尙容、火を御庫諸倉に放つて、江華に遁れしを以て、阿敏直に京城に入らむとせしが、諸貝勒、從はず、遂に軍を平山に駐め、副將劉興祚を江華に遣して、和を議せしむ。清廷三事を脅要す、一に曰く地を割く、二に曰く毛文龍を捉送すべし、三に曰く兵一萬を借して明を助攻すべし、と。清使劉興祚、又利害を陳し、天啓の年號を去り、且つ王子を以て質となさしむ。仁祖已むを得ず、宗室原昌令義信を王弟封君となし、興祚

に從つて平山に至り、方物を進めて和を乞はしむ。貝勒岳託、阿敏に謂つて曰く、宜しく朝鮮をして盟誓せしめて、師を班すべし、と。乃ち原昌令を留め、劉興祚をして、再び江華に抵らしめ、三月三日、壇を築き、白馬黑牛を刑し、天を祭り、滿州と約して兄弟の國となる。然れども、明朝背絶の一事に至りては、連日力爭して決せず、興祚乃ち貝勒阿敏の訓令を待つこととして歸る。阿敏は、己れ盟に預らざるを怒りて縱掠せしが、還つて平壤に至り、又原昌令と盟をなし、遂に兵を義州及び鎭江に留めて師を班し、朝鮮は原昌令をして、阿敏に從つて滿州に往かしめ、四月清兵、平山の營を撤し、世子金州より江華に入り、仁祖とともに其地を發して京城に還御す。その後、仁祖、副將沈正笏・朴蘭英を遣して、義州の鎭兵を撤せむことを請ひ、清、之に從ふ。この役、使臣金尙憲は北京に在り、本國の難を聞いて救援を請ひ、明の遼東巡撫袁崇煥、舟師を發して皮島を援け、又精兵九千を遣し、三岔河に逼りて牽制を圖りしも及ばず。尋いで、日本の將軍德川家光、亦た使を遣して、援兵を出さむことを通告せしめしが、辭して受けずして止む。

然れども、朝鮮なほ明と通交して、實は清に服屬せず。太宗諸島を攻めむとし

仁祖の對清政策

て、兵船を徴すや、仁祖使を留むること三日にして、はじめて之を見、謂つて曰く、明國は猶ほ吾が父のごときなり、人の吾が父の國を攻むるを助くる、可ならむや、と。これより漸く成約を偷む。すでにして、毛文龍所部の將、孔有德耿仲明・尙可喜、舟師二萬人を以て、清に降るに及び、又糧を徴す。曰く、爾の國、明を視ること、猶ほ父のごとく、十たび其粟を輸す、我今すでに兄たり、ひとり與かること一次なるべからざるか、と。仁祖又從はず。すでにして、京畿等三道に十二城を築き、義州互市の約に負き、崇德改元の時、李廓等を遣せしも拜せず、清主書を賜うて質子を送らしめしも、復た報せず。これより先、清軍蒙古を服し、明軍を破り、大凌河に捷ち、旅順を取り、將に進んで北京に逼らむとし、因つて復た使を朝鮮に遣し、兄弟の義を革めて、君臣の禮となし、清使を待つこと、天使の如くすべく、且つ爾後歲幣を增し、黃金萬兩・白金萬兩・五色細布十萬匹、白苧一萬匹精兵三萬騎馬三千となすべしといふ。仁祖、なほ明を恃み、黃金は國產に非ずといひて、之を拒み、その餘は、減じて半となし、單子に記して之を附す。清使大に怒り、開城に至り、之を扯裂して去る。その後、仁祖使を瀋陽に派せしも、清廷之を黜け、因つて相絕たむとす。清の崇德

龍骨大

元年三月、清使龍骨大・馬夫大、仁祖の妃仁烈王后韓氏の弔祭を名とし、兵を率ゐて來り、十王子の書を仁祖に致す。この行、龍骨大、西江の仙遊峰・金荷潭を見るに因つて、南漢山城の形勢を探らむとす。戸曹判書、之を察知し、計を以て之を阻む。龍骨大、强ゐて笑ひ、馬首を回して去る。時に臺諫皆新進の少年、事を解せず、或は清使を斬らむを請ふに至る。龍骨大、一靑字を館壁に題し、兵を率ゐて去る。靑字は、即ち十二月、清使の心中、すでに決す。こゝに於て、韓廷、大に懼れ、之を苦留すれども聽かず。廷議鼎沸、決するところなし。崔鳴吉、ひとり通好を以て是となし、上疏して曰く、すでに戰守の計を決せず、又緩禍の謀を爲さず、一朝胡騎長驅せば、體臣江都に入り、帥臣退處するに過ぎず、正に是れ生靈魚肉、宗社播越、この地頭に至れば、咎將に誰にか歸せむとする、これ謂ゆる議論定まるとき、虜、江を渡るもの、不幸之に近からむ、と。十一月、小譯朴仁範を瀋陽に使す。清主曰く、十一月二十五日を以て期となし、王子大臣及び和を斥けし者を送遣せざれば、大擧して東征すべし、と。然れども、韓廷戰を主とするもの多く、斥和の疏、日に至り、しかも、未だ戰備を修せず、その期、すでに過ぐ。

太宗の親征

崇德元年十一月、太宗親征、檄を朝鮮に馳せ、その敗盟の罪を詰り、鄭親王濟爾哈に命じて居守せしめ、武英郡王河濟格等に命じて、分つて遼河の海口に屯し、以て明に備へしめ、睿親王多爾袞・肅親王豪格に命じて長山口に入り、豫親王多鐸等に命じて、先鋒千五百を統べて、直に國都を擣き、岳託等をして、兵三千を以て、之に繼がしめ、而して、親ら代善等諸軍を率ゐて進發し、その衆、凡そ十萬、十二月九日を以て、鴨綠江を渡り、十三日、平壤に至り、遂に進んで、京城の北、臨津江に次す。時に江氷未だ合せず。車駕將に至らむとするに及び、氷驟かに堅く、六師畢く渡り、遂に京城に逼る。

仁祖の出奔

これより先、豫親王の先鋒、すでに早く京城を襲ふや、仁祖大に驚き、先づ元孫兩大君をして、廟祀・社主・妃嬪を奉じて、江華島に逃れしめ、十四日、世子とともに崇禮門を出で、之に從はむとす。淸將龍骨大、數百騎を以て、弘濟院に抵り、兵を分つて陽川江を遮り、江華の路を絕つ。仁祖、大に驚き、門樓に駐まり、泣いて曰く、事急なり、將に奈何せむとす、と。兵曹判書崔鳴吉、同中樞李景稷等、自ら請うて、牛酒を持し、出でゝ淸軍を犒ひ、故らに拖引して日昃に至る。仁祖、間を得て、水溝門より出

で、江を踰えて、南漢山城に入る。

清軍、京城に入り、豫親王・岳託、亦た平壤を定めて來り會し、軍を合して、江を涉り、南漢山城を圍む。仁祖、使を遣して、急を明に告げ、幷せて、國中の諸道に檄して、勤王せしめ、固守して、外援を待たむとす。時に明國方に流寇に急にして、鄰を恤むに暇あらず、登萊總兵陳洪範、舟師海に出でしが、風を守つて敢て渡らず、國中東南諸道の兵は、相繼いで奔潰し、西北の兵は、峽内に逗撓して進まず。城中食盡きむとす。こゝに於て、統體使金瑬以下、降を議し、武臣申景禛・具宏・元斗杓・水原府使具仁垕・竹山府使具仁墍等、斥和の臣を送給して、和を媾せむことを請ふ。この間、睿親王の軍、小船八十隻を以て、江華島城に入り、守將金慶徵の備を怠るに乘じて、之を破り、妃嬪兩大君を執らへて、別室に客とし、士大夫の家屬、亦た皆拘へらる。城中之を聞いて、痛哭せざるなし。仁祖曰く、宗社すでに亡ぶ、復た爲すべきなし、と。遂に下城に決し、倡議盟を破りし諸臣、宏文館校理尹集・修撰吳達濟及び臺諫洪翼漢等を獻出す。太宗、勅して明の給せしところの誥命冊印を納れしめ、二王子を質とし、正朔を奉じ、歲時に貢獻表賀すること、一に明室の舊制の如くし、征伐調兵

仁祖清に降る

あれば扈從し、擅に城垣を築くことなからしめ、又逃亡を收むるなからしむ。仁祖、頓首して、命を受け、二月の末、世子とともに藍戎衣を服し、兵仗を撤し、唯だ從官與丁を率ゐ、西門より出でゝ、清軍に降り、地に伏して、罪を請ふ。太宗、詔して、之を赦し、この月、振旅して西す。仁祖及び諸子群臣、跪いて、十里の外に送る。世子嬪宮、鳳林大君及び夫人、清軍に從つて行く、滿城の哭聲、天地を動かす。これより、朝鮮全く清に服し、三田渡壇下、太宗駐驆の處に碑を建て、其德を頌するに至る。

太宗の雄圖

この役、清軍凡そ十二萬、衆多くして、一路を行く能はず。太宗は箭串より横に楊州に向ひ、益溫嶺を踰えて西路に出で、其餘の清兵は、通路鴨綠江を渡り、蒙古の兵三萬は、鐵嶺を踰えて豆滿江を渡り、孔耿等、明の降將の兵は、水路より椵島に向ひ、その軍容の壯、韓人の膽を奪ふ。太宗兵を朝鮮に用ふること、前後二回、ともに僅に三月を費すのみ、當時朝鮮壬辰騷亂の後を承け、明亦た之を救ふの餘力なく、且つ地理上の便、自ら異なりと雖も、これを我が豐臣氏の征韓に比すれば、その遲速の差、啻に霄壤のみならず、當日の雄威、知るべきのみ。

對清服屬の禮

仁祖、すでに清に服屬す、仍つて、その年號を行ひ、朝鮮國王の封冊を受け、年ごと

明に對する誼

に使を遣すこと四回、冬至・正朝・聖節及び歳幣使、是れなり。冬至以下、各表箋方物を上り、殊に歳幣を重しとす。後、三節及び歳幣を幷せて一行となし、之を冬至使といひ、歳に一たび之を遣すことゝし、歳幣の數、亦た大に減ず。大抵清帝の書は、勅書と稱し、その使を勅使といひ、朝鮮の書には、自ら臣と稱し、新王即位の時、必ず封冊を受け、その他、謝恩・奏請・進賀・陳慰・進香・告訃・問安等、臨時に之を發することあり。その禮、近世に至るまで變ずることなし。

朝鮮の清に於けるや、力、敵する能はずして、陽に之に服すと雖も、實は夷狄を以て之を視、且つ明の舊恩を忘れず、ひそかに之が爲に盡すところあらむとす。太宗、皮島を征せむとして、兵を徵すや、仁祖已むを得ず、平安兵使柳琳を首將とし、義州府尹林慶業を副とし、戰艦を率ゐて之を助けしむ。慶業、密に皮島都督沈世魁に報せしを以て、城陷るの日、島中害を免るもの多し。その後、又清の錦州衞を攻むるや、仁祖は林慶業を舟師上將とし、黃海兵使李浣を副將とし、戰艦百二十隻、兵六千を以て、貢米一萬包を運し、且つ戰を助けしむ。而して、慶業の船、石城島に至るや、颶風に託し、密に三船を登州に送りて、明に聲息を通じ、遼東灣に、明船に遇う

て、戰を爲すや、矢は鏃を去り、砲は丸を去り、兩軍死傷、甚だ少し。　明の毅宗、朝鮮の志を知り、密詔を贈りて、之を勉めしむ。　領相崔鳴吉、又林慶業と謀り、密に奏文を具し、僧獨歩を明に使す。　清、之を覺りて大に朝鮮を責むるや、鳴吉瀋陽に送られて幽せられしが、慶業途より逃れて明に入れり。　その他、朝鮮の志士、黄一皓・崔孝一の如き、明に盡さむとせしもの、亦た鮮からず。

清の統一

太宗親征の後、七年を經、世祖の順治元年、中原を平定して都を北京に遷すや、仁祖使を遣して之を賀し、清は世子溰・鳳林大君淏及び拘留の大臣金尙憲・李敬輿・李明漢・崔鳴吉等を還へす。　世子還つて、幾もなくして卒し、次子淏、世子となり、仁祖殂するや、位に即く、これを孝宗宣文王となす。

孝宗の雄志

孝宗かつて清に質として瀋陽に在ること八年、その屈辱を憤り、即位の後、必ず其耻を雪がむとし、言を日本の釁あるに託して、城池を修め、器械を整へ、大に爲すところあらむとす。　金自點、之を清に告げ、清、使を遣して之を責むるや、領相李景奭を義州に竄し、以て謝を致す。　然れども、孝宗の夙志、なほ止まず、謀を贊するの臣、宋時烈に貂裘を賜ひ、李浣に甲冑を賜ひ、以て他日北伐の用に供せしめ、浣を訓

練大將となし、屢ば大閱を行うて、兵を練り、戎服衣袖の太だ長濶なるを以て、これを狹小にし、僧には米三石、公卿以下、庶孼役なきものには布一匹を課し、以て養兵の資となし、內廐に良馬を養ひ、名づけて伐大驄といひ、革射を革めて騎射となし、大に禁軍を增す。こゝに於て、士氣大に振ひ、或は庄土を賣つて戰馬を購ひ、戎服を備へ、從軍を願ふもの、鮮からず。然れども、孝宗在位十年、空しく志を齎らして殂し、遂に果さず。當時淸は康熙の盛世に際し、朝鮮の力、果して之に敵するや否や、固より疑はしと雖も、孝宗は稀代の英主、その志、頗る嘉すべきなり。但だ王在位の間、淸の命により、兵を出し、黑龍江上の露人と戰ふこと前後二回、服屬の關係上、蓋し已むを得ざるに出でしならむ。

歷世明を慕ふの念

顯宗彰孝王、嗣いで立つ。この時、明すでに全く滅ぶと雖も、朝鮮の君臣、なほ之を忘るゝに、忍びず。王、亦た心を兵備に留め、前王の遺緒を繼ぐの志なきに非ざりしが、仁恕の性、遂に大に爲すある能はず。吳三桂の亂、羅碩佐、上疏して、義旅を驅り、三桂に合して、明の爲に耻を雪がむことを請ひしが果さず。肅宗元孝王、即位の初、尹鑴亦た北伐の議を倡へしことあり、その三十年、明の毅宗崩御の周年に

當るや、禁苑に之を祭り、又大報壇を造り、神宗を祀つて壬辰再造の恩に報じ、又明の成化中、賜はりし印跡を模刻して傳國の寶となし、淸の寶を用ひず。　その後、朝鮮歲饑ゆるや、淸の世祖、屢ば米を贈りて之を振濟し、頗る撫恤に務めしも、英祖・正宗に至りて、なほ心服せず、正宗の尊周彙編を纂輯したる如き、亦た慕明の志を託せしものに外ならずといふ。　加之、表面上、淸の正朔を奉ずと雖も、國內なほ崇禎の年號を用ひ、或は上之幾年干支と書すること、近世に至るまで毫も變ずることとなし。

肅宗以後、國中黨禍の盛なる、外征の議、遂に息むと同時に、全く鎖國となり、外國窺窬の念を絕たしめむが爲に、金銀坑の採掘を禁じ淸國との關係も、重大の變更を生ずることなく、以て最近我が明治十五六年の頃に及べり。

第八章　黨禍及び英祖正宗の治

黨禍の朝鮮に於ける、その起原、頗る古く、その弊の甚しき、他國に其例を見ず。

書院の創設

而して、黨禍は、書院に濫觴す。　朝鮮の俗、古しへより、儒を尙び、殊に高麗の末葉以

書院と朋黨

後は、宋代性理の學を傳へ、名儒の死後は、弟子輩相謀り、その遺跡に就いて、之を祀り、その徒中、名望あるものを擇びて、其事を主らしめ、暇日こゝに會して、經典を講習すること、校舍に均し。はじめ、中宗の時、豐基郡守周世鵬、先儒安裕の故居に就いて、白雲洞書院を建てしが、その漸く衰替するや、明宗五年、李滉、監司沈通源に言ひ、朝廷より、扁額を賜はり、書籍を頒降せむことを請ひ、通源これを朝に聞し、號を賜うて、紹修書院といひ、且つ三大全等を頒降す、これを書院の權輿となす。これより後、書院漸く多く、肅宗在位四十六年の間に創立せしもの、百五十餘、慶尙の一道、七十餘ありといふ。こゝに於て、歷世屢ばその疊設を禁じ、英祖十七年には、祠院三百所を毀撤せしも、一代の風潮は、人力を以て抑遏すべからず、年を逐うて、愈よ隆盛に赴けり。

近世に至りては、華陽洞書院、眉叟書院の如き、最も名あるものにして、每歲春秋、朝廷より祭粢を賜ふ。その猶ほ未だ賜額に及ばざるものは、之を私立書院といふ。八道の州縣、大抵一書院あり、而して、院中の書生、朝政を議し、時務を論ずるの風、いつしか起り、名士の言、一たび唱ふれば、忽ち各州縣に播布し、往々にして、朝旨

を動かすことあり、當時稱して清議といひ、在朝の宗室、外戚宰輔と雖も、亦た之を憚らざるを得ず、在野人士の風、一時頗る觀るべきものあり。然れども、清議變じて朋黨となるや、外戚門閥各族の軋轢と因果互に連絡錯綜し、遂に不治の疾となるに至る。

朋黨の起源

東人西人

宣祖の時、李浚慶、死に臨んで、朋黨の漸を痛言せしことあり、その後、未だ幾ならずして、東人西人の論あり。はじめ、舍人沈義謙といふもの、首相尹元衡の家に至る、元衡の婿李肇敏、素と義謙と相知るを以て、引いて、書齋に入る。室中寢具二あり、義謙何人の具なるかを問ふや、肇敏その一を指して金孝元の物なりといふ。孝元、文名あるも、未だ及第せず。義謙、之を卑み、肇敏に謂つて曰く、文學の士、豈に無識の輩と同棲するものならむや、孝元は決して人士と稱すべからず、と。その後、孝元及第して、才名日に盛に、遂に詮郎となり、清流を薦進し、事に臨んで直行、回避するところなく、後進の士、之を推重す。義謙亦た士類を扶掖せしを以て、之に附くもの少からず、東西兩黨、すでに分る。孝元、心に義謙を短とし、かつて、人に語つて曰く、義謙心愚にして氣粗なり、重用すべき器に非ず、と。義謙の黨、之を銜み、

南人北人

大北小北

西人勢を復す

報復の念あり、遂に互に相排擠す。　義謙は、西、貞陵洞に在るを以て、その黨を西人といひ、孝元は、東、乾川洞に在るを以て、その黨を東人といふ。　右議政盧守愼、朋黨分爭、朝廷を紊さむことを恐れ、二人を外に出さむことを請ひ、知中樞院事白仁傑・大司諫李珥等、又上疏して、調濟の策を獻じ、就中、珥は用心公明、學識才能あり、黨爭を以て兒戲となし、兩黨の間に立つて、周旋甚だ力む。　然れども、時論愈よ艱にして珥も亦た鄕に歸り、士類中分、兩黨指目の中に入らざるなし。　西人、はじめ勢力を得、朴淳領相となり、珥亦た進みて兵判吏判に歷任し、陰に之を助けしが、その卒するや、東人最も盛なり。　鄭汝立、はじめ西人に屬し、後、東人に入り、叛を謀りて誅せらるゝや、東人やゝ衰へしも、權勢なほ其手に在り。

その後、東人分れて、南人・北人となり、壬辰亂後、柳成龍の罷むや、北人愈よ盛に、又分れて大北・小北となり、鄭仁弘・柳永慶等、互に權を爭ふ。　光海君の時、李爾瞻、大北の巨魁を以て、國柄を執り、小北の朴承宗・柳希奮等と相爭ひ、大北は又分れて中北・肉北・骨北となり、小北は分れて、清小北・濁小北となる。　東人、すでに漸次に分れて、其勢漸く衰ふるや、西人、仁祖を助けて、反正の功をなし、はじめて其志を得、分れて、

西南の起伏

庚申の黜陟

老論少論

清西、功西となり、又分れて、老西、少西となる。

孝宗以後、西人、南人と爭ひ、肅宗の初、西人宋時烈の竄せらるゝや、南人大に志を得たりしが、又分れて清南、濁南となり、左相權大運以下、議論の激峻なるものを清とし、領相許積以下、持說の温和なるものを濁となす。清南の徒、宋時烈を殺さむとするや、濁南の徒、之を不可とす。すでにして、清南の徒、許積を讒せしが、肅宗之を覺り、却つて、積を優遇せしが、後、その專橫にして黨熖熾なるを惡みて、積の職を罷め、悉く其黨を斥く。こゝに於て、清濁二南、ともに勢を失ひ、金壽相、領相となり、西人復た盛なり。

これより先、麟坪大君㴭の子福昌君楨、福善君柟、南人と交りしが、宮女を姦するに坐して、竄せられ、幾もなくして、釋さるゝや、許積の子堅、之と通じて、不軌を圖りしを以て、皆誅に伏し、積亦た之に坐して戮せられ、西人愈よ用ひられ、閔鼎重、金錫冑、左右の相となる、これを庚申の大黜陟といふ。こゝに於て、宋時烈、亦た用ひられ、名望一世を傾け、國家の大老たりしが、その論、多く年少輩と合はず、朝議分れて老論、少論となる。老論は、時烈を主とし、少論は、尹拯、朴世采等を領袖とし、兩黨構

陷、これ事とするに至る。

南人

すでにして、少論は、肅宗が昭儀張氏を寵し、東平君杭を愛すること太だ過ぎたるを諫めて斥けられ、老論は、王が張氏の出たる王子昀を元子とし、張氏を禧嬪となせしを疏して逐はれ、西人全く勢力を失ひ、睦來善・金德遠、左右の相となり、南人復た大に用ひらる。すでにして、王、妃閔氏を廢するや、南人・西人、ともに之を極論し、殊に西人の朴泰輔、之を痛諫せしを以て、盡く斥けられ、宋時烈、亦た死を賜はり、南人も多少罪を被りたれども、こゝに西人の領袖を斃すを得て、大に其勢を伸ぶるに至れり。

老論少論の盛衰

この後、五六年間、南人專ら國政を執りしが、王漸く廢妃の事を悔ゐ、南人を喜ばず。偶ま西人廢妃を復せむとし、南人大獄を興すや、王、意を決して、南人の黨を斥け、西人少論南九萬を領袖とし、廢妃閔氏の位を復し、宋時烈等の官爵を復し、悉く南人の政を改む。禧嬪張氏、後に巫蠱の事露はれて誅せられ、その族、皆遠竄せらる。こゝに於て、少論の徒は、張氏を寬容せしを以て彈劾せられ、その黨、多く死し、肅宗の末年、世子昀をして政事を代理せしむるや、李頤命・趙泰采等、信任せられ、老

粛宗の治

草梁館の禁榜

論盛にして、少論衰ふ。

肅宗在位四十六年、その初、精を勵まし、治を圖り、祖靈を祀り、はじめて、常年通寶錢を鑄り、禁營の守を置き、宣廟寶鑑を纂し、白頭山の經界を定め、君臣の服制を革め、宋賢六人を大聖殿に配し、大に規模を革む。我が天和三年、日本と約して、その人民居留地館を釜山より、草梁館に移すに定め、館を造り、禁榜數條を立つ。その一に曰く、禁標定界の外、大小事を論ずるなく、濫出犯越するものは、論ずるに一罪を以てす。二に曰く、路浮稅規定の後、與ふるものと受くるものと、同じく、一罪を施す。三に曰く、開市の時、各房に於て密に相買賣するものは、彼此各一罪を施す。四に曰く、雜物入給の時、邑吏庫子小通の事等、切に倭人を挾曳毆打することなからむ。五に曰く、彼此犯罪人、館の內外に於て刑を施すべし。在館諸人、もし諸用を辨じ、事を館司に告げむとせば、直に通札を持し、訓導別差の處に於て往來を爲すべし、各條の制札書、館中に立て、これを以て明鑑となすものなり、と。後、我が居留民、婦人を姦することありしを以て、新に一條約を締結す。

時に將軍德川家宣、朝鮮聘問の禮を革めむと欲し、新井君美を召して、意見を問

新井君美の建議

ふ。君美曰く、鎌倉建府以來、外國の書を我が國に奉ずるや、天子を稱して日本天皇といひ、幕府を稱して、日本國王といふ。寛永以來、彼、我が報書に異論を唱へ、遂に我が將軍を奉じて、日本國大君を以てす。おもふに、大君の字義は、これを説文等に徴し、又古來の書に參驗するに、天子といふと大差なし。然れば、是れ上僭の嫌あり、且つ彼、その國の庶孫を稱して大君といふこと、その舊來の習なり。この號を以てするは、彼が潜に得たりとするところなるべし。改めて、日本國王と呼ぶの勝れるに如かず、と。その他、朝鮮使聘待遇の厚きに過ぐるを論じて、皆之を改む。當時、君美の意見中、日本國王と稱することに就いて、諸儒異論ありしが、幕府遂に君美の議を容れ、朝鮮に命じ、幕府を稱して日本國王といはしむ。正德元年、朝鮮正使趙泰億、副使任守幹、從事李邦彥の聘問するや、君美答書を草す、書中、韓主の諱字を犯すに因り、使者肯て受けず、切に改作を請ふ。君美、反つて之を詰責して曰く、來書すでに我が諱字を犯す、足下先づ之を改めて後、請ふことを爲せ、と。使者答ふる能はずして去る。

肅宗、心を政治に用ひざるに非ざるも、朋黨の事、愈よ盛にして、議論紛然、禮儀の

末節に拘泥し、はじめ、西人南人、相爭ひ、後には、西人要地に在ること二十餘年、老少二論の爭に歲月を送り、その施設するところ、毫も時務に關せず、半島の衰運、すでに此間に胚胎す。

壬寅の獄

王、殂して、世子昀立つ、これを景宗宣孝王となす。王、病あるを以て、王弟延礽君昑を立てゝ世弟となし、代つて政を聽かしむ。少論の徒、之を論じて、不可となし、因つて、老論の徒を誣陷し、李頤命・金昌集・李健命・趙泰采は、謀逆の罪を以て殺され、その他、誅竄されしもの、數十人。睦虎龍、扶社の勳を錄せられ、少論の徒、要路に上り、會盟の祭を行ひ、討逆の試を設け、益す老論を斥く、これを壬寅の獄といふ。

少論の餘黨

景宗在位四年にして殂し、世弟昑、位に即く、これを英祖顯孝王となす。即位の初、少論斥けられ、老論復た用ひらる。その四年、少論金一鏡の餘黨李麟佐、兵を忠清道に擧げ、宗室密豐君坦を推戴せむとし、鄭希亮は兵を慶尙道に擧げて、之を援け、平安兵使李思晟・禁軍別將南泰徵と內外相應じ、麟佐兵を進め、忠清兵使李鳳祥・營將南延年を襲うて、之を殺し、北上して、安城に至りしが、兵判吳命恒、擧げられて都巡撫使となり、討つて、之を平らぐ。その後、東宮巫蠱の事に因つて、麟佐の餘黨

英祖の治

鄭思孝等を誅し、又李光佐を罷め、趙泰耉・柳鳳輝等の官を追奪し、尹就商の子尹志及び李夏徵等、逆を以て誅せられ、少論不平の徒、こゝに至りて、全く除かる。

英祖、心を政治に用ひ、老少兩論の徒を並用して、黨爭を調停せむとし、又節儉を尙び、奢侈を禁じ、農桑を勸め、田租を減じ、松林の濫伐を禁じ、均役の法を行ひ、婢の貢を罷め、巫覡淫祠を禁じ、學問を勸め、節義を勵まし、忠良科を設け、尤も意を刑獄に留めて、壓膝・剪刀・周牢・烙・刺字・亂杖・亂問等の酷法を除き、全家邊に徙すを改めて杖徒となし、申聞鼓を設くるの制を復し、民をして、寃枉なからしめむことを務む。

正宗の治

英祖の殂するや、莊獻世子の第二子祘、嗣いで立つ、これを正宗莊孝王となす。王、亦た農桑を勸め、飢荒を賑し、多く忠臣の子孫を錄用し、僧侶巫女の城に入るを禁じ、又欽恤典則を作り、刑具の制に於て、尤も意を用ひ、經國大典以下を合纂輯補して、大典通編を撰す。王、又諸儒に命じて、國史を編纂せしめ、國朝寶鑑・大圭章全韵・五倫行實等の諸書、皆この時に成る。英祖より三世、皆學を好み、編纂の業、頗る盛なり。蓋し淸の乾嘉の盛時に傚ひしものか。文治すでに一代の美を極め、半島の衰運、やゝ挽回されし觀あり、宣祖以後、國勢の振興、この時を第一となす。

世道

正宗、性聰明、英祖甚だ之を愛撫し、かつて謂つて曰く、今日の時勢、北宋の世の如く、當に熙豐の黨の隙を窺ふものあるべし、汝之を警めよ、と。その世孫たるや、左相洪麟漢、之を沮碍す。王即位の後、麟漢、鄭厚謙及び其黨を誅し、宮僚洪國榮、曩日保護の功あるを以て、擧げて大將となし、宿衞所を設け、禁旅を率ゐて、直宿せしめ、遂に政權を擧げて、之に附す、これを世道の始となす。世道、一に勢道といふ、朝鮮の俗語、政權を掌るものゝ稱なり。蓋し人主、臣僚及び民間の情狀を聽かむが爲に、自ら直に庶司に接せば、威信を瀆冒するの虞あり、世道を置きて、その申達を掌らしむ、故に其人卑職に在りと雖も、頗る實權あり、領相以下、その命を聽き、王亦た之に詢うて事を決す。國榮の世道たるや、その權威、前相鄭厚謙より盛なりしを以て時人之を大厚謙といふ。すでにして、國榮逆を以て廢黜せらるゝや、後、遂に外戚を以て世道となすに至る。

正宗、亦た其祖に倣ひ、務めて黨爭を調停するを務めしも、遂に其効なし。宣祖以來、黨人政を爭ひ、政治の實權は、吏胥に在り、こゝに於て、賄賂公行、弊害頗る多く、國勢愈よ衰ふ、蓋し勢自ら然るなり。

外戚專横の端

洪景來

第九章　半島の衰運

英祖・正宗の至治、すでに去り、黨禍一時鎭靜に歸せし觀あれども、外戚專横の禍、繼いで起るに及び、半島の衰運、忽ち眼前に逼り來れり。はじめ、明宗即位の初、尹元衡、政を弄せしことありしが、その後、外戚特に鉅害を爲せしことあらず。然れども、英祖の晩年、戚臣の權を執るを戒めしことあるを見れば、ひとり正宗の年なほ壯なるを憂ひしのみならず、當時すでに其漸ありしや、必せり。正宗在位、二十四年にして殂し、第二子玜立つ、これを純祖成孝王となす、年はじめて十一、知事金祖淳、遺託を受けて、輔弼の任に當り、英祖の妃、貞純王后金氏、簾を垂れて政を聽く。すでにして、祖淳の女を立てゝ、王妃となすや、外戚漸く專横なり。

こゝに於て、王の叔父、莊獻世子の子恩彦君䄄は、金龜柱の爲に誣陷されて死し、その後、龜柱、逆律を追施され、疑獄時に興り、內廷弊事多し。この時に方り、關西の賊洪景來、黨を聚めて、定州城に據り、兵を分つて、四方に劫掠す。王、李堯憲を巡撫使として、之を討たしめしが、賊勢猖獗、歲を踰えて、わづかに平らぐ。

翼宗

純祖二十七年、世子旲をして政事を代理せしむ。旲、仁明、學を好み、時に賢君と稱せられしが、惜いかな、四年にして殂し、王巳むを得ずして復た政を聽き、その殂するや、旲の子奐をして、位を嗣がしむ、これを憲宗哲孝王となす、乃ち父旲を追尊して、翼宗となし、母趙氏を王大妃となす。

王室の衰微

憲宗即位、年はじめ八歲、純祖の妃純元皇后金氏、簾を垂れて、政を聽き、六年にして之を還せしが、政權なほ母后外戚の手に在り。この時に方り、半島の形勢、愈よ陵夷して振はず、王室愈よ微弱、諸王の子孫、或は民家に賃居し、機織を以て衣食を支へ、或は邊邑に耕作し、以て其族を養ふものあるに至り、國用常に給せず、景福・景祜の兩宮、久しく修理するに由なく、王氣全く衰ふ。

憲宗固より庸愚、加ふるに、蒲柳の質を以て、平居常に深宮に在り、宴安に耽り、婦人を近づけ、長夜の飲をなし、心身衰憊、その殂するや、歲わづかに二十三。王后洪氏、先つて逝き、後妃金氏、子なきを以て、族閥の顯要に居るもの、之を機として、新主を擁立し、以て政を專にせむことを謀る。

當時の權臣、鄭元容・權敦仁の二人に及ぶものあらず。元容は、憲宗の世、王室に

哲宗の即位

信任せられて、內外の政を執り、敦仁は外戚の疏屬を以て、聲威名望、兩つながら、之あり、而して、宮中に在りて、後嗣を決すべきものを純祖の后、憲宗の祖母、純元王后金氏となす。元容、先づ金氏に謁して、全溪君の第三子李昪を立てむことを謀る。すでにして、權敦仁、亦た上書して、都正君李夏全を立てむと欲す。純元王后、遂に元容の議を納れて、李昪を江華府に迎ふ。元容自ら使者となり、その居に至り見れば、門扉毀破、蒿萊刈らず、昪、偶ま戶外に在り、鋤犁を執つて田を耕し、敗衣跣足、その落魄の狀、言ふべからず。元容拜をなして、王位繼緒の旨を傳ふや、全家大に驚き、その變を惧れて、走り去らむとし、すでにして、驚喜淚下る。こゝに於て、權氏の徒兵を起して、相爭はむとせしが、元容悠然として王宮に入り、毫も意に介せざるが如く、京城の民、歡呼して新王を迎ふ、これを哲宗英孝王となす。純元王后金氏の族金汶根、その女を納れて、王妃となす。

金氏の專權

哲宗、人と爲り、仁慈なりと雖も、剛決の斷に乏しく、鄭元容、三世の元老を以て、威望なほ存すと雖も、金氏の黨、朝に盈ち、汶根封せられて、永恩府院君となり、純元王后、簾を垂れて、政を聽き、萬機皆汶根に決す。汶根、力めて誠實忠直を裝ひ、恭謙己

を虛うして人に下り、時人その奸を知るなし。すでにして、哲宗に進むるに、美姬を以てし、宴遊を勸む。王、政を恤まず、純元王后、亦た禍福の說を喜び、王宮愈よ弊事多く、金氏の勢威、赫灼として、之に當るものなし。こゝに於て汝根は姪炳國を訓練大將となし、炳學を大提學となし、炳基を左贊成となし、外姪南秉哲を承旨となす。すでにして、炳基、南秉哲を惡み、出して、全羅監司となす。幾もなくして、秉哲復た入つて直提學となり、諸金、南氏と相讎とし、しかも、兩つながら榮位を失はず。

哲宗在位十四年、殂するとき、年三十三。こゝに於て、復た繼嗣の議あり、然る後、今帝即位、大院君政を攝し、西力東漸の結果、東洋形勢の變革は、延いて、朝鮮に及び、遂に之をして、從來の鎖國を打破し、列强勢力の交會點たるに至らしめ、これより、半島愈よ、多事、以て今日に至る。以下篇を改めて、詳說するところあるべし。

李昰應

第五篇　現代期　今帝時代

第一章　大院君の攝政

はじめ、哲宗五男六女を擧げしも、皆夭し、一女ひとり存するのみ、故を以て、その在世の日より、繼嗣の議、しきりに起る。而して、金氏の族、王族中の賢者を排し、以て他日の患を斷ち、長く大權を掌握せむとす。興宣君李昰應は、英宗莊獻王の曾孫にして、頗る權略あり、その少時、韜晦して市井の無賴と遊び、世間の事、通曉せざるなし。家固より貧にして給せず、蘭畫を賣つて纔に口を糊す。こゝに至りて、ひそかに謀を爲し、一日徒跣して、金炳基を訪ひ、その長子李載冕の登科を請ふや、炳基默して答へず、心にその賤劣を笑ふのみ。乃ち去つて、南秉哲に至る。秉哲は、永恩府院君金汶根の表姪にして、又金氏の黨なり。秉哲泫然として曰く、公は王家の人、零落かくの如きに至りて、我に請ふの愚をなすかと。亦た、之を容れず。然れども、是れ實に、李昰應が故らに金族を誑詐せし一種の奇策にして、金族は、是

應父子を以て、能く爲すに足らざるものとし、乃ち私にその第二子を以て、哲宗の後嗣に擬するに至れり。 都正君李夏全、さきに權敦仁に推されて、位を嗣がむとせしことありしが故に、こゝに至りて、哲宗の後を承けむと欲す。 金氏の跋扈を惡むもの、亦た皆その門に集りて、切りに之を慫慂す。 幾もなくして、李夏全、諸金の子弟と、試塲の席次を爭ひ、憤慨の餘、事を擧げむとして敗れ、その首謀者を車裂し、夏全に死を賜ふ、時人之を寃とせざるなし。 景平君李昇應、亦た貪横の名を以て濟州に竄せられ、而して王族中の長者及び功臣の裔、掃盡して剩すところなし。

すでにして、哲宗崩ずるや、領議政趙斗淳、議して曰く、先王子なく、後嗣誰にか定めむ、翼宗の姪、趙成夏、趙寧夏は幼なりと雖も、尤も近し、之を立てゝ新王となさむと。 而して、判書洪淳穆は、憲宗の妃洪氏の弟にして、益墨府院君洪在龍の子なる淳馨を立てむと欲す。 諸金、ともに之を斥け、李是應の第二子興福君を立つるに決す。 或は曰く、我が國、古來生存の大院君あるを聞かず。 今、興福君を立つれば、その生父興宣君に與ふるに、何の位地を以てするか。 且つ興宣君の人と爲り、極めて不良、若し王父の親に據り、太上の尊を恃み、朝政を攬りて、威權を逞うせば、そ

の禍、蓋し料るべからざるものあらむ、と。　金炳基・金炳國等、この言に感じて、頗る憂慮するところなり。　然れども、諸金の族、他に其人なきを以て、遂に哲宗の妃金氏に勸め、金氏亦た宗族の强を恃み、敎を下して曰く、興宣君の第二子興福君、天姿夙成、人主の量あり、其人大統を承くべし、と。　こゝに於て、鄭元容、又任ぜられて使者となり、その邸に之いて、興福君を迎ふ。　邸は久しく荒廢し、草萊滿地。　興福君、偶ま庭上に嬉戲せしが、元容の趨り進むを見て、茫然爲すところを知らず、母子相抱いて泣く。　元容、亦た跪いて涙を垂れて曰く、老臣不幸にして六朝に歷事し、今幸に新王を迎ふるを得たり、と。　すでにして擁せられて、宮門に入らむとするや、興福君、顧みて、元容に謂つて曰く、何故に此宮に入るか。　元容謹んで對へて曰く、殿下今より天下の元首たり、と。　興福君、震悚し、元容の衣を執らへて泣く。　群民之を觀るもの、感極まつて歡呼す。　新王、幼名は載晃、字は明夫、後改めて、名を㷩、字を臨聖といふ。　これを今の大韓皇帝と爲す。

李昰應の巧慧なるや、さきには、專ら金族に面諛して、その歡心を失はざるを力めしが、こゝに其子の位に即かむとするや、金族を除くに非ざれば、己れ政權を握

る能はざるを知り、先づ好を趙斗淳に結び、又宮中に出入して、趙大妃と相驩び、情好頗る厚しと稱す。 新王の迎へられて宮に入るや、趙大妃、直に先づ外殿に出御し、その手を執つて、吾が愛兒と呼び、之を携へて、玉座に內殿に即かしめ、自ら簾を其後に垂れ、群臣を召し、敎を下して曰く、新王は翼宗の後を承、宜しく速に之を內外に布告すべし。 我亦た簾を垂れて政を攝す、宜しく之が儀注を評定し、以て上奏すべし、と。 こゝに於て、新王は前代哲宗を以て兄となし、翼宗を以て父となし、仍つて、趙妃を尊び、冊して大王大妃となし、憲宗の妃洪氏を王大妃となし、哲宗の妃金氏を大妃となし、生父興宣君李昰應を封じて大院君となし、生母閔氏を封じて府大夫人となし、興宣邸を號して雲峴宮といふ。 時に朝鮮開國四百七十三年、支那の同治三年、日本の元治元年なり。

新王すでに立ち、群臣相會して大院君の處置如何を議す。 諸金、すでに大院君の己に叛くを知り、固より之に快からず。 金左根、議を立てゝ曰く、王上、月初を以て必ず雲峴宮に覲し、一切勞するに政事を以てするなく、安養の節を遂げしむる當となすに似たり、と。 蓋し敬して之を遠ざけ、萬機に預るなからしめむと欲す

るなり。金興根、傍より之を賛し、衆、幾んど違言なし。趙斗淳、すでに大院君に結ぶ、故に獨り之を可とせず、曰く、大院君は王上の私親と雖も、王上すでに翼宗を以て父となせば、亦た人臣なり。金左根の説、國に二君あらしむべからずといふは、是なり。但だその定むるところの儀注、而かも説くところと相矛盾すること、此の如くなれば、恐らくは、二尊を免れず。愚以爲へらく、諸繁叢を省いて、一に王子大君の例の如くし、趨拜せず、名を稱せず、以て大君を尊ぶ、當となすに似たり、と。こゝに於て大王大妃趙氏曰く、未亡人、事體を知らざるに非ざるも、但だ嗣王は幼、未亡人、老婦を以て未だ見識あらず、顧るに國事多難、萬歳叢腦、大院君、宜しく大政を協賛すべし、と。議、終に決し、乃ち教を下して、大院君を攝政となし、諸大臣の上に坐せしめ、萬機の政、一に關白して執行し、又三軍營の兵勇を選んで、その護衛に充てしめ、輿に乘じて宮に入るを許し、雙魚扇を用ひしむ。この年正月十一日、新王、宮を出でゝ大院君に雲峴宮に覲謁し、仍つて、景祐宮歴朝先代の王祠に參謁して、宮に還り、明日大院君はじめて政をなし、趙斗淳を以て領議政となし、金氏の黨、幾んど除かれ、その聲威、一朝にして地を拂ふ。朝鮮の俗、從來王、族の科擧に赴く

大院君の志望

景福宮の造營

を禁じ、又朝政に干渉するを許さず、以て宗室の年長、弱主を抑壓するの弊を避けむと欲す。世祖未だ位を簒せざりしとき、一たび領議政となり、その後、世宗の孫、龜城君浚、將相を統べしことあれども、浚の誅せられし後は、防禁益す嚴。大院君の此に至るは、實に異數にして、その陰謀の巧、亦た想見すべきのみ。

大院君、すでに政を攝す、蛟龍雲雨を得れば、復た池中の物に非ず。その期圖するところは、一に王室の勢威を回復し、貴族の專横を制し、外戚の强大を殺がむとするに在り。こゝに於て、大に黜陟を行ひ、趙斗淳を領議政となせし外、金炳學を右議政となし、李宣翼、鄭基世、金世均を吏兵戸の判書となし、李升輔を宣惠堂上となし、李景夏を訓練大將兼左捕盜大將となし、李漳濂を禁衛大將となし、李景宇を御營大將となし、李邦玄を總戎使となし、申命純を右捕盜大將となし、先づ黎民の膽を破り、天下の耳目を聳動し、以て人心を收攬せむと欲し、着々として施行經營を怠らず、而して、その首に居るものを景福宮造營の大工役となす。

景福宮は、現代朝鮮創基の初、太祖、北漢の僧をして地形を占はしめ、白岳の麓に建てしものなれども、壬辰の役、我が軍の本營に充てられ、浮田秀家、此に居りしが、

その軍を却くに方つて、一炬に付して去り、斷礎累々、蔓草荒烟の間に横ること二百年、憲宗の朝、再建の議ありしが、鉅費を厭うて止む。大院君、名を先王の遺志紹述に託し、諫官の言を聽かず、その腹心、訓練大將兼左捕盜大將李景夏を以て造營總監堂上となし、新令を下し、大に貢租を徵し、遂に結頭税を課す。朝鮮の俗、白丁奴隷を除き、凡そ士民妻あるものは、必ず頭髮を結ぶ、故に、この税目は、其源頗る多し。之に加ふるに、京城及び其附近の民は、皆驅つて、徭役に服せしめ、役夫集るもの、毎日數萬人に下らず。李景夏、工を督して、大に良材を徵採し、その遠きものは、咸鏡の山溪より、海を廻つて來輸す。一夕光化門外、火を失し、さきに聚積せしもの、大抵蕩盡して灰燼となるや、上下痛惜、失望せざるなく、仍つて、ひそかに工事の中止を豫期す。大院君、毫も驚くの色なく、重ねて木石を全國に求めしむ。韓人むかしより風水の説に惑ひ、山川木石の神を畏怖し、巨巖老木、皆崇祀す。大院君、命を下して、之を伐採せしめ、妖言百端、浮説並び起る。大院君、泰然として曰く、木石の鬼神、もし祟を爲せば、吾自ら之に當らむのみ、と。又墓田の樹木を伐らしめ、その地主に諭して曰く、千載一遇の盛事、君家の祖先、もし靈あらば、必ず首肯すべ

金族の敗

きなり、と。　若し爭つて、訴ふものあれば、中つるに酷法を以てす。　然れども、工事遲々として、落成の期なほ遠し。　乃ち張淳奎に命じて、更に願納錢を布達し、工役補助の獻金を强收せしめ、苟くも、民の穀粥を啜り得るより以上のものは、之を免るを得ず。　人心恟々、往々にして逃避逋亡するありと雖も、毫も假借せず。　其甚しきもの、或は誣告せられて其產を失ひ、或は獄に投ぜられ、落膽して自殺するものあり、怨嗟の聲、愈よ繁し。　すでにして、景福宮、わづかに成るや、更に六曹の各衙門及び諸官命を修築し、遂に國王を昌德宮より遷す。　大院君、欣然自得すること甚しく、その新宮輪奐の美を廷臣に誇示し、前代希有の盛事となす。　而して、識者却つて蒼生の苦を悲むといふ、時に淸の同治六年(慶應三年)なり。

金氏の族、さきに大院君の謀に中てられ、一朝にして政權を失ふや、怨を銜み憤を呑むこと、すでに久しく、こゝに至りて、機以て乘ずべしとなし、亂民を煽して、事を擧げむとせしが、遂に成らず。　金左根は獄に繫がれ、沈履澤は濟州に流され、その餘は、難を避けて邊境に遁れ、他の外戚諸氏、皆股栗して命に服す。　大院君、又その羽翼となさむが爲に、大に市井の舊朋を擧用し、凡そ才幹あるものは、白丁奴隷

人才登用

と雖も、之を重用し、趙氏亦たすでに權を失ふや、新に榮職に上りしもの、刑曹執吏には呉道榮あり、戸曹執吏には金完祖あり、兵曹執吏には朴鳳來あり、吏曹執吏には李繼煥あり、禮曹執吏には張信永あり、議政府八道都執吏には尹光錫あり、宮廷に出入して威權あるもの、白氏の一族、樂瑞・樂徐・樂弼等あり。こゝに於て、大院君の苛政、一國を疲弊せしに拘らず、一面に於ては、元氣大に勃發し、功名利達の門戸、廓然として開くや、俊傑の士、菰蘆の間より出でゝ、大院君の幕下に投じ、手に唾して功業を爲さむとするものあり、人材登用の道、すでに通じ、こゝに儼然たる國家の體面を組成するに至れり。

大院君、政を爲すこと專恣、その志すところ、必ず遂げざるはなく、執拗強暴、往々にして、兒戯に類するものあり。　時に民間訛言して、曰く、李氏の社稷、五百年にして滅ぶべく、之に代るものは鄭氏、忠清道公州の鷄籠山は、その王都たるべし、と。到る處に、此說を傳播す。　大院君、心に深く之を忌み、力を以て之を厭勝せむと欲し、盛に役夫を派遣し、鷄籠山を發掘せしめ、石礎を出すこと尤も多し。　民間又訛言して曰く、この地、本と鄭氏千年以前の宅址、之を犯すものは大禍あり、と。　大院

兵商團隊

諸方の守備

君、心に其言の妄誕を知ると雖も、財政窮乏、旦夕を支へ難きを以て、遂に發掘の工事を中止す。すでにして、民間復た讖言を傳へて曰く、大院君、當に萬人の爲に敗らるべし、と。大院君、乃ち疑獄を起し、羅織構陷、多く人を殺し、以て其數に充つ。然れども、なほ自ら安んせず、因つて兵商團隊を組成す。その制、平時は商民として行商するも、一旦事あれば、兵器を執つて亂民を鎭撫するに在り。その中、土木金屬製の諸器を負うて行商するものを負商となし、雜貨を褓中に包入して行商するものを褓商といふ。その數、二萬内外、李景夏、亦た實にその指揮者たり。

然れども、內訌の兆、たとひ其機愈よ逼ると雖も、なほ言ふに足らず。これより先數年、露國は、英佛の對淸政策に干渉し、北京條約を訂結して平和の狀態に復するを得せしめ、その報酬として、黑龍江岸二千七百里の地を得、東方の侵略、愈よ其歩を進め、豆滿江を以て、朝鮮と境界を劃するに至れり。こゝに於て、今王三年一月、露艦一隻、元山津に至りて通交を求む。大院君、その書を一見し、冷然として之を却けて曰く、若し盟約を求めむと欲せば、去つて淸廷に圖れ、我が王國は、その藩屛なればなり、と。因つて、彼が遲疑せる間に於て、大に軍防を修せむと欲し、私に

馬匹飼養令

使者を日本に遣して、小銃刀槍を購ひ、江華の城塞・文珠の山城、永宗・仁川の砲壘を築き、以て南陽灣の守禦を嚴にし、漢城の城廓を修築し、大砲を鑄り、尋いで制度の改革に着手し、大典會通を修めて正宗以來の敎式を補輯し、春宮通考千餘卷を校正して本朝の故事を撰集し、備邊司を廢して三軍府を設け、現任將相を以て三軍の將帥を兼ねしめ、江華府を陞して鎭撫營となし、留守官を改めて江華鎭撫使となし、大に壯勇を募り、名づけて別驍士といひ、鎭撫營に屬せしめ、又咸鏡道北邊、茂山郡及び厚州に守衞を置き、屯田の制を布き、內地の民を移して、之を開拓せしむ。

次いで、武臣乘轎の舊習を革め、公私出入、乘馬を以て例となし、以て文弱の弊を一洗せむと欲す。兩班以下、從來久しく乘轎に慣れ、鞍馬に習熟せざるの輩、之に苦まざるなし。大院君、吏に命じて、滿州より馬匹を購求せしめ、韓民の稍や家產あるものをして、家ごとに必ず一二匹以上を飼養せしめ、强ゐて之を授與することと差あり、稱して、馬匹飼養令といひ、同時に富家に强授するに馬丁を以てす。馬丁無賴の徒多く、官府の威勢を假り、その主を脅かし、百方錢物を强請して、飽くことを知らず。故を以て、富民等、大に之に苦み、厚く賄賂を監司に納れ、之を免れむ

ことを謀り、爲に產を破るに至りしもの、亦た少からずといふ。

その他の更革

兵備、すでに廓張さるゝや、次に風紀の振肅に着意し、先づ衣服の制を革め、その笠を小にし、その袖を窄くし、從前朝官用ひしところの白革靴及び絹製靴を禁じ、悉く黑皮玄革を用ひ、又朝官の長珠纓を短縮せしめ、士民の笠纓には、漆鬆竹、もしくは木實を附するを許し、帛を用ふるを禁ず。而して、その更革の甚しきや、或は好事齷齪の誚を免れざるものあり、例せば、官娼妓の風俗を矯正し、妓の纏頭を制限して百二十兩を超ゆることなからしめ、又妓の夫たるべきものゝ資格を定め、各殿の守監、もしくは捕盜營・監政院の使丁・禁衞の羅將、或は官家外戚の家從傔人及び武官下僚たるものは、妓の夫たるを得、禁院政院の諸隷は娼の夫たるを得れども、その他は許さずといへるが如き、是れなり。

書院の廢毀

大院君の内治改革中、尤も辛辣なるを書院を閉廢し、民間の淸議を禁じ、內外に向つて專制獨立政府の實を擧げたる一事とす。大院君、元と南人黨の家に生れ、すでにして出でゝ、老論黨の家を嗣ぎ、その身貧賤に長じ、民間の事情に通曉するを以て、夙に流弊を看破せり。こゝに於て、一旦志を得て朝政を總攬するや、兮を

下して八道所在の書院、特別の理由あるものを除き、其他はすべて一年を限りて之を鎖し、之を毀ち、院中の儒生をして、各その郷里に退居せしめ、命を奉せざるものは、誅戮毫も假借せず。儒生輩、大に驚き、京城宮門外に集り、禁を解かむことを哀請するもの萬餘人。朝廷又爲に憂慮し、その變を生ぜむことを恐れ、大院君を諫めて曰く、先賢の祀を崇み、詩書の敎を重んずるは、以て古先聖王の道を明かにし、士道を培植せむが爲なり。願はくは、書院を存せよ、と。大院君大に怒り、之を斥けて曰く、苟くも斯民に害あるものは、孔子にして復た生くと雖も、我決して之を恕せず、況んや、書院は、元來本邦の先儒を祭祀するに在り、しかも近來變じて、不軌の淵藪となれるに於てをや、何ぞ之を赦すことを爲さむ、と。乃ち刑曹の兵士及び捕營の卒を發して、盡く哀請するものを江外に放逐せしむ。八道の吏、なほ儒生を恐れ、逡巡踏跙して、令を實施せず。大院君、之を聞き、直にその一人を黜け、加ふるに嚴刑を以てす。諸道之を聞いて皆戰慄し、一時に書院を廢毀す。大院君更に密使を分遣し、士族の擧止を按察し、平民を侵虐するものは、立どころに捕へて之を罪し、其產を沒す。こゝに於て、積年の弊、漸く罷み、士族の跋扈、日に少

租税の徴求

く、黨派の名目、一掃して、遺すなきにいたれり。　これと同時に、各地方の監司に嚴令を下して、租税の徴收を督責し、從前の如く緩寛延納するを得ず、税斂を遲怠せる地方官吏は、皆之を懲罪し、未納の税米、千石に超ゆるものは、その首を斬り、その以下、亦た流竄を免れず。　すでにして、益す其罰を嚴にし、斬首九百石以上に及ぶ。諸郡大に驚き、吏人の親戚故舊、皆器財を賣つて、金を官に輸し、以て其罪を贖ふ。大院君、性貨を好むを以て、大に喜び、爲に其死を宥む。　これに由つて、從前税米多逋の弊、亦た少しく除くに至る。

大院君の功罪

　大院君、聰明慧敏は、之ありと雖も、固より、一代の梟雄、刻薄剛愎、陰險奸譎、以て其性となすが故に、其爲すところ、頗る國家に殃せしものあり。　かの獨立對外生義の實を擧げ、風紀を振肅し、門閥を廢し、大に人才を登庸せしが如きは、頗る稱すべきに似たれども、飽くまで、鎖國攘夷の方策を取り、殘虐殺戮を擅にし、且つ聚斂を事とし、八道の民を荼毒せしに比すれば、到底相贖ふに足らず。　その攝政に居ること、幾んど十年、令すれば行はれ、禁ずれば止み、文弱庸愚の衆庶、ひとり、その威望に震慴せしのみならず、我が日本の諸公、又頗る之を畏憚し、遂に西郷一輩の征韓

論をして、空しく消滅するに至らしめ、歐米列强、亦た此の如く、佛米二國、かつて一たび兵を動かし、多少の損害を受けしに拘らず、後年なほ平和の條約を結び、何等の要求をも爲さずして止む。古しへ云ふ、山に猛獸あれば、藜藿これが爲に刈られず、と。大院君は、まさしく半島の猛獸にして、その國を保護せし功、固より沒すべからず。之に向つて、その稍や寛弘温和、開國の主義を取らむことを望むが如きは、朝鮮の形勢と君の人物とを知らざるより起る愚論に外ならず、嗟乎、渠も亦た人傑といふべきのみ。

第二章　耶蘇教徒の虐殺と佛米二國軍艦の來襲

朝鮮の對外交涉、殊に歐米諸國との關係を叙述せむと欲せば、日本支那に於けると同じく、先づ耶蘇教の輸入弘布に就いて、知るところなかるべからず。論者或は云ふ、明末利瑪竇等の布教せし頃に方りて朝鮮の使臣、支那より還り、上疏して盛に西人の學術工藝を稱せしことあり、耶蘇教亦た此時を以て傳へ來る、と。然れども、その詳は、未だ考へず。次いで孝宗王四年(一六五三)荷蘭人ハメルとい

ふもの、濟州島に漂着し、留ること十二年の久しきに及びしも、布敎•通商に就いては、當時未だ直接の結果を見ずして止む。肅宗王の時、清國より耶蘇敎義を傳へ、多少蔓延せし跡ありと稱すれども、實は亦た詳ならず。降つて、正宗王十五年(一七九一)佛國耶蘇會派の敎徒、始めて傳道を試みしより、信徒漸く增加し、その末年には、縉紳某、敎名をアレクサンダアといふもの、はるかに書を歐洲の舊敎國政府に寄せ、信徒保護の爲に、兵を送りて、朝鮮を占領せむことを請ひし者あり、王、之を誅す。同時に李惠寰李康寰兄弟及び丁若鏞等、一代の名儒を以て、天主敎の書を讀み、深く之を尊信し、密に王に白せしことあり。その後、三人皆絕島に竄せられしが、その徒、なほ或は之を奉ずるものあり。王の十年、西敎の害を恐れ、燕京に使するものに訓し、書を購うて歸ることなからしめ、十五年、西書を焚き、西敎を奉ずるものを刑す。純祖元年、諸道に命じて、糾禁を加ふること愈よ甚し、而して、黃嗣永は深く其敎に惑溺し、蘇州の人周文謨を邀へ入れて、潛に不軌を謀り外國の力を假らむとせしを以て、大逆を以て戮せらる。然れども、是れ皆支那より再傳せしものにして、その歐人直接に之を傳へしは、實に憲宗の世に刱まる。

憲宗即位の年(一八三五)佛國の宣教師ピエール・ヒルベル・モーバン、盛京省奉天府を發し、朝鮮の邊禁を犯して、京城に至りしが、後三年の間、ジャック・オノール・ジャンスタン並にローラン・マリージョセフ・アムベル等、前後して來り、相提携して布教に盡力し、信徒の數、九千人に達す。次いで、憲宗王六年(一八四〇)佛國より二隊の宣教師を派し、その一は、交趾安南に入り、その一は朝鮮に入る。然れども、當時排外思想の人士、朝廷に勢力ありしが故に、この年九月二十一日、アムベル・モーバン・ジャスタンの三師は死刑の宣告を受け、信徒百三十人、前後して誅せらる。

幾もなくして、清國に於ては、鴉片戰爭あり、東洋の風雲、愈よ急ならむとするや、佛王ルイ、フイリハプ、この機を利用して、朝鮮と和親貿易の條約を締結せむと欲し、軍艦二隻を東洋に派す。その一隻エリコート號の艦長大佐セシールは、澳門に於て、前年モーバンが同地に留學せしめし朝鮮の學生、敎名をアンドルーキムといふものを得て通譯となし、漸く朝鮮に近づかむとせしが、鴉片戰爭の終局を聞いて、行を果さず。然れども、アンドルーキムは、歸國の念を放棄せず、憲宗王十一年(一八四五)漸くその目的を達し、自國の形勢を偵察し、更に漁舟に乘じて、上海

に赴き、佛國の宣敎師に見え、海路より朝鮮に入るの却つて容易なるを說きしに因り、ゼーン・ジヨセフ・フエレオル並にマリー・アントアヌ・ニコラー・ダブルイ等、ともに朝鮮に向ふことに決す。この中、前三人は、前々年を以て、朝鮮の敎正に任ぜられ、義州・慶源の兩方面より入らむと欲して、失敗せしものなり。この一隊は、九月一日、漁舟に乘じて上海を出帆し、十月十二日の夜、全羅道の海岸に上陸し、アンドルーキムは、フエレオルの命により、黃海道方面の形勢を偵察せむとして發せしが、官吏の嫌疑を受けて捕縛せられ、その翌年(一八四六)西夷に通ずるの罪を以て斬に處せられしに因り、佛國宣敎師等は、空しく歸途に就く。この年、大佐セシールは、軍艦三隻を率ゐて、漢江の江口に入り、書を朝廷政府に與へ、前年宣敎師虐殺の擧を詰り、償金を要求せしが、その回答を待たず、唯だ海岸の一局部を測量して歸航す。こゝに於て、大佐ピエール、次いで、命を受け、軍艦二隻を率ゐ、アンドルーキムと同じく澳門に留學せし朝鮮の學生、敎名をトーマス、ツオイといふものと宣敎師メーストルとを便乘せしめ、朝鮮に向ひしが、八月十日、全羅道の海岸に於て、兩艦同時に坐礁せしに因り、大佐ピエールは、復た澳門に歸る。朝鮮政府は

佛艦の大砲を押收し、又之に模して數十百門を鑄造し、聊か守禦の用に供し、又さきに大佐セシールに送らむとして起草したる回答狀を遞送するに決し、北京の清廷を經て、ピ・エールに致す。その文意、外教の禁は、國家の大法、前日の事、固より已むを得ざるに出づといふに在り。當時佛國に於ては、謂ゆる二月革命以後、國事多難の日に際せしを以て、空しく默過して止む

佛國宣教師の入韓

佛國政府の對韓交涉は、此の如くして中止せしと雖も、宣教師の夙志は、決して挫折せず。メーストル及びトーマスツォイは、さきに、他の遭難者とともに一たび上海に赴きしが、更に同志とともに、喪服を着けて入境し、教徒の家に潛匿し、言語の通ずるを待ちて布教に盡力し、諺文に飜譯せる數種の宗教書を印刷して頒布し、哲宗八年の頃には、信徒の數、一萬六千五百人の多きに上り、教正シメヲン・フランソア・ベルノー亦た此年を以て京城に至る。

耶蘇教の流布

今王の初年、英佛二國の兵、北京を陷るの報、一たび至るや、朝鮮大に恐れ、老稚婦女及び重器を外に移し、大に兵丁を徵し、豫め其難に備ふ。而して、市人往々にして十字架を胸に掛け、その耶蘇教徒たることを示して、西人に媚び以て禍難を免

れむとするものあり。こゝに於て、其教一時大に行はれ、正祖以來の禁令、今や全く空文に歸し、廷臣中、又之を奉ずるものあり、洪鍾三(トーマス・キム)南尙敎・李身逵等、之を信奉し、國王の乳母朴氏は、マルタ夫人として福音を傳播し、大院君夫人閔氏、又私に之に歸向し、僧正ダブルエルイは、顧問として王宮に出入し、漢城の內外、十餘萬の信徒を算するに至れり。

三年(一八六六)一月、露國の軍艦、元山に來り、通商を請ひ、且つ內地移住の許可を要求す。蓋し露國は、北京條約の結果として、黑龍江地方を得、朝鮮咸鏡道と壤を接し、わづかに一水を隔つる以て、太平洋方面に出でむが爲に、この交涉をなせしなり。大院君、淸國の藩屛たるの故を以て、之を拒絕せしと雖も、中心その襲來を憂慮し、大に兵備を修せしこと、前に述べたるが如し。宣敎師等、この機會を利用し、政府をして其敎を公認せしめむと欲し、宮廷中の信徒は、上書して、英佛二國に結んで、露兵を防ぐの策を上り、之を實行せむが爲には、宣敎師の助力を借るに若かずといひ、先づマルタ夫人をして、大院君夫人閔氏に說かしめ、南尙敎は大院君に謁し、當時旅行中なりし僧正ダブルエルイを招致するの許可を得たり。こゝ

耶蘇教徒の獻策

に於て、ダブルエルイは、一月二十五日を以て、ベルヌイは二十九日を以て、ともに京城に入り、謁見を求めしも、大院君、言を新年に託して引見せず。居ること數日にして、露艦錨を拔いて去るや、大院君、耶蘇教徒を以て、國威を辱しむるものとなし、盡く之を殲滅せむと欲す。偶ま飛書の北京より來るあり、曰く、清國曾て洋教を撲滅せしが、復讎の擧を企つるものなく、頃ろ又域内に在る外人を戮するの議を決したり、と。こゝに於て、各道守令、爭つて洋夷の交るべからざるを論じ、翕然として、攘夷の論を唱へ、以て大院君に媚ぶ。大院君、乃ち意を決して新令を下し、外舶の來航と、洋教の弘布とを禁じ、併せて、僧正及び信徒を殺さしむ。

京城の虐殺

二月二十日の夜、洪鍾三・張敬一・南尙敎・李身逵等、逮捕せられ、李景夏張申福・李在韶・李角業等、大院君の命を以て、京城中の信徒を探索し、老幼男女を問はず、殺戮の厄に罹りしもの、一萬餘人。二十二日に至り、其屍を水口門外に棄つるや、高さ丘山の如く、城中の溝渠、皆紫紅色を帶ぶ。この日、ベルヌー・ダブルエルイは、獄に繋がれ、三月の初に至りて、佛國宣教師の逮捕されしもの、すべて九名に及び、その八日、皆死に處せらる。刑場には、兵士四百人、半月形をなして整列し、宣教師を曳き

全國耶蘇教徒の誅戮

出し、はじめに冷水を灑ぎ、次いで石炭粉を塗り、劍手刀を下すこと各四五回、次を以て之を終ふ。ベルヌーは、その初、獄に繫がれしとき、改宗及び退去を諭されしが、一身すでに神に獻せしもの、天下の不義に服する能はざるを抗議し、遂に死刑を宣告され、その刑に臨むや、憤慨愈よ措く能はざるもの丶如く、東方の蠻風を痛罵して死に就きしが、僧正ダブルエルイは、顏色憔悴、肢體力なきが如く、しかも、一たび塲に入りし後は、從容泰然、徐に頭を垂れ、手を捧げ、最後の祈禱を終つて殺さるといふ。これに先つこと二日、洪鍾三・李身逵は、鐘路街に於て車裂せられ、南尙教は梟首せらる。

京城の慘禍、わづかに終るや、大院君、令を八道に下し、悉く耶蘇教徒を緝捕して輸送せしめ、忽にして、十二萬人を得たり。左捕盜大將李景夏、殘虐無比、罪狀の有無に關せず、悉く之を殺し、吏胥或は匪皆の怨を以て、之に及ぶものあり。こ丶に於て、寃聲天地を動かし、腥風城中に徧ねく、街衢人影を絕ち、上下震悚、景夏を視ること閻羅の如く、大院君の威令、愈よ行はる。

京城駐在の佛國宣教師は、すべて十二名にして、その難を逃れしもの、わづかに

佛艦第一回の來襲

三名。教正リイデル、はじめ山中に潜行し、漁舟を得て、黃海道の長淵より威海衞に航し、芝罘を經て天津に至り、當時駐留中の佛國水師提督ローズを見て、變を訴ふ。これより先、北京駐劄佛國代理公使ド、ベロチーは、リイデルの飛書を得て、大に驚き、朝鮮と清國との關係に就いて、恭親王に質すところありしが、恭親王は、その責任を遁れむと欲し、朝鮮は清國の屬國に非ざるを以て答となす。こゝに於て、佛國は、直に兵を朝鮮に派遣せむとせしが、會ま交趾地方に内亂起り、ローゼ、之に赴援せしを以て果さず。幾もなくして、事平らぐや、ベロネー公使は、更に七月十三日を以て、書を恭親王に寄せて、朝鮮遠征の意を告げ、リイデルを以て通譯となし、先づ軍艦三隻を派して、漢江附近を探險せしむ。水師提督、之を率ゐ、九月十八日、芝罘を發し、二十日の夕、多島海を過ぎ、二十一日、漢江を泝り、多少の妨害を受け、その一隻は巖礁に觸れて破損せしが、他の二隻は、二十二日を以て、京城の正面に投錨し、數日間碇泊の後、水の深淺を測量し、漢城より派遣せる軍隊、一夜江堤より襲擊せしに因り、砲火を以て之を逐ひしが、その後、一回の決戰を試むることなく、三十日を以て、芝罘に歸航す。ローゼの此擧は、緩慢機を失せしの誚を免れず。

大院君の守禦

その意、蓋し謂へらく、京城に逼らむには、寡兵固より能くするなし、如かず、大兵を以て重ねて來らむには、と。京城の耶蘇教徒、頓足して歎息措く能はざりしもの、亦た宜なり。

大院君、この警を聞くや、憤然として起ち、天下に令して、大に人材を求め、防守の策を獻せしめ、巫卜僧侶を問はず、苟くも、其言の取るべきものは、皆之を擧用す。こゝに於て、韓聖根・李濂・尹雄烈等は材武を以て進み、金箕斗・姜國等は機巧を以て用ひられ、三軍營の兵を訓練し、更に二軍二隊を編制し、盡く俳優遊藝の徒を集めて總後軍となし、京城東村の屠戸を編して別哨軍となし、日本長槍に擬せしものを倭槍隊となし、槍鋒に虎尾を懸けたるものを虎尾槍隊となし、使者を日本に遣し、私に軍銃刀劍を購はしめ、檄を廣州・宣川に飛ばして砲兵隊を編し、武庫の佛動機砲を修治して、海岸に備へ、李景夏を以て巡撫使となし、李元熙を巡撫中軍となし、五營の精鋭五千を選んで、楊花鎭を戍らしむ。外戚宗族、或は昔時の外難を回想し、佛國と和せむを欲するものなきに非ざれども、士氣一時に振起し、兵士皆戰を願はざるなく、大院君の意氣、殆んど天を呑むの概あり。

佛艦第二回の來襲

公使ベロネーは、敢て本國政府に謀らず、專斷を以て、愈よ朝鮮遠征を決し、水師提督ローゼをして、軍艦七隻、陸戰隊六百人を率ゐて、漢江を封鎖し、朝鮮の王位を處分し、且つ宰相を斬らしめむとす。蓋し恭親王の回答せし文書中、淸帝は朝鮮國王が蠻行に出でしを以て、その封冊を取消したりとの語あるを以て、之を野蠻未開の一小國と看做し、大に報ゆるところあらむとするなり。ローゼは、十月十一日を以て、芝罘を發し、十三日、勿淄島附近に至る。大院君、令を下し、梁憲洙を左先鋒となし、魚在淵を右先鋒となし、韓聖根・李漳濂を遊擊將軍となし、以て巡撫使李景夏を援けしめ、文珠・廣城・草芝の要塞を扼し、漢江は、楊花鎭の下一里に沙船を沈め、以て敵船の進入を阻む。十四日、佛國砲艦一隻、漢江を泝りて、海兵を上陸せしめ、十五日、先づ草芝廣城を陷れ、魚在淵、之に死す。翌十六日、提督ローゼ親ら全軍を指揮し、遂に江華城を陷れ、靑銅製鐵製の大砲八十門を奪ふ。江華城は、朝鮮西部の要鎭にして、國王の避難所に充てられ、常に留守を置き、兵庫金庫等あり、且つ京城の糧道に當るを以て、佛軍長く之に據る時は、京城亦た危からむとす。こに於て、或は和議を唱ふる者あり、大院君却けて可かず。二十六日、佛兵百二十

佛軍の退却

人、江華島の對岸に上陸し、京城に向はむとせしが、皆敗れて歸艦す。はじめ、大院君、十九日を以て、書をローゼに送り、宣教師を誅戮せしは、國法を破り、邊禁を犯せしが爲なるを辯せしも、ローゼ、之を許さず、當路者、自ら軍門に降るに非ざれば兵を退けざるをいふや、大院君、愈よ怒り、あくまで防戰の決心をなし、令を民間に下して、益す奇策を求む。或は曰く、鶴羽は砲丸も貫く能はず、之を以て船を造らば、屈伸進退、自在なるべし、と。大院君、大に喜び、直に天下の鶴羽を集めて、一大兵船を造り、之を楊花津に浮ぶ。京城の市民、聚り觀るもの堵の如し。船行くこと二三町にして沈沒す。衆皆その愚を笑へども、大院君、毫も驚かず。又一人あり、策を獻じて曰く、綿を重ねて體軀を包めば、銃丸入らず、刀槍及ばず、と。大院君、直に之を製す。兵士之を着するもの、歩を運ぶこと自由ならず、遂に發熱して鼻孔より出血するに至る。大院君、奇を好んで兒戯をなし、爲に天下に嗤笑さるゝこと、往々此の如し。

漢江の沿岸は、楊花鎭より龍岸に至るまで、精兵を分置し、富平・金浦の間、守備亦た甚だ嚴。佛軍、すでに江華城に克つと雖も、江を上るを得ず。乃ち陸路より京

攘夷論の流行

城に向はむと欲し、先づ斥候隊を派遣して、通津城を攻め、次いで文珠山城を攻むるに及んで、道路峻險、歩戰頗る艱、韓兵險に據つて固守し、相持すること旬餘。大院君、北方の獵虎手八百人を派して、文珠に赴援せしめ、韓兵大に振ふ。二十七日、ローゼ、又海軍中佐ヲリフイエーに陸戰隊百六十人を授けて、之を攻めしめが、漸く砦門に近づくに及で、猛烈なる一齊射擊に遭ひ、忽ちにして、三十餘名の負傷者を出し、倉皇退却す。ローゼ、膽氣沮喪、遂に功をなすべからざるを知り、火を放つて江華城を焚き、全軍、勿淄島を去つて、清國に還る。これを丙寅佛船の寇といふ。この役、ローゼの引率するところ、戰員總數千五百に下らず、しかも、江華に淹滯し、只管漢江の航路を求め、因つて戰機を失せしは、全く兵を知らざるものに似たり。こゝに於て、佛艦の退却するや、兵士憤慨して、止む能はず、頻りに海上より文珠を砲擊せむことを請ひしが、ローゼ、之を許さず。而して、その本國に還るや、佛國政府に向つて、虛僞の報告をなし、その失態を掩護せりといふ。當時會ま普佛戰爭起りしを以て、佛人しばらく意を東方に絕ち、ローゼ、亦た咎められずして止む。

・佛艦、すでに志を得ずして退き、巡撫李景夏等、京城に凱旋するや、大院君の喜、知

るべきのみ。以爲へらく、蕞爾たる、洋夷、堅艦利器を擁すと雖も、その兵孱弱、毫も恐るゝに足らず、と。仍つて、命じて邊防を撤し、京城の通衢を始め、全國の市邑に碑を建て、其上には、洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國といへる十二大字を刻せしめ、又墨工に命じて、墨面に必ず此字を印せしめ、然らざるものを賣れば罪あり。こゝに於て、八道の民、靡然として攘夷を唱へ、從來の鎖國主義は、更に歩を進めて、至硬至强の攘夷主義となり、その毒を流せしこと少からず。辛未壬寅の兩年、八道大に饑え、饑莩路に横はり、人々相食み、愛兒を賣つて米一二升に易ふるものあるに至ると雖も、猶ほ支那日本產米穀の輸入を防遏し、北境の饑民數千、群をなして、露境に入りしも、之を顧みず、外國船の沿岸に至るものあれば、悉く其船を焚き、船員を殺害し、支那人と雖も、亦た往々にして難を免れず。この時に方り、大院君の威望、正に其極に達し、國王すでに長ぜしも、なほ政を還さゞるを以て、父子の間、漸く和せず。王妃閔氏の族及び宮中の嬖倖等、皆之と反目し、紛議將に繁からむとす。

米國は、曩に我が日本を誘導して、開國の運に向はしめしが、朝鮮に對しては、固より未だ手を着くるに及ばず。佛艦入寇の年、六月二十四日、米船サープライス

號、黃海道の海岸に於て難破するや、大院君、命を下して、一應審問を出せし後、厚く遭難者に給與し、馬上これを義州に護送す。然るに、その翌七月二十九日、天津を發し、芝罘に寄港して朝鮮に赴きし米國商船ゼチラル・シャーマン號は、或は朝鮮をして開國せしむるの使命を帶びたりといひ、或は平壤古陵中の黃金を發堀せむが爲なりといひ、その目的の那邊に在るや、審かならざれども、大同江を溯りて、平壤に至るや、その乘組員白人五名(内米人三名、英人二名)馬來人及び支那人十九名を擧げて、悉く虐殺せらる。蓋し平壤附近の民、固より外人に接見せしこと少く、或は洋人を認めて佛人となせしか、或は支那人の多數なるを以て從來屢ば厄を被りし海賊となせしか、兩者必ず其一に居るべく、固より、米人に對して、敵意ありしには非ざるべし。こゝに於て、その翌年(一八六七)一月二十三日、米艦ワッチユーセット號は、その顚末探査の爲に朝鮮に航せしが、黃海道の大東灣を大同江口と誤認し、地方官吏に照會せしも、固より要領を得ず、その後、シャーマン號船員存命の風說あり、同年三月、米艦セナンドアー號、大同江口に入り、再び偵察して、はじめて其實を詳かにするを得たり。

ゼンキンス事件

これと前後して、一私人の冒險的行爲、いたく韓民の感情を害し、愈よ外人を蠻夷視する固陋の見に陷らしめしは、歐米人の爲に頗る耻づべきなり。はじめ、上海居留の米人にゼンキンスといふものあり、前年八月、一たび商船に乘じて漢江に赴ける北方獨逸聯邦の商人オーペルト並に朝鮮布教に多年の經驗ある佛人フェロンと謀り、汽船二隻を艤裝し、歐人八名・馬來人二十名・支那人約百名を船員となし、檣頭には、北方獨逸聯邦の國旗を飄へし、この年四月三十日、上海を發して長崎に向ひ、碇泊二日の後、針路北に向つて忠淸道を指し、五月八日、牙山灣に泊し、その翌日、川を泝つて、小舟を得、馬來人支那人若干名を載せ、小汽船をして、之を挽かしめ、その夜を待つて、更に上流に溯らしめ、灣口を去る四十海里内外に及びて上陸し、オーペルト、自ら指揮して、德山に至り、大院君の父南延君の墓を發掘せしが、鐵槌を携へざりしを以て、石棺を開く能はず、曉に及びて、空しく退却す。土人之を見て窮追せむとせしが、銃聲に驚いて、遂に逸し去らしむ。次いで、如上の汽船二隻は、牙山より江華灣に至り、同地の地方官に交渉すること三日、その上陸せしものは、朝鮮兵の攻擊に遭ひ、出帆後、すべて三週日、一も得るところなくして上

海に歸航す。ゼンキンス等、當初の目的は、朝鮮の王陵を發いて遺骸を奪ひ、之を質として、政府より多額の賠償金を求めむとするに在りしといふ。こゝに於て、八道の民、皆以爲へらく、洋夷は人面獸心、その入寇の大主眼は、墳墓を發くに在り、自ら文明を誇稱すと雖も、到底齒すべきに非ず、と。この思想は、やがて先入主となり、今に至りて、なほ拔くべからず。ゼンキンス等の所行、實に憎むべく且つ卑むべきなり。

米國政府は、北京公使館書記官キリヤムスより、シャーマン號事件の報告を得、上海總領事セワードより、ゼンキンス一行審問の顚末を申稟するに遇ひ、今王七年(一八七〇)さきに日本に於けるが如く、之を機として朝鮮を開國せしめむと欲し、命を北京駐剳公使フレデリック、エフ、ロー及び太平洋艦隊司令長官海軍少將ジオン、ロッジャースに下し、海員遭難救護の條約を主とし、能ふべくむば、通商修交に及び、而かも、努めて兵力の爭を避くべきを訓令す。その翌(一八七一)五月十六日、米艦五隻、我が長崎を解纜し、二十五日、月尾島附近に投錨し、三十日、勿淄島と栗島との間に轉錨す。その翌日、朝鮮官吏二名、來艦せしが、必ずしも談判の任を

帶びしものに非ず、遂に要領を得ずして止む。六月二日、公使、司令長官と議し、砲艦二隻・小汽船四隻を派し、漢江を溯りて、測量をなさしめしに、江華海峽、第一の險處たる孫石項の前面を過ぎむとするや、江口の守將、之を以て京城に向ふものとなし、砲門を開きて射擊す。米艦直に之に應戰し、遂に砲臺をして沈默せしむるを得しが、兩砲艦、ともに損傷を受けしを以て退却す、但し負傷者は、わづかに一人のみ。この間、米兵江華に上陸して、留守の官吏に面談し、米國の意を韓廷に通ぜしむるや、對へて曰く、我が邦四千年來の文化、すでに足れり、豈に復た要するところあらむやと。その驕傲、想ふべし。次いで、米人は、この侮辱を雪がむが爲に、六月十日、海軍大佐ホーメル、シー、ブレークをして、砲艦二隻・小汽船四隻・端艇二十隻を率ゐ、士卒七百五十九人・大砲七門を以て出發せしめ、この日午後、廣城の第一砲臺を破壞し、陸戰隊、次いで上陸し、翌日第二砲臺を陷る。第三砲臺は、慓悍なる獵虎手隊、之を守りて力戰せしが、この日、又遂に敗られ、附近の二城、直に降る。米軍死傷十三人、朝鮮は三百五十人にして、砲熕四百八十一門を奪はる。然れども、米國公使は、この交戰の爲に、本國の訓令を實行する機會を逸せしを思ひ、油然とし

て歸志あり。司令長官は、二三の俘虜を得たるを以て、朝鮮官吏を招いて、之を交遞せむとするや、官吏之に答へて、これ唯だ尊慮に任かせむのみ、然れども、我が政府は、必ず之に加ふるに嚴罰を以てすべしといふを聞き、朝鮮の野蠻なるに驚き、兵を以て京城を陷れむには、本國政府再度の訓令を待たざるべからざるが故に、二人協議の後、獨立祭の前日を以て、勿淄島附近の錨地より去り、其後再び來らず。米艦の去るや、朝鮮以て自國の勝利となし、愈よ西教の禁を嚴にし、鎖國の主義を牢守し、世界の邊隅に神聖なる王國を以て獨り存せむと欲す、その愚、幾んど及ぶべからざるなり。

第三章　日本の交渉と開國

我が日本德川氏の世、朝鮮常に使聘の禮を修し、將軍の襲職を始め、重大なる事件ある毎に、必ず之を怠らざりしが、その衷情、固より快からず、加ふるに、我が日本、歐米諸國と和親通商の約を結びし後は、深くその心事を疑ひ、文化八年(一八一一)以後、來聘の儀、全く絶ゆ。慶應二年(一八六六)德川氏は、佛艦入寇の顛末を傳聞し、

使を遣して仲裁を謀り、朝鮮を勸誘して、歐米諸國と通交を修せしめ、我亦た因つて覇を東洋に稱せむことを企圖せしが、王政復古の大事變に際して、この事、遂に果さず。今上即位、明治元年十一月、宗對馬守重正を遣し、舊交を尋ね、且つ政體の變更及び天皇即位の事を告ぐ、その書中「大日本天皇詔勅」等の文字あり、朝鮮以て幕府時代の舊例に違ふとなし、且つ亂臣賊子、新に起りて尊號を僭するに非ざるやを疑ひ、我が使節を拒み、國書を屏く。二年二月、外務省、佐田直寛・森山茂等を遣し、前年の擧を詰問せしむ。東萊府使、答へて曰く、大抵貴國の皇と稱し勅と稱して天下異辭なき、之を其國に行へば、自ら犁然として順なるべし。苟くも其れ然らざれば、これ重寶の啗すべからざる、衆力の脅すべからざる、貴國亦た弊邦の必ず許受せざるを知らむ。而かも、輕く之を試むるは、亦た諒せざるの甚しきなからむや、と。五月、宗重正、通譯浦瀨某を遣し、差使接授の事を內議せしめ、十月又吉岡弘毅等に命じ、外務省より禮曹參判に、外務大丞より東萊・釜山兩府使に贈る文書を齎らして、渡航せしめたるも、面會を拒絕されたるに因り、その歸るや、ともに征韓を主唱す。四年三月、宗重正、更に朝鮮に對して交涉談判を試みむとせしが、

朝鮮政府の無禮

更に明答を與へざるのみならず、東萊釜山兩府使に命じて、兩國官吏接見の禮館を撤し、以て絶交の意を示さしむ。この歲、外務大丞花房義質を派し、春日明光の二艦を率ゐ、釜山に到り、通商の事を議せしめしが、又要領を得ずして止む。

この時に方りて、我が武人は、久しく無聊に苦み、髀肉の嘆に堪へず、竊かに事あるを望みしを以て、大に朝鮮の無禮を怒り、問罪の師を起さむとするもの多く、外務大丞丸山作樂の如き、陰に徒黨を結びて兵勇を募り、將に朝鮮を襲擊せむとせしが、明治五年四月、事覺はれ終身禁錮に處せらる。この年八月、廢藩置縣の結果として、又外務大丞花房義質を遣し、宗氏委任廢免の事を報じ、外務少錄一員を釜山草梁館に駐劄せしむ、これを、維新後、日本政府、官吏を朝鮮に駐在せしせるの嚆矢となす。東萊府使、我が邦、歐米の文物を輸入し、服制又一變したるを卑しみ、草梁館の門に貼箋して曰く、彼れ制を人に受くと雖も、其形を變じ俗を易へて耻ぢざれば、之を日本の人といふべからず。近ごろ聞く、來つて館中に在るもの、その形貌衣服、多く日本人に非ず、と。彼の形を變じ俗を易ふるは、我が關するところに非ざれども、千百年、自大の國を以て、一朝制を人に受け、以て此に至り、天下の笑

となるも、恬として耻づるを知らず、書して人に示すに至りては、亦た以て慨するに足る、況んや、我は堂々たる禮義の邦、彼乃ち奚の爲にして至るか、と。この歳、清廷、咨文を朝鮮に送り、日本に征韓の企圖あるを誣告し、因つて、邊防を嚴にし、且つ日本人を遠ざくべきを諭す。大院君、之を信じ、因つて、一切日本の要求を拒絕し、府使等、旨を受け、日本官吏を脅すに、草梁館襲擊の變あらむを以てす。官吏乃ち急に歸國して、其狀を具奏す。こゝに於て、征韓論、大に起る。これより先、清廷米國公使ローの照會に覆牒し、朝鮮は支那の正朔を奉ずと雖も、宣戰媾和は、その固有の權利に屬すと唱へしことあるを以て、全權大臣副島種臣の北京に使するや、先づ之を質し、前年の主張を變せずといへる確答を得て歸朝す。征韓論、大に勢力を得、西郷隆盛は、國威顯揚の第一歩として、特に之を唱へ、師を起すに先ち、先づ使を遣すの議を建て、因つて、自ら其任に當らむといひ、後藤・板垣・江藤等は、朋黨分立の趨向を未然に防ぐの必然的政策として、之に翼賛し、廟議殆んど決せしが、明治六年九月、特命全權大使岩倉具視の一行、歐洲より還るに及び、ともに、之に反對し、大久保利通、御前會議に於て、大にその無謀を痛論せしを以て、遂に非征に決し、

事大思想

西郷以下の五參議、その職を罷む。こゝに於て岩倉・大久保等は、闔國士氣の振興を鎭壓せむが爲に、俄に臺灣の征討を策し、わづかに餘憤を海外に洩らさしむ。然れども、薩摩出身將校等の多數は、相繼いで歸休し、遂に明治十年西南の亂の一遠因となる。

　臺灣征討の事終るや、清國は、愈よ我に平かならず、禮部衙門は、書を韓廷に送り、日本は、その餘威に乘じ、佛米諸國と力を戮せて、朝鮮に禍する意ありといひ、韓廷之を信じ、兩國の信交、愈よ疎遠となる。これより先、露國南下の勢力は、豆滿江口に及び、その新領地開拓に急なるや、盛に朝鮮の流民を招撫せしを以て、兩國の境界愈よ逼近し、邊吏之を檢制する能はず。かくの如く、北露南日の警報に憂慮して止まざる韓民は、飜つて清國の大に恃むべきを覺り、殊に數年前、王宮の造營に際して、錢を借りし恩惠あるを以て、その勢力を藉りて、鎖攘主義を遂行せむと欲するに至れり。大院君の如きは、この思想に感染せし隨一の人に外ならず。これより、事大の念、愈よ堅く、やがて清國の勢力、事實上、半島に進入するの端を發せり。

閔妃

今王即位の初、三年の喪、すでに終り、年亦た長せしを以て、議して、王妃を立つ。府大夫人閔氏の弟升鎬、出でゝその族閔致祿の家を繼ぐ。致祿女あり、書史に通曉し、頗る聲譽あり、府大夫人、之を趙大妃に薦め、且つ大院君に謀りて、之を立てむとす。大院君、亦た必ず己に利あらむことを思ひ、遂に議を定めて、閔氏を迎へ、立てゝ王妃となす。こゝに於て、その父致祿を追封して、驪興府院君となし、兄升鎬の官を陞ぼす。すでにして、大院君、王妃の聰慧を見て、心頗る之を忌む。趙大妃、さきに大院君と相驩びしが、その專横甚しきを惡み、その他、宮人趙氏及び大院君の兄最應長子載冕の如き、亦た皆隙あり。王妃、遂に謀を回らし、張氏及び趙寧夏・閔升鎬・最應・載冕等をして、屢ば王に親政を勸めしめしが、王未だ決する能はず。

大院君の失權

大院君、之を察し、王の意を揣り知らむと欲し、病と稱して、北門外の山莊に退居す。升鎬・寧夏等、諫官崔益鉉・洪在鉉をして、大院君の不忠を痛論せしむ。大院君、大に怒り、右議政朴珪壽に請うて、二人を殺さしむ。珪壽、大院君の專恣を惡みて、命を奉せず、大院君、之を奈かむともする能はず、遂に山莊を去つて德山に赴き、憤怒の意を示し、國王驚いて之を迎へ歸さむことを豫期せしが、王、廷臣に聽いて、之を問

はす。大院君攝政十四年、政權遂に閔氏に移る。こゝに於て、朝鮮の政略、亦た一變し、その十月、東萊府使朴齊寬、屬員を遣し、日本駐在官に修好の意を通じ、兩國の協商、將に成らむとせしが、その翌年、慶尙・全羅・忠淸、三道の儒生、上奏して國王の不孝を諫めしにより、大院君、京城に入り、升鎬を要路より斥け、復た政を執る。

この年九月、我が軍艦雲揚號、朝鮮の西海岸より淸國牛莊に至るまでの航路を測量中、淡水缺乏の爲め、同月二十日、錨を漢江口に投じ、端艇を以て江を溯るや、江華島砲臺、俄に之を砲擊す、蓋し之を外國船と誤認せしが故なりといふ。艦長井上良馨、令を傳へ、二十一日、第一第二砲臺を攻め、二十二日、上陸して、永宗城を陷れ、韓兵三十餘人を斃し、大砲三十八門を奪ふ。我が兵、死者わづかに一人のみ。良馨、歸つて之を政府に報ずるや、國論復た動く。十二月十三日、我が政府は、陸軍中將兼參議黑田淸隆を全權辨理大臣に任じ、二十七日、議官井上馨を副大臣として朝鮮に派遣す。これより先、日本人八戶叔順といふもの、上海に在りて、日本政府、征韓の擧あるべきを宣言し、韓廷之を傳聞して、憂慮措かず。明治九年二月十日、黑田辨理大臣の一行、江華府に着するや、韓廷、大官判中樞府事申櫶・副官都總府副

総管尹滋承を派して、之を迎へしむ。二人、固より無能の庸吏、その議、容易に決せず。この間、大院君、國中の清議を皷煽し、領議政李最應・右議政金炳國・中樞府大臣洪淳穆等、之に和し、衆論囂々たり。二十二日、日本使節の一行は、頂山島に碇泊せる船に歸り、四日間の猶豫を與ふ。韓廷、さきに清國政府の忠告により、主戰の不利を知り、閔族は、大院君再び勢を得むことを怯れ、漸く和議に意あり、右議政朴珪壽・通事呉慶錫は、はじめより媾和を主張せしが、こゝに至りて、群議を排して、國王王妃に說き、次いで、李最應を說服し、二十七日、遂に日韓修好條規を締結す、これを江華條約といふ。

この條約は、すべて十二欵より成り、其主要たる點は、朝鮮の獨立を公認し、日本と平等の權を有し、爾後兩國和親の實を表せむと欲するには、彼此互に同等の禮を以て接待し、決して侵越猜疑することあるべからずといふに在り。其他、二十個月の後、朝鮮國內に於て、新に通商港二處を開くべく、日本航海者は朝鮮沿海を測量するを得べく、日韓兩國の漁業者は各兩國海面に於て漁業を營むを得べし等の諸件なり。此年五月、朝鮮政府は、江華島の失擧を謝し、併せて國交を厚うす

江華條約

る爲に、禮曹參議金綺秀を修信使として、日本に派し日本は、同年八月、外務大丞宮本小一を理事官として京城に遣し、議政府堂上趙寅熙と商議し、同月二十四日を以て、修好條規附錄十一條・朝鮮諸港日本人民貿易章程十一條を議定す。而して、この條約に於ける豫約を實行し、咸鏡道に元山津を開きしは、明治十三年(一八八〇)五月にして、京畿道に仁川港を開きしは、十六年(一八八三)一月なり。次いで、日本は、明治十三年を以て、京城に公使館を設け、辨理公使花房義質を駐剳せしめ、國王又我が陸軍中尉堀本禮造を聘し、衞兵をして、新式の訓練を受しめ、金玉均・徐光範を日本に派遣して、その文物制度を視察せしむ。

清韓宗屬問題の未決

日本が率先して朝鮮を開國せしめしは、なほ往年米國水師提督ペリー・ハルリスが、自國を誘導せしと同一の手段を取りしものにして、一言すれば、善く米國の外交政策を襲用せしものなり。この媾和によりて、朝鮮は、世界に紹介せられ、隱密なる仙人的國民は、はじめて、歐米諸國と通商の交路を開くに至れり。

然れども、清韓宗屬問題は、依然宿題として殘されたり。明治九年一月、全權公使森有禮を清國に派し、李鴻章に向つて、之を訊問せしが、要領を得ず。これより

先、大院君、深く世運の變を喜ばず、再び京城より退隱せしが、なほ排倭論を唱へ、民間亂を樂むもの、之に雷同す。こゝに於て、この條約の締結を聞いて、入韓したる佛國宣教師は、多く捕拿せられ、その事、日本駐劄佛國公使の聞くところとなるや、公使は、之を日本外務省に依賴し、釜山浦日本管理官を經て、その引渡を請求す。朝鮮政府、返書を裁し、萬事一に淸廷の處分に依るべきを答へ、書中、上國禮部、上國指揮等の字あり、且つ擡頭の書法を用ふ。日本政府、その修交條規に矛盾せるを以て、之を斥く。朝鮮、更に之を淸國に稟報し、淸廷乃ち書を送る。その中「朝鮮久隸中國、而政令均自理、其爲中國所屬國、天下所共知、其爲自主之國、亦天下之所共知、應由朝鮮斟酌答復」の語あり。旨意の曖昧、亦た甚しといふべし。而して、朝鮮は遂に自主の名を以て我に答へしに因つて、その事、しばらく罷みしが、この後、淸國との關係、漸を以て一層緊密となるや、遂に日淸戰爭を起すに至る。

淸韓宗屬の問題は、ひとり我が日本に對して然るのみならず、その歐米列國に對するや、亦た均しく曖昧なり。明治十三年（一八八〇）米國は、水師提督シユフエルドをして、朝鮮に赴かしめ、日本政府の紹介を以て、修交を乞ひしが、朝鮮之を拒

歐米諸國との修交

絶す。乃ち轉じて清國に赴き、李鴻章の斡旋を求むるや、朝鮮容易に之を諾し、明治十五年(一八八二)仁川に於て、美韓條約の調印成る。これを朝鮮が歐米に通ずるの權輿となす。この條約の草案は、李鴻章門下の起稿に係り、第一條に朝鮮は中國所屬の邦國なりといへる語ありしが、米國全權の注意によりて、之を刪添す。次いで、明治十六年十一月には獨英二國、十七年六月には露伊二國、十九年六月には佛國、二十五年六月には墺匈國、皆之と條約を締結す。

清國との關係

而して、清國は、明治十五年九月を以て、中國朝鮮商民水陸貿易章程を協定し、京城及び義州・會寧の開市を承諾せしめ、章程の序言に明記して「惟ふに今回訂するところの水陸貿易章程は、中國が屬邦を優待するの意に係り、各與國が一體に均霑する例に非ず」といへり。而して、清國が、事實上、朝鮮を屬邦視し、その外交に容喙し、歐米列國、亦た之を默認せしは、露英二國の交渉に於て、愈よ明かにして、壬午の變に至りて、その態度、忽ち活潑となれり。

第四章　壬午甲申の亂

大院君の驕傲

清韓宗屬問題、未だ解決せられず、朝鮮に於ける日清の衝突は、自ら避くべきに非ず。而して、その序幕を開きしものを、明治十五年、大院君の亂となす、その歲、壬午に當るを以て、一に壬午の變といふ。

大院君、政を還せし後、全く失意の境に在り、明治十一年、庶子李載先及び安驥永・蔡東述・李鍾學・李鍾海等をして廢立を圖らしめしが、事露はれ、載先等、皆殺さる。こゝに於て、益す用ひられず、居常怏々、外戚閔氏と愈よ相惡し。かつて、火を閔氏の家に縱つものあり、升鎬父子、その母李氏とともに火中に燔死す。大院君、母兄あり、李最應といひ、領議政に任ず。大院君、又相惡しく、かつて、賊あり、火を其邸に縱つ、捕へて之を鞫するに、その跡、頗る疑ふべきものあり。然れども、擧朝なほ率ね大院君の耳目に係り、敢て口を開くものなく、事白せずして寢む。

大院君、刻薄陰險、以て性となし、且つ貨を好むと雖も、その行は、極めて肅整を裝ひ、好んで、史書を讀み、口を開けば、必ず周孔を說き、善く人心を收攬し、無謀過激の徒、悉く之が爪牙となり、平生忌惡するところは、羅織して之を中傷す。國王、すでに改進政略を取り、諸外國と條約を締結し、常に國勢の陵夷を慨し、大に革正する

鎭兵の暴行

ところあらむとす。大院君、頑傲自得、舊物を株守し、牢として動かすべからず。居常、國王を誹笑し、呼んで亡國の庸主となし、往々屏居門を杜ぢて客を謝し、朝せざるもの累月、國王親ら臨んで、その起居を存問すれば、乃ち辭するに疾を以てす。王、深く愛を父に失はむことを恐れ、趨從を門外に留め、單行子弟の禮を取り、叩頭して罪を謝す。大院君、拒絶して、入るを許さず。その倨傲專縱、率ね此の如く、常に已失の政權を恢復し、再び樞政に登らむと欲す。而して、國人亦た閔氏の專橫を惡み、却つて、望を大院君に囑す。すでにして、京城の鎭兵、暴怒變をなすの事あり。

京城の鎭兵、凡そ五千餘人、久しく糧食を給せられざるを以て、數ば之を哀訴するも、當路者、言を左右に托し、遷延して之に應せず、遂に相率ゐて大院君に詣り、その亡狀を訴ふ。大院君、之を燕寢に延き、温言慰解して曰く、汝等、我が意の存するところに從はゞ、我能く汝の爲に謀らむ。汝等の食を得ざるは、閔氏の專恣乃ち然るのみ、と。七月二十三日、鎭兵意を決して反し、先づ清水館を焚掠し、閔氏の第を圍み、閔謙鎬・閔昌植・金壽鉉・李最應等を殺し、光化門外、廷臣殃に罹るもの三百餘

人。遂に闕に至つて、閔妃を出せといふ。閔妃、すでに服を變じて、尹泰駿の家に逃れ、忠清道に潜行し、わづかに難を免る。こゝに於て、大院君は、長子李載冕とともに、宮中に入り、兵衆を麾いて去らしめ、國王に逼りて、政權をその掌握に收め、國中に布告して、閔妃すでに亂軍中に殂せりと稱す。大院君、更に衆望を一身に收め、宮中の外戚嬖臣を排斥せむが爲に、亂民を教唆して、我が公使館を襲はしめ、火を縱つて之を焚き、朝鮮軍隊訓錬の任に當りし陸軍工兵中尉堀本禮造等七名を殺す。辨理公使花房義質、事の急なるを見、書記官近藤眞鋤・陸軍歩兵大尉水野勝毅等二十八人を團束し、圍を衝いて大街に出で、王闕に向ひしが、南大門、堅く鎖して入るを得ず、乃ち暗夜に乘じて、楊花鎭に至り、翌二十四日午後、仁川に至る。府使鄭志鎔、これを禮待し、その廳堂を以て、公使休息の所となす。忽ちにして、兇徒復た來襲し、砲聲堂後に起るや、はじめて府兵の暴徒に與せしを知る。水野・磯林の二大尉、力を盡して防戰し、巡査及び語學生四名、之に死す。公使等、奮鬪して圍を破り、海岸に至りて、一漁舟を得、波に任せて南行し、濟物浦に至りて、英國測量船飛魚號の救助を得て、之に搭じ、因つて、書牘を作り一は國王に呈して仁川の變事を

報じ、一は同文司觀察使に寄せ、我が難に死せしものゝ爲に、その遺骸を埋葬せむことを囑し、直に還つて、長崎に至り、之を政府に報ず。而して、その報の東京に達せしは七月三十日なり。こゝに於て、第三回の征韓論、重ねて起る。

和戰兩派の議論、政府部内に盛なりしが、七月三十一日の閣議、先づ談判を試むるに決し、外務卿井上馨、直に馬關に出張し、花房公使に授くるに韓廷問罪處分の要領を以てし、翌八月十二日、公使仁川に着し、十六日、一中隊の護衞兵を率ゐて京城に入り、十八日、陸軍少將高島鞆之助・海軍少將仁禮景範、海陸戰員千百五十餘に將として、又京城に入る。二十日、公使、國王に謁して、要求個條書を奉呈し、決答の期を限るに三日を以てす。これより先、參議金允植・校理魚允中、淸國に在り、變を聞くや、李鴻章に淸兵の派遣を請ひしを以て、朝鮮政府は、その來着を恃み、期日に至るも、回答をなさず。花房公使は、高島・仁禮兩少將と議し、二十三日、京城を發して濟物浦に向ふ。同時に、淸國北洋水師提督丁汝昌は、軍艦威遠を率ゐ、廣東水師提督吳長慶とともに六營の兵を載せて、南陽灣に至り、辨理朝鮮事宜馬建忠は、陸兵百人、海兵五十人を率ゐて、京城に入る。吳長慶、上陸後、亂黨の巨魁、杜壽利泰に

在るを偵知し、二十九日、その黨百七十餘人を擒にして、之を平らぐ。而して、馬建忠は、二十六日、大院君を南大門外の屯營に誘致して、之を拘へ、汽船に乘せて、天津に送り、保定府に留置す。こゝに於て、京城全く靜穩に歸し、魚允中・洪英植・趙寧夏・金宏集・金允植等五人、朝に立ち、急に人を馳せて、花房公使を留め、全權正副大臣李

濟物浦條約

裕元・金宏集を派し、濟物浦條約六條及び修交條規續約を締結す、實に八月三十日なり。その主要なるは、(一)暴徒を逮捕して、その首謀を誅す、(二)五萬金を償ひ、暴徒の爲に殺害されしものゝ遺族を賑救す、(三)五十萬金を出し、我が政府の損害を賠償す、(四)我が兵員を駐屯して、公使館を保護す、(五)特使を派し、國王の手書を齎らして、罪を我が政府に謝す。その他、(一)元山・釜山又び仁川諸鎭遊步規程は、自今五十里を以て限界となし、二年の後推延して、百里となす、(二)權場を楊華鎭に開き、韓地の規程を擴む、(三)凡そ我が公使領事より僚屬家人に至るまで、禮曹の旅券を携帶すれば、内地を跋涉するも妨なし等の諸條なり。こゝに於て、日韓の交際、漸く舊に復す。

清國の態度

この際に於ける清國の政策は、まことに機敏と稱すべく、頃刻の間、その勢力を

して、半島に開展せしめし一大擧に外ならず。　顧みれば、清朝開國の初、太宗兵を加へて、朝鮮を征服せし以來、常に之を屬邦視せしが、何等の保護恩惠を與ふることなく、殊に髮賊亂後、力を此地に用ふるの餘裕なく、遂に開國の已むを得ざるに至らしめ、日本等は、その獨立國たるを承認し、半島に於ける勢力は、表面上、全く跡を留めず。　然りと雖も、國民の心は、あくまで、清國に歸嚮し、執政大臣、亦た之に賴つて、北露南日の侵略に對抗せむと欲す。　されば、事實上、宗屬の關係を世界に表白するの一事、清國政治家の夢寐なほ忘れざるところ。　李鴻章は、東洋の智者なり、さきに、變を聞くや、大兵を派し、一面には、隱然日本に對する示威運動をなし、一面には、排日思想の中心なる大院君を去らしめ、之を自國に拘留し、酸甘兩つながら之を合せ、而して、閔族をして政を執らしむ。　大院君の全然保守主義たると、閔族の多少改進主義なるとは、開國後の今日、毫も之を問ふの要なし。　唯だ大院君の人物桀驁にして、制し難きは、遂に閔族の凡庸無能、容易に其命に服するに如かず。　これ清國が如上の處置を斷行するに至りし所以にして、兇徒亂後の結果は、まことに豫想外と稱すべく、魯酒薄くして邯鄲圍まるといふと頗る相似たりと

事實上の屬國

清國に於ける大院君

いふべし。

大院君、すでに拘へられて去り、閔氏の族、勢を得、清國の總理衙門に傚うて統理衙門を新設し、分つて內外となし、その內衙門には、李鴻章の推薦によりて、その幕賓獨逸人モルレンドルフを聘雇し、外衙には清人馬建常を顧問とし、盡く李鴻章の命を聽いて、その政を處理し、鴻章門下の吳長慶・袁世凱は、三千の兵を率ゐて、京城の內外に駐屯し、陰に之を監視す。その後、顧問は皆その職を去り、內政は、稍や羈束を脫したれども、兵權及び外交の事に至りては、依然として命を支那に聽き、朝鮮は、こゝに事實上、さながら支那の屬國となり、廷臣の過半は、事大黨に歸し、一意清廷の鼻息を窺ふを勉むるのみ。

大院君の保定に送致せらるゝや、詩を賦して曰く、凡然寄在火輪船、刀水劍山秋月天、有夢家鄉漸々遠、無涯宇宙輕々前、初生應樂庚辰世、暮境那堪壬午年、究竟安危人莫道、神明臨質十分先、と。その李鴻章と相見るや、意氣投合し、大に東洋の形勢を縱談し、次いで、北京に上り、清帝に謁せし後、還つて保定に居る。鴻章、之を待遇すること、太だ厚く、その意、藥籠他日の用に供せむとするに在るや、言を俟たず。

日本の懷柔政策

清國の態度の極めて活潑なるに反して、我が日本は、その後、專ら緩慢なる懷柔の政略に出でたり。この年十月、朝鮮政府は、正使朴泳孝副使金晩植を遣して、謝を致さしめ、同時に遊覽隨員の名を以て、徐光範・閔泳翊・金玉均等を遣し、兩國の交情を温む。朴金諸氏は、日本滯在中、各國公使及び我が朝野の名士と交を結び、大に發明するところあり、その歸國に際し、顧問員を招聘して、伴ひ行き、歸後國王に見えて、日本の義俠、依賴すべきを陳し、之に倣うて、文明改進の主義を採用せむとし、殊に金玉均は、治道策を著して、執政に上り、十數人の學生を日本に留學せしむ。辨理公使竹添進一郎、新に任に就き、之と結託して、日本人民貿易規則・海關稅目・日本漁民取扱條規等を協定す。兩國の關係は、此の如く、むしろ好結果なりしが、この際、特に惜むべきは、日本の對韓政策、愈よ小心にして、爲に朝鮮の依賴心を消喪し、遂に不利を免れざりしこと、是れなり。はじめ、濟物浦條約の締結さるゝや、日本は、一大隊の兵を派遣して、公使館を護衞せしめしが、明治十七年の頃には、漸次に減じて、一中隊となり、竹添公使は、前條約規定の賠償金中、未拂金額四十萬圓を韓廷に還附して、改革の費用に供せしめしが、朝鮮國民は、その深衷を察せず、とも

に日本の弱力、前日の擧を悔ゐしが爲なりとなす。八道の官民をして、兩國勢力の評量をなし、愈よ清國に依倚するに至らしめしもの、その失、蓋し我自ら取るのみ。明治十七年、清國、東京の事より、佛國と隙あるや、日本政府部內、その虛に乘じて、朝鮮の日本黨を助け、清國の勢力を半島より排除せむとするの議ありしが、遂に行はれずして止む。幾もなくして、金朴甲申の亂あり。

朴泳孝、金玉均等、謂ゆる日本黨の一派は、その勢力に於て、到底閔族一輩の支那黨、即ち事大黨に若かず。この際、韓圭稷、趙定照、李祖淵等、隱然露國黨を組成せしが、政治上に於ては、未だ觀るべきものあらず。閔氏盛に事を用ひ、秕政日に多く、官爵を賣りて、收斂日に甚し。當時清韓境界問題起り、魚允中、會寧府使となり、吉林將軍と談判せしが、新に豆滿江を以て界となし、分水嶺一帶百餘里の地、折れて清國の版圖に入る。清廷の驕慢、漸く列國の反抗を受けむとし、國王亦た日本黨を喜ぶに至る。こゝに於て、朴金諸氏、竊に國王に勸め、速に英斷を以て國運を挽回し、獨立の基礎を建つるの策を上る、國王なほ依違す、乃ち頻りに竹添公使と謀るところあり。明治十七年十二月四日、朝鮮郵政局、新に成り、國王親臨、大臣及び

各國使臣を會して、之を落せむとす。　玉均、泳孝、豫め洪英植・徐光範・徐載弼・李寅鍾・申福模と議し、機に乘じて兵を擧げ、急に襲うて、大臣等を殺さむとす。會ま期を過ち、右衛大將閔泳翊、先づ傷いて走りしを以て、計齟齬して成らず。　玉均、泳孝、馳せて王側に入侍し、國王に勸めて、難を景祐宮に避けしめ、內官邊樹を急使として、竹添公使の來援を請ひ、同時に廷臣變を聞いて入朝するものを路に要し、後營大將尹泰駿・外衙門督辦閔泳穆・內衙門督辦閔臺鎬(泳翊の父)吏曹判書趙寧夏・前營大將韓圭稷・左衛大將李祖淵等、反對黨の領袖輩を殺す。　すでにして、竹添公使、南村泥峴駐屯の日本兵全數、一中隊を率ゐ、深夜景祐宮に入り、玉座を桂洞宮に遷す。

日本黨の新政府

五日の朝、新政府の布告あり、國王の從兄李載元、領議政となり、洪英植、左議政となり、朴泳孝、前後營使となり、金玉均、戶曹判書となり、日本黨、皆要職を占め、同時に事を用ひし小人及び宦者柳在賢等を斬る。　左議政洪英植、國政改革案を國王に呈し、又殿下を尊んで陛下と更むることゝなし、國王、復た景祐宮に還り、六日午後、將に大政一新の詔を天下に下さむとするや、清兵闕に入り、事乍ち敗る。

清兵の入闕

閔族の敗るゝや、直に清國兵營に至りて、哀訴す。　この日、午前、清國全權委員袁

竹添公使の退韓

世凱・提督呉兆有等、入覲せむことを請へども許さず。午後、清兵數百、景祐宮の西より北に回り、宣化門より入るや、韓兵之に合して、砲撃亂射、彈丸王側に落ち、且つ火を縱つて宮を燒く。中隊長大尉村上正積、竹添公使の命により、部下を督して應戰し、清兵二十餘人を斃せしも、衆寡敵せず。國王、恐怖飮泣し、大王妃の所在を尋ねむとし、遂に韓兵に擁せられて、清軍に入る。公使乃ち兵を收めて、公使館に退く。夜に入りて、清兵來り襲ふこと三回。この日、京城在留の日本人、清兵若しくは韓兵に殺傷されしもの、歩兵大尉礒林眞三以下、凡そ四十人。婦女皆姦せられ、その死、殊に慘虐を極む。こゝに於て、朝鮮政府、復た更迭し、沈舜澤、領議政となり、閔氏の一族、泳煥・泳駿・泳翊・應植・烱植等、皆要職を占め、八道再び事大黨の天下となり、洪英植は、清兵の爲に北岳關帝廟下に殺され、朴泳孝・金玉均・徐光範・徐載弼は、難を日本公使館に避けしが、館内糧食盡き、且つ彈丸乏しきを以て、遂に退去に決し、七日午後、公使國旗を撤し、兵を引いて京城を去る。その西小門を過ぎむとするや、公使館、すでに烟焔の中に在り。朴金兩徐、亦た公使に從ひ、行々亂兵の尾擊を防ぎ、八日朝、仁川に入り、日本軍艦日進艦、上陸隊を編成して、居留地を護り、十一

竹添公使の失計

日、公使の一行、日本に向ふ。

竹添公使が朝鮮年少有爲の士と結託したるは、固より善し、然れども、日本政府究極の決心を質すに及はず、且つ朝鮮に於ける日清兩國兵力の隔絕に留意せず、金朴諸氏の爲に謀るところ、始終畫一ならず、爲に此に及びたるは、斷じて、失計といはざるべからず。

我が日本の清韓二國に對する平和は、すでに破れ、殺氣忽ち東洋に滿つ。竹添公使、仁川より、事變の顚末を東京に急報し、その政府に達せしは、十二月十三日なり。こゝに於て、主戰論、又盛なりしが、內閣は、例に因つて、平和說に決し、外務卿伯爵井上馨、特派全權大使に任ぜられ、二十四日、陸軍中將子爵高島鞆之助、海軍少將子爵樺山資紀を伴ひ、步兵二大隊を率ゐて、橫濱を發し、三十日、仁川に着し、翌明治十八年一月三日、京城に入る。清國政府も、幇辦北洋通商事務官吳大澂を遣し、陸兵及び軍艦を簡派し、この時、すでに京城に在り、今後の談判に關して、復た干涉せしところ、蓋し少からずといふ。一月六日、井上大使、國王に謁して、國書を呈し、翌日直に談判を試む。韓廷は、今回の事變を以て、ひとり金朴等の所爲と認めず、ひ

そかに、日本政府の意思を疑ひ、徐相雨を全權大臣として、東京に派し、政府に問ふところあらむとせしが、こゝに至りて、其議を中止し、左議政金宏集を以て全權大臣となし、談判の初日、金宏集、先づ變亂の事由を究めむとせしが、井上大使、之を論破せしに因り、その翌日、日本の要求に些少の修正を加へて、之を承諾し、一月九日、京城條約の調印成る、凡そ五條。その大要は、朝鮮國王、國書を修して謝意を表すること、被害日本臣民の爲に金拾壹萬圓を償ふこと、磯林大尉を殺害したる兇徒を査問拿捕して重刑に處すること、公使館の地基房屋を交附し新築費二萬圓を支辨すること、護衛兵の營舍を公使館側に設くること等なり。その翌二月、朝鮮は修信使徐相雨、副使モルレンドルフを日本に派し、國書を呈して、厚く其罪を謝す。

京城條約は、極めて淡泊にして、且つ寛大なり、蓋し井上大使の意は、敢て償金の多きを望まず、文辭の卑きを欲せず、事由を日本に歸することなからしめ、媾和の後、更に進んで淸國に向ひ、大に詰問を試むる覺悟なりしといふ。こゝに於て、明治十八年二月、日本政府は、宮內卿伯爵伊藤博文を特派全權大使となし、農商務卿

天津條約

伯爵西鄉從道を副使として、淸國に派遣す。この一行は、二月十四日を以て、天津に着し、李鴻章吳大澂、全權となり、直に同地に於て會商せむことを望みしが、伊藤大使は、先づ北京に赴き、總理衙門を訪うて、李鴻章の權限を確め、四月二日、天津に歸着し、翌日談判を開始す。この間、淸佛媾和假條約の協議、成立せしに因り、李鴻章の態度、はじめ温和なりしもの、俄に變じて强硬となり、十六日、第六回の談判に於て、伊藤大使は、歸國の準備を隨員に命ぜし程なりしが、淸廷俄に大使の要求を容れ、四月十八日を以て、兩國全權、各約書に署名畫押す、これを天津條約といふ、凡そ三條。その大要は、日淸兩國、四個月以内に、朝鮮より撤兵すること、撤兵の後、朝鮮兵士の訓練は兩國より敎師を派出せず、之を外國敎官に託すべきを朝鮮國王に勸告すること、今後日淸兩國、或は其一、派兵を要することあれば、互に文書を以て知照すること等なり。而して、李鴻章は、別に附約して曰く、京城の變に際し、淸兵が、本臣民を殺害し凌辱したりといふは、其證なきを以て、他日證左擧がるを待ちて、之を處分すべし、と。

天津條約の價値

伊藤大使は、その初、李鴻章に向つて淸兵の暴戾を說き、淸國をして半島より退

天津條約の結果

去せしむるを豫期せしや必せりと雖も、如上の條約、なほ且つ辯論數回の餘に成立せしものとすれば、その談判の拙なること、想見すべきなり。かくの如くして、甲申の政變は、日本及び日本黨の面上に汚泥を塗りしものといはざるべからず。

この條約の結果として、日本は先づ撤兵し、清國は對佛防禦の必要上、亦た撤兵せり。然れども、袁世凱は、更に統理交涉通商事宜に任ぜられ、京城に在ること、舊の如く、深く閔族と結託し、二百の清兵は、服を變じ、或は巡査となり、或は商人となつて、京城に駐まり、爾後十年間、その爪牙たり。その後、閔族、露國と親まむとする傾向あるや、李鴻章は、大院君を放つて歸らしめ、一面には之を牽制し、一面には國王の心を慰む。こゝに於て、朝鮮政府、從來日本の忠告によりて革正設置せしものは、一切廢絶に歸し、日本の勢力の衰へしこと、前日よりも甚しく、今や殆んど地を拂ふに至りしに反して、清國の勢力は、愈よ增加し、朝鮮は、名實ともにその附庸となり、半島に於ける日清の衝突は、一變して、清露の交涉とならむとす。次章、露國對韓政策の開展に就いて叙述するところあるべし。

ウエーベル

第五章　露國勢力の開展

千八百六十年、北京條約の結果として、從來露清の共有地たりし、烏蘇里江と日本海との間に介在する土地は、すべて露領となり、その境界線は、豆滿江に及び、はじめて朝鮮と接壤するや、咸鏡地方の流民、或は苛政に苦み、或は饑饉に艱み、相率ゐて其地に入るもの日に多く、露國官吏、亦た力めて之を愛撫せしが故に、韓廷屢ば禁令を出すも、すべて無効にして、兩國の境界、愈よ南に移れり。然れども、露國は、その後、三十年間、本國及び中央亞細亞方面に於て多事なりしが故に、對韓政策、未だ大に觀るべきものあらざりしが、明治十七年(一八八四)清國駐劄公使ウエーベル、東洋の事情に通ずるを以て、擧げられて特命全權委員となり、はじめて京城に入るや、韓廷は、外務衙門總理大臣金炳始を以て全權委員となし、商議數回、六月に至りて、通商條約及び特別條約書、並に貿易規則を議了し、翌十八年(一八八五)四月、露國皇帝、これに批准し、因つてウエーベルを以て、朝鮮駐劄公使となし、十月仁川に着す。この條約締結に就いて、露國の爲に斡旋太だ力めしものをモルレン

モルレンドルフ

ドルフとなす。

モルレンドルフは、獨逸人にして、李鴻章に聘せられ、久しく幕賓となり、大に器重されしものなり。朝鮮の國を開くや、李鴻章、朝鮮に勸め、之を任用して、顧問たらしめ、以て自ら爲にするところあらむとす。モルレンドルフ、人となり、狡慧黠詐、常に異圖を抱き、因つて、その身、韓人の後裔と稱し、その名に當つるに、穆麟德の三字を以てし、韓人の輿望を收め、韓廷が外交の事情に通せざるに乘じ、嚇するに、日清兩國、朝鮮の獨立に不利なるを以てし、繇つて、露國に依賴するの良計なるを說き、この條約の締結に鞅掌せし功を以て、露國皇帝、酬ゆるに神聖安那第二等勳章を以てせりといふ。兩者の間に存せる內約は、固より知るべからずと雖も、モルレンドルフの夙志、朝鮮の奪攘に在ること、言を待たず。而して、ウエーベルは、通商條約談判の結了せむとするに當り、更に追加條約を以て、露韓境界線に接近したる朝鮮の領內に於て、特に露人の爲に內地貿易を開かむことを要求し、その京城に入るや、しきりに宮廷の信任と交誼とを求め、ウエーベル夫人、容貌端麗、談話に巧にして、且つ醫術に通ずるを以て、宮中に出入して、王妃に信寵せられ、モル

デンニー

レンドルフ、亦た大に力を盡し、以て必ず之を成立せしめむとす。然れども、事態重大なるを以て、韓廷躊躇して決せず、李鴻章、之を聞き、七個條の問答錄を國王に送り、その不可を極論せしを以て、遂に中止す。モルレンドルフの橫着なるや、專斷を以て、朝鮮政府の名義を用ひて條約締結を豫約す。その意、知らず識らずの間、之を陷穽に落し、究極に於て、その目的を達せむと欲するに在り。こゝに於て、その後一年を經て、ウエーベルは、公然朝鮮政府に對して、前約を履行せむことを要求し、その謂ゆる追加條約草案を提出して、談判を試む。韓廷はじめてモルレンドルフを疑ひ、李鴻章、亦た自ら欺かれしを悔悟し、急に之を召還す。ウエーベルしきりに抗議せしと雖も、各國公使、國王に忠告せしを以て、遂に其意を達せず。モルレンドルフ、すでに京城に走り、談判一時中止せしは、實に朝鮮の大幸なりき。

李鴻章、すでにモルレンドルフを召還したる後、更に幕賓米人デンニーを派して、朝鮮國王の顧問となす。デンニー、亦た舊誼を忘れ、その利を爲さむとし、入韓の初、清韓論を著し、清廷の措置と袁世凱の行爲とを痛斥し、無慮數千言、朝鮮の清屬に非ざるを主張し、獨立の實を表すべきを切論し、しかも己は露國に倚つて、其

慶興條約

巨文島事件

志を遂げむとし、深くウエーベルと結ぶ。明治二十年(一八八七)ウエーベル、復た追加條約草案を提出して、談判を遏るや、各國公使、之を不利とし、韓廷亦た自ら深く利害に鑑るところありしが、遂に辭するを得ず、露國亦た多少讓歩するところありしを以て、督辨趙秉式を以て全權委員となし、明治二十一年(一八八八)八月四日、遂に陸路通商條約の締結をなし、翌年十月、慶興府を開いて、その實施を見るに至れり、これを慶興條約といふ。ウエーベルの手腕、巧妙なること、想ふべきなり。この後、露國は、復た朝鮮の流民を歡迎せず、居住者には重税を賦課して之を苦しめ、南烏蘇里一帶の地に於て、純然たるスラブ民族の一邦を建設せむとするの意、昭々として明かなり。これと前後して、巨文島事件は、事實上、朝鮮の淸屬なることと、露國の勢力、容易に朝鮮を牽制するに足ることと等を表示せり。

甲申亂後、半島しばらく無事、唯だ外には露國との交渉生じ、內には袁世凱の干渉あるに過ぎざりしが、中央亞細亞に於ける英露の衝突は、俄然絕東に影響を及ぼし、明治十八年(一八八五)四月十五日、英國東洋艦隊司令長官サー、タウエルは、令を下して、全羅道の巨文島を占領す。その意、此を扼し、露國の艦隊をして對馬海

峽より出づることなからしめむとするに在り。英國外務大臣グランヸル卿、直に駐英清國公使曾紀澤侯に向つて、英國は永久巨文島を占領するの意なく、又清國の權利利益を害せざるべきを通牒し、兩國の協商、將に成らむとす。時にモルレンドルフ、なほ朝鮮の顧問たり、乃ち露國の爲に奔走し、韓廷を慫慂し、俄に英國領事アストンに通牒し、巨文島は朝鮮政府の所有なるが故に、英國にして占領に意あらば、各條約國に通知し、曲直を輿論に決すべきを述ぶ。英國政府は、聊か言辭に窮せしが、朝鮮の獨立及び利害を害せざるべきを以て答となす。次いでウエーベル自ら韓廷に逼り、若し英國に巨文島の占領を許さば、露國亦た適當の土地を占領すべきを公言す。韓廷、策の出づるところを知らず、乃ち之を清國に哀訴す。こゝに於て、曾紀澤、北京政府の命により、五月六日、英國政府に對して、協商調印を拒絕し、丁汝昌は軍艦三隻を率ゐて我が長崎に來り、英國の艦隊司令長官に對して、その不法を詰る。然るに領事アストンは、直接に國王に謁して、巨文島使用の許可を得、同年十月、中央亞細亞問題、すでに落着せしも、英國の巨文島占領は依然たり。淸國政府は、露國公使の强硬なる談判を受け、止むを得ず、曾紀澤を

して、交渉せしむるや、英國外務大臣ロースベリー卿は、前任ソールスベリー卿の方針を繼續し、清國政府、もし巨文島を外國に占領せしめずとの保證を得ば、英國は、直に之を放棄すべき旨を答へ、清廷轉じて露國の盟誓を得、之を英國に示し、明治二十年(一八八七)二月二十八日を以て、英國遂に巨文島を放棄す。巨文島事件は、朝鮮に對して、何等の結果を生ぜざりしと雖も、半島に於ける露國の勢力、決して清國の下に在らざるを證して餘りあるものといふべし。

事大、獨立、兩黨の外、別に一道の暗流、露國黨の組成を見るに至りしこと、かつて前に述べたるが如し。その黨中、別入侍のもの、或は王に說いて曰く清は恃むに足らず、日本亦た怨あり、早く露國の保護を仰ぐに如かずと。こゝに於て、金鏞元、浦鹽斯德に往き、黑龍江總督コルフに就いて援を求むるや、露國直に之を諾し、日本公使館書記官補ユピールを遣し、來り議せしめしが、その事、未だ成るに及ばずして、鏞元王命を矯むるを以て流さる。次いで、閔氏の族、漸く清國の羈制に苦しみ、王妃とともに王を擁して露國の輔助を仰がむとするの形跡あり。明治十八年、清國、大院君を放還して、之を制せしが、後二年を經、袁世凱、大院君と謀り、王を廢

し、王の兄載冕の子を立てゝ世子となし、大院君をして攝政たらしめむとす。然れども、閔泳翊の徒、早く之を察し、王に告げしに因り、その事、亦た成らず。朝鮮に於ける清國の勢力、今や漸く衰ふるに近からむとす、而して、後年日本との衝突は、露國をして、蟠蚌の爭、漁父の利を占むるの好機會に逢着せしめたり。

第六章　日清戰爭前の形勢

袁世凱

天津條約締結の後、我が日本の對韓政策は、萎微衰憊、全く言ふに足るものなく、露國は、俄然勢力を得、はるかに高く列國の上に地歩を占めしが、明治二十三年(一八九〇)ウエーベル、一旦歸朝せし後は、しばらく其鋒を收めしの觀あり。こゝに於て、袁世凱、ひとり虎威を弄し、平生驕奢を喜び、外に出づるや、從者五十騎、儀容儼然、その人に接するや、温容好辭、殊に列國使臣の間に在りては、極めて恭謙を装ふに反し、王宮に入りては、嚴峻犯すべからず、國王の面前に於て、その大臣を叱責して慴伏せしむ。渠、亦た遂に好個の才物たるを失はざるなり。

閔族の專恣

閔氏の族、泳翊・泳煥・泳駿・泳達・應植・炯植等、皆要職に在り。明治二十二年、泳翊事

を以て露艦に乘じて上海に逃亡せし後、泳煥政を執りしが、二十四年、父の喪に因りて罷め、泳駿勢道となる。この時に方り、苞苴女謁、盛に行はれ、草賊出沒し、黎民飢に苦しみ、王室の給費、常に足らざるに拘らず、泳駿三清洞の邸は、壯麗を極め、賄賂によりて得るところ、二年間、二百萬兩に上るといふ。而して、泳煥さきに一たび職を罷めしが、王妃の姪を以て、勢威舊の如く、泳駿が一門の長者を以て自ら居るに快からず、之を國王に譖す。然れども、國王、泳駿の富に倚らざれば活を爲す能はざるを以て、なほ之を退くる能はず。二閔の爭は、互に消長して、日清戰爭の前に及べり。

朝鮮政府の無禮

朝鮮政府は、表面に於て清國に事へ、裏面に於て露國に親まむとし、その外援を恃むの餘、遂に往日幾多の恩惠を忘却し、しきりに我が政府を侮慢するの擧に出でたり。その最たるもの凡そ二、曰く防穀令事件、曰く刺客事件。

防穀令

防穀令は、明治二十二年九月、咸鏡道監司趙秉式、その年豐なるに拘らず、凶歉を名とし、同地方產出の穀物を日本に輸出するを禁じ、その取引を中止せし法令にして、在元山の日本商人、爲に損害を受けし金額、十四萬圓に達す。我が公使近藤

刺客事件

眞勳、韓廷に逼りて、該令の廢止を要求せしと雖も、言を左右に託して、之に應せず、漸く二十三年四月に至りて、之が廢止を實行せり。而して更に損害賠償を談判するや、袁世凱、百方之を妨ぐ。こゝに於て、三たび公使を更迭し、四たび裘葛を換へ、最後に大石正巳の上任するや、交渉數回、決然國旗を撤し、公使館を鎖し、輿を賃して將に仁川に赴かむとするに臨み、韓廷大に驚き、急に人を派して談判を結了し、我亦た一歩を讓り、賠償金額を十一萬圓とし、內六萬圓は三個月間に之を收め、殘餘は年賦となすことを約し、漸く、その終局を見るに至れり。

京城條約の後、朝鮮の修信使徐相雨モルレンドルフを日本に遣すや、亡命の志士金玉均等の引渡を要求せしが、我が政府は、之を拒絶せしに因り、閔族は、更に池運永を遣し、之を刺殺せしめむとす。然れども、事露はれ、政府は、之を捕へて、本國に押送す。朴泳孝は、徐光範・徐載弼とともに、さきに米國に遊び、次いで、日本に歸寓せしが、漸くにして、その說、玉均と合はず。玉均、ひとり民間の志士と結び、大井憲太郎・小林樟雄等、之と事を朝鮮に擧げむことを謀り、事露はれて、逮捕さるゝや、日本政府、玉均に退去を命せしも、從はざるを以て、之を小笠原島に遷し、次いで札

金玉均の死

幌に遷す。韓廷之を聞き、日本を以て與し易しとなし、人を遣し、玉均を誘出せむとせしこと數回、遂に萬金の賞を懸けて、刺客を募るに至る。李逸植といふものあり、市井の無頼、頗る機智に富み、閔泳韶に因つて、國王の命を請ひ、遂に日本に來り、佛國歸來の浮浪洪鍾宇といふものを使嗾し、明治二十七年五月二十七日を以て、玉均を上海に誘ひ、之を米租界東和洋行の樓上に銃殺す。同時に、逸植は、漫遊中の韓人、權東壽・權在壽・留學生金泰源を誘ひ、朴泳孝を東京親隣義塾に掩殺せむとせしが、謀洩れて捕縛せられ、東京裁判所、之を審問し、その事、代理公使兪箕煥に連る。箕煥、我が政府の交渉を拒み、故なくして歸國す。玉均すでに死し、その遺骸は、日本へ送付する途中、上海警察の横奪するところとなり、清國軍艦威靖號は、朝鮮政府の請を容れ、之を仁川に送付し、閔氏の族、之に擬するに大逆無道の罪を以てし、楊華鎭に於て六支の極刑に處し、數日梟示の後、その首肢は八道に回示せられ、軀は漢江に投じて魚腹に葬らる。わが同胞の之を聞くや、玉均の數奇薄命を憐むとともに、清韓兩國政府の所爲に切齒せざるものなく、闔國の民、すでに一大決心をなし、早晩斷乎たる最後の處置に出でむとす。而して、直接に大衝突の

噴火口を開きしものを東學黨の亂となす。

東學の義に就いて、或は淸國に對する東方朝鮮の學となし、或は耶蘇教、即ち西教に對する一種の新學となせども、實は詳ならず、その標榜するところは、儒佛を混同して、之を主奉するに在りといふのみ。要するに、亂民の團體にして、暴官汚吏を誅鋤するを目的とし、偶ま淺薄たる教義を以て潤色したるに過ぎざるものの如し。その徒、白巾を被り、刀槍を擁し、黃旆を樹て、嘯集横行、宛として漢末の黃巾を想はしむ。崔時亨といふもの、明治二十七年四五月の交を以て、全羅道古阜縣に起り、慶尙道金海の尹子益、衆を率ゐて來會し、忠淸道の亂民、曩に報恩に據り、宣諭使魚允中の諭告に服し、一時解散せしもの、又蜂起し、官吏を斥くる外、倭奴洋夷を攘ふを名とす。五月一日、古阜の縣衙を襲ひしより、興德・泰仁・靈光・井邑・扶安・礪山・白山の諸邑、前後響應し、數ば征討の官軍を敗り、五月二十三日、靈光郡守黃姜基を殺し、復た官軍を月坪洞北に敗り、二十六日、刄に衂らずして、全羅道の首府金州を奪ふ。監司金文鉉、逃れ歸つて之を報ずるや、六月五日、洪啓薰を兩湖招討使となし、壯衛の兵四百を發し、仁川に至りて、江華の兵を待ち、其衆合せて八百、八日

汽船蒼龍號に搭じて郡山に向ふ。然れども、賊魁全奉準、衆に推されて王號を稱し、進んで、公州石城に據り、將に京城に迫らむとす。民間訛言して曰く、十三歲の武神あり、實に東徒の主公たり、と。すでにして、公州以南、忠清道の民、爭ひ起つて叛徒に應ず。こゝに於て、韓廷大に驚き、巡邊使李元會に一千の兵を授けて、叛賊の北上を拒がしめ、閔氏の族、私に意を袁世凱に通じ、清國に向つて援兵を請ふ。

清國の出兵

はじめ援兵請求の議、韓廷に起るや、閔泳駿は、日本の決して出兵せざるべきを信じて、熱心に之を主張し、李鴻章、亦た袁世凱並に東京駐劄清國公使汪鳳藻の報告を信じ、日本は當時議會と軋轢し、政黨の操縱に苦み、到底這般の大決心を有せずとなし、因つて、直隸提督葉志超に六營の兵を授け、海路より朝鮮に向はしめ、濟遠・平遠・揚威・致遠・操江の五艦を以て、威海衛より發し、六月六日牙山の近海に泊し、七日より八日に亙りて、素沙河南の白石里に上陸し、遂に牙山に營し、揚威・平遠・操江は、仁川に泊す。袁世凱、乃ち韓廷に命して、大國援助の檄を八道に發せしむ。

日本の出兵

これより先、日本政府は、六月一日を以て、內閣不信任の上奏案を議決せし衆議

院の解散を決議し、その翌二日、韓廷の清國援兵請求の飛報に接するとともに、出兵の内議を定め、これが準備を怠らず。七日に至り、公使汪鳳藻、天津條約に基づき、日本政府に向つて、出兵を知照せしが、その公文中「我朝保護屬邦舊例」の語あるを見、外務大臣陸奥宗光、直に公使に對して、之を抗議し、更に北京駐在臨時代理公使小村壽太郎に命じて、日本の出兵を清國政府に知照せしむ。總理衙門、之に對して、論難せしが、日本政府は、濟物浦條約に基づくものなりと回答して、互に相屈せず。これより先、京城駐在日本公使大鳥圭介、恰も歸國中なりしを以て、政府は直に韓事臨機處斷決行の權を與へ、六月五日、軍艦八重山號に搭じて、横須賀軍港より發せしむ。その九日、日本軍艦七隻、圓形陣を作りて、月尾島畔に列し、八重山艦は直に仁川に入る。袁世凱、これを聞いて大に驚き、一面には直に李鴻章に電照して之を止めむとし、一面には韓廷を脅し、顧問米人リセンドル及び閔高鎬を仁川に遣せしも、遂に相遇はず、更に李容植を龍山に遣せしも、その意を達せず。この日黄昏、大鳥公使は、向山海軍少佐の指揮せる陸戰隊四百二十名・大砲二門を率ゐて、南山門より入る。京城居留の邦人、驩呼して之を迎ふ。次いで、混成旅團

朝鮮政府の改革に關する日本の要求

の先鋒隊、陸兵千餘人は、汽船和歌浦丸に送られて、仁川に着し、一ノ戸少佐指揮の下に、十二日夕、京城に入り、前記海軍陸戰隊と交代し、混成旅團長陸軍少將大島義昌は、十四日を以て仁川に着し、駐韓の日本兵總數、七千六百に上る。この間、東學黨は、巡邊使李元會に敗られ、全州すでに復し、次いで、日淸兩國、大兵を派遣せしを聞き、皆散亡して跡なく、招討使は、二十九日を以て京城に凱旋す。然れども、日淸兩國の兵は、儼とし猶ほ其地に留まり、而かも、未だ動かざるなり。

六月十五日、袁世凱は、大鳥公使に向つて、兩國同時に撤兵せむことを協議せしが、公使之に應せず。外務大臣陸奥宗光、數ば淸國公使汪鳳藻に會見し、兩國誠意を以て、朝鮮の獨立を扶植せむことを審議せしも、二十一日に至り、淸廷之を拒絕す。その翌二十二日、陸奥外務大臣、朝鮮に屯せる日本軍隊の撤去を命令する能はざるを通告し、日本政府は、獨力を以て、朝鮮善後の處置を擔任するに決し、二十三日、大鳥公使は大島少將に電訓し、混成旅團の全軍入京を促し、二十八日、朝鮮政府に知照し、牙山淸軍副將聶士成の檄文中、愛恤屬國.保護屬國等の文字あるを指摘し、朝鮮の之を承認するや否や、朝鮮は獨立國なりや否やを問ひ、その獨立國な

老人亭會議

りとの覆牒を得たる後、七月三日、五個條の改革案を懷にして、國王に謁し、調査委員を設けて、之を審議せしめむことを要求す。袁世凱、百方之を妨阻せしに因り、國王逡巡數日、乃ち己を責むるの詔諭を發し、七月十日、止むを得ざるに至りて、校正廳を設け、申正熙・金宗漢・曹寅承の三人を擧げて、委員となす。次いで、公使益すその實行を逼るや、事大黨中には、日本を以て專横の交渉を試むるものとなし、公然その非を鳴らすものあり、李南珪の上疏の如き、尤も痛激を極む。十二日に至り、公使逼ること益す甚しきを以て、韓廷は、使者を遣し、七月十五日を以て、老人亭に會せむことを大鳥公使に求め、公使之を諾す。

老人亭は、京城南山の麓に在り。この日の席主は申正熙、日本出兵以來、閔泳駿の幕僚となり、日清兩國使臣の間に周旋し、當時唯一の敏腕家として知られしものなり。正熙、大鳥公使に向つて、日本の出兵、半島の平和を害するを論じ、且つ日本政府が朝鮮に對して改革の强制を求むる理由なきを辯ず。公使之を論屈して、覺えず夜半に至り、會議の結果は、遂に公使の要求に從ふことゝなれり。然れども、朝鮮政府は袁世凱の脅迫に遭ひ、十八日に至りて、之を取消し、剩つさへ、日本

兵の撤退を要求す。

最後の要求

この間、日清の國交、愈よ破裂に近づき、英露二國、數ば干渉を試み、平和的協議を慫慂せしも、其功なく、陸奥外務大臣は、七月十二日を以て、決絶書を清國政府に送り、且つ大鳥公使に訓し、强硬手段を以て、韓廷に逼るべきを命ず。 故を以て、公使は、韓廷の反覆、常なくして此に至りしに驚かず、要求拒絶に接する翌、七月九日を以て、朝鮮政府に照會し、(一)日本政府は、京釜間に軍用電信を架設すべし、(二)朝鮮政府は、濟物浦條約に從ひ、日本軍隊の爲に兵營を建設すべし、(三)在牙山の清兵は速に撤退せしむべし、(四)淸韓、水陸貿易章程を始め、朝鮮の獨立に抵觸する清韓間の諸條約は、一切廢棄すべしと逼り、回答の期を定めて、七月二十二日午後十二時となす。 この日未明、袁世凱は、すでに絶望せしものか、服を變じ、輛に乘じて仁川に至り、軍艦平遠に搭じて歸國し、京城在留の清商、皆店を閉づ。 韓廷疑惧甚しく、閔族皆戰慄して爲すところを知らず。

景福宮の變

當時朝鮮の改革黨中、朴泳孝を尊崇する一派と、大院君を尊崇する趙義淵・安駉壽・權榮鎭の一派と、金嘉鎭・權在衡等、無所屬の一派と、合せて三派あれども、日本公

使の援助を得て、事を成さむとする點に於ては、正しく一致し、書を公使に贈つて、之を懇囑す。その大旨、凡そ三條、日本兵を以て王宮を守ることと、その一なり。王妃を廢することと、その二なり。大院君をして再び政を攝せしむることと、その三なり。その理由に曰く、日本兵を以て王宮を守るに非ざれば、改革の實行を援護する能はず。王妃を廢するに非ざれば、閔族を排斥する能はず。大院君出づるに非ざれば、政權を統一する能はず、又三南の東學黨を鎭撫する能はず、と。而して謀正に成る。豫期せし二十二日午後十二時は大雨中に經過し、韓廷の決答、遂に至らず。公使乃ち意を決し、一面には、外務督辨趙秉稷に向つて、我が權利を伸張する爲に兵力を使用するも料られずと明言し、一面には、大島少將と協議し、その翌二十三日午前四時、龍山の本營より二大隊の兵を得、橋本・森の二少佐、之を率ゐて、景福宮に向ふ。王宮護衞の韓兵、凡そ五百、皆閔氏の黨、こゝに於て、突然發砲して、公使の一行を拒みしが、日本兵、直に應戰し、敵の死者十七名に對し、我が死者わづかに一名、十五分間にして韓兵を走らし、遂に王宮に入るや、閔氏の一族及び事大黨、皆出奔し、大院君は、改革黨及び日本有志者に擁せられて、雲峴宮より出でゝ

入覲し、國政總裁の重任に當り、大鳥公使と內政改革の協議をなし、七月三日以來の要求を承諾し、國王は新政の詔諭を發して、新政府を組織し、金宏集、領議政となり、改革黨、皆要職を占め、閔妃は宮中の哀訴によりて廢せられざりしが、閔族は皆流に處するに決す。この際、大鳥公使の入闕及び大院君の出廬に就いて、裏面に於て運動せしもの、朝鮮人に於ては改革黨の安駉壽・金嘉鎭、日本人に於ては岡本柳之助・穗積寅九郎の諸氏なり。

二十五日、朝鮮政府は、大鳥公使に向つて、牙山駐屯の清軍を驅逐する爲に援助を與へられむことを依囑し、二十六日、軍國機務所を設け、二十七日、從前の清韓條約を破棄す。この日、豐島附近の海上に於て、日清兩國の交戰は開始せられ、二十九日、成歡の役、牙山の清兵、一掃して跡なく、八月五日、日本軍、京城に凱旋するや、國王使を派して、之を迎へ、諸將を慰宴す。

第七章　日本の扶植と內政の改革

明治二十七年八月一日、我が日本帝國は、清國に向つて宣戰を布告し、次いで朝

暫定合同條約

日韓兩國盟約

鮮に向つては、慰問の大使侯爵西園寺公望を派し、日本帝國が獨立の扶植、改革の助力をなすの大義を傳へ、又しきりに訓令を大鳥公使に下し、朝鮮をして、第一、內政の改革を爲さしめ、第二、內外に向つて獨立國たるの實を表彰せしめむとし、八月二十日を以て、暫定合同條欵を、二十六日を以て、日韓兩國盟約を締結し、前者に於ては、(一)朝鮮政府、內政を改革すべきこと、(二)京釜・京仁鐵道の敷設を日本に許可すべきこと、(三)日本の敷設せし京釜・京仁間の電線を存留すべきこと、(四)全羅道に於て一の通商港を開くべきこと、(五)兩國政府は七月二十三日の事變を追究せざること、(六)將來委員を派遣して合同議定朝鮮の獨立自由を成就せしむべきことを規定し、後者に於ては、(一)清兵を朝鮮國外に撤退せしめ、以て朝鮮政府の獨立自由を鞏固にするを目的とし、(二)日本は清國に對して攻守の戰爭に任じ、朝鮮は日兵の進退及び糧食準備の爲め、及ぶだけの便宜を與へむことを約し、(三)清國に對し平和條約の成るを待ちて、この盟約を廢罷すべきを協定す。　日本の對韓政策は、頗る其當を得たるに拘らず、朝鮮人士は、なほ事大の舊夢より醒めず、大院君の如きも、竊に平壤の清軍と通じ、その頑陋、殆んど救ふべからず。　金宏集、魚允中は、

朝鮮政府の紛擾

温和漸進主義を抱くと雖も、その見識、その人物、その手腕、固より知るべきのみ。幸にして、金嘉鎭・金鶴羽・兪吉濬・安駉壽の一派、員に新設軍國機務所に備ふと雖も、その勢力、なほ大なりとせず。朴泳孝、八月中旬を以て、歸國せしが、未だ政府に入れられず、京仁の間に放浪して、風雲の變を翹望するのみ。

朝鮮の新政府は、一に日本に倣うて、議政の一府及び内務・外務・度支・軍務・法務・農商・學務・工務の八衙門を以て組織し、大臣以下、皆任命されしと雖も、改革の實、未だ擧らず、その間、滑稽の珍事、少しとせず。軍務大臣が、一大要件として世界地圖の購入を依賴し、農商衙門が礦山取調の内命を下し、内務衙門が收税案を考思せしが如き、即ち是れなり。大院君、さきに閔妃を廢せむとして、しかも成らざりしを以て、深く憾となし、復た竊に其孫李埈鎔を立てむことを謀る。この時に方り、官民或は閔妃に與し、或は朴泳孝と提携せむとし、或は大院君の使嗾によりて上書し、或は安駉壽等の日本黨を彈劾し、紛擾殊に甚し。而して、閔妃の巧慧なるや、大院君の野心を妨阻するの策は、一に日本に諛從するに在りとなし、寵臣李允用、命を受けて、陽に安駉壽・金嘉鎭等と結托し、又朴泳孝との聯絡を謀り、以て往日の勢

威を復せむとす。中原の鹿、果して誰の手に落つるか、未だ容易に臆度すべからざるなり。

義和宮の來使

我が軍、陸には平壤に勝ち、海には海洋島の捷あり、大院君以下の事大黨、はじめて大に驚き、韓廷深く我に依賴し、十月上旬、世子義和宮を大使とし、兪吉濬等九名を隨員となし、二十日、廣島大本營に於て、日本皇帝陛下に謁し、二十九日、東京に入りて皇后陛下に謁し、物を獻じ、以て其意を表す。これより、日本黨、漸く勢力を得むとするの望あり。

日本黨の勢力増進

大鳥公使、駐在すでに久しと雖も、半島改革の實、未だ觀るべきものあらず。ここに於て、伯爵井上馨、內務大臣を辭し、十月十五日、特命全權公使に任せられ、二十七日、京城に入る。十一月下旬、東學黨の亂線、慶尙の北西、忠淸の東部を中心として、殆んど制すべからず、しかも、皆大院君の敎唆に因るといふ。こゝに於て、井上公使は、平壤陷落の際に得たる大院君の手書を證とし、その、淸軍に通せしを責めて退隱せしめ、二十條の革新案を獻じ、又參內謁見の際、王妃をして將來政治に容喙せざることを誓はしめ、十二月十七日、內閣を更迭し、朴泳孝は內務大臣となり、

朴泳孝

徐光範は法務大臣となり、日本黨、大に勢力を占め、その翌、明治二十八年一月、大臣等、六條の誓言をなし、七日國王親ら社廟誓告式を行ふ。すべて十四條。その第一に、清國に信頼する念慮を絶ち、自主獨立の基を立つとあるは、この時、はじめて井上公使の言を容れて、冊封を受くること、正朔を奉ずること、冬至使を廢すること等、清國に對する從前服屬の關係、一切の儀式を擧げて廢止すべきを約せしが故にして、その第三に、君主親政、各大臣に問ひ、宗戚に干與せしめざることゝあるも、亦た重要なる條項なり。その後、日本政府は、朝鮮改革の資金として、三百萬圓を貸與す。

朴泳孝は、從來日本黨の領袖として知られしが、こゝに至りて、鋭意革新を行はむとし、遂に閔妃と結托し、漸く他の閣員と嫉視し、金宏集・魚允中・趙義淵等、相次いで、免せられ、又その友金鶴羽の暗殺事件を覈問し、大院君の孫李埈鎔を喬桐島に流し、朴準陽・金國善・韓祈錫等を死刑に處す。井上公使、亦た大院君排斥の第一策として之に助力を與へしことありといふ。然れども、日清戰爭すでに終り、三國干涉、遼東還付の事あるや、朝鮮政府の態度、復た變じ、井上公使、忽ち威望を振ふ能

はざると同時に、露國公使ウエーベルの勢力は、宮廷に波及し、遂に朝鮮政府をして、陰然露國に倚賴するの傾向を生ぜしむるに至れり。

閔妃、すでに朴泳孝を籠絡し、之を利用して反對黨を除き、舊に依つて露國と結ばむとするや、翻つてこ、泳孝を排斥せむとす。この時、井上公使は、一時歸國中なりしを以て、泳孝は、援助なく、加ふるに、かつて共與たりし李允用・李完用は、叛いて、閔妃に付き、徐光範・安駉壽・金嘉鎭等は、平生相好からず、百計すでに盡き、訓練隊の將校、多く其黨なるが故に、口實を設けて、王宮守備の更迭を行ひ、實力を以て大勢を挽回せむと欲し、七月五日、申應照・李圭完・禹範善と舟を漢江に泛べて、密議をなし、流涕して別る。然れども、時すでに晚く、その翌六日、陰に不軌を圖りしを以て職を罷められ、同時に糺治の詔諭下りしを聞いて、大に驚き、李圭完・申應照等と、倉皇日本に逃る。泳孝の敗、蓋し自ら取るものと雖も、その衷情、亦た憐むべきなり。

朴泳孝、すでに去り、徐光範・李完用・金嘉鎭等も、次いで免官せられ、韓廷に於ける日本派の勢力、一朝にして失墜す。この際に於ける露國公使ウエーベルと閔妃との關係は、頗る疑ふべきものなきに非ず。こゝに於て、金宏集、特進官となりし

十月八日の變

が、閔氏の族、泳達・泳煥・沈相薰、亦た位に在るを以て、その地位、固より危し。　七月二十日、井上公使京城に入り、二十五日、王宮に朝し、日本政府、泳孝の爲にする志なきを上言し、國勢の危機を說き、金宏集一派と王室との間、益す親密ならむことを望み、且つ我が政府は、黨派によりて庇護の任を二三にせざるを公言し、左に閔族を擁護し、右に金宏集一派を利用するの策を取り、閔妃亦た同族の子弟三十名を日本に留學せしむ。　この月二十三日、詔諭、李埈鎔の罪を赦す。　世、以て國王夢に感せしが故となせども、實は井上公使の政略、一步を進め、大院君及び金宏集の間を和解せむとするの意に出でたるものといふ。　時に大院君、孔德里の私邸に在り、衣食日に足らず、老境寂寞、しかも壯心一片、ひそかに事あるを待つの狀あり。

すでにして、井上公使職を罷めて京城を去るや、韓廷の形勢、全く一變し、王妃の大政に干與すること、毫も往日に異ならず。　すでに日本の爲すなきを見て、一に露國に賴り、十月三日、日本に親交あるものを除くの議を決し、又大院君の異志あるを疑うて、嚴に孔德里を警衞し、閔泳駿は六日を以て芝罘より還り、王妃と露國公使との間に斡旋するところあり。　七日に至り、前年改革後、新に編制して日本

閔妃の殂落

士官の教育を受けたる訓練隊を解散せむとす。新任公使子爵三浦梧樓、こゝに至りて、憤慨止む能はず、公使館書記官杉村濬朝鮮政府顧問岡本柳之助等と謀り、一大快擧を斷行せむとす。大院君、亦た謀に與る。明治二十八年十月八日午前二時、大院君、訓練隊に擁せられて、孔德里の私第を發し、更に京城守備日本兵士の援助を得、光化門より闕に入る。侍衛隊、之を防がむとせしも及ばず。閔族黨の洪啓薰、遂に殺さる。この混雜に際し、人あり、竊に坤寧殿に入りて閔妃を刺殺す。時に午前六時なり。三十年間、半島の風雲を掌上に弄したる艶妻、すでに死し、一朝玉樹花落つるや、血痕狼藉、紫に殿床を染め、北岳の松濤、長しへに餘哀を訴ふるが如し。

三浦公使、午前九時、參內して、國王に謁す。然れども、大院君、復た政を親らせず、長子李載冕を擧げて宮內大臣となし、金宏集・趙義淵・權濴鎭・安駉壽・金嘉鎭・兪吉濬等、皆宮に入りて、政務の改革を謀り、徐光範・魚允中等と新に內閣を組織す。大院君、令を下し、王妃を廢して庶人となさむとせしが、遂に貶して、嬪となし、國喪を發せず。凡そ此等は、三浦公使、等、わが邦人の主として規畫せしところにして、日本

三浦公使等の退韓

の勢力を振興するの意に出でし者なれども、その跡の詭秘に亙るは、聊か惜むべし。この報、一たび日本に達するや、內閣は、大に驚き、二三の武官、並に法官を派遣し、精細に事變の顚末を調査するに及ばず、三浦公使以下、四十餘名を退韓せしめ、次いで、之を廣島に錮し、小村壽太郎をして、代つて公使たらしめ、同月三十一日、井上伯をして、復た京城に入らしむ。訓練隊長禹範善・李斗璜等亦た罪を懼れて日本に亡命す。

侍衛隊の變

これより先、朝鮮政府は、赤誠を表して、日本政府の助力を求めしが、こゝに至りて、排日本思想、俄然として勃興し、露國公使ウェーベル、之を利用せむとし、加ふるに井上伯、滯在わづかに二週間にして歸國し、一も施設するところなかりしを以て、日本の勢力、再び衰へ、大院君、復た爲すなくして其邸に退處す。こゝに於て、國王は、詔を下して、王妃の位を復し、各國使臣は會議を開いて、京城駐屯日本兵の數を減じ、訓練隊を處分すること等を議決し、朝鮮政府に異議を申し込み、國王亦た之に從ふ。すでにして、又舊侍衛隊の變あり。

十月八日の政變以後、訓練隊を以て親衛隊となせしが、舊侍衛隊、之を怨むもの

多し。李範晉、露國黨の領袖を以て、李載純・安駉壽以下、外人を合せて凡そ三十人を糾合し、隊兵を利用して、事を擧げ、新内閣員を以て叛逆の徒となし、取つて代らむことを期し、事成らざれば、國王、世子を奉じて、露國公使館に入らむとす。露國公使ウェーベル、亦た之と氣脈を通じ、彈丸を供給す。十月二十八日未明、奸徒は北牆春生の二門より入る。然れども、新内閣員は、早く此變を豫知せしを以て、防禦宜しきを得、申羽均、善く兵を用ひて應戰し、遂に李道徹・南萬里・李敏宏等を捕へ、その殘兵は、魚允中の招諭に服して、解散せしに因り、他の奸徒は、露米公使館に逃れ、次いで、安駉壽・李載純・林最洙等、皆縛に就く。然れども、韓廷の怯懦なる、外國公使の干渉を懼れ、わづかに、その二三を刑して止む。

第八章　日露の抗衡と衝突

國王、露國公使館に幸す

明治二十九年一月一日(陰曆十一月十七日)朝鮮國王、詔を下して、太陽曆を用ひ、新に年號を建てゝ、建陽といひ、又斷髮の令を下す。春川は、閔氏の故里なり。其民蜂起して、亂をなし、自ら義兵と稱し、王妃の復讎を名とし、且つ斷髮令を改むべ

しといひ、將に南下して、京城を侵さむとす。　韓廷大に驚き、鎭衞隊を派出し、幾んど城を空うす。　こゝに於て、露國公使ウエーベル、機至れりとなし、二月十日、暴民防禦を名とし、水兵百七人に入京を命じ、その翌十一日、朝鮮國王及び世子を公使館に迎へ、館内より詔勅を發せしめ、露米黨の首領李範晉・李允用・李完用等は、金宏集・鄭秉夏等を宮中に捕へ、十月八日事變の首謀者として皆之を斬る。　すでにして、露國水兵、續々上陸して、二百餘名となり、公使館所在地たる貞洞を嚴守す。

李範晉は、元と忠清道の士班なり。　巧言令色、歌舞を善くし、王妃の左右に侍して、大に寵せられ、因つて遊冶郎の稱あり。　而して王妃殂落後は、深く外人に結托し、露國公使ウエーベルと交り、且つ米國公使シルに知られ、遂に此に及ぶ。　次いで、大に疑獄を起して、反對黨を刑し、刺客を放つて魚允中を龍仁に殺さしめ、悉く日本黨を除く。　時人、或は濫政を惡んで上書し、又國王の還御を請ふものあれども、皆通せず。　すでにして、漸く米國派の李允用・徐載弼と隙あるや、國王を公使館内に嚴留して、外出せしめず、萬乘の天子、宛として楚囚の如く、金炳始、内閣を組織せしが、固より實力なく、半島の統治權は、一にウエーベル指揮の下に在り。

日露勢力の對比

半島に於ける勢力の衝突は、今や日露に在り。而して、彼此懸隔の甚しき、この時に過ぐるものあらず。この暴亂によりて、日本人の殺害されしもの三十餘名、その損害せる財貨十餘萬圓、居留地の安全、なほ且つ料られず、内地の行商は盡く引上げ、沿岸の漁民は減少し、諸港の貿易は殆んど中止となり、守備兵は更迭して一大隊餘を剩すのみ。顧問の多數は解雇せられ、兵士訓練の任務を帶びし武官は皆罷められしに反して、露國は大にその勢力を開展し兵力を以て露國黨内閣を保護し、財政の監督をなし、士官二十名をして、軍隊訓練の任に當らしめ、ベルタン銃四百に彈藥を添へて、浦鹽斯德より輸入し、露語學校、新に設立せられ、京城元山間の電線は、西伯利亞電線と接續する等、苟くも、露國の東下に便宜なるものは、僅々九十餘日の間に、續々として、設計せられ、日本をして、忽ち半島の前途に憂慮せしむるに至らしめたり。

この年四月、米人モース は、咸鏡道雲山金鑛の採掘權を得、七月、京仁鐵道の敷設權を得、九月佛人グリヨイは、京義鐵道敷設權を得、露人ブリノは咸鏡道茂山地方及び江原道欝陵島に於ける木材採伐權を得たり。京仁鐵道は、日清開戰の初、日

第一回の日露協商

本に豫約せしものにして、欝陵島の木材は、すでに日本人の伐採するところたるに係る。こゝに於て、我が政府は、その所爲の餘りに暴慢なるを憤り、新政府を以て、正當の政府と認むる能はずとして、數ば抗議を提出し、五月十四日、小村公使はウェーベルと四個條の覺書を交換し、國王に還宮を忠告し、日本壯士を取締り、政治の寛仁を勸告すべきを約し、且つ日本のすでに管理せる京釜鐵道の保護隊並び日露兩國各居留地守備隊の兵數を定め、表面に於ては、一先づ落着の觀をなせしが、裏面に於ては、葛藤益す複雜となり、日露の交渉、愈よ困難ならむとす。明治二十九年六月九日、露國皇帝ニコラス二世の戴冠式を墨斯科府に擧行するや、侯爵山縣有朋、之に參列し、露國外務大臣伯爵ロバノフと會議し、九月二十八日、四個條の議定書に調印す。これを第一回の日露協商となす。その第一條に曰く、日露兩國の政府は、朝鮮國の財政困難を救濟する目的を以て、朝鮮國政府に向つて、一切の冗費を省き、且つその輸出入の平衡を保つべきを勸告すべし。若し萬止むを得ざるものと認めたる改革の結果として、外債を仰ぐべき必要あるに到れば、兩國政府、その合意を以て、朝鮮國に對し、その救助を與ふべし。第二條に曰く、日露

兩國政府、朝鮮國財政上及び經濟上の狀況許す限りは、外援を藉らずして、內國の秩序を保つに足るべき內國人を以て組織せる軍隊及び警察を創設し、且つ之を維持することを一任すべし、と。これ、その重要なる部分にして、他は電線の布設等に過ぎず。我が日本の朝鮮に於けるや、その關係、固より一日の故に非ず、その爲に幾多の人命と財帑とを消費し、漸くにして、內政援助の權利を得たるなり。而して、この議定書の示すところは、這般の既得權を以て、露國に分配し、我と同一の地位を朝鮮に得せしめたるものに外ならず。未だ知らず、露國の日韓兩國に於ける、何等の恩德ありて、この至大の賜賚を値するか。忌憚なく云へば、我が政府は、明かに露國に一歩を讓りしものにして、予輩ひそかに自國の爲に之を愧づる外なきなり。

スピーその對韓策

明治三十年二月二十日、露國公使、國王の還宮を諾す。然れども國王の還御せしは、景福宮に非ずして、露國公使館に隣接したる慶運宮なり。四月二十二日、軍務大臣沈相薰は、韓露密約に本づき、ウェーベルと謀りて、露兵傭聘の議をなすや、我が政府は、さきに議定せし協商の趣旨に反するを以て抗議せしが、ウェーベル

皇帝即位式

去り、新任露國公使スピール、九月二日を以て京城に入るや、韓廷を威嚇すること、更に甚しく、我が政府と折衝の後、九月六日、露國士官三名、下士十名を、三年間、韓廷に聘して、朝鮮軍隊を訓練せしむることとなし、十一月五日、外務大臣趙秉式に迫り、露韓合同條約に調印せしめ、露人アレキシーフを以て、大韓度支部總顧問兼海關總辨に任じ、韓國の兵馬出納を擧げて、盡く露人の掌握に歸す。

この年八月、朝鮮國王は、逆臣の定めたるものといふ口實を以て、一世一元の制あるにも拘らず、建陽の年號を廢して、光武と改元し、十月十二日、皇帝即位の大禮を擧げ、國號を改めて大韓といふ。蕞爾たる貧弱國にして、この虛禮をなす、まことに兒戲に類すといふべし。李成桂即位の後、二十六代、五百七年、朝鮮こゝに名義上、獨立の帝國となる。この年、全國を分つて十三道となし、地方制を改む。この間、露國公使の强硬政略は、朝鮮志士の厭忌するところとなり、英人ブラウン、さきに聘せられて總税務司たりしが、露人はアレキシーフを入れむが爲に、之を排斥せしにより、英國政府、大に怒り、我が政府、亦た異議を提出せしを以て、しばらく中止となる。

第二回の日露協商

次いで、露國は、釜山絶影島に炭庫を設置せむとして、韓廷に嚴談を試み、排露の感情、日に盛ならむとするや、三十一年二月、その變兆の容易ならざるを察し、その國人の教育顧問官たりしもの、一齊に辭職して多少我に讓步するところあり、然れども、協商すでに空文となり、ひとり、日本の之を怒るのみならず、列國亦た露國の貪慾、飽くなきを非難せざるなきに至れり。時に露國は、淸國に於ける旅順大連、租借の事より、英國と衝突し、日本の英國に與するを恐るゝが故に、一時韓國より引退するの得策なるを悟り、三十一年四月二十五日、東京駐在露國公使ローゼンは、日本外務大臣西德二郞と議定書三條を協定す。これ即ち第二回の日露協商にして、その要旨は、兩帝國、ともに韓國の主權及び完全なる獨立を確認し、且つ互に同國の内政上には、すべて直接の干涉を爲さゞることに決し、將來に於て誤解を來すを避けむが爲に、練兵敎官もしくは外務顧問官の任命に就いては、相互に協商を經べきを定め、且つ露國が日韓兩國商工業の發達を妨碍せざるを約せしものなり。同時に、度支衙門の顧問たるアレキシーフ及び傭聘の武官は、一先づ韓國を引き拂ふに決す。要するに、第二の日露協商に依り、我が日本は、さきに

第二回協商以後、日本の利益

失ひしものを、やゝ回復したるの感あるは、慶賀すべきに似たれども、露國に比して、その位置の高まれりといふは、未だしきのみ。

韓國政府は、九月八日、日本人に京釜鐵道敷設權を許可し、京仁鐵道敷設權は、日本人、夙に之を米人モールスより讓り受け、兩者ともに現今すでに落成し、合して一となり、前者は全線二百八十七哩、後者は二十六哩餘、日本人の經營に成れる唯一の外國鐵道なり。京義鐵道は、佛人期限内に起工ざりしに因り、韓廷更にその敷設を國内の用達會社に許可し、その權利を外人に讓與するを得ず。又明治三十年十月一日より、全羅道木浦と平安道鎭南浦とを新に開港せしが、翌年五月三十日、更に各交際國に通牒するに、全羅道群山・慶尙道馬山浦・咸鏡道城津を選定して、開港場となし、平安道平壤市を以て開市場となすを以てす。要するに、第二回協商後、日本は、韓國に於て、多少經濟上の利益を見るに至れり。

日清戰後、韓國に於ける日露勢力の衝突は、一進一退、二回の協商を經て、その極、表面上、均衡の狀態に在りと雖も、幾多の小問題は、常に紛出し、依然として絕ゆることなく、一々之を論述するの煩なるに堪へず。而して、大院君は、さきに明治三

パヴロフ

十一年二月二日、七十九歲の高齡を以て逝き、半島政府、全く其人なく、滿廷の臣僚、盡く燕雀のみ。その錦繡の山河を擧げて、有力なる外國の競爭場となすこと、今、なほ昔の如く、蓋し地理上の約束に外ならす。

第二回の協商の後、未だ幾ならずスピール去つてマチユーニン來る。マチユーニンは、溫良なる人にして、この年十月、露國黨の有力者金鴻陸の死刑に處せられし際の如きも、決して抗議を試みざりしといふ。その翌三十二年一月、かつて代理公使として北京に在りしパヴロフといふ者、新に上任するや、露國の對韓策、再び活潑なる態度を取り、露人伯爵ゲーゼリングの爲に、咸鏡・江原・慶尙の三道に於て、捕鯨の基地三所を得、更に旅順口・浦鹽斯德の海上聯絡を安全にせむが爲に、三十三年三月三十日、韓國政府と二個の條約を締結し、その第一に於て、韓國は、新開港場たる馬山浦に於て、居留地を距る二哩以內の地に、露國東亞艦隊の爲に、石炭貯蓄所及び海軍病院各一個所を設置することを露國に許し、第二に於て、露國は韓國に向つて、決して巨濟島及びその對岸陸地並に附近諸島の租借を要求せざるべきを約し、韓國は、露國に向つて、同地域を他國に向つて租與せざるべきを

約す。露國の意は、馬山浦の租借地を以て、東亞艦隊の冬期繫留所となすに在り。而して、露國は、馬山浦に於て、日本人のすでに買收したる區域をバーヴロフが豫め選定したる地なりといひ、强ゐて之を得むと欲せしが、紛議の後、栗九味と稱する地域を租借す。日本は、なほ抗議するところあり、翌三十四年四月中旬、露兵遂に栗九味より撤退す。

龍巖浦の租借

この間、日露の衝突は、滿州占領問題を中心として、漸次に其歩を進め、或は日英同盟となり、或は露佛同盟となりて、遂に三十五年四月八日の露淸條約となり、十八個月內に、露兵を滿州より撤退せしむるに決す。而して、露國は、わづかに第一期の撤兵を結了せし後、三十六年五月、更に淸國に對して、要求するところあり、七月に至り、北京駐劄露國公使レッサルは、淸廷に逼りて、祕密條約を締結し、愈よ滿州占領の初一念を貫徹せむとし、同時に久しく閑却せし韓國に對しては、八月上旬、鴨綠江口、右岸唯一の港灣たる龍巖浦を租借することに決し、條約を締結して二十五萬坪の地を得、その海邊に砲臺を建設し、旅順・大連と呼應して、黃海・渤海の主權を占斷し、以て滿州の基礎を固くす。我が韓國公使館書記官萩原某が、龍巖

浦の上陸を拒絶されしも、又この時に際す。　この月、日本政府は、提案を露國に送致し、前後談判三回、遂に調停の効なきに至り、三十七年二月七日、交渉斷絶の公文を送致し、八日より九日に亙りて、旅順沖及び仁川沖に於て日露艦隊の衝突ありしが、いづれも我が海軍の捷に歸し、二月十日、日露兩國皇帝、ともに宣戰を布告し、日露戰爭、こゝに始まり、日清戰爭後、十年の久しきに亙りし露國南侵の經東問題は、かくの如くして、將に解決せられむとす。

こゝに於て、從來露國の壓迫に倦みたる韓國政府は、全力を傾注して、日本に好意を表し、この月、内閣を更迭し、李載元・朴定陽・朴齊純・李址鎔・尹雄烈・李道宰・趙秉淳・權在衡等、職を樞要に占め、二月二十三日、特命全權公使林權助は、外部大臣臨時署理李址鎔とゝもに、日韓國防同盟議定書に調印し、我が日本の對韓政策、こゝに全く確定し、韓國は、我が指導の下に、將來國運の開展をなすの約束を有せり。　議定書の全文、左に掲ぐるが如し。

議定書

大日本帝國皇帝陛下ノ特命全權公使林權助及大韓帝國皇帝陛下ノ外務大臣

臨時署理陸軍參將李址鎔、各相當ノ委任ヲ受ケ、左ノ條欵ヲ協定ス。

第一條　日韓兩帝國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ、大韓帝國政府ハ、大日本帝國政府ヲ確認シ、施政ノ改善ニ關シ、其忠告ヲ容ルヽコト。

第二條　大日本帝國政府ハ、大韓帝國ノ皇室ヲ、確實ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムルコト。

第三條　大日本帝國政府ハ、大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保障スルコト。

第四條　第三國ノ侵害ニ依リ、若クハ內亂ノ爲メ、大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危險アル場合ニハ、大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルベシ。而シテ大韓帝國政府ハ、右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムル爲メ、十分便宜ヲ與フルコト。

第五條　兩國政府ハ、相互ノ承認ヲ經ズシテ、後來本協約ノ主意ニ違反スベキ條約ヲ、第三國トノ間ニ訂立スルコトヲ得ザルコト。

第六條　本協約ニ關聯スル未悉ノ細條ハ、大日本帝國代表者ト大韓帝國外務大臣トノ間ニ臨機協定スルコト。

この年四月、李址鎔、大使として來朝し、兩國の交誼、愈よ厚きを加ふ。同月十四日、慶運宮、火あり、大韓皇帝、乃ち故宮に還る。

朝鮮史　終

(朝鮮史並製)

明治卅八年六月十三日印刷
明治卅八年六月十六日發行
明治四十年九月再版發行
明治四十二年三月十五日三版發行

定價金四拾錢



著者 久保得二

發行者 東京市日本橋區本町三丁目八番地 大橋新太郎

印刷者 東京市小石川區久堅町百〇八番地 市川七作

印刷所 東京市小石川區久堅町百〇八番地 博文館印刷所

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館

◦分類目次

◎は既刊
▲は續刊

（文學）

（語學）

（美術）

（歷史）

—（哲學）—

◎宗教哲學　文學博士　姉崎正治君譯
◎東洋西洋倫理學史　（文學博士　井上哲次郎君閱　文科卒業　木村鷹太郎君著）
◎論理學　文學博士　高山林次郎君著
◎倫理學　文學博士　蟹江義丸君著
◎西洋哲學史　文學博士　蟹江義丸君著
◎哲學汎論　文學士　藤井健次郎君著
◎社會學　文學士　十時彌君譯
◎心理學　文學士　速水滉君著
◎兒童心理學　文學士　松本孝次郎君著
◎支那哲學史　文學士　中内義一君著
◎近世心理學　文學士　德谷豐之助君編
◎認識論　文學士　淀野耀淳君著
◎最新西洋哲學史　文學士　岡島誘君著
◎儒教哲學概論　文學士　蜷川龍夫君著
◎純正哲學 上下　文學博士　井上圓了君著
◎佛教倫理學　文學士　蜷川龍夫君著
◎佛教哲學汎論　文學士　石原即聞君著
◎社會倫理學　文學士　德谷豐之助君著
◎處世哲學　文學士　杉谷泰山君著
◎進化論　文學士　十時彌君編
▲自然科學 上下（印刷中）　理學博士　齋田功太郎君編
◎社會進化論　文學士　小山東助君著

—（宗教）—

◎世界宗教史　文學士　加藤玄智君譯

◎日本佛教史　文學士　石原即聞君著
◎世界宗教制度論　法學士　工藤重義君編
◎比較神話學　文學士　高木敏雄君著
◎宗教進化論　文學士　融道玄君譯
◎比較宗教學（近日發行）　文學博士　南條文雄君著
▲基督教史　文學士　藤谷深勵君著

—（教育）—

◎教育學　文學士　熊谷五郎君編
◎東洋西洋教育史　文學士　中野禮四郎君著
◎最新教育學　文學士　中村寅松君編
◎教育原理　ドクトル　尺秀三郎君著

—（博物）—

◎地質學　理學士　佐藤傳藏君著
◎植物學新論　理學士　飯塚啓君著
◎近世氣象學　理學士　岡田武松君編
◎新撰動物學（上下二冊）　理學士　會田龍雄君著
◎鑛物學　（理學士　大築佛郎　理學士　八谷彪一）君著
◎動物發生學　理學士　飯塚啓君著
◎普通人類學　（理學博士　坪井正五郎君閱　人類學專門　八木奘三郎君著）
◎應用生理學　醫學士　酒井谷平君著

—（政治）—

◎日本帝國憲法論　法學士　田中次郎君著

◎政治史　法學士　森山守次君著
◎政治汎論　法學士　永井惟直君著
◎議院法提要　文學士　工藤重義君著
◎行政法汎論　法學士　小原新三君著
◎議會及政黨論　法學士　菊地學而君著
◎行政法各論　法學士　小原新三君著
◎行政裁判法論　法學士　小林魁郎君著
◎政治學　法學士　南弘君著
◎政治學史　法學士　津田欽一郎君著
◎都市經營論　法學士　矢田七太郎君編
◎殖民政策汎論　法學士　山內顯君著
◎國家學　法學士　南弘君著

―（法律）―

◎法律汎論　法學士　熊谷直太君著
◎民法釋義（總則篇 物權篇）　法學士　丸尾昌雄君著
◎民法釋義（親族篇 相續篇）　法學士　上田豐君著
◎國際私法　法學士　中村太郎君著
◎國際公法　法學士　北條元篤君　法學士　熊谷直太君　共譯
◎法理學　法學士　丸山長渡君著
◎民事訴訟法釋義　法學士　梶原仲治君著
◎日本法制史　文學士　三浦菊太君著
◎國法學　法學士　岩崎昌君　中村孝君著
◎民法債權編釋義　法學士　丸尾昌雄君著

◎支那法制史　文學士　淺井虎夫君著
◎刑事訴訟法論　法學士　溝淵孝雄君著
◎獨逸法　法學士　宮內國太郎君著
◎海上保險法　法學士　秋野沆君著
◎英米法　法學士　永井亨君著
◎世界產業制度論　法學士　相良維男君著

―（經濟）―

◎財政學　法學士　笹川潔君著
◎經濟汎論　法學士　池袋秀太郎君著
◎最新統計學　法學士　夏秋龜一君著
◎經濟政策概論　法學士　守谷源次郎君著
◎會計法論　法學士　工藤重義君著
◎經濟學史　法學士　小川市太郎君著
◎法制經濟概論　法學士　大原彌一郎君著

―（理學）―

◎日用化學　農學士　井上正賀君編
◎有機化學　理學士　龜高德平君編
◎無機化學　理學士　眞島利行君編
◎星學　理學士　須藤傳治郎君著
◎地文學　理學士　吉田弟彥君著
◎衛生化學　仙臺醫學專門教授　須田勝三郎君著
◎高等天文學　理學士　一戶直藏君著
◎普通物理學（上下二冊）　理學士　福井政一君編
◎最新電氣學　理學士　萩原拳吉君著

—（商科）—

- ◎商法汎論　法學士　添田敬一郎君著
- ◎商業經濟學　法學士　清水泰吉君著
- ◎船舶論　法學士　赤松梅吉君著
- ◎稅關及倉庫論　法學士　岸崎昌君著
- ◎運送法　法學士　菅原大太郎君著
- ◎銀行新論　附外國爲替　法學士　野口弘毅君著
- ◎保險通論　理學士　奥村英夫君著
- ◎金融論　法學士　佐々木雄二郎君著
- ◎外國貿易原論　法學士　野坂貫治君・法學士　辻宏吉君著
- ◎海損法　法學士　秋野沆君著

—（農科）—

- ◎農產製造學　農學士　楠巖君編
- ◎肥料學　農學士　木下義道君著
- ◎植物營養論　農學博士　稻垣乙丙君述
- ◎栽培汎論　農學博士　横井時敬君著
- ◎農學汎論　農學士　恩田鐵彌君著
- ◎提要造林學　林學博士　本多靜六君著
- ◎森林學　林學士　奥田貞衛君著
- ◎畜產各論　農學士　田口晋吉君著
- ◎畜產汎論　農學士　高見長恒君著
- ◎農業經濟論　農學博士　横井時敬君・農學博士　澤村眞君著
- ◎農用器具學　農學士　西村榮十郎君著
- ◎農政學　農學士　石坂橘樹君著
- ◎農藝化學　農學士　井上正賀君著
- ◎改訂增補栽培各論　農學士　田中節三郎君著
- ◎森林保護學　林學士　新島善直君著
- ◎黴菌學　農學士　井上正賀君編
- ◎氣候及土壤論　農學士　佐々木祐太郎君著
- ◎植物病理學　農學博士　大森順造君・農學士　山内玄太郎君著
- ◎水產學　農學士　塚本道遠君・農學士　井上正賀君著
- ◎養蠶及製糸論　農學士　井上正賀君著
- ◎土地改良論　農學士　上野英三郎君・農學士　有働良夫君著
- ◎園藝各論　農學士　高橋久四郎君著
- ◎稻作改良論　農學博士　横井時敬君著
- ◎家禽論　農學士　月田藤三郎君著
- ◎園藝通論　農學士　高橋久四郎君著
- ◎食物學　農學士　井上正賀君著
- ◎獸醫學汎論　獸醫學士　小倉鉀太郎君著

—（工科）—

- ◎分析化學　工學士　内藤游君・工學士　藤井光藏君著
- ◎應用機械學　工學士　重見道之君著
- ◎應用化學　工學士　蜂屋貞興君著
- ◎新撰應用重學　理學士　刈谷他人次郎君著
- ◎工業政策　法學士　窪田隆次郎君著
- ◎應用定量分析　仙臺醫學專門教授　須田勝三郎君著

―(地理)―

◎萬國新地理　理學士　佐藤傳藏君著
◎日本新地理　理學士　佐藤傳藏君著
◎商工地理學　法學士　永井惟直君著
◎政治地理學　法學士　山本信博君著
◎韓國新地理　文學士　田淵友彥君著
◎清國商業地理　法學士　勝部國臣君著

―(數學)―

◎新撰算術　理學博士　高木貞治君著
◎新撰幾何學　理學士　林鶴一君著
◎新撰代數學　理學博士　高木貞治君著
◎新撰三角法　理學士　松村定次郎君著
◎新撰微分積分學　理學士　松村定次郎君著
◎新撰解析幾何學　理學士　松村定次郎君著
◎近世幾何學　理學士　藤田外次郎君著

文學士　十時彌君譯述

社會學

(大判四百六十頁)

並製正價金四拾錢　郵税金八錢
特製金五拾五錢　郵税金拾錢

…(十版發行)…

緒論(社會學とは何ぞや○何が故に社會的現象は研究すべきものなる乎○社會學と社會的科學との關係○科學としての社會學の宜しく占むべき領域)○第一章　社會の有機的性質○第二章　社會の物的基礎○第三章　集合體社會に於ける社會の關係○第四章　社會的心意○第五章　社會的活動原因○第六章　社會的活動の法式○第七章　社會の產業的體制○第八章　社會的單位としての家族○第九章　社會的活動の機關としての國家○第十章　社會學の立脚地より見たる個人○第十一章　社會的發展の外的記述○第十二章　社會的發展の過程○第十三章　人間社會に於ける自然淘汰

文學士　十時彌君著

進化論

(大判三百十一頁)

並製正價金四拾錢　郵税金八錢
特製金五拾五錢　郵税金拾錢

―(四版發行)―

緒論
第一章　種の變異
◉進化論の影響◉種々の進化論等
第二章　生物界の分類
◉進化論の中心問題◉異種と變種等
第三章　地層中の古生物
◉化石の重要等
第四章　發生の歷史
◉進化論の直接證據等
第五章　地理上の分布
◉動物分類の問題の重要
第六章　ダーキン說
◉進化の事實と理論
第七章　晚近の學說
◉自然淘汰說の不備等
第八章　自然に於ける人類の位置
◉此問題の旨趣等

文學士　徳谷豊之助君著

社會倫理學

全一冊洋裝大判　紙數三百四十八頁
並製正價金四拾錢　郵稅金八錢
特製金五拾五錢　郵稅金拾錢

第一編　總論
○社會とは何ぞや○社會の種類○社會倫理學の任務○○個人的良心、社會的良心○○善惡標準外三

第二編　家族倫理
○近世家族の性質○家族倫理の第一義○夫婦の協同外十

第三編　人爲社會之倫理及び社交倫理
○人爲社會の發生○人爲社會と他の社會との異同外九

第四編　國家倫理
○國家倫理と家族倫理、人爲社會倫理社交倫理との關係、國家の職分及び國家倫理の地位と國民と國家外十四

第五編　國際倫理
○國際倫理とは何ぞや○國際倫理の區分○平時國際倫理○戰時國際倫理○結論

第六編　餘論
○人道論○人と生物○人と天然○結論

獨逸伯林大學教授　パウルゼン氏著
日本　文學博士　蟹江義丸君
日本　文學士　藤井健次郎君
日本　文學士　深澤安文君　共譯

倫理學大系

―(大好評五版發行)―

「目次」序論　倫理學とは何ぞや○第一編　倫理學史(希臘人の人生觀及び倫理學。基督教の人生觀。古代文明の基督教化。中世紀及び其人生觀。近世の人生觀。中世紀及近世紀の倫理學)。○第二編　倫理學原理(善惡の概念―形式論的見解と活動論的見解。厭世主義。害及び惡。本務及良心。利己主義及利他主義。德及び幸福。道德と宗教との關係。意志の自由)○第三編　德論及び本務論(德及び不德。意思の教育及び感情の修錬。肉體的生活。經濟的生活。精神的生活及び教育。名譽及び名譽心。自殺。同憂及び好意。正義。仁愛。眞實)

(全一冊洋裝菊判背皮總クロース紙數九百頁)
(正價金壹圓八拾錢―小包料金拾貳錢)

發兌元　東京市日本橋區本町三丁目　振替貯金口座第二百四十番　博文館


博文館